

第2回定例会 会議録目次

議事日程・付議事件	1
第2回定例会一般質問通告	5
6月1日（金）（第1日目）	
出席議員及び欠席議員	13
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人	13
職務のため出席した事務局職員	14
会議録署名議員の指名	15
会期の決定	15
報告第1号～第3号（3件）上程	15
議案第42号～第53号（12件）上程	16
議案第54号（教育長の任命）上程	18
議案第55号（教育委員の任命）上程	22
議案第56号（固定資産評価員の選任）上程	23
鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙	24
6月11日（月）（第2日目）	
出席議員及び欠席議員	27
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人	27
職務のため出席した事務局職員	28
一般質問	
三島 照 君（日本共産党）	29
竹山 耕平 君（自民新風会）	37
橋口 耕太郎君（公明党）	48
川口 幸義 君（自由民主党）	59
6月12日（火）（第3日目）	
出席議員及び欠席議員	71
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人	71
職務のため出席した事務局職員	72
一般質問	
安田 壮平 君（自民新風会）	73
大迫 勝史 君（公明党）	84
林山 克巳 君（自民新風会）	94
崎田 信正 君（日本共産党）	104

6月13日（水）（第4日目）

出席議員及び欠席議員	115
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人	115
職務のため出席した事務局職員	116
一般質問	
渡 雅之 君（無所属）	117
奥 輝人 君（自由民主党）	125
津畑 誠 君（無所属）	135
関 誠之 君（社会民主党）	146

6月15日（金）（第5日目）

出席議員及び欠席議員	157
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人	157
職務のため出席した事務局職員	158
議案第42号～第53号（12件）上程	159
議案付託	166

6月25日（月）（第6日目）

出席議員及び欠席議員	169
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人	169
職務のため出席した事務局職員	170
議案第42号～第53号（12号）上程	171
請願第2号，第1号（2件）・陳情第1号（1件）上程	175
発議第3号（意見書）上程	178
発議第4号（意見書）上程	179
奄美市選挙管理委員及び補充員の選挙	180
議案第57号（監査委員の選任）上程	181
議案第58号～第60号（固定資産評価審査委員会委員の選任）上程	182
議員定数等調査特別委員会の中間報告	183
発議第5号（奄美市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定）上程	185
閉会中の継続審査申出	185

別紙

各常任委員会審査報告書	187
閉会中の継続審査の申出について	190
議員定数等調査特別委員会 中間報告書	191
参考資料（意見書等）	199

平成30年 第2回奄美市議会定例会議事日程表

○平成30年5月25日 奄美市議会第2回定例会を招集した。

○会 期 25日間

○議事日程

月 日	曜	区 分	日 程
6月1日	金	本会議	1 会議録署名議員の指名 2 会期の決定（25日間） 3 報告第1号～第3号（3件） 上程 説明 質疑 討論 採決 4 議案第42号～第53号（12件） 上程 説明 5 議案第54号（教育長の任命について） 上程 説明 質疑 討論 採決 5 議案第55号（教育委員の任命について） 上程 説明 質疑 討論 採決 5 議案第56号（固定資産評価員の選任について） 上程 説明 質疑 討論 採決 5 鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙 ※全員協議会（本会議終了後） 【議題】奄美市選挙管理委員及び補充員の選挙について
6月2日	土	休 会	
6月3日	日	休 会	
6月4日	月	休 会	
6月5日	火	休 会	
6月6日	水	休 会	
6月7日	木	休 会	
6月8日	金	休 会	
6月9日	土	休 会	
6月10日	日	休 会	
6月11日	月	本会議	1 一般質問 - 三島議員，竹山議員，橋口（耕）議員，川口議員（質問順）
6月12日	火	本会議	1 一般質問 - 安田議員，大迫議員，林山議員，崎田議員（質問順）
6月13日	水	本会議	1 一般質問 - 渡議員，奥議員，津畑議員，関議員（質問順） ※全員協議会（一般質問終了後） 【議題】奄美市選挙管理委員及び補充員の選挙について
6月14日	木	休 会	
6月15日	金	本会議	1 議案第42号～第53号（12件） 上程 質疑 付託 ☆付託区分 { - 総務企画－議案第43号～第44号，第50号～第53号（6件） - 文教厚生－議案第45号～第48号（4件） - 産業建設－議案第49号 - 全委員会－議案第42号 ※ 請願・陳情付託報告（前議会からの継続審査事件を含む。） 総務企画－陳情第5号（2件） 文教厚生－請願第2号（1件） ー請願第1号，陳情第1号（継続分，2件） ※議員定数等調査特別委員会（本会議終了後） 【議題】中間報告（案）及び議員定数条例改正（案）について ※ 午後1時30分から常任委員会審査（文教厚生）
6月16日	土	休 会	
6月17日	日	休 会	
6月18日	月	休 会	※ 午前9時30分から常任委員会審査（産業建設） ※ 午後1時30分から常任委員会審査（総務企画）

平成30年 第2回奄美市議会定例会議事日程表

○平成30年5月25日 奄美市議会第2回定例会を招集した。

○会 期 25日間

○議事日程

月 日	曜	区 分	日 程
6月19日	火	休 会	報告書整理
6月20日	水	休 会	報告書整理
6月21日	木	休 会	報告書整理
6月22日	金	休 会	報告書整理
6月23日	土	休 会	報告書整理
6月24日	日	休 会	報告書整理
6月25日	月	本会議	1 議案第42号～第53号(12件) 上程 報告 質疑 討論 採決 2 請願第2号(教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元, 複式学級解消をはかるための, 2019年度政府予算に係る意見書採択の要請について) 請願第1号(受動喫煙防止の展開について) 陳情第1号(奄美市・名瀬・住用地区大規模給食センター化の市民説明会を求める陳情) 上程 報告 質疑 討論 採決 3 発議第3号(教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元, 複式学級解消をはかるための, 2019年度政府予算に係る意見書の提出について) 上程 説明 質疑 討論 採決 4 発議第4号(地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について) 上程 説明 質疑 討論 採決 5 奄美市選挙管理委員及び補充員の選挙 6 議案第57号(監査委員の選任について) 上程 説明 質疑 討論 採決 7 議案第58～60号(固定資産評価審査委員会委員の選任について) 上程 説明 質疑 討論 採決 8 「議員定数等調査特別委員会」の中間報告について 9 発議第5号(奄美市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について) 上程 説明 質疑 討論 採決 10 閉会中の継続審査について ※ 本会議終了後, 議場にて永年在職議員表彰状及び感謝状の伝達 ※ 会派代表者会

○ 付議事件は、次のとおりである。

番 号	議案等番号	件 名	議決年月日	議決結果	付託委員会
		平成 29 年度奄美市一般会計予算繰越明許費繰越計算書			
		平成 29 年度奄美市公共下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書			
		平成 29 年度奄美市農業集落排水事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書			
		平成 29 年度奄美市水道事業会計予算繰越計算書			
		専決処分の報告について (専決第 5 号 和解及び損害賠償の額を定めることについて)			
		専決処分の報告について (専決第 6 号 和解及び損害賠償の額を定めることについて)			
(1)	報告第 1 号	専決処分の承認を求めることについて (専決第 3 号 奄美市税条例の一部を改正する条例の制定について)	H30. 6. 1	承認	本会議
(2)	報告第 2 号	専決処分の承認を求めることについて (専決第 4 号 奄美市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について)	H30. 6. 1	承認	本会議
(3)	報告第 3 号	専決処分の承認を求めることについて (専決第 7 号 平成 30 年度奄美市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 1 号) について)	H30. 6. 1	承認	本会議
(4)	議案第 42 号	平成 30 年度奄美市一般会計補正予算 (第 1 号) について	H30. 6. 25	原案可決	全委員会
(5)	議案第 43 号	奄美市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について	H30. 6. 25	原案可決	総務企画
(6)	議案第 44 号	奄美市税条例の一部を改正する条例の制定について	H30. 6. 25	原案可決	総務企画
(7)	議案第 45 号	奄美市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について	H30. 6. 25	原案可決	文教厚生
(8)	議案第 46 号	奄美市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について	H30. 6. 25	原案可決	文教厚生
(9)	議案第 47 号	奄美市指定地域密着型サービスの事業の人員, 設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	H30. 6. 25	原案可決	文教厚生
(10)	議案第 48 号	奄美市立学校給食センター条例の一部を改正する条例の制定について	H30. 6. 25	原案可決	文教厚生
(11)	議案第 49 号	和解及び損害賠償の額を定めることについて	H30. 6. 25	原案可決	産業建設
(12)	議案第 50 号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について 財産の取得について	H30. 6. 25	原案可決	総務企画

番 号	議案等番号	件 名	議決年月日	議決結果	付託委員会
(13)	議案第 51 号	過疎地域自立促進計画の変更について	H30. 6. 25	原案可決	総務企画
(14)	議案第 52 号	工事請負契約の変更契約の締結について	H30. 6. 25	原案可決	総務企画
(15)	議案第 53 号	工事請負契約の変更契約の締結について	H30. 6. 25	原案可決	総務企画
(16)	議案第 54 号	教育委員会教育長の任命について	H30. 6. 1	同意	本会議
(17)	議案第 55 号	教育委員会委員の任命について	H30. 6. 1	同意	本会議
(18)	議案第 56 号	固定資産評価員の選任について	H30. 6. 1	同意	本会議
(19)	請願第 2 号	教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元、複式学級解消をはかるための、2019 年度政府予算に係る意見書採択の要請について	H30. 6. 25	採択	文教厚生
(20)	発議第 3 号	教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元、複式学級解消をはかるための、2019 年度政府予算に係る意見書の提出について	H30. 6. 25	原案可決	本会議
(21)	発議第 4 号	地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について	H30. 6. 25	原案可決	本会議
(22)	議案第 57 号	監査委員の選任について	H30. 6. 25	同意	本会議
(23)	議案第 58 号	固定資産評価審査委員会委員の選任について	H30. 6. 25	同意	本会議
(24)	議案第 59 号	固定資産評価審査委員会委員の選任について	H30. 6. 25	同意	本会議
(25)	議案第 60 号	固定資産評価審査委員会委員の選任について	H30. 6. 25	同意	本会議
(26)	発議第 5 号	奄美市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について	H30. 6. 25	原案可決	本会議

※前議会からの継続審査事件

(1)	請願第 1 号	受動喫煙防止の展開について	H30. 6. 25	採択	文教厚生
(2)	陳情第 1 号	奄美市・名瀬・住用地区大規模給食センター化の市民説明会を求める陳情	H30. 6. 25	不採択	文教厚生

第2回定例会一般質問通告

6月11日（月）

◎日本共産党 三島 照

1 市長の政治姿勢について

（1）米軍オスプレイの訓練の常態化について

①市長は、市民の安全、安心を守る立場から防衛省への申し入れを検討すべきと思うが見解を。

②この間の防衛省の見解をどう受け止めているのか。

2 末広・港土地区画整理事業について

（1）奄美市が、地方再生コンパクトシティのモデル都市に選定された事について

①選定された市には、ハード面で社会資本整備総合交付金、ソフト面では、地方推進交付金等が活用できるとなっているが、現在の到達状況について、全面供用開始はいつごろか。

②当初予算はいくらか、修正後の予算額と執行率は、なぜ減額か。

③当初予算の先行取得物件は何件で、実際に取得した物件は何件か。

④市民の安全対策をどうするのか、横断歩道等について

⑤バスの運行時期について

⑥路線評価額の変化は（H18年とH28年）。

⑦この事業をどのように評価しているのか。

3 奄美市栄誉賞について

（1）受賞者第1号の栄和人氏の栄誉賞は取り消すべきと思うが、見解は。

4 世界自然遺産について

（1）奄美大島世界自然遺産センター（仮称）について

①市の見解は。

②自然遺産に関連して大学院の設置等を検討できないか。

◎自民新風会 竹山 耕平

1 市長の政治姿勢について

（1）世界自然遺産登録に向けて

①IUCNの延期勧告を受け、環境省をはじめ県や関係団体など、その要因の分析・検証（協議）また今後の取組は。

②国立公園内、コア・バッファゾーン及びその他地域内における自然災害等への対応（取り決め）について

（2）大浜海浜公園リニューアル事業について

- ①新部長が描く本事業による大浜海浜公園らしい姿とは。また、リニューアルに伴う指定管理者との協議等について
- ②海開き後の更衣所が無い状況について対応策は。
- (3) 入札制度について
 - ①公募型プロポーザル方式の第二次審査後から決定通知までの流れについて
- (4) 末広港土地地区画整理事業。末広通りの現状について
- 2 教育行政について
 - (1) 今年度から教科化された「特別の教科道徳」について
 - ①教科として導入された経緯。
 - ②教科化されるまで（前年度まで）の取り組み。
 - ア 教育委員会、学校側・教諭側。
 - イ 子供たち（児童）
 - ③各校での公開授業研修会等の実施計画は。
 - ④通信簿への評価について
 - ⑤保護者への説明の有無。
 - ⑥課題点（不安）は。
 - (2) 名瀬住用地区学校給食センターについて
 - ①危機管理体制の取り組み状況。
 - ②食品納入業者等への取り組み状況。

◎公明党 橋口 耕太郎

- 1 世界自然遺産登録について
 - (1) 国際自然保護連合（IUCN）からの評価結果および勧告を受けての今後の対応について
 - ①「記載延期」の評価結果、勧告事項をどのように捉えているのか奄美市としての見解を伺う。
 - ②今後、国、県とどのように進めていくのか、再提出の時期まで含め見解を伺う。
- 2 観光施策について
 - (1) 名瀬新港の今後の整備状況について
 - (2) 奄美パークの活用について
- 3 教育行政について
 - (1) 市内各小中学校の普通教室への空調（冷房）設備設置の可能性について
 - (2) 奄美くろうさぎ留学について
- 4 福祉行政について
 - (1) 第7期奄美市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画について
 - (2) 認知症サポーター養成講座の現状並びに認知症カフェ等の運用状況について

5 市民サービスについて

(1) 市民が直接市役所に対し、要望、提案、苦情などを行った場合の対応について

①件数はどの程度か、また受けた場合の部署の流れはどのようなになっているか。

②どのようなかたちで市民へ返しているか。

◎自由民主党 川口 幸義

1 市長の政治姿勢について

(1) 世界自然遺産登録延長について

(2) 行動計画について

2 河川港湾行政について

(1) 小宿漁港及び平松 - 浜里 三地区の防波堤に大量の海砂堆積について

(2) 大浜海浜公園について

3 福祉行政について

(1) 第七期介護保険事業計画について

(2) 新規許認可について

4 環境行政について

(1) 生ゴミを分別する計画について

6月12日(火)

◎自民新風会 安田 壮平

1 奄振事業

(1) リーディングプロジェクト推進枠について

①本事業の進捗状況はいかがか。また、本市としてどのような企画提案を行ったのか。

2 環境の保全と活用

(1) 金作原での利用ルール実証実験について

①利用ルール創設に向けた今後の取り組みはいかがか。

(2) ポイ捨て防止条例第7条第2項(自動販売機への回収容器の設置)の取り組みについて

①昨年第4回定例会後の本市の取り組み状況はいかがか。

(3) 生物多様性地域戦略について

①これまでの進捗状況はいかがか。また、広報のあり方をどのように考えているのか。

3 地方創生

(1) 幸福度アンケート調査について

①昨年度の本調査から把握できたことは何か。また、PDCAサイクルの中でど

のように活用されているのか。

3 選挙

(1) 市長選・市議選の開票速報について

- ①現状では、開票中間結果・開票結果の発表をどのように行っているのか。
- ②他市の事例を参考に、本市HPでも開票速報を行うことはできないか。

◎公明党 大迫 勝史

1 「まちづくり」について

(1) 「コンパクトシティ」のモデル都市選定について

- ①3年間の社会資本整備総合交付金などの財政面優遇等のメリットがあるが具体的にどう生かしていくか伺う。
- ②「マリンタウン整備計画」への電柱地中化の可能性について

2 子育て支援・福祉行政について

(1) これまでの「障がい者自立支援法」が「障がい者総合支援法」と改正され本年度から施行されることについて

- ①重要な改正ポイントは何か伺う。
- ②本市独自の取組について伺う。
- ③今後の課題について伺う。

(2) 子どもの貧困対策について

- ①2/25開催の「奄美市まなび・福祉フェスタ」での「フードドライブ」は悪天候に関わらず盛況であったことは市民の関心も高いと思います。HPでは成果の紹介とお礼の言葉が載っていましたが、改めて集荷内容と配布先を伺います。
- ②今後の開催予定と定期的な開催は予定されていないか伺います。
- ③本市に於ける「子ども食堂」の展開数と業務形態をお示し下さい。
- ④行政としての支援策は考えられないのか、(別館の食堂の施設提供等)伺う。
- ⑤児童・生徒の学習支援の状況を伺います。

(3) 生活保護世帯の進学率について

- ①(高校・専門学校・大学)ごとにお示し下さい。
- ②進学準備給付金の現況について伺う。(高校・専門学校・大学)

3 教育行政について

(1) 小学校での英語教育について

- ①2020年度から英語が5年生から教科化、3年生から必修化されるとのことですが、現状と移行期間を考えての本市での取組を伺います。
- ②体制整備、並びに計画はできているか。人力的課題等はないか伺う。
- ③授業についていけない児童に対するケア的な事を考えているか。

(2) 中学での英語教育での筆記体習得について

- ①現状を伺う。
- ②筆記体未習得のデメリットについての認識を伺う。

◎自民新風会 林山 克巳

1 市長の政治姿勢について

(1) 働き方改革について

- ①兼業・副業・就業時間について
- ②フリーランス支援事業の毎年500万予算額の内訳⇒成果（詳しく・検証）展望まで！
- ③働き方改革におけるフリーランス支援事業と産業創出プロデューサー活動業務の関連性について

(2) 来年4月にせまる自衛隊部隊開設について

- ①市長の見解（共存共栄の町づくり）
- ②自衛隊員の新規採用の現状について
- ③市民への広報について

(3) 奄振延長について

- ①延長に向けての取り組みと決意
- ②奄美群島広域組合の活動状況

(4) 観光振興について

- ①世界自然遺産登録延期の影響について
- ②奄美群島島々における観光振興との連携について
- ③奄美市重点観光振興とは

◎日本共産党 崎田 信正

1 生活保護制度について

- (1) 生活保護の捕捉率をどうみているか。
- (2) 「一時生活支援事業」「家計相談支援事業」「健康管理支援事業」の評価は。(H29施政方針)
- (3) 「就労準備支援事業」の獲得目標は。
- (4) 生活困窮者自立支援法、生活困窮者支援制度の取り組みと成果は。
- (5) 国の生活保護費の引下げ方針への見解は。
- (6) 保護費の切り下げにより関連するものは何か。
- (7) 生活保護利用者の後発医薬品の使用義務化についての見解は。
- (8) 児童扶養手当の毎月支給への見解は。

2 社会保障制度及び保健・医療の充実について

- (1) 都道府県化となる国民健康保険制度について

① 2018年度の保険税は若干下がっているが、一期6年とする「国保運営方針」で負担軽減を維持し、さらに改善できるのか。

(2) 介護保険制度について

①介護保険料の負担増により滞納者は増えないか。

②滞納者へのペナルティーと現在の対応は。

③介護保険利用年齢(65歳)になった者障害者のサービスを「介護保険優先原則」で問題はないか。

3 教育問題について

(1) 国会で教育現場に関する問題が、頻繁に取り上げられる異常な事態に教育者としての見解は。

4 世界自然遺産について

(1) 世界自然遺産登録延期の勧告をうけ、今後の具体的な対策はどうするのか。

6月13日(水)

◎無所属 渡 雅之

1 世界自然遺産登録について

国際自然保護連盟(IUCN)が勧告した調査結果の現状認識と今後の展開について

(1) 世界自然遺産登録の基本計画について

(2) 環境大臣の発言後の対応について

2 店舗リフォーム制度について

(1) 店舗リフォーム制度適用の拡大について

平成25年9月議会での質問。翌年の3月議会後の全員協議会での当局説明。

(2) 全域への制度拡大について

3 道路整備と住民の安心安全について

浦上地区奥万田地内の道路整備について

(1) 年次的な計画を示して欲しい。

(2) 通勤時の車両通行について

4 学校給食センターの現状と経営計画について

(1) 進捗状況は。

(2) 人員体制の現状は。

(3) 今後の経営体制は。

◎自由民主党 奥 輝人

1 さとうきびの振興

(1) 国からの交付金単価の設定について

①交付金単価の引き上げについて

- ②経費の増加について
- (2) 品質取引について
 - ①基準糖度帯の引き下げについて
 - ②セーフティーネット基金の発動要件について
- (3) 農業共済について
 - ①農家の加入率について
 - ②加入促進について
- (4) ドローンを活用した経営方法について
 - ①ドローンの活用について
 - ②現場での実演会、デモ・フライトの実施について
 - ③ドローンの実用化について
- 2 農道整備について
 - (1) 平集落の里道の整備について
 - ①現在の状況と今後について
 - (2) 和野集落の市道3号線について
 - ①現在の状況と今後について

◎無所属 津畑 誠

- 1 世界自然遺産と観光振興について
 - (1) 交流人口増加による受け入れ態勢
 - ①海の玄関口（名瀬新港）の観光案内所設置について
 - ②無料公衆無線LANの整備促進について
 - (2) 安心・安全な観光地づくり
 - ①防犯カメラ・防犯ドライブレコーダーの導入について
 - ②公共交通（路線バス）停留所の整備について
- 2 農業振興について
 - (1) 地域資源を活用した新規作物の可能性と取組みについて
 - (2) 安心・安全・安定供給の野菜工場について
 - (3) 大島支庁と連携した農業振興への取組みについて
- 3 まちづくりについて
 - (1) 地方再生コンパクトシティ（モデル都市）について
 - (2) 名瀬港本港地区マリンタウン整備事業について
- 4 ふるさと納税制度について
 - (1) 平成30年度のふるさと納税推進事業の新たな取組みについて
 - (2) ふるさと納税制度を活用した産業振興について
 - (3) GCF（ガバメントクラウドファンディング）の取組みについて

◎社会民主党 関 誠之

1 市長の政治姿勢

- (1) 世界自然遺産登録延期勧告について
- (2) 二度目となる奄美空港へのオスプレイ緊急着陸に対する市長の見解と、関係機関への対応について

2 教育行政について

- (1) 笠利学校給食センターの委託業務の状況について
- (2) 名瀬・住用地区学校給食センターの開設準備状況
- (3) 学校・幼稚園でのフッ素洗口について

3 その他の施策について

- (1) 国際大学設置の今後の方針について
- (2) 会計検査院「不当」指摘を受けた笠利町の汚水処理槽建設工事の顛末について
- (3) 大浜海浜公園の養浜対策について

6月1日(1日目)

○ 出席議員は、次のとおりである。

1 番	橋 口 耕 太 郎 君	2 番	林 山 克 巳 君
3 番	松 山 さ お り 君	4 番	津 畑 誠 君
5 番	栄 ヤ ス エ 君	7 番	与 勝 広 君
8 番	渡 雅 之 君	9 番	戸 内 恭 次 君
10 番	元 野 景 一 君	11 番	川 口 幸 義 君
12 番	竹 山 耕 平 君	13 番	安 田 壮 平 君
14 番	西 公 郎 君	15 番	関 誠 之 君
16 番	三 島 照 君	17 番	崎 田 信 正 君
18 番	師 玉 敏 代 君	19 番	多 田 義 一 君
21 番	奥 輝 人 君	22 番	平 川 久 嘉 君
23 番	里 秀 和 君	24 番	伊 東 隆 吉 君

○ 欠席議員は、次のとおりである。

6 番	大 迫 勝 史 君	20 番	橋 口 和 仁 君
-----	-----------	------	-----------

○ 地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

市 長	朝 山 毅 君	副 市 長	東 美 佐 夫 君
教 育 長	要 田 憲 雄 君	住用総合支所事務 所 長	手 薮 利 文 君
笠利総合支所事務 所 長	高 一 也 君	総 務 部 長	菊 田 和 仁 君
総 務 課 長	三 原 裕 樹 君	企画調整課長	山 下 能 久 君
財 政 課 長	國 分 正 大 君	市 民 部 長	前 田 和 男 君
国保年金課長	井 上 裕 之 君	保健福祉部長	奥 田 敏 文 君
福祉事務所長	中 村 博 光 君	商工観光部長	武 下 義 広 君
商水情報課長	麻 井 庄 二 君	農 政 部 長	山 下 仁 司 君
農林振興課長	栄 広 久 君	建 設 部 長	本 山 末 男 君
都市整備課長	竹 元 康 晴 君	上下水道部長	橋 口 義 仁 君
下 水 道 課 長	里 嘉 郎 君	教育委員会事務 局 長	山 田 春 輝 君

6月1日(1日目)

学校給食センター
所 長 龍 和 隆 君

○ 職務のため会議に出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長 前田 賢一郎 君 議会事務局次長兼
調査係長事務取扱 向 井 渉 君

議事係長 伊集院 正 君 議事係主査 堀 健太郎 君

議長（師玉敏代君） おはようございます。ただいまの出席議員は21人であります。会議は成立いたしました。

これから、平成30年度第2回奄美市議会定例会を開会いたします。（午前9時30分）

○

議長（師玉敏代君） 直ちに本日の会議を開きます。

日程に入ります前に、諸般の報告をいたします。

去る第1回定例会において可決されましたバリアフリー法の改正及びその円滑な施行を求める意見書の提出について、ほか1件については、内閣総理大臣をはじめ、関係方面に提出いたしましたので、御了承願います。

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、平成29年度奄美市一般会計予算繰越明許費繰越計算書、平成29年度奄美市公共下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書、及び平成29年度奄美市農業集落排水事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書、並びに地方公営企業法第26条第3項の規定により、平成29年度奄美市水道事業会計予算繰越計算書の以上4件について報告がありました。その内容は、お手元に配付いたしました資料のとおりであります。

また、市長から地方自治法第180条第2項に基づく専決処分2件の報告がありました。その内容は、お手元に配付いたしました文書のとおりであります。

○

議長（師玉敏代君） 日程に入ります。日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員に、津畑 誠君、竹山耕平君、奥 輝人君の3名を指名いたします。

○

議長（師玉敏代君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期を、お手元に配付いたしました議事日程表のとおり、本日から6月25日までの25日間とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から6月25日までの25日間とすることに決定いたしました。

○

議長（師玉敏代君） 日程第3、報告第1号 専決第3号 奄美市税条例等の一部を改正する条例の制定について、報告第2号 専決第4号 奄美市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、及び報告第3号 専決第7号 平成30年度奄美市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）についてまでの専決処分の承認を求めることについての3件を一括して議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長（朝山 毅君） おはようございます。ただいま上程されました報告第1号から報告第3号までの専決につきまして、提案理由を御説明いたします。

まず、報告第1号 奄美市税条例等の一部を改正する条例の専決につきましては、地方税法等の一部改正に伴い個人住民税の基礎控除等の額を見直すとともに、たばこ税の税率を引き上げるなど、所要の規定の整備を行ったものでございます。

報告第2号 奄美市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決につきましては、地方税法等の一部改正に伴い、低所得者に係る税額軽減措置の対象拡充、賦課限度額の見直しを図るため、所要の規定の整備を行ったものでございます。

報告第3号 平成30年度奄美市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の専決につきまして御説明いたします。

歳出につきましては、平成29年度における歳入不足に対して、平成30年度歳入を繰り上げる必要

が生じたので、繰上充用金を計上したものでございます。

歳入につきましては、その財源といたしまして、国民健康保険税及び県補助金を増額計上いたしました。

今回の補正によりまして、歳入歳出それぞれ３億９，９３９万円の増額となり、平成３０年度奄美市国民健康保険事業特別会計予算の総額は５６億４，２３７万１，０００円となります。

以上、報告第１号から報告第３号までの提案理由を申し上げましたが、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかでございましたので、地方自治法第１７９条第１項の規定により、市長において専決をいたし、同条第３項の規定により報告を行い、承認をお願いする次第でございます。何とぞ御審議の上、御承認くださいますようお願い申し上げます。

議長（師玉敏代君） これから、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいまの３件は、会議規則第３７条第３項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、ただいまの３件は委員会付託を省略いたします。

これから、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これから、報告第１号から報告第３号までの３件について、一括して採決いたします。

お諮りいたします。

以上の３件は、これを承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、報告第１号から報告第３号までの専決処分の承認を求めることについての３件は、いずれも承認することに決定いたしました。

○

議長（師玉敏代君） 日程第４，議案第４２号 平成３０年度奄美市一般会計補正予算（第１号）についてから、議案第５３号 工事請負契約の変更契約の締結についてまでの１２件を一括して議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長（朝山 毅君） それでは、ただいま上程されました議案第４２号から議案第５３号までの提案理由を御説明いたします。

まず、議案第４２号 平成３０年度奄美市一般会計補正予算（第１号）の主な内容につきまして御説明いたします。

第１表、歳入歳出予算補正につきまして、まず、歳出の主な内容を申し上げます。

今回の補正は、関係する各費目に事務事業の執行に要する臨時職員配置に伴う経費を計上いたしております。

総務費につきましては、地方創生推進費におきまして、地域おこし協力隊による事業経費を新たに追加するとともに、奄美群島振興交付金を活用した離島留学推進事業に要する経費を追加計上いたしております。衛生費につきましては、環境衛生費におきまして、食肉処理施設整備に要する経費といたしまして3,767万2,000円を新たに計上いたしております。土木費につきましては、都市再生整備事業におきまして、名瀬中心市街地地区が国の地方再生モデル地区に選定されたことに伴い、当該地区の整備促進を図るため2億8,690万円を追加計上いたしております。

次に、歳入につきましては、歳出に要する財源として、国・県支出金1億2,338万3,000円、市債1億6,770万円、繰越金7,734万1,000円などを追加計上いたしております。

以上が、歳入歳出予算の主な内容であります。今回の補正で4億3,444万4,000円を追加することにより、平成30年度奄美市一般会計予算の総額は342億5,453万5,000円になります。

また、第2表、地方債補正につきましては、事業費の追加や変更に伴う起債限度額の変更を行うものでございます。

次に、議案第43号 奄美市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定につきましては、本市が保有する電子計算機と外部の電子計算機等を結合する際の要件を見直すため、所要の規定を整備しようとするものでございます。

議案第44号 奄美市税条例の一部を改正する条例の制定につきましては、地方税法の一部改正に伴い、生産性向上特別措置法に係る一定の要件を満たす中小企業者に対する固定資産税の優遇措置を図るため、所要の規定を整備しようとするものでございます。

次に、議案第45号 奄美市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、住民税が非課税の世帯の未就学児に係る医療機関等の窓口負担をなくし、経済的理由により受診を控えることによる症状の重篤化の防止を図るため、所要の規定を整備しようとするものでございます。

議案第46号 奄美市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定につきましては、当該介護支援事業を指定する権限が、県から市町村へ移譲されたことに伴い、所要の規定を整備しようとするものでございます。

議案第47号 奄美市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきましては、同一事業所において高齢者と障害のある人がサービスを受けられる制度を新設するとともに、既存のサービスの基準の見直しを図るなど、所要の規定を整備しようとするものでございます。

議案第48号 奄美市立学校給食センター条例の一部を改正する条例の制定につきましては、新設された奄美市立学校給食センターを追加するため、所要の規定を整備しようとするものでございます。

議案第49号 和解及び損害賠償の額を定めることにつきましては、平成29年9月6日に発生しました公用車の交通事故に伴う和解と損害賠償額の決定について、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により議会の議決を求めようとするものでございます。

議案第50号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更ににつきましては、名瀬辺地、住用辺地及び笠利辺地における総合整備計画の施設におきまして、新たな事業の追加や事業費等の変更に伴い、事前計画書より増減が見込まれます。継続して辺地債を適用するためには、総合整備計画の変更が必要であることから、「辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律」第3条第8項の規定に基づき、議会の議決を求めようとするものでございます。

議案第51号 過疎地域自立促進計画の変更ににつきましては、過疎地域自立促進計画の施設において、新たな事業の追加や事業費等の変更に伴い、事前計画書より増減が見込まれます。継続して過疎債

を適用するためには過疎地域自立促進計画の変更が必要であることから、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項の規定に基づき、議会の議決を求めようとするものでございます。

議案第52号及び議案第53号 工事請負契約の変更契約の締結につきましては、奄美市本庁舎新築工事において工事の追加や、当初計画に基づく労務単価等の見直しに伴い、変更計画を締結するため議会の議決を求めようとするものでございます。

以上をもちまして、議案第42号から議案第53号までの提案理由の説明を終わりますが、何とぞ御審議の上、議決して下さいますようお願いいたします。

議長（師玉敏代君） 暫時休憩いたします。

9時55分再開いたします。（午前9時47分）

○

議長（師玉敏代君） 再開いたします。（午前9時55分）

日程第5、議案第54号 教育委員会教育長の任命についてを議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長（朝山 毅君） ただいま上程されました議案第54号 教育委員会教育長の任命につきまして、提案理由を御説明いたします。

教育委員会委員のうち、現在、教育長であります要田憲雄氏の任期が平成30年6月2日をもって満了になります。「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部改正に伴いまして、教育長の任命を市長が行うこととなっております。今回、教育委員会教育長として要田憲雄氏を任命いたしたく、同法第4条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

何とぞ御同意くださいますようお願い申し上げます。

議長（師玉敏代君） これから、本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

15番、関 誠之君。

15番（関 誠之君） 皆さん、おはようございます。社会民主党、社民党の関 誠之でございます。ただいま上程をされました議案第54号 教育長の任命について、若干質疑をさせていただきます。

今回の提案は、今、市長からありましたとおり、教育長として職名をつけて議会に提案をいたしております。このことは平成27年4月1日に施行された地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、奄美市議会において初めて提案される教育長の任命案だというふうに思っております。

はじめに、この法の改正により、地方公共団体の長と教育委員会の関係がどのように変わったのかをお答えください。

私は本日、先ほど議場において配付された議案で、公式に当局の提案として教育長、教育委員会の氏名を確認したところでございます。そこでお尋ねいたしますが、人事案件はいつも後送りとなり、当日の議場配付となっているような気がいたします。議案を送付する日に、期日に、なぜ一緒に送付できないかを伺います。今後の人事案件の議案送付にあたっては改善できるのかできないのかを含めてお答えをいただきたいと思います。

今回の提案は、教育長のこれまでの職務の成果を評価し、更に継続して2期目も頑張ってもらいたいとの激励を含めた提案だと、私も思っております。そこで、地方公共団体の長として2期目の任命にあたり、まず、1期目の成果をどのように評価をし、2期目にどのようなことを期待しておられるのかを伺います。

次に、現在の教育委員長は今後どのようなになるのか。今後の教育委員会はどのような組織になるのかをお答えいただきたいと思います。

最後になりますが、教育委員の職業に偏りが生じないよう配慮する規定もあるようですが、人選の工夫や研修の充実を図るため、どのような工夫をされているか、お答えください。以上であります。

議長（師玉敏代君） 答弁できますか。

教育委員会事務局長（山田春輝君） おはようございます。それでは、私のほうから今回の制度の改正で、教育委員会と当局の関係について、それから、教育委員長がどうなるのかということ、2点にお答えさせていただきます。

地方教育行政の組織及び運営に係る法律の一部を改正する法律が平成26年6月に公布され、先ほど閣議員からありましたとおり、平成27年4月から施行されることになりました。この法律の主な改正内容といたしまして、地方教育行政における責任体制の明確化、迅速な危機管理体制の構築、地方公共団体の長と教育委員会との連携強化など、制度の抜本的な改革を行う内容となっております。これまで教育委員会が任命する教育長となっておりますが、新制度においては地方公共団体の長が直接教育長を任命することにより、任命責任が明確化される内容となっております。なお、現在の教育長の任期中は、旧制度の経過措置となっていたことから、今回、初めての上程となります。これまで教育長の任期は4年ということでしたが、今回から任期は3年となります。ほかの委員につきましては4年でそのままになります。これまでの教育委員長の職務につきましては、教育長が兼ねることになりますので、教育委員会の中では職務に代理者を設けることになります。以上でございます。

議長（師玉敏代君） 閣議員、よろしいですか。

実績、そして、当日配付することの改善、その辺についてはいかがですか。

市長（朝山 毅君） 御案内のとおり、閣議員の御質疑に対し、同法新法に基づく今回の教育長の任命についての議会に対するお願いでございます。県下43市町村ありますが、現在、旧法により教育長になっておられる市町村が5市町村だと思います。ほとんどの市町村において新しい法律に基づく教育長の任命ということで、向こう3年間の教育長の任期を全うしていただくような新法による教育長の任命ということが、ほとんどの市町村がしております。本市においては、平成27年の4月に新しい法律が施行されましたので、その以前の教育長の任命でありましたから、今年でちょうど4年目を迎えるというふうなことになります。今回は新しい法に基づくお願いを議会にしているところであります。

それともう一つ、教育長並びに人事案件については、当日議会に上程、そして配付、資料配付というふうなことでいいのかというふうなお話であったかと思いますが、これについては、私、責任者としても今後工夫をしてみたいと思います。やはり人事案件でございますので、当該者の名誉にも関わってまいりますし、やはりそれをどのような形でやっていったほうが、議会の皆さんに御理解をいただき、そして公平・公正・透明な形で人事案件を採決いただけるかということの手法については、私なりに考えてみたいと思います。ただ、慣例的に従来までそのような現行のような形でなされていたということを伺っておりますし、これが法的にどうという根拠はないと思いますが、議会の皆さんの御理解と御協力をいただくための手法として、どの形がいいかについては今後検討させていただきたいと思いますので、御理解いただきたいと思います。

議長（師玉敏代君） 閣議員、ほかに質疑がありますか。実績ですか。

15番（関 誠之君） 最後に言った教育委員の職業に偏りがいないような配慮はどのようにされておるのか。人選の工夫や研修の充実はどうしておるのかという答えがまだもらっておりませんが、議案が上程されてないので、通告ができない状況の中での質疑ということは、しっかり理解をしながら、かなり基

本的なことだけを質疑させていただいておりますから、是非答えていただきたいと思います。

議長（師玉敏代君） 今の質疑に対して答弁できますか。

関議員、2回目の質疑で起立されて質疑されたらいかがですか。声がここに届かないです。

15番（関 誠之君） はい、分かりました。よろしいですか。ただいま申し上げましたとおり、通告をしようにも議案の提案がありませんので、通告のしようがないんですよ。そういうことを含めて、市長は検討したいとおっしゃったというふうに理解をしますけれども、そういうことで、非常に基本的な分かりやすいことを質疑として、今出させていただいておりますけれども、そういうことを議員の立場として、通告もできないような状況でですね、あるということは理解をしていただきたいと思います。

それで、先ほど市長は検討したいということがありましたが、地方公共団体の長として、先ほども申し上げたとおり、教育長という職名をつけて任命をするのはこれが初めてですよ。ですから、それに対して1期目の成果をどのように評価し、2期目にどんなことを期待をしておられるのかという質問を先ほどいたしました。回答をもらっておりませんので、そのことについてお答えいただきたいということと、教育委員会の職業に偏りがないように配慮する規定というのがあるわけですよ、この法の中にも。それで、人選の工夫や研修の充実を図っていくんだというふうに記載をされておりますが、そのような、今申し上げたことに対してどのような工夫がされているかと。これは、横文字でありまうといけませんけれども、レイマンコントロールということで、素人管理、いわゆる教育の専門家だけが集まって議論するのでなくて、地域に学区の住民の意思を教育政策に反映をさせるということと、一つはそういう素人が入っていくことによって、その教育委員会が緊張感を持って物事が進んでいくということでもありますから、是非この辺の教育委員会の職業に偏りのない配慮がどうなったかということをお聞きしたいと思ひまして質問いたしました。

議長（師玉敏代君） 答弁できますか。

市長（朝山 毅君） 関議員がお話になりましたように、私自身、責任者として、議員がおっしゃったことを総合的に配慮しながら人選をやったつもりであります。まず1点については、現在の教育長をまた再任という形をお願いしているわけですが、この間における教育行政、そしてまた学校当局、地域の皆さんとの連携、信頼関係というのが、私は構築されているものと信じております。また今後においても、オリンピック、県民体育大会など、また本市における相撲大会、国体などなど、教育行政、中でも体育行政に関わる種々の問題がこれから向こう2年、3年、4年の中において、たくさん出てまいります。それらのことも含めて、専門的な立場、経験的な立場を踏まえてお願いをしているわけでございます。

それともう一つ、教育委員の構成についての形ではありますが、合併して10数年余、やはり地域の中における教育行政というのはいかにあるべきかと、やはりそういう意味において、やはり住用地域の御出身、笠利地域の御出身、名瀬地域の御出身、トータルして5名の教育委員の皆さん方にそれぞれの分野において御功績、また理念をお持ちの方をお願いをしているわけでありまう。教育行政に携わった方、そして現在、学校PTA連絡協議会などなど、学校当局、そして地域間の皆さんとの連携を図れるような、そういう功績、そして地位にある方を人選してお願いをして、現在、5名の教育委員会の構成となっているわけでありまう。そういう意味においても、やはり教育現場、また教育行政、そして地域教育に携わった方々の構成員をもって教育委員会を組織していただくようお願いもしているところであります。以上でございます。

議長（師玉敏代君） 質疑ありますか。

15番（関 誠之君） ありがとうございます。よく趣旨は分かりましたので、ただ、よく言われるように、今まで教育委員会と執行当局というのは完全に独立をして、教育委員会は教育委員会の部門でしっかりと教育長を中心とした教育委員会の長の中でやっておられたというふうに思いますが、そこで最後に質問をさせていただきたいと思います。

要するに、この自治体の長が教育総合会議なるものを開催をして、協議議題としていろいろやっていますが、その教育総合会議の協議議題というのは、どういうことが主になるのか。そして首長の権限がどのようなところまで及んでくるのか。その二つについて、少し市長の考え方があればお聞かせをいただきたいと思います。それを聞いて、私の質疑を終わりたいと思います。

議長（師玉敏代君） 答弁できますか。

教育委員会事務局長（山田春輝君） 教育総合会議のことですが、メインで審議しますのは予算や条例提案等の首長の権限に係る事項についてが中心になるということで、なっております。教職員の人事案件とか、教科書採択関係については基本的にそこで審議しないということになっております。以上です。

議長（師玉敏代君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略いたします。

これから、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これから、議案第54号について採決いたします。

この採決は、無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

ただいまの議長を除く出席議員は21人であります。

投票用紙を配付させます。

（投票用紙配付）

（発言する者あり）

21名です。議長を除く21名です。

（発言する者あり）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

(投票箱点検)

異常なしと認めます。

この際、念のために申し上げます。本案を可とする諸君は賛成と、否とする諸君は反対と記載の上、点呼に応じて順次投票をお願いします。

なお、投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第73条第2項の規定により否とみなします。

点呼を命じます。

(点呼、投票)

投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場閉鎖を解きます。

(議場開場)

開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に元野景一君，平川久嘉君を指名いたします。

両名の立ち会いをお願いします。

(開票)

投票の結果を報告いたします。

投票総数21票。これは先ほどの議長を除く出席議員数に符合いたしております。

そのうち、賛成21票，反対0票であります。

以上のとおり、賛成多数であります。

よって、議案第54号 教育委員会教育長の任命については、同意することに決定いたしました。

○

議長（師玉敏代君） 日程第6，議案第55号 教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長（朝山 毅君） ただいま上程されました議案第55号 教育委員会の委員の任命につきまして，提案理由を御説明申し上げます。

教育委員会委員のうち，里中一彦氏の任期が平成30年6月2日をもって満了になりますことから，新たに西 正和氏を任命いたしたく，「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第4条第2項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

何とぞ御同意くださいますようお願い申し上げます。

議長（師玉敏代君） これから，本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって，質疑を終結いたします。

お諮りします。

本案は，会議規則第37条第3項の規定により，委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略いたします。

これから、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

この採決は、無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

ただいまの議長を除く出席議員は21人であります。

投票用紙を配付させます。

（投票用紙配付）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

（投票箱点検）

異常なしと認めます。

この際、念のために申し上げます。本案を可とする諸君は賛成と、否とする諸君は反対と記載の上、点呼に応じて順次投票をお願いします。

なお、投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第73条第2項の規定により否とみなします。

点呼を命じます。

（点呼、投票）

投票漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場閉鎖を解きます。

（議場開場）

開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に川口幸義君、里 秀和君を指名いたします。

両名の立ち会いをお願いします。

（開票）

投票の結果を報告いたします。

投票総数21票。これは先ほどの議長を除く出席議員数に符合いたしております。

そのうち、賛成21票、反対0票であります。

以上のとおり、賛成多数であります。

よって、議案第55号 教育委員会委員の任命については、同意することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。（午前10時30分）

○

議長（師玉敏代君） 再開します。（午前10時35分）

日程第7、議案第56号 固定資産評価員の選任についてを議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長（朝山 毅君） ただいま上程されました議案第56号 固定資産評価員の選任につきまして、提案理由を御説明いたします。

平成30年4月1日付けの人事異動に伴い、税務課長となった藤原俊輔を固定資産評価員に選任いたしたく、地方税法第404条第2項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

何とぞ御同意くださいますようお願いいたします。

議長（師玉敏代君） これから、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、本案は、委員会付託を省略いたします。

お諮りいたします。

この際、本案は討論を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略いたします。

これから、議案第56号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、これに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議案第56号 固定資産評価員の選任については、同意することに決定いたしました。

○

議長（師玉敏代君） 日程第8、鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員は、県内市町村の長及び議員のうちから市長区分6人、市議会議員区分6人、町村長区分4人、町村議会議員区分4人から構成されています。現在の広域連合議会議員のうち、市議会議員から選出する議員について3人の欠員が生じているため、広域連合規約第9条第3項及び広域連合議会議員の選挙に関する規則の規定に基づく選挙の告示を行い、候補者の届出を締め切ったところ、市議会議員から選出すべき人数を超える4名の候補者がありましたので、広域連合規約第8条第2項の規定により、選挙を行います。

この選挙は、同条第4項の規定により、全ての市議会の選挙における得票総数の多い順に当選人を決定することになりますので、会議規則第32条の規定に基づく選挙結果の報告のうち、当選人の報告及び告知は行えません。

そこでお諮りいたします。

選挙結果の報告については、会議規則第32条の規定に関わらず、有効投票のうち候補者の得票数ま

でを報告することとしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

したがって、選挙結果の報告については、会議規則第32条の規定に関わらず、有効投票のうち候補者の得票数までを報告することに決定しました。

選挙は投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

ただいまの出席議員は22名であります。

投票用紙を配付させます。

（投票用紙配付）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

（投票箱点検）

異常なしと認めます。

念のために申し上げます。投票は単記無記名です。

ただいまから投票を行います。点呼に応じて順次投票をお願いします。

（点呼、投票）

投票漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場閉鎖を解きます。

（議場開場）

開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定によって、立会人に竹山耕平君、伊東隆吉君を指名します。

両名の立ち会いをお願いします。

（開票）

選挙の結果を報告します。

投票総数22票。これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち、有効投票22票、無効投票0票。

有効投票のうち、新屋敷 幸隆君0票、西江園 明君0票、伊瀬知 正人君17票、たてやま 清隆君5票。

以上のとおりです。

以上をもちまして本日の日程は終了しました。

6月11日午前9時30分、本会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。（午前10時45分）

6月11日(2日目)

○ 出席議員は、次のとおりである。

1 番	橋 口 耕 太 郎 君	2 番	林 山 克 巳 君
3 番	松 山 さ お り 君	4 番	津 畑 誠 君
5 番	栄 ヤ ス エ 君	6 番	大 迫 勝 史 君
7 番	与 勝 広 君	8 番	渡 雅 之 君
9 番	戸 内 恭 次 君	10 番	元 野 景 一 君
11 番	川 口 幸 義 君	12 番	竹 山 耕 平 君
13 番	安 田 壮 平 君	14 番	西 公 郎 君
15 番	関 誠 之 君	16 番	三 島 照 君
17 番	崎 田 信 正 君	18 番	師 玉 敏 代 君
19 番	多 田 義 一 君	21 番	奥 輝 人 君
22 番	平 川 久 嘉 君	23 番	里 秀 和 君
24 番	伊 東 隆 吉 君		

○ 欠席議員は、次のとおりである。

20 番 橋 口 和 仁 君

○ 地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

市 長	朝 山 毅 君	副 市 長	東 美 佐 夫 君
教 育 長	要 田 憲 雄 君	住用総合支所事務 所 長	手 薮 利 文 君
笠利総合支所事務 所 長	高 一 也 君	総 務 部 長	菊 田 和 仁 君
総 務 課 長	三 原 裕 樹 君	企 画 調 整 課 長	山 下 能 久 君
財 政 課 長	國 分 正 大 君	プロジェクト推 進 監	満 永 亮 一 君
契約・検査指導 課 長	有 村 純 一 君	市 民 部 長	前 田 和 男 君
税 務 課 長	藤 原 俊 輔 君	環 境 対 策 課 長	平 田 博 行 君
市 民 課 長	寿 山 一 昭 君	市 民 福 祉 課 長	村 田 英 樹 君
保 健 福 祉 部 長	奥 田 敏 文 君	福 祉 事 務 所 長	中 村 博 光 君
高 齢 者 福 祉 課 長	永 田 孝 一 君	商 工 観 光 部 長	武 下 義 広 君
商 水 情 報 課 長	麻 井 庄 二 君	紬 観 光 課 長	島 袋 修 君

6月11日(2日目)

農政部長	山下 仁司 君	建設部長	本山 末男 君
都市整備課長	竹元 康晴 君	土木課長	保浦 正博 君
上下水道部長	橋口 義仁 君	下水道課長	里 嘉郎 君
下水道課技術調整 監	里 則人 君	水道課長	藤山 浩俊 君
教育委員会事務 局長	山田 春輝 君	教育委員会総務 課長	徳永 恵三 君
学校教育課長	元野 弘 君	生涯学習課長	福長 敏文 君
スポーツ推進課長	大山 茂雄 君	学校給食センター 所長	龍 和隆 君
農業委員会事務 局長	用稲 工巳 君		

○ 職務のため会議に出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長	前田 賢一郎 君	議会事務局次長兼 調査係長事務取扱	向 井 渉 君
議事係長	伊集院 正 君	議事係主査	堀 健太郎 君

議長（師玉敏代君） おはようございます。ただいまの出席議員は23人であります。会議は成立いたしました。

これから、本日の会議を開きます。（午前9時30分）

○

議長（師玉敏代君） 本日の議事日程は一般質問であります。

日程に入ります。日程第1，一般質問を行います。

この際、申し上げます。一般質問は個人質問とし、各自持ち時間は答弁を含めて60分以内といたします。なお、重複する質問事項につきましては極力避けられますように質問者において御配慮をお願いいたします。また、通告項目の積み残しのないよう、時間配分をよろしくをお願いいたします。更に、当局におかれましても答弁については時間の制約もありますので、できるだけ簡潔、明瞭に行われますようにあらかじめお願いをしておきます。

通告に従い、順次質問を許可いたします。

最初に、日本共産党 三島 照君の発言を許可いたします。

16番（三島 照君） 急に席が、背が高くなった。おはようございます。市民の皆さん、議場の皆さん、おはようございます。私、久しぶりに、10年振りぐらいに1番くじを引き当てた、いうことは市長の真摯な答弁が聞こえるちゃうかなと思いながら、今日は張り切ってます。

（発言する者あり）

何が違うで。それじゃ、皆さん、皆さんは市民の皆さんも毎日毎日今の日本の政治、テレビ放映を見て本当に恥ずかしい思い、子供たちの教育にとってもやっぱり大変迷惑な政治が続いていると思います。今の日本の政治は1強と言われ、安倍自公政権のもとで森友、加計疑惑で財務省や文部省、厚生省から防衛省、または首相秘書官の対応含めて、隠蔽と改竄、捏造、その上に圧力、セクハラ、暴言までが飛び出し、安倍政権の膿を取り払うといいながら底なしに溜まり溜まっています。これは、幾ら考えてもまさか国家公務員、地方公務員がつくった資料や原稿を、途中で首相をかばうために偽造、捏造する、本来の地方自治体やそういう公務員という組織の中では誰考えてもあり得ない、そのあり得ないことが今安倍政権のもとで行われています。日本共産党はこの安倍内閣の総辞職を訴え、そして今市民と野党の共闘を更に発展させて、全力を尽くして政権交代に向かって頑張ってまいります。

さて、質問に入ります。まず、市長の政治姿勢について。米軍のオスプレイの奄美上空での訓練の常態化についてです。この間、奄美群島では2013年に住用町の摺勝で大きな音を発した情報が入って以来、この1・2年の間見ても、新聞報道で今も毎日報道されてること考えたら、20回以上報道されています。このオスプレイの高い事故率、2003年から15年間で死者の出る重大事故は10件発生しています。それ以降、先日の奄美空港へのオスプレイの緊急着陸、そして未だに1機は残っています。その前には、2月には沖永良部でのオスプレイの部品の落下、沖永良部では自衛隊機のドアの落下、そしてそれに対して佐賀県や熊本空港や大分県でも市長や副知事揃って自衛隊の飛行禁止、中止を求める意見書やオスプレイに対する米軍訓練に対する要望書などが防衛省や米軍に届けられています。そして、4月24日には佐賀神埼市議会も意見書を提出していますし、奄美市議会も3月議会で全会一致でこの危険性について意見書を採択しました。しかし、そういう中で2番目でも言いますけど、前回の3月の答弁では安全飛行が前提であり、本市といたしましても昨今の米軍機の事故について危惧しているところという答弁をされていますし、そしてその前には航空機の飛行については航空法の施行規則に基づいて、これは国交省の許可を得てということになって飛行しているものと理解しているという、当時の総務部長の答弁です。米軍機は日本の航空法は適用されていません。そして、そのうえに整備ミスや操作ミスなど、機体以外の要因で発生する事故もあることから、事故率のみをもって機体の安全性を評価することは適当ではなく、そして市の方でも関係機関と連携を図りながら対応に努めていますという答弁です。これ、どこの総務部長の答弁か分からないような答弁ですよ。ところが、沖永良部の

あの事故、航空自衛隊のドアが奄美での当時の説明はドアを機体に固定するロックの内部部品が破損していたため、飛行中にロックが解除されたのが原因と説明にきています。ところが、その一方では内地の新聞を見てると、これは説明が違って、防衛省航空幕僚幹部は6日の記者会見で2月24日の定期検査で整備員がドアを取り外した際に必要以上の力がかかり、ドアをロックする部品の一部が破断、不完全なロック状態で飛行し振動でロックが外れたと。整備員は定められた手順どおりに作業しましたが、その手順そのものに不備があった。これ、幕僚長の記者会見の内容です。奄美で説明していることと内地で説明していることのこの違い、あとで2番目の質問でやりますけど、いかに防衛省が本当にそれこそこの防衛省だと言われるような状況を起きています。そして、この間、奄美でのオスプレイのこの間の問題を一つとっても、この前の飛行機はオスプレイは横田基地を離陸して岩国基地を経て、嘉手納へ向かう。その5機のうちの2機が奄美空港に緊急着陸した。ここも説明が違うんです。防衛省はこの、これについて、防衛省北関東防衛局から横田基地周辺自治体への情報提供をちゃんとやってるんです。だから、この横田基地や東京周辺では周辺市町村が連絡協議会をつくって、何かがあったときにはその原因と調査結果をきちっと情報提供することになってる。その中で、緊急着陸については1機に機内システムの警告があったため、これは合ってますよね。ところが、次は防衛大臣は記者会見で調査の結果、民間機には何ら支障は起こってないものと考えていますという説明をしています。しかし、翌日の新聞報道では民間機が28分も遅れている、支障をきたしているんですよ。それ以外にも、この間奄美へのオスプレイの飛行で問題にしている新聞記事というのは、数限りなく、約26回各紙が報道しています。市長、こういう状況を踏まえて、市長は自衛隊誘致のときもいつも言うてるのは、市民の安全・安心を守る立場から申し、防衛省からの奄美が最適だという声があって、基地建設を引き受けましたという答弁をされています。今のこういう状況の中で本当に市民の安全・安心が守れるのか、市民の代表として市長は防衛省へ関東の各自治体でやってる、熊本や大分や各自治体でやってるようによね、やっぱり市民の本気で安全・安心を守ろうという気持ちがあるなら、その意見書を提出し、その内容を市民にも情報共有すべきだと思いますけど、市長の答弁を求めます。

次からは発言席へ行きます。

議長（師玉敏代君） 答弁を求めます。

総務部長（菊田和仁君） おはようございます。それでは、三島議員の質問にお答えさせていただきます。オスプレイを含めた米軍機の安全飛行につきましては、本年第1回定例会一般質問でも答弁させていただいたとおり、全国各地においても議論がなされていることは承知いたしております。本市におきましても、米軍機の緊急着陸の際はその都度九州防衛局を通じて情報収集を図りながら、米軍などの関係機関へ機体の確実な整備、点検の徹底や安全管理に関する更なる情報の提供、また事前連絡の徹底や市民の不安を招くような運用について控えるよう、口頭で申し入れを行っているところでございます。議員からの防衛省への申し入れの御意見につきましては、本年第1回定例会におきましてもオスプレイの飛行訓練に対する意見書の提出が全会一致で採択され、内閣総理大臣、外務大臣、防衛大臣へ提出されたと伺っております。本市といたしましても市民の安全、安心を守る立場から、今後関係機関から更なる情報収集を図りながら、文書での申し入れについても検討させていただきたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

16番（三島 照君） さっきも言いましたように、九州防衛局はあとでもやります。お話ししますが、情報がさっきも言いましたように地元での情報提供と防衛省の情報提供は違うんですよ。思いませんか。はっきりと小野寺防衛大臣はここでも民間機への支障は起きてませんって言うてるんですよ。生じていないと承知してるって言うてるんですよ。これ、九州防衛局の報告やと思いますよ、こんな。その尻から遅れてるのが分かってるんだから。そういう九州防衛局へ幾ら口頭で言うたって、はい聞きました

た、そうですかと。今やってるあの隠蔽、改竄を考えたら防衛省であり得ることやんか。言いすぎかも分らんけど。それに対して、やっぱり私は正々堂々と佐賀県や大分県や、関東ではオスプレイの飛行する横田周辺の自治体連絡協議会があって、そこにきちっと奄美で起きたことも含めて報告してるんですよ。その内容が違うんですよ。そのこと、何とも感じないですか。答弁してください。

総務部長（菊田和仁君） 先ほども申し上げましたが、私ども文書での申し入れを行う方向で準備を進めていきたいというふうに考えているところです。佐賀県や大分県のお話もございましたが、特に大分県の場合は緊急着陸の対応についての要請を出されていると認識しています。従いまして、奄美市、あるいは奄美大島については緊急着陸と低空飛行について何らかの要請、要望を考えるべきではないかと、今考えてるところです。以上です。

16番（三島 照君） やっぱり、こんだけ連日ね、オスプレイの飛行で私はこの奄美周辺、うちの家の上やら最近あまり飛ばんから、飛んでないもんと思ってたんですよ。ところが、先日土日、住用から大和村回ってたら片っぱしからその話が出るんです。だから、大和村議会もとうとう意見書を出したんです。きちっとしたオスプレイの飛行、パープルラインという飛行訓練コース、決めといて、そしてそのコースをまともに守りも、それも問題ですけど、守らずに、自由勝手飛び散っている。この町にあちこちで事故を起こしている。このことについて文書で意見書を出すということですから、それならきちっと出したあと、やっぱり議会や市民にも奄美市として市長、記者会見でもして、ちゃんと発表していただきたい、いうことを要望しておきます。

次に、防衛省の問題です。この間、私たちは鹿児島県共産党議員団として5月の8日、九州防衛局へこのオスプレイ問題、鹿屋基地も含めてですけど、九州防衛局へ申し入れに行きました。防衛局の答弁を全部読みませんが、私皆さんにお知らせしますから。このオスプレイの飛行についてということで申し入れしました。防衛局の答弁は米軍のオスプレイの奄美空港への低空訓練の実態調査、公表及び米軍に訓練中止を要請することは、防衛省の防衛本省のほうに伝えていただきます。伝えておきます、いうだけなんです。防衛省九州本部として何もやると言えないんです。もう一つ、これは崎田議員の質問でこういう実施、実態について防衛省のほうでは把握しているんですかと。すると、防衛省は当方のほうでは承知しておりませんって言うてるんですよ。口頭で申し入れしてるって言うてるけど、当方では承知しておりませんって言うた。これ、文書前もって渡してありますよね。見ておられると思いますけど、こういう答弁なんです。そして、次に事前に米軍が飛ぶということを承知しているんですか、勝手に飛んでるんですか、という質問に対しては、飛行の安全確保、住民の影響、行政との必要性、さっきの答弁と一緒にすわ。義務を満たす観点から一定の飛行経路を念頭に飛行することはあるとして承知していると。米軍の運用に関わることでございますので、承知しておりませんと。これが、防衛局の答弁です。もう一つは、防衛局は承知していないということですね。もう一つは、崎田議員のほうから、国民の、住民の命と安全に関わることで承知していないとは何事ですかという質問をしています。2月に報道された、2月の地元新聞を示して聞いています。この2月の新聞の中で尾辻議員の米軍、米軍機においては日本はまだ占領下だということも見せています。この地元新聞を見たことありますかという質問に対して、その記事については承知していなかったのですが、今申し上げたとおり防衛本省のほうでこのような確認をしたというようなことは私のほうでは聞いておりませんと。これ、みんな防衛省の九州局の答弁なんです。もう一つは、米軍機が何かどうかいうことを確認して、地元自治体には連絡してるんですかと、情報提供してるんですかと質問に対しては、自治体にそういった意味では確認のとれたものについては、県に対して回答している。これ、県から市に届いていますか。ほんで、その危険性について問われたら、防衛省としてはオスプレイの機体の安全性につきましては問題があるという認識はしておりません。これが、防衛省の認識ですよ。この15年間で10件以上の人身事故を起こして、度重なる事故を起こしてるオスプレイに対して。そして、おりませんとって、あと防衛省としてはオス

プレイの訓練の飛行に対して、安全確保が大前提と考えておりまして、米軍に対しては安全面に対して最大限配慮するよう求めている。この意味は、奄美上空や住民があの大爆音で悩み苦しんで、うるさくて寝られない、夜中も飛んでくる、そういうことに対しては何ら認識してない。さっきの答弁でもあったように、機体の事故じゃなく、人為的な事故、操縦者の事故。そして、事故が機体の問題があったにせよ、操縦者の問題にあったにせよ、落ちて、申し訳ございませんでしたと事故のあとで幾ら謝ったって命は戻ってこないんです。起きる前にやるのが行政の責任だと思ってる。そういう米軍のやっているこの答弁、文書も届いていると思いますので、初めて、今まで私が原稿を当局に提案したことないかも分かりませんが、初めて提案、提供もしての答弁ですから、こういう、この間の防衛省の動き、見解、口頭で言うてきたけど、聞いていないという答弁。ここには崎田議員だけ行ったんと違いますからね。ほかにも行ってますから。そのテープを起こした答弁ですから。それについて市長はどのような見解をもって受け止めているのか。意見書、提出する中にもそういったことも含めて、私は含めた意見書提出にさせていただきたいと思いますので、これは市長の見解を求めます。

市長（朝山 毅君） 三島議員にお答えさせていただきます。一般論で申し上げますと、外交、防衛というのは国家根幹をなすセキュリティと言いますか、秘密事項であることも事実でございます。日米の地位協定によりまして、米軍並びに防衛省、日本国とのいろんな条約、約束事がありますが、議員がおっしゃるようにオスプレイの問題等において、まず国家、国民に安心を与えるべき組織の行動として、いわばオスプレイが地域住民に不安と動揺を与えているとすれば、与えているという現実において、関係自治体において国に対し、また米軍に対し意見書を提出している事案も存じ上げているつもりです。そのことも踏まえて、我々においても今後のことも含めて意見書の提出も一つの方法であると考えておりますので、参考にしながら国のほうに、防衛、九州防衛局のほうに、また、あるいは防衛省のほうに提出したいと思っております。ただ、これらの事案が発生したときには、常に私どもは県や九州防衛局にそのことをお伝えしております。議員がおっしゃるように九州防衛局に行っても正確な、そしてより意図するような答えが返ってきてないというふうなお話でもありましたが、そのように私どももお伝えをしておりますが、九州防衛局においても米軍のオスプレイ等の飛行ルート並びに詳細な動きについては事前通告があるわけではなく、結果として発生したことに対して自分たちは再三の注意と言いますか、要望はしてるということは伺っております。そのような中において、私ども基礎的自治体として一番身近な自治体として、住民に不安と動揺を与えるという事案が多く発生しつつあるような状況にもありますので、そのことを踏まえて関係当局に意見書の提出などを含めていきたいと思って、考えてるところです。議会のほうでもそのようなことがなされておりますので、やはり議会と歩調を合わせてやっていくことも肝要なことではないかと思っておりますので、そういう意味で検討していきたいと思っております。

16番（三島 照君） いつも言われますように、防衛省、自衛隊含めて日本国民の命と安全、国を守るために米軍、アメリカ、自衛隊基地も建設されていくと。その防衛省が幾ら市長やらが自治体から意見をあげても、聞いてないというこの答弁、現実、答弁してるんですから。私がついて言ってるんじゃないですから。資料も見せてるんですから、きちっとその辺も踏まえて言うときは言う、言わんならんとは言う、立場で、その意見書提出はできたら記者会見でもして市民にも公開してもらえますか。最後、それだけ。

総務部長（菊田和仁君） まず、三島議員から今お話がありました、私どもからの口頭での申し入れをですね、承知していないということは、三島さんからいただいた資料にもそのところは出ていないと思います。違います。恐らく、その点はですね、尾辻先生が申し上げた内容を九州防衛局はまだ承知していないという意味だと思います。

それから、もう一つですが、目撃情報につきましては、県のほうに私ども照会をかけますけど、県のほうが防衛局と通して、県のほうに回答しますけど、県のほうから私どもには回答が来まして、その目撃情報の提供者へは私どものほうから連絡をしてるところです。

なお、要望書、要請書の取り扱いについてはですね、今後検討させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

16番（三島 照君） 幾ら言うてることどうのこうの言っただって、相手は承知してませんいう答弁するんだから、何をちょっとしたしょうもないことにいちいち立って答弁しなならん。もうちょっと進んだ答弁してください。

十分検討していただいて、是非、やっぱり精神的な負担も事故ですからね。きちっとその辺は整理して出してもらえるように、そしてやっぱり最終的には市民のための行政なんですから、記者会見でもして、市民に発表できるようにしていただくことを要望しておきます。

次行きます。時間がなくなってきた。次は、どんどん分からなくなってきた。まちづくりの問題です。今回、奄美市が地方創生、コンパクトシティのモデル都市に選定された。私はこれが、あんだけ町壊してるのに何でモデルなんか分からんけどやな。されました。そのことについてですね、市はこの選定されたことについてどういうふうな見解を持っているのか。また、その中でハード面で社会資本整備総合交付金、ソフト面では地方創生推進交付金が活用できる。敢えて言えば、最初にね、こういった交付金が適用されると言われてるんですけど、それを活用してどのような更に進んだまちづくりを、コンパクトシティをつくろうとしてるのか、聞かせてください。それをまず、最初に聞いたうえで、もう総括してお聞きします。まとめて答弁してください。

あと、1は、さっき言ったそういう中で現在のこの区画整理事業の全体の、全体計画の中での到達状況、そして全面供用がいつ頃本気で考えてんのか、いう問題。そして、この事業は約98億円、当初予算、それから5億円ほど減額されました。このね、修正後、その予算額と執行率、この減額になった理由も聞かせてください。

3番目は、この予算の執行、取得物件、先行取得物件、当初11億何千万円かの、ちょっと資料持って来て、見ませんけど、先行取得物件があったと思うんです、発表された。ところが、実際の取得した物件は増えてると思うんですけど、何件取得されて、なぜ必要やったんか。

もう一つは、市民の安全対策ですね。道が広がってよかったんですけど、広がっただけで人はばらばらしか通らない。ところが、車は銀座通りも奄美本通りも東から西、西から東行くのにほとんど一旦停止しません、あれ。ここのそういう既成の横断歩道や信号や、そういうのは付くのか付かんのか。当初の答弁では27年度までには警察と相談して結果が出せますと言って、崎田議員の質問に対して答弁していますけど、もう30年になっています。その辺がどうなってるのか。そして、この事業の一番の特徴は区画整理事業ができて、安心・安全なまちづくりができて、この末広町、名瀬の中心市街地が評価額が上がって、固定資産やそういう収入も市の収入にも影響してくると、増えるということで、当時の市長は何回質問してもそういう答弁をしていました。そして、若い人たちが新しい町へ戻って来ると。そういう点で、例えばこの工事始めた平成18年と28年の路線価の評価額はどのように変わったのか。

最後に、そういったうえでこの事業をどのように評価しているのか、示してください。

市長（朝山 毅君） おはようございます。大変多くの質問でございましたので、前段の分、私のほうで答弁させていただいて、あとの事業、そして計画等については担当部長に委ねますので御理解いただきたいと思います。

まず、コンパクトシティのモデルに選定された、若干の概略を申し上げます。コンパクトシティとはその名のとおり、快適に生活していくうえでの機能や住居を集約したり、また機能を誘導していく都市

の形態を表すものであります。街がコンパクト化されることにより、地域においては生活サービスを受けやすく、利便性が高まり、高齢者や子育て世代をはじめ地域の方々に対して快適な生活環境を提供できることとなります。また、自治体におきましても公共施設の維持管理の合理化や行政サービスの効率化が図られ、国におきましても推奨する施策の一つとなるところであります。今回のモデル都市の選考につきましては、全国から各自治体に対しハード、ソフト両面からの地方再生の取組を募集し、都市のコンパクト化が図られている事業に対しモデル都市として選定されたものであります。選定にあたりましては、全国77の都市から応募があり、その中で32の都市が選定されております。九州では4都市、県内では本市のみの選定となっております。選定された事業につきましては、区画整理事業に併せまして実施しております中心市街地43ヘクタールの活性化を目的とした都市再生整備計画事業が今回選定された事業ということになります。

なお、これからの御質問に対しては担当のほうで答弁いたしますので、御理解いただきたいと思います。

16番（三島 照君） ちょっと答弁が一つ抜けてた。ごめんなさい。バスの運行時期についても答弁してください。

建設部長（本山末男君） おはようございます。コンパクトシティの後段につきましては、私のほうで答弁させていただきます。これまで、平成19年度から平成28年度まで1期・2期と事業を実施しており、A i A iひろばの整備や公園、道路の修景などハード事業、そして各種イベント及び空き店舗対策に係る家賃補助などのソフト事業などを行ってまいりました。平成30年度から平成32年度にかけて、第3期の計画を実施する予定で、この計画が評価されてのモデル地区の認定を受ける運びとなりました。3期計画におきましては、市民交流センターの建設をはじめ、道路、公園整備等のハード事業と街中で高齢者やお子様連れでも快適に買い物ができるよう、ベビーカーやシニアカーの貸し出しを検証するタウンモビリティ事業や官民連携事業の実証など、様々なソフト事業を実施する計画であり、より生活サービスが集約され快適な生活空間が形成されていくものと期待しているところでございます。また、モデル都市として選定されることにより、事業期間内における予算の優遇措置や事業に対する助言など、集中的な支援をいただける内容となっており、今後事業実施していく上でも充実した内容で取り組むことができるものと考えております。

末広港線の全面供用開始につきましての御質問ですが、末広町側につきましては、現在永田橋通り側の交差点部分の整備を行っており、今月6月16日には相互通行の供用開始ができるよう準備を進めております。港町側につきましても、移転計画に基づき滞りなく整備を進め、平成33年度の事業完了を目指し、事業の進捗に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、末広・港土地区画整理事業の事業費の変更後の事業費、そしてその理由、進捗までを説明、答弁させていただきます。土地区画整理事業の事業費につきましては、当初98億5,000万円の総事業費を見込んでおりましたが、これまで実施した事業の確認と残事業の精査を行ったところ、3億3,000万円の事業費減となり、総事業費95億2,000万円として事業の実施計画を変更したところでございます。減額の主な理由と、要因といたしましては、移転対象家屋の中で3棟が存置、いわゆる移転不要の家屋となったため、移転対象戸数が138棟から135棟となり、補償費が大きく減額となっております。また、下水道設備の移設計画の見直しなども減額の要因となっております。末広・港土地区画整理事業の進捗状況でございますが、平成29年度末において、事業費ベースにおきまして約83.6パーセント、移転契約ベースでは約94.1パーセントとなっております。

続きまして、区画整理事業における用地先行取得についてですが、末広・港土地区画整理区域におきましては、減価補償地区となっております。必要な公共施設用地を土地の減歩だけでは確保できないため、従前の宅地、区画整理で移転する前の土地を先行取得して公共施設用地として充てることとなっ

ております。末広・港土地区画整理事業におきましても、平成19年度から平成20年度にかけて、用地先行取得を行っており、対象物件の選定につきましては、更地や地上の物件が容易に除去できる箇所を基本とし、換地計画や地権者からの要望を勘案しながら選定を行っております。お尋ねの末広・港土地区画整理事業における用地先行取得の実績でございますが、合計29件、面積6,031平方メートルとなっております。末広・港土地区画整理事業の用地の取得に関しましては、今説明しました用地先行取得と別にですね、過少宅地、面積が小さい換地のために希望がありましたらそれを土地をつけてある程度一定の大きさにするという過少宅地での土地の購入、それと公共施設用地で2件、事業推進で平成26年度以降に2件、移転計画をスムーズに進めるということで、この用地先行取得とまた別に3種類を取得しておりますので、今答弁しましたのは用地先行取得の分でございます。

続きまして、末広・港土地区画整理事業の安全対策及び横断歩道等について答弁させていただきます。末広・港線の現状につきましては、永田橋側から朝日通りまでの区間を片側通行から相互通行に変更するために、永田橋交差点の改修工事を現在行っております。末広港線の末広町側につきましては、工事を完成しておりますが、相互通行に切り替わるまでは従来どおり、奄美本通り、銀座通りが優先道路となっております。末広港線に一時停止の標識や停止線を設置しております。相互通行へ切り替える際は末広・港線が優先道路となることから、奄美本通り、銀座通りに一時停止の標識及び停止線の設置を行い、利用者の安全を図っていきたいと考えております。信号機や横断歩道の整備につきましては、地域住民及び通り会からの要望も踏まえ、奄美警察署との協議を行っておりますが、奄美警察署といたしましては、供用開始後の交通実態に応じて必要性を判断していききたいとの回答でございました。これらのことにつきましても引き続き奄美警察署との協議をしていききたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

商工観光部長（武下義広君） それでは、バスの運行時期についてお答えいたします。末広・港線へのバスの運行につきましては、昨年度バス事業者からバス停設置の要望を受け、本市といたしましてもバスの停車帯を整備したところでございます。バス事業者においては買い物利用者の利便性向上を図るため、一部の路線を10時から16時の時間帯について、現在支庁通りを運行している経路を新しい道路で運行し、その他の時間帯については通勤、通学者の利便性を考慮し、これまで同様に支庁通りを運行する予定と伺っております。運行開始の時期といたしましては、現在バス事業者において国への路線開設の申請や系統変更手続きを行うための書類作成を行っているとのことでございますので、手続きの期間も含め10月頃からの運行開始を見込んでいるようでございます。以上です。

市民部長（前田和男君） おはようございます。路線価の変化について答弁させていただきます。国で設定されております公示価格と市で設定しております路線価でお答えさせていただきます。まず、公示価格についてでございますが、近接する奄美市名瀬末広町10番25三洋スポーツが平成18年で平米当たり27万9,000円。平成28年が15万8,000円となっており、平成18年比較で56.6パーセントとなっております。次に、路線価でございますが、末広通りの現在の東京堂と全日食フーズの間の道路で、平成18年が14万6,400円、平成28年が9万1,200円となっており、平成18年比較で62.3パーセントでございます。以上です。

建設部長（本山末男君） それでは、末広・港土地区画整理事業の評価ということで答弁させていただきます。評価という話でございますが、先ほど答弁しましたとおり、末広町側につきましては工事が概成し、都市計画道路も今週末には相互通行ができる運びとなっており、これからは安全に、そして快適な環境において買い物ができるのではないかと考えております。末広・土地区画整理事業全体の評価といたしましては、港町側が事業実施の途中であり、現時点での評価は難しいものと考えますが、本市のまちづくりとしての評価につきましては、この末広・港土地区画整理事業のほかに市役所本庁舎の建設や

今後予定しております市民交流センター、子育て・保健・福祉複合施設の整備など中心市街地において新たな地域の拠点が整備されてまいります。このような拠点施設と上手く連動を図りながら、ハード面の整備のみならず、ソフト両面において事業を実施していくことが人、物の交流を生み出し、賑わいに満ちた中心市街地として、市民の皆様の期待に応えられる評価にも繋がっていくものと考えております。これから数年の間で、名瀬の中心市街地は街並みが大きく変わってまいります。末広・港土地区画整理事業におきましても、他事業と共に、早期の事業完了に向け邁進してまいりますので、御理解をお願いいたします。

16番（三島 照君） ちょっと、皆さんはその交差点、信号機配置、その安心・安全対策などについては、都市計画道路の施工予定である平成27年度の前年度までには公安委員会との協議を終え、整え、具体的に決めていきたいと考えております、いう答弁をしているんですよ。駐車場の問題についても、換地することで駐車場の集約を検討していますとか、答弁して、今もう平成30年、ほとんどこの辺はまだこれからですよ。だから、私言いたいのは、はじめ質問した頃にも路線価が上がり、固定資産が増えて市の財政も豊かになり、若い人たちが集まってくる。ところが今、言われたように18年度と比べても、56パーセント公示価格で低下し、15万。路線価でいけば9万1,000円、62パーセントも低下している。これではね、若い人たちが銀行から金借りるにしても資産価値が下がって、できないんですよ。さっきのこの答弁でもそうですし、これも28年の崎田議員への答弁です。なんか、そういう答弁を議会に対して、その場限りの答弁で終わるような答弁は止めてください。きちっと検討し、長い目で見て、遅れるなら遅れるけど本気で公安委員会やらと交渉して、事故のない安全なまちづくりが認定されたと言いますけど、このままでは事故が発生してからでは間に合わないんです、あの道路。大事故が発生してからは。こういう答弁が、さっきのオスプレイの問題も踏まえて、その場限りで議会を静かになればそれでええという発想でないかも分らんけど、そうしか思えないような答弁は止めてください。もっと真剣に、それこそ緊張感を持った対応をしていただきたいというふうに思います。この問題についても、それだけ見ても、逆に言えばコンパクトシティが認定されて喜んでいるばかりじゃなくて、やっぱり大変だと思います。若い人たちが実際に借りて、仕事やろうと思ったら銀行の金が借りれない、いう状況生まれてます。今日は、もう時間ないし、それぐらいで終わります。

次に、奄美市民栄誉賞の問題です。私はこの問題を去年、一昨年9月議会か12月議会で奄美の栄誉だと、このときのオリンピックでの4連覇やこの栄監督の手腕というのは世界に誇るべき奄美の出身者の栄誉だということを強く感じたものですから、栄誉賞の認定はいかがですかということ、提案したら、市長もそうですねと、それに値するという立場で栄誉賞を認定した手前、非常に残念に思ってるんです。悔しく思ってる。本当に悔しいんです、残念で。ここで、このことを質問すること自体も悔しいんです。しかし、今回テレビでも新聞でもこの2・3日報道されるようになったら、せざる得ないという思いがあってこの栄誉賞については、私は改めてやる機会があったとしても取り下げるべきではないかという思いをしてるんですけど、見解を求めます。

総務部長（菊田和仁君） 御案内のとおり、奄美市栄誉賞につきましては多くの市民の皆様や出身者の皆様からの推挙の声を受けて、一昨年の平成28年度に表彰制度を創設し3名の方に表彰を行いました。そのお1人として、栄和人氏を表彰させていただきました。栄氏につきましては、議員もおっしゃいましたとおり、まさにこの奄美で育ち自らも世界の舞台で活躍され、そして今は指導者として多くのオリンピックメダリストを誕生させるなど、輝かしい御功績を残されております。そのような中で、今般栄氏に関するレスリング協会内部の動向の報道がなされております。ただ、このことにつきましては報道を通しての情報でしか把握できていない状況でございますので、現時点での本市の対応、コメントは差し控えていただきたいと存じます。御理解賜りますようお願いいたします。

16番（三島 照君） マスコミ報道しかないと思いますけど、実際にどうなったんかっていうことについてはしっかり情報を踏まえて、今後対応を検討していただきたい、いうふうに思います。

もう、時間ありませんので、私提案だけさせてください。この間、自然遺産センターで国や環境省のほうから、自然遺産センターの建設を住用にという記事なども報道されました。そして、大学の提案もされています。しかし、私はそういったものと同時にこの自然遺産登録をされたあと、奄美が本当にこの亜熱帯の動植物、希少動植物を世界に発信していこうと思ったときにですね、鹿大や琉大や各国立大学や私学の皆さんとも共同して大学の設置は厳しくても、大学院大学の設置は本気で取り組めば可能性はないとは言えない、というのを鹿大の先生からもお聞きしてるんですけど、何としてもそうすることで奄美の自然やその希少動植物の現状が世界へ、研究者や研究学生が奄美に集まってですね、世界へ発信する、そういうシンポジウムなども可能性としてはできるんじゃないかという思いがあって、大学院大学の設置を検討できないかという提案と、2分ありますから、答弁できれば。

総務部長（菊田和仁君） 今、議員がお話されたことは、私どもの考えとほぼ方向性は同じじゃないかと思いますが、奄美大島総合戦略本部に提出された奄美大島大学等設立可能性調査の有識者会議による意見具申の中でも、短期的な取組として共同キャンパスの設置がなされています。大学院のお話が出ましたが、この共同キャンパスの中でですね、ここに集まる各大学で大学院としての資格取得ができるよう、取れるような仕組みもその中で検討できると思いますので、三島議員がおっしゃってる方向性と、私どもがいただいた意見具申はほぼ同じ方向性であるというふうに御理解を賜りたいと思います。以上です。

16番（三島 照君） 何を言うてんやわ。初めて一致しましたね。ありがとうございます。終わります。

議長（師玉敏代君） 以上で、日本共産党 三島 照君の一般質問を終結いたします。

暫時、休憩いたします。（午前10時32分）

○

議長（師玉敏代君） 再開いたします。（午前10時45分）

引き続き、一般質問を行います。

自民新風会 竹山耕平君の発言を許可いたします。

12番（竹山耕平君） 市民の皆様、議場の皆様、おはようございます。自民新風会の竹山耕平でございます。平成30年第2回定例会の一般質問を行います。

質問に入ります前に少し所見を述べさせていただきます。まずは誰もが目前に迫っていると思われていた世界自然遺産登録の登録延期勧告であります。これは、質問項目のトップにいたしておりますので、細かく述べることはいたしません、奄美を取り巻く環境においては一大ニュースでございました。次に、史上初の米朝首脳会談の行方でございます。北朝鮮は平昌オリンピックの南北合同チームに始まり、韓国、中国との首脳会談、そして明日6月12日予定されている米朝首脳会談は拉致問題の解決、そしてICBMを含むミサイル問題などの朝鮮半島の完全非核化、重要案件が多く含まれています。先の読めない北朝鮮の動向に不透明な面は消えませんが、ここまで来たら確実な実現と会談の成功を願うばかりであります。そして、最後に衆議院を通算13期、38年、法務大臣として2度の入閣を果たし昨年10月にすい臓がんを公表し引退されました保岡興治先生が、この春の受勲により旭日大授章を受章されました件でございます。保岡先生は皆様も十分に御承知のとおり、これまでの奄美、鹿児島はもとより、日本の政治を引率されてきた最も偉大な政治家の1人でございます。質問が控えているので多くは語れませんが、地元奄美からも多くの皆様が祝福していることも聞いております。保岡先生

の偉大な御功績に心から御祝福申し上げます。是非、地元のメディアにも十分取り上げられることも願うばかりでございます。

それでは、通告しています個人質問に移ります。

世界自然遺産登録に向けて。冒頭にも申し上げましたが、記載延期の勧告を受けた際は一堂に衝撃を受けました。しかし、時が経つにつれ、事実を冷静に受け止め、これまでの地元としての取組がどうだったのか、世界的価値のある資源の保護、保全に対し、観光の受入態勢の環境整備等、振り返ることができたと感じております。今議会初日の開会中に政府は推薦取り下げを閣議決定いたしました。登録がゴールではなく、スタートであること。これまでに守られてきた奄美の資源、宝をどのように後世へと繋げる努力を、現在の私どもに求められる中、今回の勧告を真摯に受け止め、更なる意欲で奄美大島、徳之島をはじめ、群島民が世界自然遺産の価値に向き合うことが重要でございます。確実な早期の遺産登録に向け、早くて来年2月に再推薦を行い、登録は最短で2年後の見通しということでございますが、来年2月の推薦書の提出に向けてはもう1年を切っております。奄美大島においては分断された保護地区の課題や野生動植物の保護と保全、外来種対策、そして受入態勢が主な課題として取り上げられ、また課題をクリアするための私有地、私有林の対象地域の課題など、この短期間で長期的な道筋が見通せる環境づくりは大変な作業だと想定しています。そのようなことから、今回のIUCNの延期勧告を受け、環境省をはじめ県や関係団体などその要因の分析、検証、そして協議、または今後の取組について本市が旗振り役を担うべく、確固たる意志と誠意ある答弁を願いたいと思います。

次の質問より発言席にて行います。

議長（師玉敏代君） 答弁を求めます。

市長（朝山 毅君） それでは、さっそく竹山議員にお答えさせていただきます。まず、議員がお話になりましたとおり、今回IUCNから「記載延期」が適当との勧告がなされましたことは、郡民等しく残念に思っているところであります。環境省からの発表にもありますとおり、勧告の中では奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島は世界自然遺産の価値を有していることや、保護管理の状況については一定の評価を得られたものと考えております。国においても、このたびのIUCNによる「記載延期」の勧告を受けまして、国として確実、早期に登録ができる方策として6月末に開催される世界自然遺産委員会への推薦書を取り下げて、課題を解決し改めて提出する方針が示されております。本市といたしましても推薦地の自然環境の価値や保護管理の実施状況については一定の評価を得られたものと考えておりますので、国、鹿児島県、沖縄県、地元市町村で連携し登録実現のため取り組んでまいりますので御理解をお願いいたします。御質問の「記載延期」の勧告の主な理由について、「推薦区域の設定」に関する課題といたしましては、二つございます。まず、推薦地域の連続性の観点から、北部訓練場返還地が重要な位置付けにあるが、現段階では推薦地に含まれていないということ。二つ目は推薦地の連続性に欠け、遺産の価値の証明に不必要な分断された小規模な区域が複数含まれていることの2点が挙げられております。一方で、世界自然遺産候補地としての4島につきましては、絶滅危惧種や固有種の生息地であるという点で、4島が世界自然遺産としての価値を有していること。各推薦地における現在の保護管理の状況については一定の評価が得られておりますことから、このような評価を含めた市民への普及、啓発についても出前講座、シンポジウム、イベントや広報紙などを通して今回の勧告の内容、今後の課題等を丁寧に説明しながら、気運の醸成に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解、御協力をよろしくをお願いいたします。

12番（竹山耕平君） はい、分かりました。大方のことはですね、これまでの新聞報道、またはメディア報道で大分理解はしております。そういった中で、やっぱり地元、もう広域の管理者として、また奄美市の首長としてしっかりとこの市長といたしましては、その受入側の地元である、その誠意をで

すね、真摯にしっかり取り組んでいただきたいというふうに思います。

また、ここでまた、少しちょっとした内容、お聞きしたいと思いますが、その民有地、確か国が5か年計画かで民有地の買収を行うということでしたが、その件について少し触れさせていただきたいと思います。

プロジェクト推進監（満永亮一君） ただいまの民有地の件でございますが、環境省と県に確認いたしましたところ、奄美大島の私有地については国と県で約3,900ヘクタールを公有化する計画を説明して、理解を得るところなのですが、その計画を着実に進めることを求めた今回の勧告だというふうに考えております。ちなみに申し上げますと、県では既に1,300ヘクタールを既に購入済みでありまして、国も昨年から約5年間かけて、2021年度までに約2,600ヘクタールを順次購入するということだということでございます。以上です。

12番（竹山耕平君） はい、ありがとうございます。今の課長からのお話だったんですけど、その後、正式に全体的な簡潔、締結を、契約の締結が終了するというか、そういったものは目途としてどの程度なんですか。

プロジェクト推進監（満永亮一君） 大変申し訳ないんですけど、国と県のほうが購入をしておりますので、民有地を、今私が申し上げた情報が得られた情報でございます。

12番（竹山耕平君） 情報の共有をですね、是非細かく、やはりそういったところのその詳細についてもですね、細かくやっぱり地元として受け入れていただきたい。それに、地元としていろんなことを考えながら訴えていただきたいなというふうに思います。よろしくお願いいたします。

次に、国立公園内コア、バッファゾーン、及びその他地域における自然災害等への対応、取り決めについて質問いたします。この点につきましては、当初から国立公園化されると何が変わるのか、規制がどのようになる、普段の生活環境の変化について関心の高い面でありました。そして、建築や農業、林業に関わる開発等の規制対象など、これまでにはある程度の説明がなされていることは理解しております。今回の質問にあるように自然災害が多く発生するここ奄美においては、想定範囲内であるということも捉え、今回の延期勧告にあるように将来を見据えた、この管理対策という観点ともリンクする部分があるというふうに考えております。また、自然災害の発生はこの早期の復旧ができず、推薦地域の長期の立ち入り禁止など様々な環境に与えるダメージが大きいと考えていることから、その対応策、そしてその国・県との取り決めについて伺いをいたしたいと思います。そしてまた、この件を質問しようと思ったのは、やはり屋久島の例が何かあったようです。これも、私も鹿児島島の業者さんから少しお話を聞いたんですけど、以前は鹿児島島の、屋久島のほうにそういった土木の関係で入れられてたと。しかし、自然遺産後になかなかその規制があって、どうしてもその世界遺産という、国立、また国立公園化された土地に、なかなかその手を入れることが困難であるという情報が入りましたので、是非そのようなことがどのようになっているのか、その取り決めについて質問したいというふうに思います。よろしくお願いいたします。

プロジェクト推進監（満永亮一君） まず、国立公園の災害状況の件についてお答えいたします。国立公園内の自然災害の対応につきましては、基本的には各施設、道路等の管理者が自然公園法に基づいて対応することになります。災害発生後、土砂除去などの必要な応急措置を速やかに行う場合は、行為をした日から起算して14日以内に環境大臣に届出をしなければならないとなっております。また、災害発生後、災害査定などを受けたうえで復旧工事を行う場合は、規模に応じて鹿児島県知事、または環境大臣への許可申請が必要となっております。以上のように災害発生後の対応については届出、申請等が必

要となりますが、日頃は関係機関連携して道路等の危険個所の点検をしながら、安全面の対策をしておりますので、御理解をいただきたいと思います。

また、県とどういった取り決めっていうお話ですが、今回、勧告にもありますように、観光による環境への影響を最小限に抑えてほしいという勧告もございました。その中で、金作原の利用のルールづくりとか、そういった、また今後スタルマタとかいろいろあるんですけど、そういった自然区域の今回県または国と連携してルールづくりなどをしながら、取り決めと言いますか、連携していきたいというふうに考えております。以上です。

12番（竹山耕平君） そのこの辺りもですね、今の答弁では少しちょっと十分に理解することがちょっと難しいんですけど、私個人的には、できないんですけど、是非そのこの辺りもしっかりと含めてですね、その安全対策を予防策っていうか、そういったものもなかなか手を付ける、やっぱり自然のところなので、何か手を付けるっていうことは予防策も難しいわけ、いうふうに、風景が変わってしまう、しまいますし、そういったところの貴重な野生動植物の環境にもやはり影響が出てきますので、その辺りも十分にですね、やはり地元としてのその何て言うんですかね、考え方、方針、そういったものをきちんと確立をしていただきたいなというふうに思いますので、やはり役所ごと違い、ほかのところと違い、何て言うんですかね、一本道と申しますか、そのルート、金作原のそのルートですね、あそこはもし長期的に復旧が困難になるということになると、もうその世界自然遺産という、その周りはいけますけど、そのこのメインの、コアの部分にはもし入れないっていうふうになると、やはりダメージは、それに与えられるダメージは大きいであろうというふうにも考えますので、その辺りもしっかりとそのガイドだとか、そういった観光だとか、そういった方々ともしっかりと情報の共有を図っていただきたいなというふうに思います。よろしくお願いします。

次に、大浜海浜公園のリニューアル事業についてお伺いをいたします。前回もこの同様の質問をいたしました。しかし、敢えて今回も質問をさせていただきます。今年度はリニューアル事業の最終年度となることから、前回も質問いたしましたこの砂浜の問題を、問題の解決もですね、これ含めて、しっかりとこのこれから大浜海浜公園のあるべき姿、並びに理想の姿をどのようにお考えなのか。新たに商工観光部長に昇任されました武下部長の思い、希望も重ねて答弁をお願いしたいというふうに思います。

商工観光部長（武下義広君） それでは、大浜海浜公園リニューアル事業についてお答えいたします。大浜海浜公園は海水浴の場としてのみでなく、海洋展示館、健康体験交流施設「タラソ奄美の竜宮」、キャンプ場、夕日の絶景スポットなど市民をはじめ観光客が訪れる目的に応じて、奄美を感じられるスポット、エリアになっております。大浜海浜公園リニューアル事業においては、これらの一つ一つの魅力を最大限に発揮できるための整備を行い、施設等を包括的に活用することで公園内の回遊性を高める目的で実施しております。本事業を実施することによる大浜海浜公園らしい姿とは、来園した市民や観光客の皆様が単に海水浴する場としてのみでなく、高倉やガジュマルの木陰で世代を超えた交流を行う憩いや癒しを提供する場として、また東シナ海に沈む夕日を眺めながらバーベキューを行い、家族や友人との絆を深める場として、更に海洋展示館にて海洋文化と海洋資源を学習、体験でき、またタラソにおいては市民の健康増進と福祉の向上を図る場としてなど、海プラスアルファの素材を提供することで様々なニーズに応えることができる群島唯一の観光拠点であると考えております。先ほど、議員のほうから砂浜の問題も出ました。砂浜につきましては、当然、その中で例えば朝仁海岸とかですね、その中に砂浜などが逆に堆積してる場所なんかありますので、一応利用しながら、砂浜の確保などを努めてまいりたいというふうに考えております。

12番（竹山耕平君） はい、ありがとうございます。少しですね、前回に比べるとやはりそのあるべき

姿というものが、理想の姿、そういったものが少し答弁の中に入っておりますので、是非同じ思いでありますので、この大浜公園らしいこの何ですかね、利用客の方々のそういった入込増も含めてですね、期待したいというふうに思います。

しかしですね、そこでちょっとある1点、あと1点、今の関連して質問させていただきたいと思いますが、今回のリニューアル事業は私の考え的には、今の第1駐車場があります。大体、泳ぐのは第1駐車場の前ですね。そこから砂浜に下りられていって、桙があるんですが、どちらかと言うと第1駐車場の前は一番のメインみたいな使われ方を、利用されていたというふうに思いますが、今はあったいろんな空間を利用するっていう観点からも含めて、今度導線が、メインが中央にバースハウスが今度できます、建設されますし、そういう意味ではもう中心がより中に、中と言うんですかね、そのバースハウスが今度できる、その貝のステージです、貝殻ステージ、あの辺りが中心にメインになるんじゃないかと思うんですが、その辺りについてどのように工夫していこうかと、そこをお考えなのか、少し伺いすることができたらありがたいんですが。

商工観光部長（武下義広君） 今、御指摘のとおりですね、今回のリニューアル事業にきましては、その芝生の公園の、芝生広場の設置とか、バースハウスを今年度整備しているところです。その中で、やはり導線としてはその付近を中心という形の整備になっているんですけども、当然第1公園の前につきましても、その中で砂浜の減少などもあります。そこについては海水浴場がやられてる現状がありますので、その付近の砂浜の対策などにつきましては、例えばタラソ奥の、今年度につきましては5月にですね、タラソ奥の砂浜を流用したりして海水浴ができるような環境づくりには努めているところでございます。

12番（竹山耕平君） 頑張ってくださいと思います。よろしくお願いいたします。

次の、②の質問に移ります。この海開き後の更衣所、更衣室がない状況についての対応策について伺います。この点につきましては、このスケジュール面を見落としたという私の個人的にも反省する点もあります。今年度の海開き以降、更衣室、更衣所がない状況が続いております。これはですね、大浜は名瀬市街地から最も身近にあり、これからも更に多くの市民や観光客の皆様が訪れるという、この入込増を見込んでいるという状況であるというふうに考えております。そのようなことから、この観光に力を注ぐ今の奄美市のこの姿勢から見ると、受入態勢としてはその対応が丁寧ではない、その対応を問われてもしょうがないというふうにも考えておりますが、この御見解を願います。

商工観光部長（武下義広君） はい、お答えいたします。議員御指摘のとおり、大浜海浜公園の更衣室のつきましては、現在使用しておりましたバースハウスの解体に伴い、現在設置されておられません。その対応といたしまして、貝殻ステージ周辺に男女各1棟ずつのプレハブを設置し、更衣室として利用する予定で、設置期間につきましては本年7月から10月までの4か月間となっております。また、プレハブ設置と併せて、今年度はバースハウスの新築工事を予定しておりますので、1階にトイレ、シャワー、2階に休憩スペースや売店スペースを設けた施設を整備し、利用者の利便性向上に繋げてまいりたいと考えております。このバースハウス工事につきましては、工事の関係上どうしても海水浴のトップシーズンと重なることとなります。工事期間中におきましては利用する皆様方に御不便をおかけすることになりますが、何とぞ御理解、御協力をよろしくお願いいたします。

12番（竹山耕平君） 予算の、予算上ですね、その進行状況っていうのも分かるんですが、やはり先ほども申し上げましたが、一言申し上げましたが、やはりこの観光を目指す、奄振の中にも観光って謳われていますから、そういった部分に最大限配慮をしてですね、その予算のあとはそのスケジュール面についてもですね、配慮していただければというふうに思いましたので。ここで、一つ例を挙げますと、

一昨年でしたかね、海開きに参加させていただいたんですけど、その当時、そのときに実際、お子様を連れて来られたお母さんから言われた言葉が、海開き後に体を洗いたいと。更衣室に行ったら更衣室が開いてないと。管理者のところに行って、更衣室開いてないんですかって言ったら、まだ海開き後に開けますよと。今、海開きしている最中ですよ。そういった、いうふうな考えから、やっぱりどうしてもですね、その姿勢っていうのが、ちょっと言い方、何て言うんですかね、あんまり口では言えませんが、しっかりとしていただきたいと、頑張っていたいただきたいという思いでありますので、よろしくお願いしたいと思います。

それでは、次の質問に入ります。その入札制度について質問をいたします。公募型プロポーザル方式の2次審査後から決定通知までの流れについてであります。審査から選考結果の公表までの期間が他自治体と比較して奄美市はその期間が長い、または遅いという意見をお伺いしております。他自治体の状況を確認いたしました。それで、そうしたところ、本市同様審査、審査委員に学識者や見識者が含まれていることが多く、早い場合には審査当日、また公表作成を考慮しても審査後数日間のうちに選考結果が公表されているというふうな状況です。期間が長い、遅いということに関して、その透明性の観点から何かしらの懸念する方々もいらっしゃいます。私、個人的にもそのように思われても仕方ないというふうにも考えています。是非、他自治体を参考にして審査後のスムーズな流れについて検討していただきたいと思います。この点について御見解をお願いします。そして、また併せてもう1点質問をいたします。このプロポーザル、プレゼンの内容については、この一般公募により市民、議員も含め傍聴が可能です。そのようなことから、この点についても提案として質問をいたします。よろしくお願いします。このホームページ上での選考結果だけではなく、この選考結果後に他のプレゼンする業者の技術提案書についても公表することは、地元業者としてのこれ技術向上、スキルアップにも繋がるというふうに考えます。また、是非お願いしていただきたいという声も聞いています。また、ほか、他自治体において例を挙げますと、静岡県下田市、大分市、愛媛県八幡浜市、長野県木曽町、その他多くの自治体でも最終者の提案書をホームページ上で公表し、更には2次審査に参加したすべての業者のこの技術提案書を公表している、しておりました。しかも、長野県木曽町においては、このYouTubeでもですね、編集して流しておりました。そういったことも含めて、是非前向きに検討していただきたいと思います。御見解をお願いします。

総務部参事（有村純一君） それでは、お答えいたします。御質問の件は「奄美市子育て・保健・福祉複合施設基本設計委託条件付き公募型プロポーザル」の件だと思いますので、この件について御説明させていただきます。この公募型プロポーザル方式の第2次審査後から決定通知までの流れにつきましては、第2次審査が5月12日に行われ、第1位の最優秀提案者が決まりました。その後、「審査結果報告書」の作成、これは委員長の審査講評が主になります。報告書の作成後、庁内の決裁を経て5月23日に決定通知の発表と併せてホームページでの公表を行っております。第2次審査から決定通知まで11日間を要しております。御質問の他自治体に比較して期間が長いとのことですが、県外、県内の状況を調べてみますと、1週間から10日ぐらいで通知、公表を行っている自治体もあり、奄美市が特別長い期間を要しているとは言えないのではと思っております。また、決定通知の発表を早めにはできないかとの御意見ですが、今後他の自治体等の取組状況等も検討させていただき、早めの決定通知の発表に努めてまいりたいと思います。よろしく御理解をお願いいたします。

次に、プロポーザルに参加した方々の技術提案の公表についてですが、議員のおっしゃるように他の業者の提案を知ることは技術向上、スキルアップにも繋がるものと思っております。現在は技術提案については公表を行っていない状況ですが、今後は公表を行っている他自治体の取組状況を研究させていただき、公表に向けての検討課題とさせていただきたいと思っておりますので、御理解をよろしくお願いいたします。

12番（竹山耕平君） はい、ありがとうございます。しっかりと、この通知についてはですね、早めに通知ができるような取組をしていただくというふうな私の見解でもあります。是非そういうふうな、今答弁だったと思います。そしてまた、その技術提案書の公表についてもですね、これからどれだけプロポの、プロポーザルの事業が出てくるのか、大型事業が出てくるのか、そういったのがあんまりもうないのかなというふうには判断しておりますが、是非この長野県、先ほども申し上げましたがこの長野県木曾町などではですね、Y o u T u b e でも何て言うんですかね、その参加した高校生やそういった未成年者や、あとは市民の皆さん、住民の皆さんのそういった感想もですね、そういったものも含めて編集してこのY o u T u b e で流してたんですよ。なかなか面白い取組だなというふうに思いましたので、是非参考にさせていただければと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、末広・港土地区画整理事業、末広通りの現状について質問をいたします。先ほど、三島議員の質問において、6月16日に、土曜日に5時から供用開始されるというふうなことで分かりました。そしてまた、商店街では2時からですね、そのイベント、供用開始のイベントを考えて、計画しているようですので、是非楽しみにしたいというふうに思います。しかし、またちょっと関連して、また質問をしたいと思います。先ほどのその停止線だとかですね、そういったものにつきまして、信号機は理解をいたしました。しかし、その停止線はですね、今一時停止がどちら側なのか、要は末広通り、奄美本通り、あとは末広通りですね、含めて、その辺りの線ですよ、その停止線の線、そういったものをもっとしっかりとはっきりしてもらいたい。あれが少し薄いような、あと細い、見えにくい、分かりづらいというふうなものもあると思いますので、是非その辺りもちょっと参考にして、検討していただきたいというふうに思います。それで、この件につきましてはですね、個人的な見解も含めて発言をいたします。おがみ山バイパス事業との関連性が深いということから、町の将来像を明確にしてもっと早い段階から県と協力してこの本事業の、今やってる永田橋の、あの交差点のあの事業も含めて積極的に協議をしておくべきだったのではないかなというふうに考えます。これは、やはり4月に供用開始されるというのは地元メディアでも昨年の9月、10月頃からもう発表されてたわけです。しかし、いろんなその事情はお聞きしましたが、そういった件も含めてですね、この現在行われているこの末広通りの仮の道路工事につきましても、その事業費を市の単独予算のみで行うことには私個人的には大変疑問を持っているということをつけ加えさせていただきます。また、関連して質問をいたしたいと、1点、1点質問させていただきたいと思います。この、今おがみ山バイパスというふうにも増えました。この連動性という関係でお伺いをいたします。おがみ山バイパス事業の早期の再開に向けて、市長の要望書や議会の決議、意見書並びに群島議員大会への奄美市議会提出議案等も含めて、その後の進展等はございましたら答弁をお願いします。

建設部長（本山末男君） それでは、まずおがみ山ルートに接続する部分の交差点の整備について答弁させていただきます。現在、県が計画しておりますおがみ山バイパスにつきましては、事業再開がまだ決定されておらず、永田橋側交差点周辺の整備時期が不確定なため、土地区画整理事業区域内の末広・港線の整備のみで交差点を残した場合、通行する車両や歩行者の安全が確保されないため、暫定での交差点の処理を行う必要があることから、交差点接続についても奄美市のほうで整備することになりました。

それと、通告にありませんでしたが、おがみ山バイパスにつきましてはですね、我々も県に協力しますということを常々言って、県のほうに協議しておりますので、現在建設部の2名の担当でですね、地権者に対して奄美市が窓口になりますよと、いろいろ御心配とかありましたら我々が窓口になりますよということで、またそれを含めて事業の意向調査等も今やっておりますので、御理解をいただきたいと思います。

12番（竹山耕平君） 今の道路の工事についてはですね、いろんな思いがあると思います。思います

が、やはり関連するということで、やっぱり県にも是非協力していただきかったなというふうな思いがあったので、ちょっと質問させていただきました。そして、この今のおがみ山バイパスの件につきましては、ありがとうございます。予想以上の、少し答弁が聞けたなど。もう意向調査が始まってる、始まってるということでもよろしかったですか。

建設部長（本山末男君） 事業の決定はあくまでも県がすることでございますが、我々はその事業が決定されるために何が必要か、そのために協力して、我々が住民の方々、地権者の方々が不安に思わないように出掛けて行ってお話を聞くということが、まず事業に協力いただける、御理解いただけることだと思って、今事務作業を進めております。

12番（竹山耕平君） 事務作業を進めている。まだ、意向調査は始まっていないということですか。

建設部長（本山末男君） 私としましては平成31年度にはもう事業が開始されるものと思っておりますが、それは県が決定することでございますので、今意向調査もやっております。

12番（竹山耕平君） やってる。

建設部長（本山末男君） はい、やっております。すいません。

12番（竹山耕平君） 意向調査も始まってるということでもありますので、もう是非県とそういったところでは協力して推し進めていただきたいというふうに思います。いつだったか忘れましたが、この予算の件にしてもですね、今ははっきりとした事業決定までに進めるための地元としての努力を今進めているということでございますが、そこにはマンパワーが動いておりますので、予算が伴うわけですよ。人件費が。なので、しっかりとこれがはっきりとしたおがみ山関連の事業費であるという、その事業費を名目をですね、しっかりと計上することが今後、このおがみ山バイパス事業の実現性に更に推し進めていただくことではないのかなというふうに私は思いますので、是非全庁体制で臨んでいただきたいなというふうに思います。よろしくお願いいたします。

それでは、次に教育行政について質問をいたします。今年度から教科化された特別の教科、道徳について質問をいたします。①、②、③を同時に質問をいたしますのでよろしくお願いいたします。この教科として導入された経緯についてお伺いをいたします。更に、教科化されるまで、前年度までの取組、ア、教育委員会として、そして学校側、教諭側としてどのような準備段階を経てきたのか。そして、この子どもたち、児童に対してはどうか。また小学校は今年度から正式に教科化されたわけではございますが、来年度から更に中学校で教科化されるということもございますので、もしその部分にも触れることができればありがたいというふうに思います。この教科化されるので、なぜ聞こうと思ったのはですね、2020年から英語が必修化をされるというふうに思っています。その中で、この英語に関してはこれまで体験したこと、経験したことがなかったものですから、この準備段階としてはかなりの準備をして取り組んでいると認識をしておりますが、これまでもこの道徳ということは、これまでもありましたし、子どもとしては受ける内容は変わりません。しかし、教員が何て言うんですかね、教える側としてのこの、何て言うんですかね、この道徳にかける、対する姿勢が変わるんであろうと、変化が一番表れるであろうということがございましたので、これらの点について質問をいたしたいと思います。

教育長（要田憲雄君） まず、道徳が教科として導入された経緯について御説明を申し上げます。特別の教科、道徳が創設された最も大きな背景にいじめ問題があります。このいじめ問題をきっかけとして、道徳教育の大切さが改めて認識され、見直されたというふうに考えているところでございます。また、

学校における道徳教育は歴史的経緯に影響され、道徳教育そのものを回避しがちな風潮もありました。他の教科に比べて軽んじられているなど、多くの課題を持っており、指摘されていたところがございます。そこで、平成25年2月にいじめ問題などへの対応策をはじめ、教育改革を推進するために設置された内閣の私的諮問機関である教育再生実行会議から道徳の教科化が提案されました。その後ですね、平成25年3月、文科省に設置されました「道徳教育の充実に関する懇談会」、それから文科大臣の諮問機関である「中央教育審議会」、この議論を経て今回導入されたというふうに理解しているところであります。

次に、教育委員会といたしましては、国が示している道徳の授業の在り方や評価のポイント、校内研修会、あるいは各種の研修会で指導を継続してまいりました。また、平成27年・28年度の大島地区研究協力校として、笠利小学校で「価値の自覚化を図るための工夫」というテーマを掲げまして、「どのようにしたら子どもが教材を通して自分のこととして考えられるのか」、このことについて2年間研究いたしましたして、29年2月に広く研究公開をしたところがございます。その際に、おおよそ80名ぐらいの先生方に参加していただきました。更に、平成29年、毎年やっておりましたが、8月には奄美授業セミナーを開催いたしましたして、鹿児島大学の附属小学校から専門の教諭を講師として招きまして、夏休みでしたが「特別の教科道徳」で大切な指導の在り方、評価の仕方、教科化されるまでに学校での準備をすることなどについて研修会を開催したところです。そのときもおおよそ80名ぐらいの小・中学校の先生方に参加をしていただいたということでございます。更に、今年度はちょうど先日でしたが、5月29日に朝日中学校で「特別の教科道徳」の授業に向けた道徳授業の在り方について、授業を通した大島地区の研究研修会を開催したところがございます。私も参加いたしましたして、やっぱりおおよそ80名ぐらいの先生方が参加しておりまして、非常に深い研究がなされたと、研修会がなされたというふうに認識しているところがございます。また、各学校では校内研修のテーマとして道徳科の研修を制定している学校もございます。教育委員会といたしましても、「特別の教科道徳」についての授業の在り方ですとか、評価の仕方について今後も継続して指導してまいりたいというふうに考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

以上で、よろしいでしょうか。

12番（竹山耕平君） はい、ありがとうございます。しっかりした取組がなされているというふうなことで理解をいたしました。

そこです、これからが本題であります。先ほども申し上げましたが、この通信簿への、この④の通信簿への評価について、どのような形で評価されるのか。多分、その少し聞いた話では数値的ではないと。今までの1・2・3・4・5ではないというふうなことでお伺いはしておるんですけど、これまでも学習指導要領、要綱そしてまた教育基本法、そして先ほどあったこの経緯、道徳の経緯、いじめの問題、そういったものも時代の、こういう今の流れから6月1日に就任されました、市長が教育長を任命権を市長が持つと、そういったものもいろいろ繋がってきているのだろうというふうに思いますが、この通信簿の評価についてどのようにお考えなのか。どういったことで、あと先ほどのちょっと申し上げましたが、先生が大変なんですよ。今までは特に評価をすることはありませんでした。しかし、何をどの授業を行って、どのようにしてこの子どもたちに対して評価をするべきなのか、したらいいのか、また私も子どもに今道徳の授業も少しいろいろ聞いてますが、例えばその評価の内容によっては、その家庭、教育基本法、学習指導要領でもこの家庭教育というのを大事にというのが新しく前回加わったじゃないですか。そういったものを見ると、この家庭教育をやっていない、あなたたちの、私でいいです、私の家庭に問題がありますよみたいな、例えば自立性がありませんと。この子どもは自立性がありませんと、協調性がありません。そういったものを含めると、うちの子どもはそういう子どもなのかと。そうすると、大げさに言いかえると、うちの子どもが、うちの家庭が駄目なのかということを考える親も出てくるんじゃないかと。そして、それを逆に、そういうことになると、そういった、何ですか

ね、評価の付け方を間違えるとまたいろんな問題にもどんどん流れていくというふうにも考えると、やっぱり先生方もですね、どういうふうに付ければいいのか、付けたらいいのか。そしてまた、内申書にも中学生になると響いて、かなり響いてくるとは思うんですけど、例えば子どもたちが、児童・生徒がそういった評価を付ける、いい評価を付けられるために、何かそういった行動を取るようなことになったり、先生も例えばすごい苦しいと思うんですよ。そういったところで、少しこの通信簿への評価についての取組、方針、そういったことについて少しお伺いしておきます。お願いします。

教育長（要田憲雄君） それでは、通知簿の評価についてお答えを申し上げます。今、おっしゃるとおり、数字で評価することはいたしません。3点あると考えております。1点目は個々の内容項目ではなくてですね、全体的に網羅した評価を行うということになります。2点目は、相対評価ではなくて、もちろん絶対評価でもありませんが、児童・生徒がいかに成長したかを積極的に受け止めて、先ほど議員がおっしゃるような、認めて励ます、個人内評価と申しましょうか、そういう形を取ると。あなたの子どもはこういうふうに悪いですよということはありません。子どもの一生懸命努力している、そういうところを認めてあげるというふうな、そういうこと前提にした評価を考えております。3点目は、学習活動において児童・生徒がより多面的、多角的に考える、いわゆるそういう見方へ発展してるかどうか。今、そういう授業を進めているわけですから、子どもたちが深く掘り下げて思考して判断して表現していくような、そんなようなのも見ていくことになるわけでありまして、道徳的価値の理解を自分自身との関わりの中で深めていってるかどうかと、そういう点の3点を考えながら評価していくと。いわゆる、先ほど申し上げましたように数値による評価ではなくて、記述式で評価していくというふうに御理解いただきたいと思います。

12番（竹山耕平君） はい、分かりました。理解しました。そういったものでですね、聞いていると、今部活動だとか、あとはそのいろんな事務の作業だとか、膨大にこの個々の先生方ですね、その仕事量が増えていると。そういったところでいろんな改革が進んでいると思うんですが、今のこの評価についてもですね、ものすごい先生がなかなか苦しむような状況にならないか、というふうなことを少し考えながら聞きました。また、やはりいかに個々の生徒が、一人ひとりがどのように成長していくかという成長過程も見ながらなると、やはりどうしてもクラスに30人、30数名いらっしゃるんで、そういったところでもですね、副担任とかあとはいろんな先生方がいらっしゃると思いますけど、そこについても1人の先生がしっかりその生徒を見定めるといえるのか、見極めるといえるのか、そういった見届けるようなそういった能力もですね、磨いていってもらいたいし、ということも考えながら、その仕事量もですね、大変だなというふうなことをまた実感した次第でございます。

もう一つ、お聞きしたいんですけど、もうこの点について、例えば今、今申し上げた担任、今小学生ですよ、小学生だけなんで、担任、副担任、あとはソーシャルワーカーだとかいろんな方々はカウンセリングとか、いろんな方々が学校にはいますが、基本的にはこういった方々が、担任を中心にすると思うんですけど、小学校なんで。こういった方針があるのか、お願いします。

教育長（要田憲雄君） 基本的には、道徳の授業は学級担任がやるわけですから、学級担任を中心としながら、いろんな角度から相対的に意見を聴取して、その中で学級担任が記述式で評価するというところでございます。しいて申し上げますと、生徒上の同上の問題もあるでしょうし、あるいは先ほど申し上げました地域の協力している、SSWですとかですね、あるいはスクールソーシャルワーカーなどの御意見も幾らか勘案をしながら、総体的に学級担任が記述していくということでございます。

12番（竹山耕平君） はい、ありがとうございます。大変さがどんどん伝わってきます。頑張ってください。よろしくお願いいたします。

そして、この⑤に移ります。この保護者へのこの説明、評価が変わる、そういったことも含めて、この説明などがどういうふうにされたのか。子どもたちはどんなふうに変わったのって聞いても、授業内容は変わらないんで、子どもたちは実感が基本的にはありません。しかし、その保護者に対しては、先ほどの評価の点についても気になさる保護者はいらっしゃると思います。そういったものについて、この有無についてお願いいたします。

教育長（要田憲雄君） 保護者に説明についてとは何かということですが、もちろん私も校長会や教頭会でいろんな説明をしたうえで、PTA総会ですとか、あるいは学級PTAですとか、そして更には家庭教科学級もごさいます。それぞれの学校の管理職がいろいろ考えた中で、説明をしてきているところのごさいますので、おおよそ保護者についても説明は届いているものというふうに考えておりますが、今後も更に進めてまいります。

12番（竹山耕平君） はい、分かりました。

それでは、最後にこの課題点、不安。もう実際にですね、もう不安であると、ちょっと先生方とも少しお話をさせてもらったんですけど、そういった声も聞こえております。そういったところで、この課題点、不安は何なのか。あるのか。そういったものも含めて質問させていただきます。

教育長（要田憲雄君） お答えを申し上げます。私もかねがね道德の教科についていろいろ考えさせられたところですが、最も先生方が苦心してるのは先ほどから出ている評価の問題だと思うんです。そこですね、私も昨年に続いて今年も8月に附属小の、去年は小学校でしたが、今回は中学校の教諭を招いて、具体的に評価の方法ですとか、あるいは評価の仕方ですとか、先生方の不安を取り除くための研修会を8月に実施してまいりたいというふうに考えておりますし、あるいは毎回各学校に指導主事を派遣して、そのことについても指導をしているということで御理解賜りたいと思います。

12番（竹山耕平君） はい、ありがとうございます。

それでは、本年度から小学校、そして来年度から中学校にも教科として、この特別の教科というふうに入るというのが特別であろうというふうに考え、普通の教科ではないと。しかし、特別の教科として取り上げられているのが、今教育長が進めているその情操教育もですね、含めて繋がっていただければというふうに思いますので、よろしく頑張ってくださいと思います。

それでは、名瀬・住用地区学校給食センターについて質問いたします。自校方式による学校給食も残り僅かとなりました。各小・中学校では保護者や子どもたちが自主的にイベント的なことも催しているという聞いております。今回の質問から、残されているこの作業、取組作業について確認作業を行っていきたいと思います。これまでも多くの同僚議員が様々な質問をされてきました。私自身、学校に子どもを通わせる保護者という観点から、これまでのやり取りについては理解も認識もしているつもりでございます。そのようなことから、これまでも懸念されていた項目として保護者からの要望、そして不安、また考えられるデメリットやリスクの解消の問題、災害時の対応、食物アレルギーの対策、集団食中毒等事故等発生時への対応、食育等の教育環境との関わり、地場産品を含めた食材の確保について、給食費の徴収方法、調理員の確保等々についての取組について、そのまた管理マニュアルの作成について、この確認作業を行っていきたいというふうに思います。

教育委員会事務局長（山田春樹君） おはようございます。まず、災害時の対応から答弁させていただきます。災害時、配送ルートの試走を繰り返し行い、危険箇所の確認や迂回路の検討を現在行っております。また、台風や大雨災害などにより、給食を中止する場合の連絡体制などについても、整備を進めているところがございます。

次に、食物アレルギー対策につきましては、食物アレルギー対応マニュアルを策定しており、アレルギー対応食決定の流れ及び実施基準に沿って作業を行ってまいります。また、アナフィラキシー発症時などの対応については、これまでも各学校において担任や教職員に周知してるところでございます。

次に、集団食中毒につきましては、まずは発生させないための衛生対策を徹底いたします。発生した場合の対応につきましては、地域医療連携医療機関と連携した体制が構築されており、今後も必要に応じ協議をしてまいります。

次に、食材の確保についてですが、地元業者を基本に確保していきます。しかしながら、4,000食分の食材ですので、地元で確保できないものについては、大島群島内や県内の食材をできるだけ使用していきたいと考えております。

次に、食育などの教育現場との関わりにつきましては、まずは学校給食の提供により、栄養バランスの取れた望ましい食習慣を指導、支援すること。それから、郷土料理の提供など郷土への理解と愛着を育む取組を行いたいと考えております。また、これまでと同様に栄養教諭による「食に関する指導に」についても計画的に実施してまいります。

次に、給食費の徴収方法につきましては、今年度から笠利地区で先行して実施しておりますが、納付書によるコンビニエンスストアなどでの支払いが可能となり、口座振替での納付も選択できることなど、保護者の利便性も向上し、教職員の負担軽減にも繋がるものと考えております。

給食調理員の確保については、現在の名瀬・住用地区の給食調理について9月以降、学校給食センターでの勤務を希望する方が全員継続雇用することにしております。一般職非常勤職員を含め37名の勤務が決定しておりますが、学校給食センターでの給食調理員は40名を予定しておりますので、一般職非常勤職員として3名を追加で雇用する予定です。

管理マニュアルにつきましては、先進地の市町村のマニュアルなどを参考にしながら、奄美市の給食センターに合ったマニュアルを策定するため、最終的な確認を行っているところでございます。

12番（竹山耕平君） はい、ありがとうございます。少し、ちょっと時間がなくなってしまったので、この食品納入業者への取組状況というのがちょっともう確認はできませんが、この点につきましても5月31日をもってですね、この申請が済まされました。しっかりとですね、この地元業者を大切にしたいというこれまでの答弁をしっかりとまた教育委員会の中で再度確認をしていただいてですね、何がいいのか、どういうやり方がいいのかも含めて、もう最善に改善ができていただければというふうに思いますので、是非頑張って取り組んでいただきたいと思います。頑張ってください。

それでは、以上で私の一般質問を終わります。

議長（師玉敏代君） 以上で、自民新風会 竹山耕平君の一般質問を終結いたします。

暫時、休憩いたします。

午後1時30分、再開いたします。（午前11時45分）

○

議長（師玉敏代君） 再開いたします。（午後1時30分）

午前に引き続き、一般質問を行います。

公明党 橋口耕太郎君の発言を許可いたします。

1番（橋口耕太郎君） 市民の皆様、議場の皆様、インターネット中継を御覧の日本中、世界中の皆様、こんにちは。公明党の橋口耕太郎でございます。平成30年第2回定例会にあたり、一般質問をさせていただきます。

質問に入る前に少々所見を述べさせていただきます。さて、私の議席から当局側を見渡しますと、3月定例会とは大分顔ぶれが違い、とても新鮮な感じがいたします。4月1日の人事異動で新たな体制で

臨まれる当局の部課長の皆様、そして職員の皆様、更にルーキー職員38名の皆様、今後ともどうか御指導、御鞭撻のほどよろしくお願いいたします。私はこの4月、5月と街頭で10数回ずつ演説をしてまいりました。その際、今年度は奄美市にとって、また奄美群島にとって大きな出来事が二つあると話してまいりました。一つはこの夏に予定をされていた世界自然遺産登録の件であります。このあと、少し質問をさせていただきますが、個人的には非常に残念な結果であったと思っています。しかし、観光業界の方からは期待も大きかったけれども、不安も大きかった。登録延期で少しほっとしているというのが正直な気持ちというお話を聞きました。確かに、まだまだ受入態勢や住民意識の醸成も追いついていないのが現状であります。勧告事項をしっかりと受け止め、再度登録申請へ向けて市民の皆様とともに努力してまいりたい決意であります。

もう一つは、奄美群島振興開発特別措置法、いわゆる奄振法の期限が今年度で切れ、法改正延長へ向けた重要な年になるということでもあります。私ども公明党の離島振興対策本部と奄美ティグ委員会は4月30日、5月1日、2日かけて遠山清彦衆議院議員を団長として衆参合わせて9名の国会議員が来島し、奄美大島と徳之島で現場視察や意見交換を行いました。前回の平成26年改正時もそうでありましたが、この度いただいた貴重な御意見を党内でまとめ、離島振興ビジョン2018として政府に提出する準備に入っております。私ども公明党はまだまだ奄美は応援すべきという立場でこの奄振法の改正、延長に全力で取り組んでまいります。

さて、話は変わりますが明々後日、14日からロシアで4年に1度のサッカーワールドカップが開催されます。日本代表23名が西野監督のもと、それぞれの持てる力を十分に発揮し、私たちに必ずや勇気と希望を与える結果を残してくれると信じています。皆さんともどもに応援してまいりましょう。

それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

質問の1、世界自然遺産登録について伺います。（1）国際自然保護連合、IUCNからの評価結果及び勧告を受けての今後の対応について伺います。御承知のとおり、5月4日、環境省に対しIUCNから記載延期すべきとの評価結果が届き、個人的な思いとしては正直残念でありました。連日、地元の新聞に識者等の意見が載っています。筑波大学の吉田教授のコメントでは、延期という評価は価値がないと言っているのではなく、境界線を変えたり管理計画を完全にするなど不十分なところを修正して、最後にちゃんと保全管理できるように時間を与えている。評価を前向きに受け止めて、適切な修正をしたうえで推薦書を再提出し登録を目指すことが望ましいとありました。私も同感であり、本市としても方向性は同じなんだろうと思います。先ほどの竹山議員の質問と重複する部分もあるかと思いますが、改めて質問をいたします。①記載延期の評価結果、勧告事項をどのように捉えているのか、奄美市としての見解を伺いたいと思います。

以下の質問からは発言席にて行います。

議長（師玉敏代君） 答弁を求めます。

プロジェクト推進監（満永亮一君） お答えいたします。議員御案内のとおり、5月4日にIUCNから記載延期の勧告が出されたことは大変残念に思いますが、先ほど竹山議員の質問にもお答えしましたが、環境省からの発表によると勧告の中では奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島は世界自然遺産の価値を有していることや、保護管理の状況については一定の評価を得られており、全く悲観することではないと考えております。それを踏まえまして、6月1日の閣議において、「推薦を取り下げて、今年の登録を断念し、来年度以降に再推薦する」という方針が示されております。今回の国の方針は、確実かつ早期の登録実現を目指すベストの判断だと思っておりますので、地元としましても国の方針をしっかり受け止め、この延長期間を更なる課題の解決、地元の体制づくりなど与えられた有意義な期間として捉えております。本市といたしましても、国・県・地元自治体と連携して、確実かつ早期に世界自然遺産登録ができるよう、勧告内容の課題解決に向け取り組んでまいりたいと考えております。以上です。

1 番（橋口耕太郎君） はい、分かりました。4 島とも自然価値、自然的価値は有しているという評価を受けたということでもあります。

引き続き、②今後国・県とどのように進めていくのか、再提出の時期まで含めた見解があれば伺いたします。

市長（朝山 毅君） 今後のスケジュールということについて、私のほうで答弁させていただきます。環境省とも確認をいたしましたところ、まずは来年2月1日までのユネスコ世界遺産センターへの推薦書再提出を目指したいということでもあります。そのあと、IUCNの現地調査と勧告を踏まえまして、再来年、2020年の夏の世界遺産委員会で登録の可否が審議されるというスケジュールが最短になると伺っております。ただ、来年の世界遺産の推薦からは自然遺産、それから文化遺産、各国1遺産に限るということが言われておりますので、最終的なスケジュールについては今後も国のほうで調整を図っていくものと考えております。市といたしましても、確実かつ早期の登録実現のため、来年の推薦書再提出に向け必要な取組を、連携を図りながら努めていきたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思います。

1 番（橋口耕太郎君） はい、最短で2020年の委員会にあげるということで、それが各国1案しかできないということで、これから文化遺産も含めて国と協議しながら進めていくということですね。分かりました。私も個人的には非常に残念で、だったんですけども、先ほど観光業界の方の話もしましたとおり、やっぱり不安なところもいっぱいあって、それをやっぱりこうチャンスにできる時間をもらったのではないかなというふうに考えてますので、引き続き国・県と地元市町村と協力しながら進めていっていただきたいというふうに思います。

次に、質問の2、観光施策について伺います。（1）名瀬新港の今後の整備状況について伺います。ちょっと大雑把な質問で大変恐縮でしたが、今回質問をしたかったのは空の玄関口である奄美空港は6月末完成に向けて順調に進んでおります。一方、奄美市の海の玄関口である名瀬新港の整備状況について、今後どう推移していくのかを確認の意味で質問させていただきます。前回定例会の多田議員の質問に対する答弁と少し重複する部分もあって、一定の理解はしておりますが、改めて質問させていただきます。現在、国直轄による岸壁工事が行われておりますが、工事の進捗状況はどのようになっていますか、お示しいただきたいと思います。また、何年後に完成するかまで分かる範囲でお示しいただければと思います。

建設部長（本山末男君） 名瀬港の既設岸壁工事につきまして答弁させていただきます。現在、国の直轄工事により名瀬港自体440メートルありまして、南側のバース、220メートルの老朽化対策と併せて荷役作業時の安全や利便性の向上を図るため、岸壁の直線化や荷捌き用地の拡幅工事が進めており、国に確認しましたところ南側バースにつきましては30年代前半に整備完了を目指しているところであると聞いております。完成につきましては未定ではございますが、早期に整備が進められるように関係機関に要望してまいりたいと考えております。

1 番（橋口耕太郎君） はい、今やってる440メートルのうちの南側220メートルは30年前半で完成ということですね、分かりました。

次に、旅客待合所ターミナルの改修について伺います。前回の定例会での答弁では待合所は完成後40年を経過するなど老朽化が進んでいることや、観光客が増加することにより改修の検討を行う必要があると考えている。現在、先ほどもあった南側のバースにおいて老朽化対策と併せて荷揚げ作業時の安全性や利便性の向上を図るため、岸壁の直線化や荷捌き用地の拡幅工事が国直轄事業で進められてい

る。岸壁工事の進捗を見ながら県へターミナル整備の要望をしてまいりたいと。毎年、県事業の関係で大島支庁建設部と数回の協議があり、その中で名瀬新港ターミナルの件も議題として挙げていきたいというふうに答弁をされておられます。この答弁からまだターミナルの改修は少し先の話なのかなと思いますが、そこで伺いたいのが、港湾というのは当然県が主導して事業を組み立てていくわけですが、ターミナルの建設、あるいは改修に地元の意見は十分に反映されて設計などが進められているのか、私個人として少し危惧するところですが、そこら辺はいかがでしょうか。

建設部長（本山末男君） 3月議会の時点で県に確認して、3月議会で答弁させていただきましたが、今回通告ありましたので、再度県のほうに確認しておりますので、答弁させていただきます。旅客待合所につきましては、今お話があったとおり完成後40年が経過して老朽化が進んでおることから、県において今年度、待合所の調査・設計を実施するという話を、説明を受けております。調査・設計にあたっては、市や地元関係者の意見も聴取すると県から聞いておりますので、市としましてはこのターミナル整備に地元の意見が十分反映できるように県へ要望し、また協力してまいりたいと考えております。

1番（橋口耕太郎君） 嬉しいです。今年度、調査・設計が入るということですね。先ほども地元の意見を十分に反映されるということでありましたが、前回の多田議員の質問でエレベーターの件、あるいは待合所の中の店舗の件、あるいは飲食店などの質問がなされました。私個人としてはトイレの件などもとても気になりますので、このことなどについても十分反映されるような計画で進めていただきたいと思います。

話は少し変わりますが、数か月前、朝8時30分頃でしょうか、郵便局の窓口で京都から来たという観光客の年配の男性の方と話をする機会がございました。その方は窓口で観光案内書はどこかと尋ねていたので、私がA i A iひろばまで御案内をいたしました。行く途中にいろいろと話をしますと、一人旅で加計呂麻島に行くために来たと。朝、定期船で名瀬新港に着いたが、どこに行けばいいのかわからず困ったと。奄美は不親切だという、少し強い口調で言われました。初対面の私に対し、いきなりそういう話をする方なので、その方の元々の性格もあるかも分かりませんが、なるほど1人で5時頃、朝5時頃港に着いても親戚とか友人などがいなければ困ることもあるだろうと率直に思いました。先日、徳之島に行った際に、徳之島新港には観光案内所があつて、フリーW i - F iの対応もされておりました。恐らく、観光協会等が運営していると思いますけれども、名瀬新港の場合は定期船は下りが午前5時前後、港に到着と。上りは午後9時半ぐらいの出航という時間帯で、特に朝の到着は早朝でありますので、観光案内所のような機能は少し無理があるかなと個人的には思いますけれども、ターミナルの改修、整備をすることで観光面にも名瀬港が寄与することは間違いないと思いますので、ここら辺の視点もですね、今後の改修工事の設計、調査にあたって反映させていただければなというふうに思います。

では、次に質問の（2）奄美パークの活用についてお伺いをいたします。平成13年9月に総事業費78億円で整備をした奄美パーク。奄美群島の情報発信の拠点施設として今年で17年が経つわけですが、この県の施設、我が奄美市の笠利町節田にあるので利用しない手はないなと個人的に考えております。そこで、質問ですが、これまで奄美市と奄美パークと共同で行った催しがあつたのか、あつたらどのような催しでどんな成果があつたのか。また、なかったら今後奄美市と奄美パークと共同で催す企画などはないのか、伺いたいと思います。お願いします。

商工観光部長（武下義広君） それでは、奄美パークの活用についてお答えいたします。奄美パークは奄美群島の美しい自然や多様な文化、歴史などの魅力を発信し、またステージなどを活用した催し物も多く行われるなど、観光客のみならず奄美群島住民にとっても重要な施設であると認識しております。奄美パークの活用について、本市といたしましては奄美パークの認知度向上及び利用促進に繋がるよう、

案内周知を行っているところでございます。具体的には、旅行会社やクルーズ会社等を訪問した際の紹介や島外で開催される観光イベントでの周知などを行っております。また、昨年11月に奄美と沖縄の交流イベントで沖縄県から翁長知事御一行が来島した際は、奄美パークで歓迎の島唄を披露するなどの活用もさせていただいているところです。現在、奄美への航空路の新設、NHK大河ドラマ「西郷どん」奄美編の放送等が契機となり、国内外から奄美群島への注目度が高まり、観光客の更なる増加が見込まれることから、奄美パークの展示内容を充実させるリニューアル事業が予定されているところでございます。更に本市におきまして、主要施設である博物館や海洋展示館、マングローブパークなどの改修を今後予定しているところでございます。観光客の方々に奄美の魅力を存分に感じてもらえるよう、奄美大島全体を一つのテーマパークに見立て、奄美パークを含めた各施設を巡りたくするような仕掛けづくりを行うなど、今後も奄美パークとの連携、活用による取組を検討してまいりたいと考えております。以上です。

1 番（橋口耕太郎君） 昨年の沖縄県知事が来られたときに、キックオフイベントが開催されたということですね。分かりました。今、答弁にございましたように、奄美本島全体として奄美パークも一つの観光拠点として考えていくということでもありますね。今年の1月にですね、公明党の鹿児島県議である持富さんと一緒に視察に行ったんですけど、来館者数も年々増えてきているというお話でありました。昨年度で有料、無料含めて10万5,000人が来館して、5年連続で増えているということでありました。また、来館者のほとんどはレンタカーで来られる方が多く、ここを訪れたあと、奄美パークを訪れたあと、市内中心部やマングローブパーク、瀬戸内町などへ向かう方が多いのではないかなというお話でありました。また、今回初めてですね、展望台に上ってみたんですが、見晴らしがとってもよくきれいでありました。奄美パークが一望できますし、360度パノラマの絶景でありました。ただ、旧空港跡地ということで展望台を管制塔の名残だと思っておられる方も結構多いというお話でありました。また、常設の田中一村記念美術館ですが、今年は一村生誕110周年の節目の年でいろいろと展示の問い合わせが多く、国内で展示する機会が増えるのではないかと考えているそうです。また、フランスのパリでも初めて海外で展示会も開催されるというニュースがこの間入っていました。記念館が所蔵する一村の作品はスケッチ等も含めて600点あるそうで、年4回入替を行っているそうです。そこで、質問でありますけども、今年は一村生誕110周年、それから一村が奄美に来られて、来島して60周年、また奄美群島復帰65周年という節目の年でもあります。少し無理やりなところもありますけれども、何かこの機会に奄美市として一村を通して奄美の情報発信を仕掛けることはできないかと思いますが、それについて見解があればお示しをいただきたいと思います。

商工観光部長（武下義広君） お答えいたします。議員御案内のとおり、今年は一村生誕110年ということもあり、奄美パークでは展示する作品数を生誕数と同じ110点まで増やし、観光客をはじめ住民の方々が田中一村の芸術作品に触れ合うことができる機会を創出しているところでございます。また、昨日6月10日ですが、は生誕110年記念として、東京芸術大学大学院教授の長谷川氏と奄美パークの宮崎館長の対談や、特別講演が執り行われております。更に、今後は島外の美術館等におきましても、生誕110年を記念する美術展などが行われると伺っております。島外の田中一村美術展におきまして、訪れた方々の中には田中一村の作品に触れる中で奄美に興味を持たれる方も多いのではないかと思います。本市といたしましては、田中一村を通して奄美に興味を持たれた方々に対し、奄美の観光情報の発信、ひいては奄美へ訪れるきっかけづくりになるよう、島外での美術展に観光パンフレットを配布するなど、連携した取組を行ってまいりたいと考えております。以上です。

1 番（橋口耕太郎君） 今年度は恐らく島外で結構な数の展示会があると思いますので、是非ともそういうところを利用して、今部長がおっしゃったように観光案内などが連携してできるようにしていただ

きたいというふうに思います。今年度、奄振事業を利用して大規模なリニューアル、先ほどもありましたけど、行うようです。特に、奄美群島を紹介する展示スペース、いわゆるアイランドインフォメーションのコーナーを集中的に改修をして、写真等も古くなっていたりするので、パネルなど、パネルや映像などを利用して一新するというお話でありました。もちろん、多言語化もQRコードを読み取る方式を採用して、外国人にも対応できる仕組みも導入するというものでありました。とにかく、冒頭申しましたように、せっかく奄美市の笠利町にある奄美パークでありますので、県の施設ではありますがここを有効活用することも、今後奄美市の情報発信に寄与することは間違いないと思いますので、積極的に情報共有をしてイベントの共同開催などを推進していただきたいと思います。

はい、それでは次の質問に移ります。質問3、教育行政についてお伺いします。（1）市内小・中学校の普通教室への空調、冷房設備設置の可能性についてお伺いします。今回の質問はこれで3回目の質問となります。1回目は昨年第3回定例会、2回目は第4回定例会で質問をいたしました。前回の定例会では島根県松江市の事例を挙げて、業務用ではなく家庭用の空調設置を検討してはどうかとの質問に対し、答弁では松江市の事例については参考にさせていただきたい。家庭用の空調機で十分効果が得られるのか、あるいはその効果の実証ですとか、実際導入にかかるランニングコスト、こういったものについて私どものほうで一度調査をさせていただきたい。続いて、前回お答えした数字、約6億550万はたしかに業務用の空調機を設置した場合ということで、一応大まかな試算をさせてもらったと。受変設備についても、現在あるエアコンの数で賄えていても、全教室をつけると今度はそれなりの容量が必要になるので、またやり替えないといけないというのも多分出てくると思う。そこを家庭用にしたときに、今あるもので賄えるかどうか、それは電気の専門ではないので、業者のほうにどういった費用がかかるのか、そういったところは確認させていただきたいという答弁でありました。そこで、質問であります。その後、電気事業者等へ確認、あるいは調査等はされましたか。状況はいかがでしょうか、お願いします。

教育委員会事務局長（山田春樹君） 以前の質問に対しての調査等されたかということにお答えします。

昨年の定例会におきまして、議員から島根県にある自治体の取組として普通教室への家庭用空調機導入の御紹介をいただきましたことについて、これまで何度か松江市のほうへ問い合わせをしておりますが、5月末現在、まだ導入機器の選定を行っている状況で具体的な取組には至っていないということで、検証が得られていない状況でございました。空調機導入につきましては、電気業者に確認を行っておりますが、家庭用ですと普通教室1教室あたり18畳用の空調機が4台必要になるということで、教室数により受変電設備の改造なども必要になるとのことでございました。本市におきましても、これまで校長室、職員室、保健室、パソコン室、特別教室などに優先的に空調機を設置してまいりましたが、その中で比較的狭小な空間においては業務用でない一般的な空調機の整備も行っております。しかしながら、普通教室においては一定の広さもあることから、十分な効果が得られるかなど実証的な根拠のもとに取り組む必要があるものと考えております。

1番（橋口耕太郎君） 家庭用ですと18畳用が4台、1教室あたり必要と。分かりました。また、松江市のほうも検討中で進んでいないってことですね。ただ、導入するということは恐らく決まっていると思いますので、引き続き松江市なり参考にされて、していただきたいと思います。

私の政治活動の指針の一つがですね、教育環境の充実を掲げています。学力向上もさることながら、環境面の配慮も非常に重要な視点だと捉えております。その一つがこの空調、冷房設置であります。しつつこいようで大変恐縮でありますけども、是非とも前にこれは進めていきたい、その一心で質問させていただいております。先日、所管事務調査で兵庫県の明石市を訪ねました。市全体で子どもの政策に力点を置かれていて、とても感銘を受けました。詳細は後日、担当課へ報告をいたしますが、その明石市も今年度で全小・中学校に空調の設置が完了するそうであります。明石市では、平成28年度から工事

を着工し、まず中学校13校、そして平成29年度に小学校14校、今年度に残り小学校14校、合計で小・中41校の設置が完了するそうであります。総事業費が約15.6億円。国の補助事業や有利起債などを活用して整備したとのことでありました。明石市が特徴的なのは、動力が電気ではなく都市ガスを利用したガス方式の空調を採用したそうであります。そのほうがランニングコストも安く済むため、電気ではなく、ガスを採用したそうです。中学校は全校に設置済みですので、平成29年度から稼働していて、今年度、小学校は今年度で全校設置が完了することから、来年度から空調稼働するという話でありました。この空調の導入で夏休み、夏は暑いから夏休みがあるわけでありまして、昨年度中学校へ、明石市の中学校では夏休みの後半を空調を入れたので、3日間短縮して、これまで9月1日から始業していたものを8月29日から始業として、授業のコマ数の確保にも寄与しているそうであります。今後、夏休み前半も21日からではなくて、24日からなどの検討も開始しているそうであります。今、授業のやり繰りというのは先生方も非常に大変な状態でやられていると思いますので、こういうこうメリットもあるのではないかなというふうに思います。今、明石市の事例を紹介をいたしました。この空調設置はやはりトップ、市長あるいは教育長が英断することが鍵になると思います。でも、その判断をするためには、詳細な情報、ここで言うところの正確な金額ですね。一体幾らかかるのかという情報が非常に大事になってくると思います。歳入で言うと、補助事業があるのか、それから有利起債があるのか、そういうところもしっかり活用できるかといったところも確認をしないと判断ができないということになります。是非、この空調設置をですね、私はもう非常にしてほしいというふうに望んでおりますし、保護者の方々もそういう声が多いです。また、学校の先生方からは大規模校でありますけれども、学年の先生が詰める教室ですね、例えば3年生の、中学校でいくと中学3年生の学年の先生が詰める教室、2年生の先生が詰める教室っていうのが、空調が付いておりません、今のところ。現場、教室現場、若しくはその学年の詰めるところにしか、先生方、現場の先生方、普段はいないので、職員室には空調は付いてても休み時間、その学年の詰めるところの先生方もまた暑い思いをして、されてますから、せめてそこから先にでもスタートしていただければなというふうに思います。是非とも、ふるさと納税等もですね、是非活用して実行していただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、質問（2）奄美くろうさぎ留学についてお伺いをいたします。今年度からスタートしたこの留学制度であります。約2か月が経過しまして現状を確認したくて質問をさせていただきました。本制度の趣旨、こうあります。児童・生徒には少人数ならではのアットホームな学校生活を送ってもらいます。また、豊かな自然と地域に関わりを持ちながら心身を育み、ともに奄美を盛り上げる一員として貴重な1年間を過ごしてもらいます。学校、地域、自治体と送り出す側の保護者が繋がり合いながら、結果として児童・生徒が奄美を第2のふるさとと感じ得る1年とすることをゴールとします、という趣旨が書いてありました。非常に個人的にはいい制度だと思います。さっそく質問であります。まず今年度の留学生は小・中学生で合計8名と聞いておりますが、どの学校に留学したのかをお聞きいたします。ちなみに、どこから留学してきたか、都道府県まで分かれば教えていただければと思います。

教育長（要田憲雄君） それでは、お答えを申し上げます。本年度の留学生、先ほどのように5校に8名おります。内訳を申し上げますと、佐仁小学校に小学校6年男子1名、芦花部小学校に小学4年女子1名、崎原中学校に中学校3年女子1名、住用中学校に中学3年男子2名、市小学校に小学3年生と小学5年生の男子児童2名、それから中学校2年男子生徒1名の計8名でございます。留学生の出身地でございますが、東京都世田谷区が1人、埼玉県新座市が1人、広島市が2人、兵庫県淡路市が2人、鹿児島市が1名、日置市が1名でございます。奄美出身の保護者は3名でございます。以上です。

1番（橋口耕太郎君） 5校8名、小学生が1・2・3、5名、中学生が、違う。小学生が4名、中学生が4名ってことですね。分かりました。

次に、質問ですけれども、里親として今の8名のお子さんを預かっている御家庭があるわけですが、いろいろな人様のお子様ですので、気苦労などもあるかと思います。そこら辺のフォロー等はどうのようにされているのか。また、実際にですね、こういうことで困ったとか、あるいはよかったとか、そういう事例が紹介できる範囲で紹介できればお示ししたいかと思います。

教育長（要田憲雄君） お答えを申し上げます。留学生の現状でございますが、8名の留学生、全員が現在毎日元気に学校に登校しております、地域行事にも積極的に参加をしていると。従って、奄美の生活にかなり慣れてきているということが言えるのではないだろうかと考えております。里親も留学生も初めは生活習慣や生活経験の違いがかなりございまして、里親も戸惑った家庭が私が記憶するところで2件ほどございました。私もずっと里親の家庭を回って状況を確認しながらお礼を申し上げたところですが、音を上げた家庭も正直言ってございました。しかし、私どもの支えですとか、あるいは活性化委員会の支えがあったりして、何とかいきそうだという感触を得ているところでございます。内容で申し上げますと、生活習慣ですから、かなり都会とこの地域、島のギャップもありますよね。そのところで、教えてもなかなか教えたとおりに動かなかったりしまして、里親がかなり難儀をしたと。そして、どうすればいいか分からないという場面もありましたので、私ども何度か訪問をしてフォローをしたところでした。例えばですね、布団のあげ方が全くできない、片付け方ができない。食器を下げることができないと。あるいは、その8名の中で粗暴性は全くありませんが、言葉遣いでこの里親に当たってみたりとか、そんなのがありましたですね。少しずつ改善されてきているということでございます。これまでの生活経験が大きな差が見られた留学生もおりましたが、これまでの生活と大きく一変し、生活のリズムに慣れるまでかなり時間がかかったということがございます。しかし、里親の粘り強い働きかけですとか、せっかく受け入れたんだからという思いもございまして、学校の先生方や地域の方々が総会をもって相談し合いながら粘り強く関わったことによって、次第に心打ちとけてくるようになったということでもあります。その結果、これまでできなかった挨拶ができるようになったりですね、一つの交流の幅を広げるようになったということもございます。5月の中旬頃でしたが、住用町は伝統的な行事がありまして、小・中学生の、男子は相撲大会、女子はソフトバレーって言うんですかね、交流館でやりました。私も直接参加しましたが、中学2年生になる子どもが体は小さいんですが、いわゆるその生活習慣、基本的な習慣ができてない子どもでした。相撲でいきなり優勝しましてね、個人戦で。小さい子どもなんですよ。それで、拍手喝采を受けました。そういうところから、その子どももかなり自信が付いたのではないだろうかということを考えているところでございます。

1 番（橋口耕太郎君） やっぱ、生活習慣がね、都会から奄美のほうに来て、大きく変わると当然本人も戸惑うでしょうし、里親さんもやっぱり人様のお子様ですので、やっぱり丁寧というか、にしないとイケない。そういうギャップは絶対出たと思うんですね。私のところ、ちょっとそういう話が聞こえてきましたので、質問させていただいたところです。でも、先ほど住用でね、優勝されたってということで、当然自信とか、もう自尊心をね、育むようなことっていうことだったと思いますので、是非里親さんのフォロー、教育長自らがいかれて話を聞かれたということですので、引き続きフォローをしていきたいというふうに思います。

それでは、次にですね、実際にお子さんを預けている親御さんからの御意見とかお気持ちに対するフォローがあればお聞かせください。

教育長（要田憲雄君） 保護者の皆様からも、当初は随分お悩みもあったであろうし、慣れない子どもたちを手放すことも大変だったであろうと。ただ、保護者にとっては第2のふるさとを是非つくって、奄美のいろんな思い出つくりたいという思いもありまして、現在は非常にスムーズにこの連携ができてるんじゃないだろうかと。いわゆる、里親と保護者との連携がですね。そのように報告受けているところ

です。

1 番（橋口耕太郎君） またそこでもですね、しっかりお互いに情報交換しながらですね、連携を図っていただきたいというふうに思います。

繰り返しになりますけれども、本制度の趣旨にありますように、豊かな自然と地域に関わりを持ちながら共に奄美を盛り上げる一員として貴重な1年間を過ごしてもらおうと。学校、地域、自治体と送り出す側の保護者が繋がり合いながら、結果として児童・生徒が奄美を、先ほど教育長からあった第2のふるさとと感じ得る1年とすることをゴールとするとあります。本当に最初の取組ですので、いろんなことがあると思いますが、まずはこの1年間、しっかりとサポートしていただいて、来年、再来年と本制度がですね、続いていけるよう取り組んでいただきたいというふうに思います。お願いします。

次に、質問の4、福祉行政についてお伺いします。（1）第7期奄美市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画についてであります。奄美市の基本理念である健康で長寿を謳歌するまちづくりのもと、高齢者に関する各種施策が展開しているわけではありますが、保健福祉計画及び介護保険事業計画は御承知のとおり、3年ごとの改定で、本年から、本年度から向こう3年間の第7期の計画がスタートしたばかりであります。そこで、前回の第6期の計画でどのような成果が見られ、逆に反省点も含め第7期にどのように反映されているのかをお伺いいたします。施策は多岐にわたりますので、少し答弁も難しいかも分かりませんが、要点を絞ってお示しいただければと思います。お願いします。

保健福祉部長（奥田敏文君） それでは、お答えいたします。平成27年度から昨年度までの第6期計画におきましては、高齢者が安心して地域で生活が続けられる仕組みを充実させる地域包括ケアシステムの構築を目指し、地域支え合い体制作りの構築、在宅医療と介護サービスの連携の推進、介護予防・日常生活支援総合事業の開始並びに認知症支援の仕組みづくりに取り組んでまいりました。これにより、地域支え合い体制づくりにおきましては、市内8地区のうち7地区で協議体が発足し、介護予防におきましては地域健康教室も増加するなど、一定の成果が見られたものの、取り組んで間もない事業も多く、今後の住民理解の仕組みづくりの定着が課題であると考えております。平成28年度に実施いたしました高齢者実態調査によると、一般高齢者の8割が「これからも現在の住居に住み続けたい」と回答いたしております。1人暮らし高齢者は、これからも増加し、全高齢者の4割を占める見込みというふうになっておりますので、今後も高齢者が地域で安心して暮らすための施策に取り組むことは重要であると考えております。本年度からスタートいたします第7期計画におきましては、第6期計画で取り組み始めました地域包括ケアシステムの構築を更に強化・推進していくことを目指すとともに、介護保険サービスの円滑な提供が行われるよう、地域支え合い体制作りと連動して、これまで3地区と設定しておりました日常生活圏域数を8地区としたほか、新しい地域密着型サービスといたしまして、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」を導入し、住み慣れた地域で暮らし続けたいという住民の願いに応えていきたいと考えております。また、今回から重度化防止の目標や、介護給付の適正化を計画に盛り込むことが義務付けられておりますので、今後も持続可能な制度となるよう努めてまいりたいと考えております。

1 番（橋口耕太郎君） 安心して高齢者が自宅で住み続けられるように、様々な施策を展開されているわけではありますが、介護予防、今奄美市も非常に力を入れておられますし、元気なお年寄り、高齢者の先輩たちがいっぱいこう増えるということが一番大切なことだと思っています。それに対して、様々な施策を打って、私も8地区の協議体のうちの1地区をちょっと関わっておりますけれども、本当に元気な先輩たちが多いので、そのまた資源をですね、また何かに利用できないかなというふうに個人的にも考えています。そういったこともどんどん提案してまいりたいと思いますので、今後とも引き続きよろしくお願ひいたします。

次に、質問（２）認知症サポーター養成講座の現況及び認知症カフェの運用状況についてお伺いをいたします。この質問は平成２７年第４回定例会で同様の質問をしております。あれから２年半経過をしておりますので、現状を確認する意味で質問をいたします。２年前は議事録によりますと、平成２７年１２月時点で認知症サポーターが３，９３３名、サポーター養成講座を実施する講師であるキャラバンメイトが９２名と答弁されておりましたが、現状はいかがでしょうか。

保健福祉部長（奥田敏文君） 議員御質問の認知症サポーターにつきましては、国のオレンジプランに基づき認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族に対し、できる範囲で手助けをすることを目的としており、全国でサポーター養成が行われております。本市におきましても、あらゆる機会を通じ、認知症サポーターの養成を行ってるところでございますが、昨年度の実績としまして、小学校や警察署、事業所などにおいて１５回の研修会を実施、３６８名の方がサポーターとして講座を終了しております。なお、奄美市全体の認知症サポーター養成数でございますが、平成２９年度末現在で４，５６２名となっており、多くの市民の皆様は認知症について正しい知識と理解を得ていただいているものと考えております。また、認知症サポーターを養成するキャラバンメイトについてでございますが、登録数についてはさほど変わっておりませんが、積極的に活動を希望される方々おられますので、認知症になっても安心して暮らせる体制づくりを標榜しております本市にとっても大変心強く感じるところでございます。今後につきましては、出前講座などの依頼があった際に継続してサポーター養成を行うとともに、サポーター修了者の中から希望される方につきましては、ボランティア活動などの事業へ繋ぐことができないか、関係機関と協議して検討してまいりたいと考えております。

１番（橋口耕太郎君） 昨年度が１５回講習を行って、３６８名増えていると。全体で２年半前より約６００名ぐらいですかね、４，５６２名の登録があるということでもありますので、引き続き、この間のニュースで日本全国で３月末で認知症サポーターが１，０００万人を超えたと。政府としては１，２００万人までもっていききたいというような記事が載っておりましたが、奄美市でも、先ほど部長が言われたように、引き続きサポーター要請に力を入れていっていただきたいというふうに思います。

次に、認知症カフェの運用状況についてであります。前回議事録では市内３か所で設置されており、介護事業所を利用したものが２か所、自治会主催で実施しているものが１か所とありました。現状はいかがでしょうか。

保健福祉部長（奥田敏文君） 認知症カフェにつきましては、現在民間事業所で３か所、自治会で１か所、合計４か所で開催をされております。ただ、これは名瀬地区に集中しておりまして、市全域での取組には至っておりませんので、開催方法、実施手法などを含め市が支援することで、全域の取組にできないか、更なる検討を行ってまいりたいと考えております。

１番（橋口耕太郎君） 前回よりも１か所増えているということですね。認知症カフェっていうのはなかなかですね、認知症サポーターが増えても地域の方々がそういう方がいないと、やっぱりまだまだ認知症に対する偏見とか、理解できてない方の考え方っていうのは大きくは偏見があると思います。昔は痴呆と呼んでいたわけでありまして、そういう偏見がまだあって、認知症は病気であるということがまだまだ浸透してないのが現状だろう、ではないかなというふうに思います。我々の公明党の公明新聞にですね、こういう記事があったんでちょっと紹介をしたいと思います。公明党は認知症施策等の充実に一貫して取り組んできましたと。５月１８日には増加する認知症の人を社会全体で支えていくため、党認知症対策推進本部が認知症施策推進基本法案の骨子案をまとめましたと。認知症施策は保健、医療、介護だけでなく、教育、まちづくりなど多岐にわたりますと。そこで、我々は国や自治体がこれらを総合的に推進する根拠となる基本法の制定を目指していますと。骨子案では認知症の人が尊厳を保持しつ

つ、地域社会を構成する一員として尊重される社会の構築などを基本理念に明示し、支援対象には本人に加え、家族やその他関係者を含めていますと。今後、基本法案の早期取りまとめに向け、党内議論に加え認知症の当事者や有識者らの意見も聞いていく考えですとありました。いずれにしても、今後ますます増えていくと思われる認知症の方が住みやすい社会、住み続けられる社会というのは、全国的に共通している課題だと思いますので、奄美市でも積極的かつ柔軟な施策を展開していただきたいと思います。

次に、最後の質問、5に行きます。市民サービスについてお伺いします。（１）市民が直接市役所に対し、要望、提案、苦情などを受けた場合の対応についてお伺いいたします。①それぞれの支所で件数はどの程度か。また、受けた場合の部署の流れについてお示しいただきたいと思います。

総務部長（菊田和仁君） それでは、お答えいたします。市民が奄美市役所へ直接御意見や御要望等を届ける方法としましては、各総合支所に設置してあります投書箱への投函、奄美市ホームページを経由したメール送信、各種団体からの陳情・要望書の提出といった手段がございます。それぞれの件数につきましては、投書箱が年に１０数件程度、奄美市代表宛のメールが年間１００件程度、陳情、要望書の提出は年間３０件程度となっております。これらの多くは名瀬総合支所に提出されたものであり、住用・笠利地区におきましては直接担当者とのやり取りで処理しているケースも多いため、書面による提出は年間１・２件程度となっております。これらの御意見、御要望等につきましては、内容に応じて担当課へ振り分けており、明らかに担当課で対応可能な内容の場合は、担当課にて処理、回答を行い、対応の検討が必要なものについては、必要に応じて関係部署との調整会議及び幹部会を開催し、最終的な市長決済を得て回答を行っております。また、それらの回答内容については担当課及び関係部署で情報を共有しているところでございます。

１番（橋口耕太郎君） ほとんどが名瀬に集中していると。笠利・住用はですね、やっぱり地域の繋がりが強いというのがあるでしょうから、担当者と住民の方がお知り合いとか、そういう関係でそこでもうすぐ解決をするという形ではないかなというふうに思います。今、いただいたその、次の質問ですけども、どのような形で返しているか。文書なのか、口頭によるものなのか、そういった形をお示しいただきたいと思います。

総務部長（菊田和仁君） 奄美市へ寄せられる御意見、御要望等は内容が多岐にわたるため、一律の対応はできませんが、先ほど申し上げた処理の流れに基づき対応を協議したうえで、担当部署から電話やメールによる送信、あるいは書面による回答、それから直接現場へ出向くなど可能な限り早めの対応に努めているところでございます。今後とも、市民からの声を広く取り入れ、そのニーズに対応できるよう、市民サービスの向上に努めてまいりたいと考えております。

１番（橋口耕太郎君） それぞれの担当課で適切な対応をされているというふうに理解しました。なぜ、この質問をしたかと言いますと、先日私の友人がですね、市役所の皆さんの対応に大変喜んで報告に来たからであります。その方は年配の御夫人の方でありましたが、昨年夏頃に市役所に用事で訪れた際に、普段は熱中症対策でペットボトルのお茶とか水とかを持ち歩いていたのですが、たまたま忘れて、市民課のロビーで自動販売機を探したらなかったと。地下まで降りるのも足が悪いため、市民課のロビーに給水機若しくは自動販売機を設置してはどうかと、投書をしたそうであります。そうしましたら、１か月後くらいにですね、文書で丁寧な回答が来たということで、これ現物があるんですけども、ちょっと読みますと、市政に関する御意見、御要望等について投書いただきありがとうございますと。御要望いただいた件について回答しますと。給水機の設定については、以前設置した時期がありましたと。しかしながら、衛生面の問題や維持管理費用などを考慮し撤去することとなったものです。今回の御要

望を踏まえ、給水機の再設置を検討いたしました。特に衛生面での管理対策に課題があることから、設置は見送ることになりました。今後は夏場の暑い時期の室温管理の徹底を図り、暑さ対策に努めてまいりたいと思います。なお、新庁舎においては、窓口フロアに自動販売機を設置する方向で検討しておりますので、併せて御理解と御協力のほどよろしくお願いいたします。検討に時間を要し、回答が遅くなりましたことを御理解ください、というような文書が来たということで、その方はですね、何か要望があったら我々議員などを通さなければ回答が貰えないと思っていたようで、ちょっと少し極端な考え方も分かりませんが、とにかくこの市役所の対応にですね、すごく感銘を受けておられました。私ども公明党の奄美市議団でも、毎年予算要望書を提出する際の一番目に書かせていただいているのは、職員の公僕意識の徹底を図り、常に市民中心の行政サービスを心掛けていただきたい。2番目には、窓口業務に当たっては笑顔を絶やさず、懇切丁寧を心掛け、気配り、心配りなどの思いやりのある対応をお願いしたいと毎回書かせていただいております。今回の対応に一市民の方がこれほど喜ばれるというのは、日頃から市役所の職員に皆さんが一生懸命業務にあたっておられる証左ではないかと思います。市政の主役は住民お1人お1人だと思っておりますので、これからも懇切丁寧な対応を引き続きお願いしたいと思います。

以上で、私の一般質問を終了いたします。ありがとうございました。

議長（師玉敏代君） 以上で、公明党 橋口耕太郎君の一般質問を終結いたします。

暫時、休憩いたします。（午後2時29分）

○

議長（師玉敏代君） 再開いたします。（午後2時45分）

引き続き、一般質問を行います。

自由民主党 川口幸義君の発言を許可いたします。

11番（川口幸義君） 市民の皆様、議場の皆様、こんにちは。平成30年度第2回定例議会にて一般質問をいたします、自由民主党の川口幸義でございます。

さて、質問に入る前に私の所見を少々述べさせていただきます。これ以上、圧力をかけ続けるなら核ミサイル廃棄交渉に悪影響を与える。北朝鮮労働党機関紙に掲載された警告文はまさに北朝鮮の本音が見えたという証であります。再三、指摘をしてきたとおり、金正恩委員長に核ミサイル廃棄を完全に行う意志はなく、どう誤魔化しつつ経済制裁を解き経済援助を引き出すかという、最初からのシナリオに竿を刺さることは極めて都合の悪いことだからであります。韓国において、金正恩委員長に好感を持つ人々がまさに64パーセントに上がり、文在寅大統領の支持率が84パーセントに上がったのも、してやったりとほくそ笑んでいるのが金正恩委員長周辺であることは間違いありません。異母兄弟、兄を暗殺をし、叔父一族を皆殺しにし、就任以来数万人規模の大量処刑を行った人物があつという間に、結構いい人と変わってしまったのは、いかに人間の心情が移りやすいかの見本であります。過去に、何度も騙されたパターンに全く学習がなされていないということは嘆かわしいことであります。それだけ、北朝鮮当局は対象者の思考パターン、行動パターンまで綿密に研究し尽くしている証であります。現体制のまま、南北が統一されることはあり得ません。統一のためには、同一の統治体制が必要になります。金正恩体制の下に韓国が入ることはあり得ませんし、北朝鮮への議会制民主主義の導入も金正恩委員長は認めるはずはありません。独裁体制が民主化した際の独裁者の末路は金正恩委員長は嫌というほど見てきたからであります。現体制のまま、北朝鮮に核兵器を含むすべての大量破壊兵器とあらゆる射程の弾道ミサイルを放棄させるためには、すべてが確認されたのちに経済支援を行う。経済支援を早く受けたいなら不可逆的措置に至るまでのスピードを上げるしかないということを、北朝鮮に覚悟させるしかないのであります。2度も3度も騙されてきた手法を今回も繰り返すことになれば、今度こそ取り返しのつかない愚かな歴史が刻まれることとなります。現時点で北朝鮮が日米を非難する理由は、自分

にとって都合の悪い動きが起きている裏返しなのであります。核ミサイル廃棄に向けて完全で検証可能な不可逆の措置が実行されるまで、経済制裁解除も経済援助も、更には人道的支援も一切封印する覚悟が必要であります。早く援助が欲しいなら、早く廃棄を完了すると、この1点を韓・米・中・日で共有することです。1日も早く国際社会から国家として信頼されることを期待してやみません。

それでは、質問に入ります。

まず1番目に、市長の政治姿勢についてであります。（1）世界自然遺産登録延長について伺います。世界自然遺産登録を目指す奄美大島、徳之島、沖縄北部及び西表島について、環境省が国連教育科学文化機関ユネスコへの推薦を一旦取り下げ、今年の登録を断念する方向で検討に入った、関係者が5月22日付明らかにした。これは、地元紙にも掲載されております。地元自治体の意見を丁寧に聞いたうえ、政府として最終判断する、早期に推薦書を出し直し、再挑戦することが賢明かと思われます。

（2）番目に、行動計画についてであります。奄美群島はユネスコに対して掲げてきた行動計画は何と何が実行できなかったのか、達成率は何パーセントなのかを伺いたいと思います。

このあとは発言席にして、資してまいりたいと思います。当局の誠意ある御答弁を求めます。

議長（師玉敏代君） 答弁を求めます。

プロジェクト推進監（満永亮一君） それでは、お答えいたします。登録延期の勧告がなされた理由については、先ほど竹山議員へお答え申し上げましたとおり、「推薦区域の設定」に関する課題といたしまして、推薦区域の地域の連続性の観点から、沖縄北部訓練場返還地が重要な位置付けにあるが、現段階では推薦地に含まれていないこと。推薦地の連続性に欠け、遺産の価値の証明に不必要な分断された小規模な区域が複数含まれること。の2点が挙げられているところでございます。また、IUCNから勧告事項としまして、概要が示されております。6項目ございますが、まず構成要素の選定や連続性、種の長期的保護の可能性等について再考すること。次に、沖縄島の北部訓練場返還地を推薦地に統合するなどの必要な調整を行うこと。三つ目に、土地所有者や利用者の推薦地の戦略的及び日常的な管理への参画と私有地の取得を進めること。4点目に、奄美大島ノネコ管理計画やマングース防除等既存の侵略的外来種対策を、推薦地の生物多様性に負の影響を与える他のすべての種を対象に拡大すること。5番目に、主要な観光地において、適切な観光管理メカニズムや観光管理施設等、観光開発計画及び訪問者管理計画の実施を迫及すること。6番目に、絶滅危惧種の状態・動向、及び人為的影響及び気候変動による影響に焦点を当てた総合的モニタリングシステムを完成し、採択することなどが伝えられているところでございます。勧告は記載延期となっておりますが、登録に向けてどのような取組を行えばよいかという道筋も示されているところでございます。また、既に御案内のとおり、今年の世界遺産委員会への推薦は取り下げが国により決定され、橋口議員にもお答えしましたが、国はまず来年2月1日までのユネスコ世界遺産センターへの推薦書の提出を目指すということでございます。今後、国・県・地元市町村で必要な調整を行っていくものと考えておりますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

議長（師玉敏代君） 行動計画。

プロジェクト推進監（満永亮一君） 行動計画まで。行動計画についてお答えいたします。議員御案内の行動計画につきましては、世界自然遺産推薦地4島の自然環境を人類共通の資産と位置付け、それらの保全及び持続可能な利用等にかかる各種制度の運用及び各種事業の推進等に関する基本的方針を明らかにする目的で策定された「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島、世界自然遺産推薦地包括的管理計画」の具体的な行動計画として、それぞれの島ごとに定められたものでございます。行動計画に定められてる事業の実施主体につきましては、環境省、文部科学省、農林水産省、林野庁、鹿児島県、各市町村、地元関係団体となっております。七つの大項目と再掲を含めまして32の事業項目から構成さ

れております。昨年、鹿児島県が第1回目の取りまとめを行いまして、32の事業項目すべてについて取組が行われているというところでございます。行動計画の進捗が勧告に与えた影響につきましては、環境省に確認したところ、基本的には推薦書類を元に現地調査を行い、その結果を踏まえて勧告を行っているとのことであり、推薦地の自然環境保護管理の実施状況に関してはIUCNより一定の評価を得られているところでございます。ということでございます。以上です。

11番（川口幸義君） どうも、ありがとうございます。角度を変えて聞きたいと思ったんですけど、その行動計画についてですね、皆さんはIUCNにはしっかり、これとこれは自分たち、やるんだという行動計画は出したものと私は思ってるんですけど、これについてはまだ答えてないと思ってるんですが、大体達成率は何パーセントぐらいですか。

プロジェクト推進監（満永亮一君） 先ほど申し上げました七つの大項目と再掲を含めて32の事業項目からなる行動計画っていうのがございますが、それについては今できて、県のほうでですね、まずチェックって言いますか、取りまとめを行っております。その中では、奄美大島、4島にまたがってるんですけど、奄美大島の行動計画については国・県、または市町村、関係団体、市町村は5市町村なんですけど、すべての項目について取組が行われているという回答、回答って言いますか、取りまとめを行われているところでございます。

11番（川口幸義君） ということは、今すべてその国・県、あれによって取組を行っている最中なの。そうだったら、世界自然遺産登録なんて受けられるわけじゃないじゃない、はじめから。だから、何パーセント、我々は頑張って達成はしてるんだっていうところがなければ、これ宿題にも何にもならないじゃん。

プロジェクト推進監（満永亮一君） その32項目すべてに取組を行ってるんですが、やはりまだ、これ最長で10年の取組の計画なものですから、まだそれが取組がまだ半ばだというのもございます。また、緒に就いたばかりのものもあります。それを、今後5市町村で一緒になって取り組んでいくということでございますので御理解いただきたいと思います。

11番（川口幸義君） まだ、説明によると道半ばみたいな、私は受け止め方しました。それでよろしいですね。

プロジェクト推進監（満永亮一君） 行動計画はですね、基本的には自然遺産になってからのスパン、10年スパンとかいう期間で区切られておりまして、その間の充実した計画になりますので、完全に完成したっていうものじゃなくて、まだ道半ばっていうことで御理解いただきたいと思います。

11番（川口幸義君） よく理解できましたよ。

それでね、我々はこのように、環境省に、IUCNから宿題をいただいたわけですから、これについてこれから一生懸命取り組んでいかなければならないし、現在までは官だけが一生懸命理解をして取り組んできたという、そういう感が我々に受けられるんですよね。民は全く、これに携わる、関わりのない人たちは全く我々に関係がないような事業だと彼らは勘違いをしてるんですよ。だから、これから我々が世界自然遺産登録を、もう一度今から申請をするわけですけども、それについてはやっぱり奄美郡民ですね、官民一体となって、郡民決起大会、それぐらいを一度やらなければ私はね、なかなか民の皆さんに浸透してもらえないのじゃないかなと、このように思ってるんですよ。例えば、何年か前にですね、奄振予算の法の期限得るってことで、政界や官民一体となって、奄美郡民が鉢巻をしてね、奄

振延長を勝ち取ろうという、ああいったうねりがありますので、世界自然遺産登録っていうのは世界の資産なんですよ。奄振の延長は奄美群島だけのもの。もっと値打ちがあるということをね、皆さんは郡民に周知しなければならない義務があると思うんですよ。奄振予算よりもはるかに重いものだということをね、皆さんはやはり周知していただければ、私はこれは着々と前に向いて進んでいけると思うんですよ、部長、どうですか。あなたは答えなくていいんですけど。そのようにしてですね、僕はね、これはね、今からでもいいからゼロから出発をするという意味でね、この取組については奄振延長以上の重みがあるということを御理解をさせていただいてね、取り組んでいかなければならない、このように思っております。

もう1点は、先ほど来、民の所有している土地がまだ一部残っているようなお話も伺いましたが、悲しいかな、奄美群島には国有地は僅か6パーセントしか存在しない。だから、ほとんど官と民の土地が90何パーセントあるということですから、これを仕上げるには容易ではないと思うんですけど、こちら辺りの取組についてどのように、これからいけそうなのか、ちょっと分かってたら教えてください。

プロジェクト推進監（満永亮一君） 先ほど、竹山議員にもお答えしましたが、世界遺産の価値を維持するために、国と県がその民有地を購入する段階でございまして、計画では3万9,000ヘクタールを公有地化するという事でIUCNには理解を求めているということでございます。既に、県は1,300ヘクタールを取得、国も昨年から5年をかけて、2021年度までには2,600ヘクタールを順次購入するという計画であります。購入についてはなかなか市町村の立場で中に入ってお話すること、県と協議することできないんですが、当然国としてもこの計画を実施されると思いますので、それを待って見守っていききたいというふうに思います。以上です。

11番（川口幸義君） よく分かりましたので、それでですね、例えばこの環境省。環境省は自然を守らないかんもんだから、自分たちの専門的なあれですけど、その林野庁との環境省との間っていうのは、林野庁は森を守る、森林を守る、山を育てる。これが林野庁の仕事だと思ってるんですけど、この林野庁と環境省の間で何かあるんでしょうかね。知ってたらお話しください。

プロジェクト推進監（満永亮一君） いろんなケースバイケースで、環境省と林野庁とぶつかるんじゃないですけど、いろいろ協議があると思うんですが、その協議はどのような調整をですね、今度の自然遺産、登録になるまでにはいろいろお互いの国同士の協議が行われると思います。ですので、その件は見守っていききたいと思います。以上です。

11番（川口幸義君） どうもありがとうございます。僕はですね、この林野庁について、林野庁の配下には森林組合っていうのが全国にあるわけです。この森林組合は利益団体じゃありませんよ、これは。利益団体というのはですね、農協とか、例えば漁協組合とか、これは利益団体だ。この森林組合っていうのは、皆さん勘違いしてね、これは利益団体の組合じゃないんです、森林組合は。もともとは林野庁からいろんな予算もいただいてですね、山を若返らす。例えば、老木、古い木になると根を張らないから、崖崩れが出る恐れがある。そういうところは伐採をして新しい植栽をする。そして、山を若返らす、そのための皆さんに賃金をお支払いをして、山を若返らす。これは森林組合の私は仕事って思っておりますので、そういったもののひっくるめてですね、皆さんに理解をしていただきながら世界自然遺産登録に向けては、住民にもやっぱり周知していかなければなかなか協力は得られないなとこのように思っているんですよ。以上、これについては終わりたいと思います。

次に、河川港湾行政についてでありますけれども、（1）小宿漁港及び平松・浜里、3地区の防波堤に大量の海砂が堆積をしておりますので、これについて伺いたいと思います。

商工観光部長（武下義広君） はい、お答えいたします。議員から御指摘いただきました小宿漁港周辺の砂の堆積につきましては、本年5月に小宿・浜里・平松町内会長からも調査及び抜本的な解決に向けた要望が来ているところでございます。海側から堆積した砂が小宿漁港施設内の水路をせき止め、水路内に水が溜まっており、近隣住民へ御迷惑をかけている状況となっております。漁港の維持管理の観点から、これまでは砂の堆積状況を確認し、状況に応じて水路、泊地及び航路の砂の除去を行ってまいりましたが、抜本的な解決には至っていないのが現状でございます。今年度の対応といたしまして、早急に大津川河口の埋塞状況を改善し、航路への砂の流入を防ぐとともに、その都度砂の除去を行っていきたいと考えております。また、平成31年度に向けて海砂堆積の原因を究明するために、海流や砂の流れを専門的な観点から調査していくことも検討しております。更に、平成31年度以降には小宿漁港内の泊地及び航路の浚渫を行い、漁船の安全運転に向けて取り組むとともに、隣接する砂浜に堆積している砂は大浜海浜公園に運ぶことも検討しておりますので、御理解賜りますようお願いいたします。以上です。

11番（川口幸義君） この小宿漁港についてですね、今平松の波消しブロックって言うんですかね、防波堤の外に、これもうほとんど砂で埋まっております。見ましたか部長、見ました。これね、大波がきたらもう完全に飛び越えてくるような状況にあるんですよ。だんだんだんだん波消しブロックがもう砂で埋まってる。この原因は何だと思いますか。

商工観光部長（武下義広君） すいません、その原因がですね、はっきりとこれということがないもんですから、一応その付近、専門的な立場から調べる必要も検討していかなければいけないかなというふうに考えております。

11番（川口幸義君） これはね、僕はこの小宿湾っていうのは、この入り江がね、朝仁と小宿と共同に入り江になっておる。小宿はなぜ砂があのように堆積するかっていう原因はね、大体埋立の跡ですけども、最近その漁港の前に沖防波堤ができて、僕はこれ知らなかったんですけど、この沖防波堤がですね、完全な専門家がね、シミュレーションしてないから、どんどんどんどん砂をこれが寄せてくる。これは、僕はね、失敗だなと、この公共事業は失敗だと私は思ってる。だから、海は必ず資格者が1人おれば、指名を入れて入札させたらいいってなもんじゃないですよ、これ。本当に専門家を入れてね、シミュレーションしなければ、これ何のために予算使うか分からない。朝仁を見てください、朝仁の海岸。悠久の時代から未だに朝仁の砂の浜変わらないですよ。これ、なぜでしょうか。人の手が加わっていないからなんです。そのまんま、自然そのまんまだ。潮の流れも一緒だ。しかし、小宿の埋立については、2級河川もあれば普通河川もある。そこには準用河川もある。三つの川が流れてるんですよ。だから、大雨によっては海の対流の流れと山からの流れ、その川の河川の流れ、こういったものをですね、専門家を入れて、しっかり部長ね、聞いてってね、これ専門家を入れて、しっかり海のシミュレーション、波浪シミュレーションって言うんです、専門用語では。これを入れてやらない限りはね、小手先で金を使っただけでね、もう何度やっても一緒なんですよ。あの、沖防が問題なんだよ。あれの配置が間違ってるんだって、配置が。どこの業者がやったか知りませんがね、私はね、来年度は当初予算に載せるという部長さんのお話ですから、これはね、本当にね、専門的な海のその専門家の指名に入れてあげて、しっかりしたシミュレーションしてもらいたい。公共事業の無駄遣いがないようにするためにはね、これに尽きると思いますよ。だから、私はね、これはいわゆる先ほど午前中には竹山議員からプロポーザルの話がございましたけれども、私はプロポーザルよりは公募的なね、公募の実施計画を、公募をするんですよ。公募をすればそれに応じたようなね、技術力の高いコンサルがちゃんと手を挙げてくる。そのようにしてね、私は今の既存のね、業者がまた手を挙げてやると困るんですよ、これ。あの程度のことしかできないんですよ。幾ら金かけても駄目なんです。部長、これあなたの所管する仕事だ。

財源も厳しいでしょう。だから、しっかりしたね、答えが出れるようにね、来年度の当初予算、そのときにはしっかり公募型のね、指名を募るんですよ。そうやると、優秀な業者がちゃんと出てくる。そのようにしてやってもらわないとこの小宿の海岸はね、解決できないですよ。これをやることによって、大浜の海浜公園のね、砂の流れもみんな把握できる。僕は最近勉強してるからね、ちょっと分かってきた。そういうことですね、小宿の問題について、これはね、次の台風が来たらね、もろとも、あの漁港は完全に埋まりますよ。漁港の堤防の高さと浜、砂浜同じ高さになってる。それと、そこで河川の詰まった砂を重機で上げる。民間がサービスなのかボランティアなのか分かりやせんが、山積みしてる。これ、どっかにどけないとどうするんですかね。台風が来たら、また海にひとさらいや。何のためにこれをするのか、もう1回お答えしてください。

商工観光部長（武下義広君） 確かに、議員が御指摘のように、まず小宿海岸にある砂浜、山みtainな形で積んであります。この件につきましては、先ほど来申し上げてますが、成分調査なども終えてますので、大浜への流用なども含めて検討してまいりたいというふうに考えております。

それとまた、当然その中で調査について来年度検討していくという話をさせていただきましたが、それについては当然専門家の皆さんの中での調査なども必要じゃないかなと考えています。ただ、やり方については今後検討していきたいなということで考えておりますので、御理解ください。

11番（川口幸義君） しっかりしたね、やはりそういったその専門家、意見を聞いてシミュレーションをすることによって、危機管理、安全対策が図られると思ってね、私は今取り上げましたが、これについては来年度に向けての宿題だ。一緒に頑張りましょうよ。これについては終わりますので、次は（2）番、大浜海浜公園について伺いたいと思います。

この大浜海浜公園については、もう今年5年目を迎えると思うんですよ。このあと、いわゆるバースハウスを発注するだろうと、上半期に発注するだろうと思っております。これ、1億数千万円の予算、ありますからね。これやると、大浜ももう最後の総仕上げだと思っておりますので、5年近くで、大方5億円近いの投資をしておりますので、立派に公園もなってきましたが、それについていつ頃の発注でどの程度の規模のを造るのか、ちょっと把握してありましたらお願いします。

市長（朝山 毅君） 大浜海岸の件について、私のほうで川口議員に御答弁させていただきます。この大浜海岸の事業については、各議会の都度川口議員から各種御指摘を受けておりますが、今御案内のとおり本事業は奄振事業などを活用いたしまして、本年度で終了するという計画になっております。そういう中において、現在平成29年度のリニューアル整備の中で高倉を2棟設置いたしました。憩いの場を設けることを目的としまして、従来の高倉は残しながら新たに床板を張ったことで家族連れを中心に訪れる方々に利用していただいております。休憩棟は多くの方が利用し、好評であるため、現在高倉の1棟が残っておりますので、これも応じて、必要に応じて建設したいということで今年度中に建設をしたいと考えております。このことについても、以前議員からの御指摘もあったかと思ひます。そういうことを含めて、バースハウスの新築工事につきましては、既に工事着工の手続きを進めておりまして、今年12月末には、12月中には完了を予定してるところであります。いずれにいたしましても、平成26年度より始まった大浜海岸、海浜公園のリニューアル整備も本年度が最終年度となっております。市民をはじめ、観光客などの来園者も大変多く、安全・安心して楽しんでもいただけるような公園として、今後ともしっかりした整備をし、管理をしていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

11番（川口幸義君） どうも、市長、ありがとうございます。これが、今現在の高倉が、皆さん2棟建っております。茅葺じゃありません。これを、あと市長です、あと1棟、3棟こうやれば、なかなか

か見場がいいんじゃないかと思っておりますけれども、今市長の答弁ではもう1棟計画があるということで安心しました。私が行くと、波は喜びますよ。川口さん、ありがとう。助けてくださいがこの頃喜んで、波が返して迎えるという。僕は毎日行ってますからね、大浜は。そのようにしてですね、変わりゆく大浜の姿をずっと見てきてる。やっぱり奄美市もね、本腰を入れて大浜海浜公園は奄美の顔だということが十分分かっていただいた。よろしくお願いします。ありがとうございました。

それでは、次は福祉行政について伺いたいと思います。（１）、第7期介護保険事業については、先ほど公明党の橋口議員からも質問がございましたけれども、私もちょっと角度を変えて伺いをしたいと思いますので、よろしくお願いします。

保健福祉部長（奥田敏文君） お答えいたします。昨年度、第7期介護保険事業計画を策定している中で、本市の総人口、それから高齢者人口及び介護保険サービスが必要な方やその数量などについて、それぞれ推計を行っているところでございます。この推計によりますと、第7期計画期間となる平成30年度から32年度における本市の総人口及び高齢者人口は総人口が4万1,748人から4万8,099人へ、9,399人減少する一方で、65歳以上の高齢者人口は1万3,033人から1万3,516人へと、483人増加をするという見込みとなっております。このうち、要介護状態に至っていない高齢者につきましては、要支援1に認定される方が4,104から3,744へ、360人減少。要支援2に認定される方は4,644人から4,822人へ18人増加をするものというふうに見込んでいるところでございます。なお、第7期計画期間中は介護保険給付見込み額も増加することが見込まれておりますが、これは団塊世代がすべて75歳に到達いたします2025年度まで続くものと想定をされておりますので、今後も介護保険サービスを円滑に提供していくために、積極的な介護予防事業や地域による支え合い体制づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

11番（川口幸義君） 介護保険については、今年から第7期に入るわけですけど、これまでの6期とそう変わり映えはあまりないような気がしますね。ただですね、これからその要介護、私いつも気にしてるんですけども、要介護、要するに、要するに1の前の段階の予備軍、こういった方々については皆さんはどのように指導なさっておられるのでしょうか。その人数がどの程度いらっしゃるのか、伺いたいと思います。

保健福祉部長（奥田敏文君） 人数については、今お話を少しいたしましたけれども、要介護に入る前が要支援という状況でございますので、要支援1のほうがですね、平成30年度が4,104人ぐらいだろうと。これが、3,744人ですから360人、32年度のときには減りますと。但し、要支援2、要介護度に近いほうですけども、これが4,644人から4,822人ですから、18人増えるという予定になっております。これは見込みですね、なっております。これをですね、見込みですから、これをできるだけならないようにするというので、今考えてますのが、いわゆる介護予防事業と言いまして、健康体操をやったりとか、そういうものやってます。それから、いわゆる総合事業と言いまして、地域で支え合っていこうということで、まだ介護保険を使わないうちでですね、皆さん地域でお互いを支え合う体制をつくっていこうということで考えてるところでございます。

11番（川口幸義君） 介護予防とおっしゃいましたけど、この方々は介護の認定を受けてませんので、それは国民健康保険、こういったもので1割負担で十分賄えるんでしょうかね。自己負担ですか、ほとんど。

保健福祉部長（奥田敏文君） 要介護、または要支援に至っていない方々につきましては、当然病院にかかる場合には保険制度を使っていただくということになります。介護保険というのが、いわゆるお年を

召してる、つまり加齢が原因で病気になったという病気が指定をされておりまして、これが16種類ございますけれども、この病気になったときに介護保険の対象になるということになります。そのときに、いわゆる認定会を開いて審査をしたうえで、この人の要介護度がどのぐらいなのかということ審査をして、それで介護サービスが使えるという状況になりますので、御理解いただければと思います。

11番（川口幸義君） はい、よく理解しました。

それではですね、（2）番、新規の許可について、認可についてですね。要するに、第7期に入りましたので、いわゆる事業所をまだ増やす見込みがあるのか、現況で足りてるのかを伺いたいと思います。

保健福祉部長（奥田敏文君） 第7期の計画の中で、いわゆる今申し上げました介護サービスに関わる事業所の予定ということを立てておりますが、今のところ第6期から変わらず、特に増やすという予定は今のところはございません。

11番（川口幸義君） 7期については、6期、現況で一応業者を増やすという、今のところの見込みはないと。こういうふうに理解をしてよろしいわけですね。それで、私がですね、なぜ新規の許可、希望される方もいらっしゃると思うんですけど、このケアマネについて、僕は非常に、この間現場で目の当たりにみて、それについて私は介護問題、今回取り上げたんです。私の親戚になりますけど、95歳のおばさん、私は身寄りがいいから受けております。自分が今、責任を持って取り組んでおりますけども、95歳もなればですね、もう子どもと一緒にわがままばかり。人の言うことも医者言うことも聞かない、しかし頭だけはぴんぴんだ。こういったですね、方とケアマネさんが現場でやり取りすることを私は現場で目の当たりに見たんですけども、結構喧嘩するわけだ、本気になって。それで、私は彼が帰ったあとに、介護受ける側も、サービス受ける側の人っていうのは非常に心身共に弱い立場にありますからね、ケアマネさんと喧嘩した。どうだ、おばちゃん、この介護、ケアマネ、変える、変えてほしい。もう大っ嫌いだ。このように、僕に申し上げました。それで、私はすぐ変えようと思って、ある施設に行ってお願いをして、それを引き継ぎのためにセンター長の課長さんにもお願いしましたが、それは受けることができたが、そのときに引き継ぎの段階でね、そのケアマネさんの言葉を私はメモしてるんだけど、自分たちは介護を受ける側よりも役所のほうが大事なんだ。国や県や市町村からいただいている助成金、貰ってるから、役所のほうが大事だ。こういう言葉を私に発した。そのときは、僕はね、非常に怒りを感じた。市長、これね、認可するときはやはりね、ケアマネとかスタッフが揃ったら認可をするんじゃないくて、博愛の精神、慈愛深き博愛の精神があるかどうかをね、私は問うたんですよ。こういうケアマネが現場を回ってるっていうことをね、我非常に驚いた。まるでこれがね、産業、彼らは産業だと思ってる。全国的に見てもね、こういう仕打ちを受けてるお年寄りが、例えば認知症の方だったらもう反応はなしや。こういう方々がね、言葉によって虐待を受けるということはね、僕は決して許してはならんと思ったから、センター長にすぐ電話入れた。これ、変えるよ。6月1日から変えていただいた。喜んでおりますよ。介護も4になった、95歳だけど、今まで1だった。そのようにしてもね、喜んでおりますよ。だから、僕はね、これから市長ね、こういったその27業者、今いらっしゃるわけ、ありますよ、名瀬には。こういった方々の職員をね、いっぺん私は1か所に集めて、博愛の精神とは何なのか、1回問うてみたい。それで、部長、あなたに伺いますけど、博愛の精神とは何だ。ちょっとあなたが知る範囲で説明してちょうだい。

保健福祉部長（奥田敏文君） 突然の質問で私もですね、要領を得ないかもしれませんが。やはりですね、いわゆる年齢、それから性別、人種、そういうものに捉われずに相手のやっぱ何て言いますか、尊厳を守る姿勢なのかなというふうに感じております。

11番（川口幸義君） 博愛の精神とはね、慈しみ、慈愛の心ですよ。いつも弱い人の立場に立って物事を考えていけない、僕は強い人には向かうんですよ、生まれつき。いつも、弱い人の立場に立って、私はかねてから行動してる。だから、こういう人がね、世の中には万といるんだな。この目の当たりに見たからですよ。だからセンター長、あなたが答えなくてもいいんだけど、こういった業者を束ねてるのはあなたなんだから、年に1回ぐらいはね、集めて、指導したらどうですか。それができるかどうか、部長でも答えてくださいよ。

保健福祉部長（奥田敏文君） 先ほど、ケアマネジャーの件でございますので、少し説明をしていきたいというふうに思います。議員からもありましたとおり、ケアマネジャーというのは利用者、家族からの依頼で契約を行ったうえで相談に応じながら要介護、高齢者などがその心身の状況に応じた適切なサービスが受けられるようなケアプランを作成。そして市町村、介護サービス、事業所との連携、調整を行う者であって、要介護高齢者が自立した日常生活を営むのに必要な援助を行う専門的知識、技術を有する者というふうにされております。ケアマネジャーにつきましては、平成12年の介護保険制度施行当初より制度の要として位置付けられておりまして、保険・医療・福祉分野での実務経験が5年以上である者が、都道府県が実施する介護支援専門員実務研修受講試験を合格し、実務研修課程を終了したあとに、ケアマネジャーとして実務が行えるということになっております。実務に就いたあとにつきましても、常に資質向上と自己研鑽を求められるその立場から、事業所内や職能団体、市町村で行う研修への参加はもとより、定期的に更新研修を受講し修了する必要がある、利用者・家族などの権利を擁護するため、高い専門性と倫理性を併せ持つて業務にあたっていただけるものと考えております。当市といたしましても、ケアマネジャーの介護保険制度内での位置付けから、利用者・家族との連絡調整にあたる対人援助専門職として重要な立場にあるものと理解しておりますので、今後とも研修機会、それから日常の業務を通じた関わりの中で、必要な指導・助言を行ってまいりたいと考えております。

11番（川口幸義君） ありがとうございます。それは守ってくださいね、部長。頼りにしておりますよ。現場に行くとな、泣き寝入りするお年寄りが万といるっていうことをね、皆さんは理解しないと駄目ですよ。頭のしっかりする人はね、本当のこと喋るわけ。ところが、認知の入ってる人っていうのは分からないのよ。やりたい放題や。ケアマネさんが30分来たら、幾らですか。訪問したら。確か、三千何百円でしょ。1時間で7,000円ぐらい払わないけんでしょう。これは、介護保険認定を受けてる、そこからちゃんと賄える。それから、最近僕は訪問看護までお願いしました、医師会病院に。訪問看護っていうのは、1時間いらっしやると八千何百円、介護保険料がちゃんと取るようになってる。だから、老人あって介護事業が成り立ってるっていうことをね、この方々に理解してもらわんと困る。そうじゃないですかね、部長さん。あなたはどう思いますか。僕が言ってるのは的を得てますかね。ちょっと、それについてお答えください。

保健福祉部長（奥田敏文君） おっしゃるとおりですね、利用者と事業者の契約というふうになってますが、いわゆる利用者のほうはサービスの内容についてよく存じておりませんので、当然事業者のほうの専門知識、情報が利用者にきちっと伝わるように、利用者の権利を擁護できるように包括支援センターともども実施をしてまいりたいと思っております。

11番（川口幸義君） 一つ、よろしくをお願いしますね。皆さんの腕にかかっているよ、本当に。やっぱり、行政がね、しっかり指導することが、よってね、現場に緊張感があるわけ。僕はそうに思ったけどね。僕がお金出すわけじゃないから。行政からお金貰ってるから、自分たちは行政の言うことを聞くんだっていう、こういう考えを持ってるというケアマネがいるっていうこと。ヘルパーさんは一生懸

命頑張ってるよ。朝と夕方来て。それについては僕は感動しました。だから、訪問看護も入れられるようになったのも、センター長ね、介護に認定が4になったから、訪問看護が入れられるようになったんです、そんだけ金額が。30万8,000円だ、介護保険、要介護4で。それイコール介護保険事業、賄うようになってる、本人がね、1割負担なんだけど。それは僕が払ってますからね。そのようにしてね、我々のために頑張ってきたお年寄りを大事にしなければ駄目だな。年寄りと笑うな、今から行く道だよ。みんな行かなければならない。そういうことを考えてね、僕は大事にしておりますよ。これについては質問終わりますが、環境行政について伺います。

(1) 生ごみを分別する計画について伺いたいと思います。

市民部長（前田和男君） 生ごみの分別についてお答えさせていただきます。本市でも平成24年度、離島地域における「生ごみ資源化の可能性調査」について検討会を行っております。その中で、現在の処理方法、堆肥化施設の新規建設、既存施設の活用、小型堆肥化装置の複数設置という四つのパターンで20年間の経費を試算いたしております。現在の方法で約56億円。新規建設で約70億円。既存施設で約62億円。小型装置で約78億円という試算結果が出たところでございます。検討会では試算結果から経済性の面では不利になることが推測され、生ごみの大規模な資源化は現在の焼却施設の更新時期に再度検討することが望ましいとするとともに、急な生ごみの資源化実施は困難であるため、一部地域でのモデル事業を実施するなど準備をすることが望ましいとの報告を受けております。以上です。

11番（川口幸義君） これは、部長ね、僕はこの間、時間があつたので日置市に行ってきましたが、1人で行ってまいりましたが、日置市の環境課からいろいろ説明を受けたんですけど、生ごみは一応、生ごみだけ行政がポリバケツをもう何100か所に設置をする。そうすると、住民はいつでも24時間、バケツがありますので、そこに生ごみだけ入れておくと。すると、これは民間に委託をするわけ、焼却については。民間委託。その民間がその事業をするにあたっては地方創生で1,000万円ぐらい投資をしたと。そのあと、民間が独自で頑張ってますけれども。こうすることによって、これをなぜするかと。これを、生ごみを分別することによって、日置市は燃費、電気代が燃費に計算したらざっと2,800万円ぐらい浮くんだと。こういう話をされましたので、これはいい話だなと思ひまして、ということはプラント、これの延命措置にもかなり減るのではないかというお話を伺いましたので。そして、この生ごみについては竹林のおがくずみたいなの、これと混ぜ込んでですね、発酵させて臭いだけを食べる菌を入れて、臭いがなくなったものは農家に今のところはサービスをして、循環型のいわゆる処分をやってるというのを伺いましたので、近い将来、奄美市もこういったことも考えられるのかなと思ったりしたんですけど、日置市については新しいプラントは140から150億円ぐらいの、一応計画で積み立てはしておりますよと。このようなお話をさせていただきましたが、それについて、うちのほうのクリーンセンターは耐用年数はどうなってますかね。

市民部長（前田和男君） 現在のクリーンセンターのほうで耐用年数ということでございますが、大島地区衛生組合のほうへ確認しましたら、平成44年度までの稼働を見込んでいます。また、更なる施設延命化の取組として、ごみの分別一覧表の配布、収集業者に対する搬入時の指導などを行っているということでございます。以上です。

11番（川口幸義君） 平成44年ですかね。あと、あと10何年は大丈夫だということですけども、やはりそういったものをやっぱり参考にしながらね、なるべく延命措置を図る。それから、最終処分のこと、書いてませんが、最終処分のいわゆる管理型の問題についてもね、もう今からでも遅くはないと思ってるんですけども、やっぱり準備はやる必要があるかなと思っておりますので、一つよろしくお願いします。次回は屠畜場のことを伺いたいと思いますので、今日はこれで終わります。ありがとうご

ざいました。

議長（師玉敏代君） 以上で、自由民主党 川口幸義君の一般質問を終結いたします。

これにて、本日の日程は終了いたしました。

明日午前9時30分、本会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。お疲れ様でした。（午後3時43分）

6月12日(3日目)

○ 出席議員は、次のとおりである。

1 番	橋 口 耕 太 郎 君	2 番	林 山 克 巳 君
3 番	松 山 さ お り 君	4 番	津 畑 誠 君
5 番	栄 ヤ ス エ 君	6 番	大 迫 勝 史 君
7 番	与 勝 広 君	8 番	渡 雅 之 君
9 番	戸 内 恭 次 君	10 番	元 野 景 一 君
11 番	川 口 幸 義 君	12 番	竹 山 耕 平 君
13 番	安 田 壮 平 君	14 番	西 公 郎 君
15 番	関 誠 之 君	16 番	三 島 照 君
17 番	崎 田 信 正 君	18 番	師 玉 敏 代 君
19 番	多 田 義 一 君	20 番	橋 口 和 仁 君
21 番	奥 輝 人 君	22 番	平 川 久 嘉 君
23 番	里 秀 和 君	24 番	伊 東 隆 吉 君

○ 欠席議員は、次のとおりである。

な し

○ 地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

市 長	朝 山 毅 君	副 市 長	東 美 佐 夫 君
教 育 長	要 田 憲 雄 君	住用総合支所事務 所 長	手 薮 利 文 君
笠利総合支所事務 所 長	高 一 也 君	総 務 部 長	菊 田 和 仁 君
総 務 課 長	三 原 裕 樹 君	企 画 調 整 課 長	山 下 能 久 君
財 政 課 長	國 分 正 大 君	プ ロ ジ ェ ク ト 推 進 監	満 永 亮 一 君
市 民 部 長	前 田 和 男 君	環 境 対 策 課 長	平 田 博 行 君
国 保 年 金 課 長	井 上 裕 之 君	市 民 課 長 (笠 利)	西 幸 一 郎 君
保 健 福 祉 部 長	奥 田 敏 文 君	福 祉 事 務 所 長	中 村 博 光 君
福 祉 政 策 課 長	石 神 康 郎 君	高 齢 者 福 祉 課 長	永 田 孝 一 君
保 護 課 長	濱 田 洋 一 郎 君	商 工 観 光 部 長	武 下 義 広 君
商 水 情 報 課 長	麻 井 庄 二 君	紬 観 光 課 長	島 袋 修 君

6月12日(3日目)

産業建設課長	茂木 幸生 君	農政部長	山下 仁司 君
農林振興課長	栄 広久 君	建設部長	本山 末男 君
都市整備課長	竹元 康晴 君	土木課長	保浦 正博 君
上下水道部長	橋口 義仁 君	下水道課長	里 嘉郎 君
下水道課技術調整	里 則人 君	水道課長	藤山 浩俊 君
教育委員会事務局長	山田 春輝 君	教育委員会総務課	徳永 恵三 君
学校教育課長	元野 弘 君	地域教育課長 (笠利)	南 三知子 君
選挙管理委員会事務局	重信 竜昇 君		

○ 職務のため会議に出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長	前田 賢一郎 君	議会事務局次長兼 調査係長事務取扱	向 井 渉 君
議事係長	伊集院 正 君	議事係主査	堀 健太郎 君

議長（師玉敏代君） おはようございます。ただいまの出席議員は24人であります。会議は成立いたしました。

これから、本日の会議を開きます。（午前9時30分）

○

議長（師玉敏代君） 本日の議事日程は一般質問であります。

日程に入ります。日程第1，一般質問を行います。

この際、申し上げます。一般質問は個人質問とし、各自持ち時間は答弁を含めて60分以内といたします。なお、重複する質問事項につきましては極力避けられますように質問者において御配慮をお願いいたします。また、通告項目の積み残しのないよう、時間配分をよろしくをお願いいたします。更に、当局におかれましても答弁については時間の制約もありますので、できるだけ簡潔、明瞭に行われますようにあらかじめお願いをしておきます。

通告に従い、順次質問を許可いたします。

最初に、自民新風会 安田壮平君の発言を許可いたします。

13番（安田壮平君） 皆様、おはようございます。自民新風会の安田壮平です。一般質問にあたり、まずは一言所見を述べさせていただきます。

新しい年度が始まり、2か月余り経ちました。当局におかれましては、この春の人事異動により新しい職場に就かれた方もいらっしゃると思います。当局席を見渡しましてもフレッシュなお顔触れです。どうぞ、お手柔らかに手合わせのほど、お願いいたします。

さて、本日はシンガポールにて史上初の米朝首脳会談が行われます。トランプ大統領と金正恩委員長によるこの会談を世界中が固唾を飲んで見守っています。南西諸島を含めた我が国の安全保障に大きな影響を与えうる会談、お互いにサプライズをも辞さない交渉上手な2人のリーダーですが、歴史に名を残すような東アジアの平和と安定に繋がる成果を期待したいと存じます。そして、この本会議場にいる私たちもまた、奄美市の歴史を確実に刻んでいる同士です。少なくともそのような自負と誇りを持ってお互いに仕事をしていきたいと私は考えます。その意味で、今般のIUCNの勧告は私たちに立ち止まって考える機会を与えていただいたと前向きに捉えています。この件に関して、私は二つのことを述べたいと思います。一つ目は、当局への苦言も含めた提言です。というのも、今回市長及び随員職員のバーレーン渡航にかかる旅費の補正予算の関係で、6月定例会が例年と比べて大幅な日程変更を余儀なくされました。常任委員会審査を半日ずつという強硬スケジュールで行うのは、この数年間議会活性化を目指して努力し続けてきたことが振り出しに戻されたような感がしてとても残念な思いがしました。これがもし、当初予算で計上されていれば、通常に近い日程でできていたのではと思わざるを得ません。早ければ再来年、世界自然遺産登録の機会が訪れますが、当局におかれては今回の件を忘れずに、地方自治の原点は市民を代表する議会であることにも御配慮いただきながら取り組んでほしいと存じます。二つ目は、IUCNの延期勧告について、何ら悲観することはないということです。実は、今月バーレーンで開かれる第42回世界遺産委員会に推薦されていた世界自然遺産候補6件中、IUCNから登録の勧告が出たのは1件のみ。ほかは情報照会3件、登録延期1件、これが奄美・琉球、そして不登録1件でした。登録勧告1件はフランスのピュイ山地とリマーニュ断層の地殻変動地域で、実に過去に2回、IUCNから不登録勧告を受けています。事程左様に今世界自然遺産登録は難しいのです。一発で登録することは至難の業と言っても過言ではありません。今回、世界文化遺産登録の見通しとなった長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産も2年前、イコモスの指摘により推薦を取り下げるという挫折や苦難を味わったうえで栄光を勝ち取ったわけです。是非、この奄美・琉球においても、昨日の同僚議員の総決起大会という言葉に象徴されるように、地元住民、民間と行政とが力を合わせて自分たちで掴み取ったのだと言えるような運動、活動を目指していこうではありませんか。大事なことは、世界自然遺産という冠や看板を生かしつつも、それに頼りすぎない。奄美という唯一無二の魅力ある地域を皆で

つくっていくこと。奄美という世界観を守り継いで、生成発展させていくことだと訴えまして、一般質問に入ります。

まず、奄振事業、「リーディングプロジェクト推進枠」についてです。本事業の進捗状況はいかにか、また本市としてどのような企画提案を行ったのかということですが、先の第1回定例会一般質問で本事業の概要、目的、手続き、テーマ等が示されましたが、その後の進捗状況をお示してください。また、本市が行った企画提案についてもお示してください。

次の質問からは発言席にて行います。

議長（師玉敏代君） 答弁を求めます。

市長（朝山 毅君） おはようございます。それでは、さっそく安田議員に答弁させていただきます。平成30年度から奄振交付金において新たに創設されました「リーディングプロジェクト推進枠」についてお答えいたします。本制度については、議員が先にお話になりましたとおり、今年第1回定例会でもお答えいたしましたとおりでございますが、地域特性を踏まえた新たな事業メニューの創設や戦略的な事業展開を図る目的で創設されております。本市におきましては、平成30年度の示されたテーマのうち、「奄美らしい観光スタイルの構築」のテーマに沿って、多様化する入込客の受入促進、及び受入態勢の強化に資する「奄美群島来訪機会創出事業」を企画・提案しリーディングプロジェクトとして承認されたところであります。本事業の概要といたしましては、観光客のリピーター創出に向けて三つのプロジェクトを計画いたしております。まず、一つ目が奄美大島5市町村で構成いたします「奄美満喫ツアー実行委員会」によって旅行会社の商品造成や奄美の生活に根付いた体験プログラムへの参加促進等に助成を行う、「来島機会創出プロジェクト」であります。二つ目が、今後増加が予想される外国人観光客に対応するための多言語パンフレットの作成やインバウンドセミナーの実施。また集落の景観等を活用した街歩きコンテンツの開発など、観光来訪者と触れ合う機会の創出を図る、「奄美市観光満足度向上プロジェクト」であります。三つ目が、増加傾向にあります奄美に寄港するクルーズ船にターゲットを絞り、奄美群島のPRや歓迎・見送りセレモニーの充実を図ることで、クルーズ船寄港の増加及び来訪客のリピーター獲得を目指す、「情報発信・満足度向上プロジェクト」となっております。この3本の施策を中心に入込客の受入促進及び受入態勢の強化を図る計画を実施することとしており、奄美らしい観光スタイルの構築を図ってまいりたいと考えておりますので、議員の皆様方の御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

13番（安田壮平君） ありがとうございました。このリーディングプロジェクト推進枠について、具体的に決定されたということで、そしてまたその中身も実に時宜を得た内容となっているんじゃないかと感じました。非常に喜ばしいこと、そしてまた期待が持てることだと感じています。その中で、今市長から三つ示されましたが、どれも大事だなというふうに思いますが、若干その事業主体、もちろん5市町村連携でとおっしゃってましたが、その主体として観光物産連盟、DMO組織とこう事業内容が若干重なるような気もするんですが、もう一度その実施主体をですね、どういう組織、どういう団体でやるのか、そこをちょっと確認をさせていただきます。

商工観光部長（武下義広君） それでは、お答えいたします。はい、このリーディングプロジェクトで認定を受けました来訪機会創出プロジェクト、これが今やってる満喫支援事業、この一環となります。主体としましては奄美市がリーディングプロジェクトという形で、奄美市のほうで認定を受けて、そういう支援をですね、今各市町村と連携してやっていますが、これが今まであった分につきまして、今回そういう補助事業が付いたということで、30年度についてはその補助事業の中でやっていきたいということです。それとまた、観光満足度プロジェクト、これにつきましては多言語観光案内のパンフレットと

かインバウンドセミナーの開催，そういう形で奄美市が主体となってやっていくということでございます。それと，クルーズ船にターゲットを絞った情報発信ということで，これにつきましてはクルーズ船が出入港今やっていますが，その中に当然先ほど議員が御指摘ありました観光連盟の方，観光協会の方，それとまた奄美市も中心になって連携として取り組んでおります。その中のですね，司会者，またあとそこに対しての八月踊りとか三味線を弾いたりとか，そういう形でお出迎えをしておりますので，その付近のこう謝金とか，そういう形で使用していきたいというふうに考えてる。これについても奄美市が主体という形でやっております。

13番（安田壮平君） 分かりました。是非，とても，いずれも必要な事業だと思いますので，しっかり取り組んでいただいて，また我々議会のほうにもいろいろと詳細な説明，報告をお願いできればと思います。

続いて，このリーディングプロジェクトに関連して伺いますが，その奄美らしい観光スタイルの構築として国のほうから示された民泊の具体化という言葉がありますが，いよいよ今月15日より施行される民泊法についてなんですが，本市の物件に対する届け出の状況ですとか，また管轄の主体，また各自治体独自で上乗せ規制をできるようにして，東京の23区とかそういったところで行われてるという話も聞きますが，この奄美市においてはいかがでしょうか，伺います。

商工観光部長（武下義広君） それでは，お答えいたします。今年度の本市における民泊に対する事業といたしましては，リーディングプロジェクト枠での実施は予定しておらず，厚生労働省の実践型地域雇用創造事業を活用した民泊創業支援セミナーを昨日，本日にわたって開催いたしているところでございます。

次に，6月15日より施行されます住宅宿泊事業法，いわゆる民泊新法と言われておりますが，にかかる本市の届出状況につきましては，管轄であります県生活衛生課に確認しましたところ，現在審査中の案件が1件あるということでございます。また，規制のための条例につきましては，市町村の意見聴取を行い，県が条例を制定することとなります。現状につきましては，同じく県生活衛生課に確認したところ，各市町村から意見を伺っているところということでございます。以上です。

13番（安田壮平君） はい，分かりました。今のところ審査中，まだ1件ということで，思ったより少ないなと。旅館業法の簡易宿泊所という施設でいろいろできてるといのは伺ってますので，やはりその経営の柔軟性から考えてもそちらを選択する方が多いのかなとは思いますが，この今流行りのシェアリングエコノミーという言葉，総務省の情報通信白書，昨年度のものによれば，平成27年度は285億円，市場規模がですね，だったのが，恐らく今年度は501億円と2倍近くまで伸びると。この中には民泊も含め，またカーシェアリング等ですね，様々なその共有する，持ち物を共有する新しい経済のスタイルというものが言われて，今後成長分野として注目されているわけですので，是非奄美においても今後ホテルが多数できていくという期待はありますが，多様な過ごし方，奄美らしい過ごし方ということで，民泊も十分可能性のある分野ですので，今後も引き続き行政からも様々な後押しをお願いしたいと思います。

続いて2番，環境の保全と活用ということで，金作原での利用ルール実証実験について。利用ルール創設に向けた今後の取組はいかがかということをお伺いします。これも，第1回定例会で再度同じ内容でも実証実験を行うということでしたが，4月の地元紙報道によればその2月の実証実験と同じ内容の利用ルールの運用を今夏にも開始するということでした。この点について，事実関係，どうであるのかお示してください。

プロジェクト推進監（満永亮一君） それでは，お答えいたします。ただいま，議員御案内のとおり，今

年の3月の第1回定例会におきまして、「再度実証実験を行い、その結果を踏まえて利用適正化のルールを検討してまいりたい」と答弁したところでございます。その後、3月22日に開催いたしました国・県、奄美市、自然保護や観光関係の団体等で構成する奄美大島利用適正化連絡会議において、観光客の増加を見据えた対策が必要との考えから実証実験ではなく、今年の夏頃からの利用ルールの試行を行うということで合意に至ったところでございます。経緯については、御理解いただきたいと思います。試行につきましては、具体的日程等は調整中ではありますが、2月に実施した実証実験と同様の手法で、金作原利用者に協力を求める形で実施したいと考えており、試行実施による状況等も踏まえながら、今後関係機関等と本格実施に向けたルールの見直しや調整等を行うこととしているところでございます。以上です。

13番（安田壮平君） 念のため伺いますが、試行っていうのは試す、行うじゃなくて、施すのほうですよ。

プロジェクト推進監（満永亮一君） 試す、行うの試行でございまして、本格的な、本格実施に向けた試行っていうところでございます。

13番（安田壮平君） はい、分かりました。試行ということでありますので、また内容が変わるのかなというふうにも思いますが、この件に関して、私は以前三つの問題点を指摘させていただきました。試行という位置づけですので、まだまだあれですね、内容は変わり得ると思いますので、ここで十分な答弁いただけるか分かりませんが、その三つというのが、一つがルールの内容の問題ということで、認定ガイド同行を義務付けるということなので、加入してない質の高いガイドであったり、また研究者やメディアはどうなるのかというところ。そもそも、屋久島ではこういうガイド同行は義務付けられていませんという点が一つ。二つ目が、ルール形式の問題ということで、自主運用ルール、自粛の要請でありますので、公的拘束力がない。この点が課題だということもガイドの方々からもよく聞かれることです。三つ目が、認定ガイドの位置付けということで、ガイドの質の問題。これも、やっぱり新聞等でも取り上げられていますが、今この協議会があるかと思いますが、その組織としてのルール整備、強化ですね。これもやっぱり、自主的なルールだと思います。屋久島では町の条例で整備をしています。この三つをどのように今のところ整理をしているのかというところ。そしてまた、関係機関だけで決めるのではなくて、一般市民からも意見募集の機会、少なくともパブリックコメント等ですね、そういう民主的な手続きに則ってルールを決めるべきではないかという点について、見解をお願いします。

プロジェクト推進監（満永亮一君） ただいま、議員がおっしゃったように指摘された事項で1点目のルール内容の問題、2点目のルール形式の問題、3点目の認定ガイドの位置付けについては強化すべきではないかとの御指摘であることは重々認識してるところであります。3月22日に開催されました利用適正化連絡会議では、2月の実証実験の結果報告と今年の夏頃からの利用ルールの試行についての合意がなされたところでございます。御指摘のあった3点の課題については、認定ガイドの取り扱いなどルール案の根幹に関わる部分であることから、今後試行を行いながら本格実施に向けたルール案の見直しの中で関係機関と検討することになると考えております。なお、利用適正化連絡会議については国・県、奄美市のほか、自然保護や観光関係の団体、金作原周辺の区長など様々な立場の方々に参画していただいているほか、先般の実証実験においてもアンケート調査を行ったところでございます。利用ルールに関する一般市民からの意見聴取等の機会につきましては、本市だけではなくて、また国・県も関わってくるため、どのような方法が市民からの意見聴取でいいものかどうか、今後議論を深めてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

13番（安田壮平君） はい、分かりました。今後の展開に期待したいと思います。是非とも、すべての人が納得するというのは難しいかもしれませんが、でも1人でも多くの方が納得するようですね、手続きと内容で決めていただきたいと思います。と申しますのも、やはりこの金作原で行われるルールがですね、恐らくモデルとなって奄美大島全域に多分適応されることになるんじゃないかなというふうに思います。そういう意味では、本当の一番の大事なルールで、やっぱり何かしら利用ルールが必要なのも、もう待たないと思います。だからこそですね、一番最初、そしてこれが今後のその奄美のこう自然、エコツアーを楽しむうえでですね、とても大事なものになっていくと思いますので、是非丁寧、慎重な進め方をお願いしたいと思います。

続きまして、ポイ捨て等防止条例の件で伺いますが、これも去年の第4回定例会で同僚議員が取り上げました。その後の本市の取組状況はいかがかということなんですけど、まずはそれを伺います。

市民部長（前田和男君） おはようございます。それでは、答弁させていただきます。昨年、第4回定例会の一般質問にて、戸内議員からポイ捨て条例に関する質問がございました。それを受けまして、奄美市内の飲料販売会社8事業者に対しまして、回収ボックス設置に関する聞き取り調査を実施しております。また、この調査と併せまして、ポイ捨て等防止条例に関する説明等も改めて行い、業者へ回収ボックス設置義務の周知を図ったところでございます。以上です。

13番（安田壮平君） はい、分かりました。まずは何らかのアクションを起こしていただいたということではよかったというふうに思います。実際、この条文を見ますと、条例第7条第2項、これは何ですかね、条文上は努力義務じゃなくて、必ずしないといけない、そういうものですか。その点、お願いします。

市民部長（前田和男君） 設置義務でございます。

13番（安田壮平君） はい、分かりました。もちろん、その業者の方々の協力がなければ進んでいけないことではあるんですけど、その後その8社に聞き取りをしたり、こういった義務の周知をしたということなんですけど、実際その業者さんの取組としては何か動きがあったのか、設置個所が増えたのかどうか、その点はいかがでしょう。

市民部長（前田和男君） その際に、周知を図る際に、いろいろと設置事業者のほうとも話をさせていただきました。以前、答弁させていただいた内容と重複しますが、設置をした個所について、利用する側のマナーが守られず、設置個所の土地所有者、近隣住民の理解が得られないなどの状況となり、やむを得ず撤去せざるを得なくなったケースもあると。このことを受けまして、設置状況について現地調査などを今後実施し、現状把握に努めるとともに、事業者への設置協力依頼を継続して行う。また、利用者へのマナーの周知も図っていきたいというふうに考えているところでございます。以上です。

13番（安田壮平君） その、今のお話は、この第4回定例会のときも聞いたんですけども、確かに市内全体を見ればですね、そういうマナーが悪いところもですね、あるんだろうというふうに思います。でも、そのあれです、確かにそのコンビニエンスストアにいろいろごっちゃに、家庭ごみ含めてですね、持ち込んで入れるというケースは聞いたことはあるんですけど、このびん、缶、ペットボトル専用のごみ箱にですね、それ以外のその燃えるごみとか、それを入れるケースっていうのは多分これだけですね、奄美市はじめ、今民・官挙げて世界自然遺産登録目指している中で、きっと減ってきてるだろうというふうに思うわけなんですけど、例えばその祭りのあととかですね、ちょっともう捨てる場所がなくて、もうやむなくそういうところに入れたというケースもあるかもしれませんが、もうこの年間どれぐ

らいこういった苦情を受けているのか、ちょっと細かいんですけど、そこは把握されていますか。

市民部長（前田和男君） 事業者への苦情の件数というのは直接は把握しておりませんが、本市へは直接的に苦情というものは届いてはいないところです。しかしながら、事業者から設置してる回収容器に対象物以外のごみが混入してるという相談は、昨年1件ございました。

13番（安田壮平君） はい、分かりました。街中にですね、街中やっぱり見渡しにしても、ポイ捨てのごみも多いです。その中には、もちろんびん、缶、ペットボトル以外もあります。ただ、やっぱりこれからその世界自然遺産に相応しい町、自然の中、山の中、海とかだけじゃなくて、町も美しいと、そういう町を目指していくためにも、やっぱりそういう当たり前のことを当たり前にできるような、そういう努力も必要だろうと。そう簡単にはポイ捨て、なくならないかもしれませんし、そういったごみの混入もですね、なくならないかもしれませんが、やっぱりこの努力をしていく姿にこそIUCNはじめユネスコも評価をするんじゃないかなというふうに思います。そしてまた、徐々にではありますが、市民の方々のそういった美化意識の向上と言いますか、それも図られていくと。やっぱりこう、いろいろな試行錯誤の中にこそそういうのが生まれていくと思いますので、そこは是非、市としても粘り強く業者の協力をいただいて、毎年数件ずつでもですね、設置を図っていただきたい。特に、外からのお客さんが増えて、観光客が増えれば、必ずそういった自販機設置の業者さんにもですね、恩恵が生まれているはずですから、だからこそよりその協力を得やすい状況になってきてるんじゃないかなと思います。企業の社会的責任という言葉もありますが、是非ともお互いにその世界自然遺産を目指すパートナーとしてですね、更に力を入れてやっていって、取り組んでいただきたいなと思います。あと、行動が変わらないとですね、市民の意識は変わらないと。その身近なところから市民の方々、観光客、来訪者の方々の行動を変える、一つの仕掛けとしてですね、きっかけとしてこれを捉えて取り組んでいただきたいというふうに思います。

続きまして、生物多様性地域戦略について伺います。これまでの進捗状況はいかがか、また広報のあり方をどのように考えているのかというところですが、これも昨年、第2回の定例会一般質問で伺ったところ、進捗状況に関する評価方法を含めた整理を行い、構成市町村に投げかけているということでしたが、その後どうなったのか。また、広報についても奄美大島生物多様性レポート、仮称として各市町村のホームページや報道等で行う予定なのか、お示しください。

プロジェクト推進監（満永亮一君） 生物多様性地域戦略の現在の進捗状況についてお答えします。議員御案内のとおり、生物多様性地域戦略の進捗状況に関しましては、昨年の第2回定例会におきまして「奄美大島自然保護協議会の事務局である本市で、進捗状況に関する評価方法を含めた整理を行い、構成市町村に確認をお願いしているところであり、整理を行ったあと各市町村のホームページや報道等を通して広報してまいりたい」との答弁をさせていただいたところでございます。現在の進捗につきましては、本市を含めた構成市町村からすべて回答をいただき、現在最終的な取りまとめを行っているところでございます。広報につきましては、取りまとめが終了次第、再度構成市町村に確認をいただいたあと、本市ホームページ及び報道等で公表を行ってまいりたいと考えております。他町村でのホームページの掲載につきましては、奄美大島自然保護協議会事務局の本市より、今後お願いをしてまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

13番（安田壮平君） はい、分かりました。徐々に進んでいるということで、今各町村からも結果、取り敢えず今のところの結果をいただいて、その取りまとめを行っているということで、是非とも期待したいなというふうに思いますが、ちなみに参考までに、その今後の公表時期としてはいつ頃になりそうですか。

プロジェクト推進監（満永亮一君） 今、取りまとめ、先ほど申し上げたように取りまとめを行っていますが、それを各市町村に同じような内容で、これでいいかっていうことで、そこの各市町村の決裁する時間等も考えますと、全体、同時に掲載するのが望ましいもんですから、遅くとも8月中までには行いたいというふうに考えております。

13番（安田壮平君） はい、分かりました。是非、8月、期待しています。この奄美大島生物多様性地域戦略ですが、これ昨日の川口議員の質問でもあった、国の各省庁や県を中心とする行動計画とこう匹敵するぐらいのですね、各奄美大島の5市町村が取り組むべき様々な課題というか、事業などについても盛り込まれていて、私は本当にこの世界自然遺産を目指すうえで、そしてまた本当、そういうその一つの大きなハードルを乗り越えて世界自然遺産を維持する、またはですね、その世界遺産という看板、称号に甘えず魅力ある地域づくりをするためにも欠かせないこの戦略であり計画だと思います。本当に中身、こう非常に大事な案件が盛り込まれている。再度御紹介しますと、マングースやノネコだけでなく、それ以外の外来生物を含めた外来生物バスターズであったり、マングローブの再生モデル事業であったり、生物多様性遊歩道を造る。または、里のエコツアー拠点整備、新観光マスタープランの策定、奄美大島自然大使などですね。10年後、50年後の目標を掲げた非常に大事な地域戦略だと考えています。本当にその、この先を見据えたもう数十年後を見据えた地域戦略だと思いますので、これもしっかりと市の事業の中にも取り入れていただいて、そしてそれがどのようにこう進捗をしているのかということも、しっかり発信をしていっていただきたいわけなんですけど、ちなみに27年度からスタートしまして、本年が4年目、そして来年度がちょうどその中間の改定の時期にあたるかと思いますが、それに向けた動きというもの、準備というものはどうなってるか。ちょっと関連になりますが、御説明をお願いします。

プロジェクト推進監（満永亮一君） 議員御案内のとおり、地域戦略の計画期間が平成27年度から平成36年度の10年間となっております。中間で見直しを行うということになっておりますので、今年度ですね、30年度、そして31年度に見直し案をつくるように、今年から動き出して、会議等を開いていくということになっております。

13番（安田壮平君） はい、分かりました。その点も是非踏まえたいうえで、着実に進めていただきたいと思います。また、次期奄美市の総合計画、平成33年度から始まる総合計画に向けて、恐らく来年度辺りからこう動き出していくんだろうというふうにも察しますが、その奄美市の総合計画とこの生物多様性地域戦略との連携、いかに反映させていくかということなんですが、この点についても今見解があればお示しください。

プロジェクト推進監（満永亮一君） 時期総合計画との連携、反映させるかという御質問ですが、現在の総合計画の計画期間が平成32年度までとなっております。議員おっしゃるように、奄美大島生物多様性地域戦略は大変重要な戦略でございますので、次期総合計画に本戦略を反映させてまいりたいというふうに考えております。以上です。

13番（安田壮平君） 是非、お願いします。やはり、今回プロジェクト推進課という新しい課ができて、名称が昨年度から変わり、そしてそのほかに世界自然遺産推進室が入ってきたということは、やはり全庁的にこの世界遺産に向けて、様々な動きを、取組をしていかないといけないという御意思の表れだというふうに思っていますので、これ本当、ただ環境分野だけじゃなくて、教育とか観光とか定住とか様々な分野に繋がる地域戦略でもありますので、是非全庁的な取り組み、そしてまた総合計画との

しっかりしたリンクですね、繋がりをお願いしたいと思います。

それでは、次の質問に移ります。地方創生の幸福度アンケート調査について伺います。昨年度の本調査結果が今年の3月頃公表されていましたが、この調査結果から把握できたことは何か。また、PDCAサイクルの中でどのように活用されているのか、お示ください。個々、具体的な結果というよりは総括的な結果についてですね、お示しいただきたいというのと、また例えば今年度当初予算に反映されたのかなど、その活用のあり方などについてお示ください。

総務部長（菊田和仁君） 御質問の幸福度アンケート調査につきましては、「奄美市攻めの総合戦略」において、島の目指すべき姿として示した「しあわせの島」の実現に向け、住民が幸せに暮らしていると実感してる指数、「奄美幸福度指数」を測ることを目的としております。平成27年度のアンケート項目を検討するための試験的な実施を経て、28年度から本格的に調査を実施してるところでございます。調査報告書につきましては、奄美市ホームページで公表いたしておりますが、本調査は毎年、無作為で選ばれた18歳以上の市民2,000人を対象に実施しており、平成29年度の回答者数は795名、回収率は39.8パーセントとなっております。10項目の設問について、「大いにそう思う」から「全く思わない」までの5段階評価の選択式となっており、また満足に思っていることと不満に思っていることについては自由記述形式での御意見もいただいているところです。平成29年度調査におきましては、選択式10問の回答を平均いたしますと、約6割程度が満足度に肯定的な回答となっております。満足度の高い個別項目の一例を申し上げますと、「おもてなし意向度／あなたは島外からのお客様の喜ぶ顔が見たいですか」との質問に対し、約83パーセントの方が「大いにそう思う」、あるいは「まあまあそう思う」との回答をいただいているところでございます。平成28年度と29年度の調査結果を比較しましても、全体的な傾向としてはほぼ同様でございますが、幸福度の指数も幾分向上傾向にあるなど、市民の暮らしの実感を示す指数として、本調査の有用性を確認できたものと認識してるところでございます。アンケート調査につきましては、今後も継続的に取り組んでいくことで、市民の意向が一目で分かる、より価値のある指標になるものと考えております。

それから、本調査結果をPDCAサイクルの中でどのように活用するかという御質問でございますが、先ほど申し上げたとおり、指標の有用性がようやく確認されたところであり、今後本調査結果をもとに、必要と判断される施策等については実施計画への計上などを含め、PDCAサイクルに組み込んでいけるよう取り組んでまいりたいと考えております。

13番（安田壮平君） はい、ありがとうございます。このアンケート調査ですね、要は住民の主観的な感想と言いますか、意向を住民満足度の一つの表れと捉えて、そしてそれを行政運営に生かそうという取組、私はとても大事だと思います。実際に、こういった独自の指標を使って行政運営をやっている自治体もいっぱいありまして、我々議会でも去年ですね、当時の総務企画委員会で東京荒川区を訪ねまして、荒川区民総幸福度という、もう10年以上にわたる蓄積のある取組を調べてまいりました。行政のほうにも、当局のほうにもそれを報告させていただいたわけです。是非、これは今後もですね、地方創生の期間がどれぐらい今後続くのか不確かなところはありますが、今後も是非奄美市としてこれ取り組んでいただきたい、継続して取り組んでいただきたい。継続すればするほど、その指標の有用性、価値というものが上がってくると、効果が上がって来ると思いますので、そこは是非お願いをしたいわけなんです。その中で先ほど部長の答弁の中でありました全10項目、おもてなし意向度とか、あるいはまた結い度とか、奄美、奄美市、島への愛着度とか、あるいはまた教育環境の満足度、こういったものはかなり高い満足度を示してると。大いに肯定する、まあまあ肯定する、そういった方々が過半数を占めているわけなんです。ただこの10項目の中で三つですね、残念ながら過半数に届かなかった項目がありまして、それが生活の満足度、将来への希望度、医療・福祉環境の満足度というこの三つなんです。これについてより深掘りしてみてもいいかなと。そこから新しい政策の種が生まれるんじゃない

かなというふうに思うんですが、記述式での書く欄があるということでありましたが、この点についてどのようなお考えか、伺います。

総務部長（菊田和仁君） 幸福度アンケート調査につきましては、先ほどもお答えいたしましたとおり、「奄美市攻めの総合戦略」のKGI、重要目標達成指標ですね、として設定している「奄美幸福度指数」を計測することを目的に実施してるものでございます。アンケート調査につきましては、市民の意見を基に奄美の特性に応じた項目を設定したうえで、調査票についても選択式の設問を中心とした市民が回答しやすい形式としているところです。また、満足していること、不満に思うことについて自由記述形式で御記入をいただいた内容についても、職員間での共有を図っており、これらの内容を分析することによって、その要因についてもある程度は把握できるものではないかと考えております。深掘りについてはですね、今後の調査を継続していく中で、その傾向などもですね、分析したうえで、必要に応じて検討させていただきたいと思っております。以上です。

13番（安田壮平君） はい、分かりました。ちなみに、先ほど紹介した荒川区においてはですね、こういった地方創生を待たずにこういった取組をやっていて、実際にその事業とか施策の立案にですね、このアンケート結果を生かしているということであります。具体例としては、その荒川区は防災の面でその住民の方々の不安があるというので防災に関する何か新しい取組をですね、始めたりとか、そういったこともやっています。今回、この3項目、特にこの中でも意外だったのがその医療・福祉・環境の満足度ということで、以前同僚議員が一般質問で取り上げた月刊誌において、この奄美市は医療、福祉の環境が充実しているという、そういうランキング調査もあったということを知覚しているわけですが、そこその主観的なギャップって言うんですかね、なんかそこまた不思議だなと思うところで、やっぱりそういうところに本当にその住民が望んでいること、困っていることっていうのがこう潜んでるんじゃないかなというふうにも思いますので、敢えてこういうことを質問をさせていただきました。そしてまた、市長の政治理念の一つであります、その潜在化した不満を顕在化させて、それについて取り組むというお言葉も、またこういったところにですね、通じていくのではないかなというふうに思いますので、是非、まだ2年目ということではありますが、今年が3年目、このアンケート調査、ということではありますが、是非せつかくこの活動を行っているわけですから、よりよく政策、事業の立案に結び付けていただきたいということをお願いいたします。

それでは、ちょっとまた関連の質問になりますが、本年度当初予算における地方創生関連事業は合計9億5,000万円余りと昨年度を大きく上回りましたが、中には従来からの継続事業が今回初めてこちらに継続されたものもあります。この地方創生関連事業についての考え方を示すとともに、本市総合戦略において本市が目指すものや実現したいことを改めてお示してください。

総務部長（菊田和仁君） まず、地方創生関連事業に関する事業の考え方についてお答えいたします。基本的にはこれまで特に重要な事業については、現在の地方創生関連事業と同様に位置付けておりましたが、その後地方創生という新たな概念が示されましたので、関連事業を一括して計上させていただいてるところでございます。その中で、総合戦略に位置付けるものを地方創生推進費計上分、その他を各費目計上分として整理をさせていただいております。

次に、地方創生において実現したいことについてですが、本市における地方創生の取組につきましては、平成27年12月に策定した「奄美市攻めの総合戦略」に基づきスタートしております。計画期間を平成27年度から31年度の5か年と設定し、総合戦略策定における基本的な考え方として、「2060年の奄美大島の将来目標人口を5万2,600人として、一定程度の人口を維持できる島」、「市民一人ひとりがしあわせの島の担い手であること」、「奄美大島全体が活性化するように地域間の連携を図ること」、「総合計画や奄美群島成長戦略ビジョンなどと重層的に連動し地域活性化に繋げていくこ

と」を掲げております。そのうえで、観光、仕事づくり、少子化対策を攻めのポイントとして、「経済的に自立した島」、「子育てに適した島」、「皆が知恵を出し実行する島」、「豊かな自然と伝統を守る島」の四つの目指すべき姿を基本目標に幸せの島を実現していこうとするものでございます。以上でございます。

13番（安田壮平君） はい、分かりました。その点は当初と変わってないと、初志貫徹じゃありませんけど、そういうことだと理解しました。今回、ちょっとこの地方創生関連事業が膨らんで、別にその細かいことを言うわけじゃないんですが、ただなんか、何ですかね、こう奄美市の施策としてどこに力を入れようとしてるのか、地方創生としてどこに力を入れようとしてるのが、なんかちょっとぼやけてないかなと、そういう思いを抱きまして、この質問をしたわけですが、例えば今回新たに、これまでは地方創生じゃなかったのに、今回新たに公共施設の点検事業みたいのもですね、この中に関連事業、各費目計上分の中に入っていたかと思うんですが、橋とかインフラ関係ですよ、公園とか、それもこの地方創生になったら、もう何でも地方創生になってしまうんじゃないか。奄美市として、本当に地方創生でどこを目指そうと思っているのか、その辺がちょっと見えにくくなったように感じたものですから、そこは聞かせていただきましたが、ちなみにこの点については何か御答弁いただけますか。

総務部長（菊田和仁君） 地方創生関連事業でまず申し上げますと、ハード、ソフトは問わなくてもいいんじゃないかと考えてるところです。従いまして、ソフト事業だけではなくて、地方創生のソフトに係るハード事業がそこに入っているというふうにもまず認識してまずことと、それから地方創生をどういった括りで整理するかというのは御議論があらうかと思っています。しっかり絞り込んでインパクトのある、そういった整理の仕方もございますし、今私どものスタンスはどちらかと言うと、この私どもが作り出したその計画に大体合致してるものは、広く、幅広く拾ったうえで整理をしているものだと理解しておりますので、その整理の仕方についてはですね、また私どもも庁内の中で議論させていただきたいと思います。以上です。

13番（安田壮平君） はい、分かりました。そういう方針ということでしたら、了解しました。

あと、この地方創生が当初の計画では来年度までと、2019年、平成31年度までというふうに謳われていたんですが、それが今後どうなりそうかというところについて、何か御見解ありますでしょうか。

総務部長（菊田和仁君） 総合戦略期間終了後の御質問でございますが、本市をはじめとする全国の地方版総合戦略については、「まち・ひと・しごと創生法」に基づき国が策定する総合戦略のもと、市町村ごと、或いは圏域ごとに策定してるものでございます。従いまして、国の総合戦略の改訂に合わせて、地方版総合戦略においても必要とされる期間を延長し、併せて計画の見直しなどが継続されていくものと考えております。以上です。

13番（安田壮平君） はい、分かりました。それを聞いて安心しました。先日も、あれですね、AiAiひろばであったフォーラムの中でこのまち・ひと・しごと創生本部の方が来て、講演されてる中で、その今後のことについてもですね、触れた部分が少しあったなというふうに感じています。これから、せっかく立ち上げたこの事業、そしてこの戦略ですから、是非しっかりこれからも継続して取り組んでいただいて、更なる成果をあげていただきたいというふうに思います。

それでは、最後の選挙、市長選、市議選の開票速報についてということで伺います。現状では開票の中間結果、開票の最終結果の発表はどのように行っているのか。議論を明確にするために市長選、市議選に絞ってお尋ねしますが、選管として開票の中間結果や最終結果の発表をどのように今行っているの

か、タイミングも含めてお示してください。また、一般の有権者は通常、どのようにしてそれらを知ることができると考えられるのか、お示してください。

選挙管理委員会事務局長（重信竜昇君） それでは、御質問の市長選挙、市議会議員選挙の開票中間結果及び最終結果の発表につきましては、開票所となります名瀬小学校体育館において、21時に1回目の中間開票を発表し、掲示板に候補者の得票数を記載する方法と、発表後に直ちに各報道機関へ紙ベースで配布する方法で発表をいたしております。また、開票状況が選挙により異なるため、1回目終了後30分から1時間ごとに中間発表を行っており、選挙により中間発表の回数には違いがございますが、いずれも同じ方法で行っております。なお、開票最終結果につきましても、中間発表と同じ方法により行っているところでございます。

次に、一般の有権者への開票結果のお知らせにつきましては、問い合わせがある場合を除き、当日に開票所で発表した結果が、報道機関を通じて新聞、テレビ、報道関係ホームページ等の媒体によりお知らせしているものと認識いたしております。しかしながら、選挙権年齢が18歳に引き下げられたことや、近年の選挙離れによる投票率の低下などを踏まえ、多くの市民が選挙に関心を持てる情報発信を目的に、本年4月のホームページ更新時より直近で執行いたしました市長選挙及び市議会議員選挙における開票結果や各投票所における投票率を掲載して、充実を図っているところでございますので、御理解を賜りたいと思います。

13番（安田壮平君） はい、ありがとうございます。基本はその紙ベースで体育館にいらっしゃる方々、メディアも含めた方々に配るということで、そこから先はそれぞれのメディアの発信などに頼らざるを得ないと。奄美市としてその速報をホームページ発信することはまだやっていないということではありますが、ただこの4月から、去年の市長選挙、そしてまた3年前の市議選の結果についても載せていただいたということで、一歩前進したなというふうに思います。

そこで、②のほうですが、他市の事例を参考に本市ホームページでも開票速報を行うことはできないかということですが、県内他市において開票最終結果のホームページ掲載を速やかに行う事例は多く、中には中間結果速報を掲載する事例もあります。本市においてもこれらを実施することはできるのか、見解をお示してください。

選挙管理委員会事務局長（重信竜昇君） 御質問の県内他市の状況につきましては、市長選挙及び市議会議員選挙の開票中間及び結果速報をホームページにおいて実施しております市は9市でございます。また、開票結果速報のみを実施いたしております市が2市という状況でございます。なお、本市を含む8市につきましては速報を行っておりませんが、主な理由といたしましては、報道機関の速報や地域FM、有線放送等で確認が可能であることや、ホームページに掲載する承認が担当課のみでは難しいこと、また開票所への外部PCの設置が難しいことなどでございます。しかしながら、実施しております他市の状況を確認いたしますと、ホームページ担当課の職員を開票所、本庁舎等に開票事務従事者として配置しており、速報を実施いたしているところでございます。これまで、本市のホームページでは投票結果であります当日有権者数、投票者数、投票率のみの掲載でございましたが、本年4月より先ほどもお答えいたしました、開票結果をホームページに掲載いたしております。御提案の開票中間及び結果速報につきましても、実施しております他市の事例を参考に、手順や方法などについて関係課と協議を図り、前向きに取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

13番（安田壮平君） はい、よろしくお願いいたします。以上で終わります。ありがとうございます。

議長（師玉敏代君） 以上で、自民新風会 安田壮平君の一般質問を終結いたします。

暫時、休憩いたします。（午前１０時３２分）

○

議長（師玉敏代君） 再開いたします。（午前１０時４５分）

引き続き、一般質問を行います。

公明党 大迫勝史君の発言を許可いたします。

６番（大迫勝史君） 議場の皆様、微妙な時間ですがおはようございます。平成３０年第２回定例会一般質問、２日目、２番手の公明党の大迫勝史です。今議会初めて議会答弁に臨まれる部課長の皆様、副市長はじめ職責を異動して議会答弁に臨まれる部課長の皆様、どうぞよろしくお願い申し上げます。

さて、先月末に私の所属いたします総務企画委員会は所管事務調査にて、沖縄の国頭村へ世界自然遺産登録へ向けての取組や、与那国島での自衛隊基地配備後の動向、また大学設置について沖縄北部広域市町村事務組合への調査等を行ってまいりました。後日、関係部局へ報告会をさせていただきます。特に、国頭村の取組は興味深い内容でございましたが、今議会では世界自然遺産登録関係の質問も多いと予測をいたしまして、敢えて外しまして、昨日橋口議員に任せた次第であります。橋口議員の発言の中で、市民からＩＵＣＮの登録延期の勧告で余裕ができたとの内容がありましたが、私も少しほっとした１人でした。漠然とした不安を抱えていた中、敢えて課題を浮き彫りにしていただいたために、目的達成への明確な照準を当てることができると思います。また、今回のことで郡民一同の意識も醸成へと向かうと思います。大変な道のりではありますが、官・民一体となって課題克服へと挑戦してまいろうではありませんか。

それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

まちづくりについて。（１）コンパクトシティのモデル都市選定を受けたことについて。本市は今年度、国交省から県内で唯一、地方再生コンパクトシティのモデル都市に選定をされました。今年度から３年間、ハード面では社会資本整備交付金、ソフト面では地方創生推進交付金の優遇措置がありますが、具体的にどのように生かしていくかを伺います。昨日、三島議員からも同様の質問がありましたが、確認の意味も含めまして答弁をお願いいたします。

次の質問からは発言席にて行います。

議長（師玉敏代君） 答弁を求めます。

市長（朝山 毅君） それでは、さっそく大迫議員にお答えさせていただきます。今回のモデル都市選定につきましましては、国土交通省と内閣府が連携し、都市のコンパクト化と地域の稼ぐ力の向上にハード、ソフトの両面から総合的に取り組む地方再生のモデルとして公募があり、本市が平成３０年度から実施いたします都市再生整備計画事業の第３期計画において、高い評価をいただいて選定されたところでございます。モデル都市に認定されることのメリットでございますが、モデル都市として認定されることにより、平成３０年度からの３年間において、予算面での優遇措置や事業に対する助言など、集中的な支援をいただけることと聞いております。都市再生整備計画事業の第３期計画におきましては、市民交流センター建設など大型の施設整備が予定されており、モデル都市として予算面で優遇措置は本市の財政面にも大きなメリットになるものと考えております。今後ともモデル都市としての、都市として選定されたことを糧に地域の皆様方が快適に暮らすことができる利便性の高いまちづくりに努めてまいりたいと存じます。補助金は国の予算に応じて配分されますことから、年度によっては補助率より下回る額での交付もあり、市の単独費が増えるという状況も以前ございましたが、今回モデル都市として認定され予算面での優遇措置が受けられる状況になりましたことは、国において優先的に補助金の配分が受けられることとなり、規定の補助率において事業の執行が可能となってまいりと考えているところであります。

ます。これから、大型の施設整備を予定してる本市にとりまして、この優遇措置は大きなメリットになるのではないかと考えているところでありますので、御理解をいただきたいと存じます。

6 番（大迫勝史君） 既存の事業計画が事業資金面において優遇されて楽になるということで認識をいたしました。

次に、「マリンタウン整備計画」で電柱地中化の可能性について伺います。予算委員会で質疑をしたこともございますが、計画当初は地中化も考えていたということでありますが、その断念した経緯と、今回のこの機会に、と言いますのもその社会資本整備交付金を使えるものであればですね、事業化できないかお考えをお聞かせください。

建設部長（本山末男君） それでは、マリンタウン整備計画における無電柱化について答弁させていただきます。マリンタウン整備事業の当初計画案では、事業地区内の良好な景観・住環境の形成、災害の防止、地域活性化に資することを目的として無電柱化を計画し、道路管理者及び電線管理者で構成される鹿児島県無電柱化協議会で候補箇所として要望した経緯がございます。マリンタウン地区の街並み形態が決定されていない状況においては、当該地区の電力の需要量が把握できないことから、電線管理者から無電柱化に向けての判断は難しいとのことで、計画を断念しております。無電柱化の整備につきましては、概算でございますが、整備費が標準1キロメートル当たり6億8,000万円、そのうち電線管理者、いわゆるNTT、九州電力の側の負担が2億3,000万円となり、コスト面での負担や長期化する工期の懸念も含め、道路管理者及び電線管理者との合意を必要とすることですので、御理解をいただきたいと思います。

6 番（大迫勝史君） 無電柱化の場合にはおっしゃるとおりに、電気を売る、売電する会社、またNTTさんも共同溝ということで、もう一つこのガス会社というのも共同溝の中に入って来ると思っていますけども、そのガス会社のほうは計画の中にはなかったんでしょうか。

建設部長（本山末男君） これに関しましてはですね、NTTとですね、九州電力、その2社がその無電柱化協議会での検討会に、協議会に参加して協議となっておりますので、御理解いただきたいと思います。

6 番（大迫勝史君） はい、ガス会社の、入ってなかったということで了解をいたしました。国のほうにおいてもですね、その共同溝プランというのはいろいろと補助金とかですね、推奨してるということもありますが、これが今、国と、国じゃない、ごめんなさい、県と開発公社の事業ということを、理由にこの無電柱化、可能性としてですね、将来できるという方向性があれば、全くないということであればいいんですけど、可能性があるというケースがあればちょっとお示しをいただきたいと思います。

建設部長（本山末男君） 末広・港線におきまして、末広・港土地区画整理事業におきまして、末広・港線、これ無電柱化協議会のほうに参加してですね、2回ほど我々は要望して候補者、候補箇所として希望していましたが、最終的にはですね、お客様優先度、いわゆるやっぱりある程度一定の大きいエリアじゃないという判断で、合意に至らなかったものですから、やはり我々は実務者としては電線管理者の負担を幾らかやはり補助制度がないと、地方、離島における無電柱化は進まないと考えております。是非、この付近を変えていただかないと、やはり無電柱化、まだ推進はできないものかと考えております。

6 番（大迫勝史君） 分かりました。いろいろとハードルが高いことは理解いたしました。この件はこれ

で終わらせていただきまして、次の質問に移らせていただきます。

2の子育て支援・福祉行政についてでございます。「障害者自立支援法」が「障害者総合支援法」と改正されまして、本年度から施行されてることについて伺います。2006年の施行の障害者自立支援法で知的、身体、精神に障害を持った方々の支援はできるが、発達障害のある人の位置付けが不明確であるため、2010年の自立支援法改正で発達障害者も対象になることが明確化をされまして、2013年、引き続き2016年に更に内容を難病患者にも広げて見直す改正がなされまして、本年度施行という私の認識、私の認識程度ですけど、ほかに重要な改正ポイントがあれば詳細をお示してください。

福祉事務所長（中村博光君） それでは、お答えいたします。障害者総合支援法につきましては、平成25年度に制定されておりまして、今回一部改正がなされております。その改正の重要なポイントといたしましては、次の5点が障害者の生活を支援するうえで、主な改正ポイントであるとして国が示しております。まず1点目が障害者の重度化・高齢化を踏まえた地域移行・地域生活の支援でございます。2点目が、医療的ケア児への対応等でございます。三つ目が精神障害者の地域移行の推進でございます。四つ目が、就労系のサービスにおける工賃・賃金の向上、一般就労への移行の促進でございます。そして、五つ目が障害福祉サービスの持続可能性の確保ということで、以上の5点でございます。

6番（大迫勝史君） それで、そういうことで、その本市の独自の取組等があればお聞かせいただきます。

福祉事務所長（中村博光君） 本市の独自の取組についてお答えいたします。本市におきましては法改正と併せまして今年度より開始されますチャレンジド・プラン奄美を平成29年度に策定しております。「自分らしく輝き、いつまでも暮らせるまちづくり」を基本理念といたしまして、その中で10項目の基本目標と32の具体的施策項目を設定をして、障害者施策の推進に取り組んでいるところでございます。特に、利用者の権利を守るために、支援の質の確保が重要だと考えております。本市の取組といたしましては、相談支援計画が必要な障害サービス給付に関しまして、生活状況の確認と相談支援計画の内容を保健師が中心となりまして精査しております。それに、必要に応じて相談支援員に情報提供を行う等のフォローを行っているところでございます。継続して支援を受けている利用者に関しましても、定期的なモニタリングを実施いたして、必要な支援が的確に行われているか確認を行い、適切で必要な支援が実施されるように努めているところでございます。それから、広域的に取り組む必要があることの課題につきましては、大島本島内の自治体で構成する奄美大島地域自立支援協議会におきまして、個別支援から発見される地域の課題を共有しながら地域全体として取り組んでいるところでございます。以上です。

6番（大迫勝史君） 分かりました。いろいろやっただいているようで。ほかに、今後の課題とかあれば伺いたいと思いますけども。

福祉事務所長（中村博光君） それでは、本市における福祉、障害者施策の今後の課題についてお答えいたします。本市における課題に関しましては、先ほど答弁いたしました第5期チャレンジド・プラン奄美の施策、策定時に市民の皆さんから意見を反映させるために障害者当事者、その家族、支援者、関係者等にアンケートを実施いたしております。その結果ですが、地域における障害者理解の推進など幾つか課題が挙げられて取り組んでおりますが、その中でも国も課題に挙げておりますが、医療的ケア児に対する支援と精神障害者の地域移行の推進を、関係機関と連携を図りながら重点的に進めてまいりたいと考えているところでございます。

6 番（大迫勝史君） 最後のですね、精神障害の方を地域で見守るということですけども、これも大変いいことかも知れませんが、私よく相談を受けるのが、その病院から退院されてきて、夜中に大声出すとか暴れまわるとか、ドアを蹴られたとか、そういう事案もあるんですよね。そういう苦情が、多分警察とかにも行くと思うんですけど、警察が行ったら大人しくなると。精神障害の方ばかりじゃなくて、アルコール中毒の方もいらっしゃるんですけど、そういう方々も含めてですね、今後のやはりケアしていかなくちゃいけない、また地域の中でも協力者を作っていかなきゃいけないと思っておりますので、どうかよろしく願いいたします。

次に、子どもの貧困対策について伺います。今年の2月25日開催の奄美市まなび福祉フェスタでのフードドライブブースは、悪天候に関わらず盛況であったことは市民の関心も高いと思います。これは、食品ロスの観点で、また子ども貧困対策とはちょっと違うのかなとも思いますが、敢えて質問させていただきますが、このホームページではですね、このフードドライブの結果をですね、成果の紹介とお礼の言葉が載っていましたが、当日の状況も含めまして、改めて集荷内容と配布先などを伺います。

市民部長（前田和男君） お答えさせていただきます。まず、「フードドライブ」について御説明させていただきます。「フードドライブ」とはまだ食べられるのに捨てられる、いわゆる「食品ロス」の削減を一般家庭でも取り組み可能な活動として、家庭で余っている食べ物を学校や職場などに持ち寄り、福祉団体などに寄附をするという活動でございます。また、フードドライブを開催する目的というのは、まず第一に食品ロスの削減に寄与すること。市民の食品廃棄への問題意識を高めていただくだけでなく、家庭のできる社会貢献活動と、それを必要とする人々やそれを支援する団体を繋ぐ役割と考えております。このことを踏まえ、活動しておりますが、御質問の集荷内容と配布先につきましてお答えいたします。2月25日開催の「奄美市まなび・福祉フェスタ」での集荷内容は、回収食品量約105.5キログラム、種類が54品目、品数504点となっております。集荷内容の具体的な内訳といたしまして、お菓子類が12品目、82.5キログラム。調味料が16品目、9.0キログラム。加工食品が18品目、6.7キログラム。缶詰が5品目、4.1キログラム。飲み物が3品目、3.3キログラムとなっております。配布先に関しましては、みらい子ども食堂及び保護課の生活支援係を通して生活困窮者へ配布を行っております。主に加工品や缶詰などは生活困窮者へ需要があり、原材料や調味料などはみらい子ども食堂へ需要があるため、集荷物を振り分けて配布したところでございます。以上です。

6 番（大迫勝史君） 大変いいイベントだと思います。2月以来行われておりませんが、今後の開催予定と定期的な開催とか考えてないか、伺います。

市民部長（前田和男君） 今後の開催予定につきましては、毎年2月に開催されるまなび・福祉フェスタのブース内での啓発活動は行っていくこととしております。これに併せまして、市の広報紙等を通じまして、この活動を広く周知できればと考えてるところでございますが、その他の活動については現時点では予定はまだございません。

6 番（大迫勝史君） 本当に、私のほうにも当日行こうと思って準備してたんだけど、雨が降って天気悪くて行けなかったという方も2・3人いらっしゃいまして、どうか一つ定期的なですね、開催とか考えていただいて、これから質問いたします、今部長もおっしゃいましたが、子ども食堂で使っていただくとかいうことに対して、していただきたいと思いますと思いますが、次の質問ですけれども、地域の子どもに無料化、低額で食事を提供する子ども食堂が4月4日現在で全国に2,286か所開かれていることが、民間団体子ども食堂安心・安全向上委員会、代表が湯浅誠法政大教授でございますが、この団体が全国の社会福祉協議会を通じて行いました調査で、今回初めて全国の実態が明らかにされたところで

ございます。子ども食堂が増加している状況については、子どもの貧困問題が社会問題化し自主的に始める人が増えたことや、開設や運営費を補助する自治体の支援も一助を担っているということです。そこで、本市における子ども食堂を展開している団体数や業務形態をお示しいただきたいと思います。

福祉事務所長（中村博光君） それでは、本市における子ども食堂の状況について答弁させていただきます。奄美市で開催されております子ども食堂につきましては、NPO法人、個人、事業所等が実施主体となっていて、5か所でございます。その法人等が中心となりまして、ボランティアで運営されておまして、月1回から2か月に1回、あるいは夏休み等の長期休暇に併せて開催されております。料金につきましては、すべての子ども食堂におきまして中学生以下は無料、一部はですね、高校生以下まで無料で提供している子ども食堂もございます。その他の大人の方ではですね、200円とか300円、有料若しくは募金という形でやっているようでございまして、対象者は制限せずに誰でも利用できるように形になっております。以上です。

6番（大迫勝史君） 開ける頻度が少々、ちょっとスパンが長いのかな、月1回、月2回と思いますが、この団体の分析によりますと、子ども食堂はこの薄れつつある地域コミュニティの代わりにもなり、地域住民が集まる交流の場としても機能しているということでございますが、その一方で資金繰りが厳しく、食中毒や事故に備えた保険に加入していない食堂も多いと指摘し、今後食の安全を確保するための資金の調達など、持続可能な運営基盤を確立する必要があるということです。本市においても、行政としての何らかの形で支援策は考えておられないか、伺います。例えば、今閉鎖している別館の食堂の施設の提供とかを考えられますが、よろしくをお願いします。

福祉事務所長（中村博光君） それでは、行政としての支援策についてお答えいたします。子ども食堂はですね、民間のNPOや個人の善意に基づき発足、運営されております。その自主的、自発的な取組を最大限尊重いたしまして、NPO法人や個人の善意で行われている子ども食堂の活動の趣旨を理解しながら、行政としてどのような形で連携していけるか検討してまいりたいと考えております。また、市役所の第2別館につきましてはですね、現在新庁舎の建設に伴いまして、今後の活用につきましては庁内で検討、協議が行われ決定することになりますので、その中で検討させていただきたいと思います。それから、別館以外のですね、場所や調理器具の提供につきましてはですね、食の提供ということで安全・安心、また併せて議員がおっしゃったように衛生面的な課題もございますので、主催者の方とですね、相談等があった場合にはその中で個別に検討させていただきたいと思います。以上です。

6番（大迫勝史君） はい、分かりました。別館のほうは今後どう使うか考えるということですが、せっかくあの厨房の器材もですね、揃っていることですし、あそこで会議室にするのはちょっともったいないかなと思ってる次第でございます。

それでは、次の子どもの貧困問題対策の一環として、学習支援が必要で学習環境が整っていない児童・生徒の学習支援事業、生活困窮世帯の子どもに対する学習支援事業が昨年の秋辺りから始まっていると思います。現況をお聞かせいただきます。

福祉事務所長（中村博光君） それでは、児童・生徒のですね、学習支援の状況についてお答えいたします。本市の保護課のほうで子どもの貧困対策の一助ということで、昨年の7月から生活困窮者自立支援制度に基づきまして「生活困窮世帯の子どもに対する学習支援事業」を実施しているところでございます。この事業は生活保護受給世帯の子どもたちを含む生活困窮世帯の子どもに対する学習支援や居場所づくり、養育に関する保護者への助言等を行う事業でございまして、毎週日曜日の3時間程度、学習会や昼食会を行いながら、子どもたちへの学習支援や居場所の提供、社会性の醸成に努めているところでござ

ございます。昨年度の実利用者数は中学生が13名、小学生が5名の18名でございます。このうち、中学校3年生が4名利用しておりますが、4名とも無事高校進学を果たしております。もちろん、この事業がですね、この事業だけで高校に進学できたわけではなく、学校現場、教育委員会等の支援があったからではございますが、このうち2名の子どもさんはですね、本事業の利用がですね、高校へ入学する意欲、意識を高める一つのきっかけになったんじゃないかと思っております。感想を見ますとですね、この学習を受ける前にですね、自分はこの高校に入りたいという意志を持った子どもさんが、3月に勉強したおかげで高校に入れたという感想もありましたので、そういった意味では事業の成果が表れているのかなと感じてるところでございます。また、今年度5月までの実利用者数は昨年度からの継続利用者も含めまして12名でございます。現在、名瀬地区の1か所で実施しており、定員の都合もでございますが、希望する1人でも多くの児童・生徒を受け入れながら事業を展開してまいりたいと考えております。以上でございます。

6 番（大迫勝史君） やってるところは長浜の事業所だと思うんですけども、広報紙などにはどこどこって書いてはないんですけども、理由としてはその向こうに行ったらそういう生保の子の家庭ということがばれる、ということ、ばれるって言ったら変だよ。そういう気づかいもあつてのことだと思いますが、この学習支援事業に希望すれば一般家庭のお子さんでも行けるもんなんですか、伺います。

福祉事務所長（中村博光君） 原則的に貧困家庭ということでございますが、授業を受けたいということであられる子どもさんをですね、無下に帰すわけにもいきませんので、まずは生活保護世帯の子どもたちが最優先でございますが、定員枠が空いているのであれば受入をやっているというのが現状でございます。

6 番（大迫勝史君） どうかよろしくお願いします。

それで、当初予算の予算書を見ますと、事業費が162万7,000円の委託料で入っております。この予算でマックスで何人ぐらいの児童を支援できるか、お示しいただきたいと思います。

福祉事務所長（中村博光君） 先ほども定員ということでお答えしましたが、会場の広さとですね、マンツーマンの指導と講師数が3名か4名でございますが、そういうことを勘案しますと1回当たりはですね、マックス20名程度だと考えております。しかしですね、この数字はあくまで1回当たりの実際の人数でございますが、昨年度の実績からいたしますと、毎回参加する児童・生徒というのもしらっしゃいますけども、不定期にですね、参加する児童・生徒の方もいらっしゃいますので、延べ人数からいけばそれ以上も、可能だと考えております。いずれにしてもですね、先ほども答弁しましたが希望する1人でも多くのですね、児童・生徒を受け入れながら事業を展開したいと考えてるところでございます。

6 番（大迫勝史君） この162万7,000円の積算根拠も少し分かりませんが、この委託料の中には提供する昼食代は入っていないと聞き及んでおりますが、そうでありますか。

福祉事務所長（中村博光君） 昼食代はですね、入っていないと考えてます。

6 番（大迫勝史君） そうしますと、この事業所の善意でやっておられるということで、というかこの委託料で賄えるということにもなるかと思いますが、マックス20名ということで、はい。来るものは拒まず、まず生活困窮者の指定の方々を優先するというところで理解いたしました。

次に、生活保護世帯の進学率について伺います。生活保護世帯の進学率につきまして、高校、専門学

校、大学ごとにお示しいただきたいと思います。

福祉事務所長（中村博光君） 生活保護世帯の進学率についてお答えいたします。平成30年3月に、今年中学校卒業した生徒26名のうち、高校への進学者は25名でございまして、進学率は96パーセントとなっております。次に、同じく高校を卒業した生徒が22名いらっしゃいます。そのうちで、専門学校への進学者は3名、進学率は13.6パーセント、大学への進学者も同じく3名で13.6パーセントということで、合計22名中6名でございまして、27.2パーセントでございまして。

6番（大迫勝史君） はい、分かりました。結構いらっしゃるみたいで。

国におきましては今年度から生保世帯の中学、高校の卒業生を対象に進学準備にかかる経済的負担を軽減するため、給付金制度の予算措置がなされ、今国会で審議をされてました。現況を伺いますという質問をしようと思ったんですけど、6月1日のですね、御存知のとおり参院の本会議でこの改正生活保護が可決されましたので、その後の流れからで結構ですので、答弁をお願いいたします。

福祉事務所長（中村博光君） それでは、進学準備給付金の現況についてお答えいたします。先ほど、議員御案内のとおり、6月1日に国会のほうで法案が通っております。進学準備給付金につきましては、生活保護世帯の子どもの大学進学率が全世帯の平均と比べまして著しく低いことを踏まえまして、貧困の連鎖を断ち切る、生活保護世帯の子どもの自立を助長するために生活保護世帯の子どもが大学等に進学した際に、新生活を立ち上げる費用として一時金を給付する制度でございまして。対象者は生活保護受給者の子どものうち、平成30年の3月に高校を卒業いたしまして、当該年度の4月、だから今年の4月ですね、に大学等に進学した者が対象となります。支給額につきましては、自宅から通学する方が10万円、自宅外から通学する方につきましては30万円となっております。奄美市では現在6名の方が、先ほど言いましたように6名が進学しておりますので、支給対象となっておりますが、すべて島の大学等へ進学でございまして、準備給付金につきましては30万円の支給になるものと考えております。支給時期等、実務に関しましてはですね、これから厚労省等からの通知や県の技術的助言を踏まえながら対応してまいりたいと考えております。以上です。

6番（大迫勝史君） 今、部長がおっしゃられた30年の3月に卒業された方が対象ということですが、新聞報道ではですね、17年度以前に進学した大学生などがある世帯も対象になると書かれてるんですけど、その認識でいいですか。

福祉事務所長（中村博光君） 法が改正されたときには、現役で通った方ということでしたが、その中でまた浪人ですかね、でした方も対象にしようということがあるようでございまして。今後ですね、それについては国のほうに確認したいと思いますが、法の中では現役で通った方に支給するということで、その中でまた浪人で、1年、2年経った方も対象になるということを、なるように検討するという事は聞いております。以上です。

6番（大迫勝史君） 分かりました。ちょっと精査のほう、よろしくお願いいたします。

横須賀市が平成21年から23年まで中学卒業生113名が属する生保世帯の全数追跡調査をした結果、中卒者の世帯のその後の自立廃止は41パーセントに留まるのに対して、高校入学者の世帯のその後の自立廃止は77パーセントという高い結果が出ています。子どもの進学は自立廃止に繋がるとのデータでございまして。また、生活保護世帯の大学進学率に関しましては、2015年の全国平均が33.4パーセント、2016年は33.1パーセント、これは大学、短大、専修学校含めた数字、すべて含めた数字でございまして、これが年々と落ちている現状がありますので、今回のこの制度になったと思

いますが、逆に一般世帯では2017年度、大学、短大、専修学校、専門学校含めた進学率が80.6パーセントと過去最高になっている現状があります。貧困家庭の子どもが大学に通うことは経済的に大きなハードルが存在しています。しかし、我が国では受験資格を大卒に限定している資格職や企業が多く、大学進学が困難になっているということで将来就ける職業の選択肢が狭まる現実があり、生涯資金、いわゆる一生に稼ぐ金額にも隔たりがあり、負の連鎖を断ち切ることができない要因でもあると思います。当局の担当ケースワーカーにおかれましては、進学予定年齢者がいる家庭へは格段の配慮をお願いしたいと思います。御答弁をください。

福祉事務所長（中村博光君） 議員おっしゃるとおりですね、生活保護世帯、大学等に進学するために資金が苦しいということがございます。そのために、国のほうもですね、いろいろこういった準備金の制度などを設けてですね、負の連鎖を断ち切ろうということで取組を行っているようでございます。ケースワーカーを通じてですね、こちら進学する方々の相談にですね、親身に乗ってですね、進学したいという子どもがですね、進学できるような体制づくりができるようにこれからも支援をしていきたいと考えてるところでございます。

6番（大迫勝史君） ありがとうございます。

確認ですが、これまで大学等に進学しても、これまでは世帯分離の原則のために同居していても住宅扶助が削られていましたが、この給付金制度と同時に改善されて、2017年度以前に進学した学生がいる場合も減額しないと聞いていますが、確認をさせていただきます。

福祉事務所長（中村博光君） 議員のおっしゃるとおりでございます。

6番（大迫勝史君） 分かりました。ありがとうございました。

この質問の最期に子どもの貧困の問題に対しまして、興味深い記事がありましたので紹介したいと思います。世代を超えて考えたい子どもの貧困と題しまして、それにしても飢え死にするほどでないのに貧困とは奇妙な感じがします。実は、これアフリカなどの貧困とは別の概念で相対的貧困と言います。先進国だけで通用している考え方です。一体誰が何のために考え出したのでしょうか。政府は7人に1人の子どもが相対的貧困と言っています。これは、所得の低い世帯から高い世帯までを一列に並べ、その真ん中にある世帯の所得を出して、その真ん中の半分に満たない所得しかない世帯で暮らす子どもの数を出しています。母1人、子ども2人の3人世帯で月大体17万5,000円です。子どもにはお金がかかりますが、それでもこれだけあれば飢え死にはしません。政府はどうしてこれが問題だと考えるのでしょうか。実は、この出し方を決めているのは日本政府ではありません。OECDという国際機関です。ここが決めた出し方を採用しているから、日本と米国、フランス、英国などの比較が可能になっています。OECDは正式名称を経済協力開発機構と言い、経済成長の促進を第一の使命としています。貧困の問題は人権問題だと思われがちですが、元締めは経済成長に関する国際機関なんです。なぜ、経済に関する国際機関が貧困を調べているかと言えば、それが各国の経済成長に関係すると考えているからです。飢え死にするほどではないにしても相対的貧困が広がる国は、将来の経済発展に疑問符が付くということです。昔、江戸時代の偉い人が農民は生かさぬよう、殺さぬようと言った話がありました。人はただ死なないためだけに生きているのではないし、子どもたちには夢を持って前向きに生きていってほしい。それは世の中の発展のためでもあるということです。これが国際社会が死ななきやいいじゃんで済ましていない理由です、ということです。

では、次の質問に行かさせていただきます。次に、教育行政につきまして質問をいたします。小学校での英語教育について伺います。2020年度から英語が5年生から教科化、3年生から必修化されるとのことでありますが、現在の学年ごとの学習方法や授業形態の状況と移行期間を考えての本市での取

組を伺います。

教育長（要田憲雄君） お答えを申し上げます。平成32年度の新学習指導要領から全面実施されることになります。小学校3・4年生で年間35時間、いわゆる週1時間という割合。5・6年生で70時間の授業を行うと。70時間というのは週に2時間ずつ、ということになるわけでありまして、今年度と来年度の移行期間につきましては、3・4年生で年間15時間以上、5・6年生については年間50時間以上を設定するようになっております。本市におきましては、約3分の1の小学校が全面実施を見据えた時数で授業を実施しておりますし、3分の2の小学校が3・4年生で年間15時間、5・6年生で年間50時間の時数で授業に取り組んでいるところです。各小学校では各クラス単位で担任が中心となりまして、文科省から今年度新しく配布された教材等を用いて授業が行われているということでありまして、また、小規模校の小学校で複式学級も多く存在することもありますので、複式学級における外国語活動の先進校、いわゆる島根県の雲南小学校が文部省の指定を受けて研究をしておりますので、ここから指導計画を取り寄せまして、そのことを参考にして授業に取り組んでいるというところでございます。なお、授業時数の確保につきましては、予備時数の活用や行事を精選したりして対応しているというふうに御理解いただきたいと存じます。

6番（大迫勝史君） すいません、教育長、ありがとうございます。ありがたいんですが、ちょっと声を大きくして喋っていただかないと、聞こえにくかったです。2020年度からの教科化ということですが、文部省も本年度より前倒しを推奨していると聞いておりますが、それに対しまして体制整備や計画、また人力的な課題はないか伺います。

教育長（要田憲雄君） 教育委員会といたしましては、今年9月からですね、ALT、いわゆる外国語指導助手を1人増員いたしました。昨年まで3名でしたが、9月からは1人増員して4名体制で指導することになります。児童・生徒にいわゆる英語を母国語とする人の英語に触れる機会を増やすことによって、子どもたちに親しみやすくしてもらおうということで、従来は名瀬1人、住用1人、笠利1人でございましたが、9月からは名瀬・住用に3名、笠利に1人という配置で進めていきます。また、小学校外国語活動の充実を図るために、英語の教員免許を所持している教諭を、外国語の専科教員として朝日小学校に県から1人配置していただきました。その教員には朝日小学校と伊津部小学校の両校を兼ねて授業を実施していただいて、その効果的な外国語活動の授業の在り方について研究を今進めているところでございます。従いまして、この研究の成果については、今後市内の各学校に還元してまいりたいというふうに考えております。以上です。

6番（大迫勝史君） はい、分かりました。今、必修化になってる現在の状況で、一つのクラスに入る頻度と言いますか、頻度ですね、その例えば月に2回になるのか、今の状況ですよ、3回になるのか、週1になるのか、そういうあれをちょっと教えていただければありがたいと思いますが。

教育長（要田憲雄君） お答えを申し上げます。ALTを4人配置した場合の学校訪問の日数につきましては、小学校、中学校10校ございますが、現在月1回、4人配置の場合は月2回行っていただくということになります。

6番（大迫勝史君） 月に。

教育長（要田憲雄君） 月です、はい。それから、28校ありますからね、奄美市が。中学校が4校で月3回程度でございましたが、4人配置しますと週に2回程度行けると、中学校でですね。そういうふう

な体制になります。以上です。

6 番（大迫勝史君） はい、ありがとうございます。人員増について、そのALTさんの入る頻度も多くなるということをお聞きしまして、安心をいたしました。

また、この授業の、児童の中には英語の授業についていくのが厳しい子が出てくるかもしれないと危惧されますが、そういう児童に対するケアの方法も考えているかお聞かせください。

教育長（要田憲雄君） お答えを申し上げます。児童の中にはもちろん、学習に遅れがちな児童も存在するというのは当然のことございまして、各学校におきましては外国語活動だけではなくて、すべての教科にわたって補充授業ですとか、あるいは放課後の個別指導を行うことで学習面の遅れをすべての学校で取り戻すように努力をしているというふうに御理解いただきたいと存じます。

6 番（大迫勝史君） はい、分かりました。どうかよろしく願いいたします。

それでは、そうですね、英語の授業、小学校から入れていくということで、将来的に大学の入試なんかも変わってくると聞いております。今、現状では英語の試験は聞くこと、読むこと、これが将来的に話すこと、書くことに移行してくるのではないかと聞いたことがあります。

それで、続きまして中学校の英語教育での筆記体習得について伺います。ゆとり教育が1977年辺りから声高に叫ばれ、2002年辺りから公立学校の完全週休2日制になったぐらいから筆記体の学習がなくなったのではないかと推察をいたしておりますが、中学校現場での現状を伺います。

教育長（要田憲雄君） 現在の学習指導要領においてはですね、アルファベットの活字体の指導を基本とすることになっております。活字体ですね。しかし、必要に応じて筆記体の指導もしていいというふうにもなっているわけございまして、筆記体につきましては生徒の文字に対する興味付けも含めまして有益な面も考えられるというふうに感じております。市内の各中学校におきましては、時数は少ないかもしれませんが、ほとんどの中学校で1年生の入門期に筆記体の指導を行っているというふうに御理解いただきたいと存じます。

6 番（大迫勝史君） もう、実際的にはその時間はそんなに教えてないけど、教えてることは教えてるということで理解いたしましたが、今の教育要項に入っていないということでございますけども、全国的にもですね、興味のある子どもには余裕のある教員が放課後教えるとかの状況がほかのところでは、各地では多いというふうに聞いておりますが、この筆記体習得の次に、これ筆記体未取得の生徒のデメリットについての認識を伺います。何も、そのデメリットはないかどうかですね、よろしくお願いします。

教育長（要田憲雄君） 筆記体の未習得による授業等での困難なことは現在のところ報告はされていないところです。

6 番（大迫勝史君） 私、個人的にですね、聞き取りをして回ったところですね、市の職員もそうですが、40歳ぐらいまでの年代ではですね、筆記体で読み書きができない人が多いこと大変驚いたんです。私的には、すべての文字や印刷物が電子化されるとは限りませんし、将来的にその古い学問やる方にはこの、やろうと思えばやっぱりアカデミックな文章も、文字も読めなくちゃいけないというデメリットの、デメリットも感じておる次第でございますが、分かればで結構でございますが日本以外の諸外国での筆記体の学習状況はどう、分かりますか。よろしくお願いします。

教育長（要田憲雄君） 現在、手元に資料がございませんので、調べたうえで報告申し上げます。

6 番（大迫勝史君） そういふかなと思つてはなかつたんですけど。アメリカはですね、使わない人、地域、教えてないところも多いみたいです、州によつては。イギリスをはじめとするですね、ヨーロッパの国ではまだまだ使用率が高いようでございます。筆記体が使われなくなつてきた理由といたしましては、いわゆる外国の方、判別が難しいほど字が汚い人が多いことや、タイプの文化が進んでいてタイプすることが増えて、また今はパソコンですけどね、手書きの機会が減つたことなどが挙げられるかと思ひます。日本人の書く筆記体は大変きれいだと言われておりまして、私も学生時代に親しくなつたイギリス人にですね、自分の名前をこう書いていたところですね、何てすばらしい字なんだって褒められたことがありました。こう、字を褒められたの、後にも先にもこの1回でしたけど、日本人の書く筆記体がきれいなことは多いのはやはり漢字の書き取りや習字などで上手に書く訓練を受けているからだと思ひます。日本人の美德の一つとして存続を希望して、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（師玉敏代君） 以上で、公明党 大迫勝史君の一般質問を終結いたします。

暫時、休憩いたします。

午後1時30分、再開いたします。（午前11時40分）

○

議長（師玉敏代君） 再開いたします。（午後1時30分）

午前に引き続き、一般質問を行います。

自民新風会 林山克巳君の発言を許可いたします。

2 番（林山克巳君） 議場の皆さん、市民の皆さん、そしてインターネットを御覧になつておられる日本中、世界中の皆様、こんにちは。平成30年第2回定例会一般質問、午後からは自民新風会の林山克巳が質問を行います。

平成28年第1回定例会に初めてこの壇上に上がり一般質問した日を昨日のように覚えています。あれから2年半、いろいろなことがありました。自分自身を検証する意味で、過去の一般質問の内容を見直し、当局の答弁内容の実行検証を行い、これからの議員活動に生かせるよう改めて強い意志と決意を持って、持続ある政策立案に力を入れることを心に誓いながら質問に入りたいと思ひますが、質問の前に少々所見を述べさせていただきます。

今日は初の米朝首脳会談が行われた歴史的な日になりました。いろいろなことを評論する方々がいますが、まず動き出したことは周知の事実であります。世界は時代に対応すべく、様々な流れに対応しながら国の方向性を示してきています。私たち奄美も否応なしに世界の潮流に歩を進めなければなりません。刻々と時は刻み、人は誰でも老いを迎えます。目の前の現実から目をそらさず、今何をすべきか。近未来に訪れる諸問題に取り組まなければ地方再生都市としてのモデル地域の役割を果たすことが困難になると思ひるのは私だけでしょうか。人口減少、少子高齢化社会、労働人口減少、社会保障費増大など大きな問題が山積しています。今、奄美市は国、防衛省が進めている南西諸島防衛強化体制における奄美群島奄美市自衛隊駐屯地配備が進められていますが、来年4月の自衛隊部隊開設は奄美市に新たな流れをもたらすのは間違いありません。もちろん、賛否両論あるのは理解しております。しかし、350名、奄美市、200名瀬戸内町に自衛隊が配属され、家族、関係機関を含め1,000人近い方々の交流活動が始まります。命を賭け、国民の生命と財産を守るために配属される隊員たちに感謝こそすれ、想像力で不安を煽る言葉や行動などは心から慎んでほしいと願っています。また、頼みの綱であつた世界自然遺産登録も延期になり、将来の見通しに暗雲が立ち込めたことは紛れもない事実であります。今一度、市民の声に耳を傾け、世界自然遺産登録の見直しを進めるべきか、あるいは早速な登録には言及せず、中・長期的な展望に立ち進めていくことも決して間違つた判断だとは思ひません。あまり

にも執着することで、市民や諸関係団体の期待に沿えないことこそが奄美市の発展にはマイナスだと思います。昨日の市長の答弁でもありましたが、来年からは世界自然遺産登録、文化遺産登録、どちらか一つしか申請できなくなることも大変困難さを伴います。今、やるべきことは末広・港土地地区画整理事業、マリントウン事業、新庁舎整備事業、市民交流センター、公民館事業、子育て・保健・福祉複合施設整備事業、バスセンター・商業施設整備事業、奄美地域交通網形成計画など平成32年までの5年間、激変緩和措置により合併算定外から一本算定になる時期や、合併特例債を活用できる事業を確実にこなすことで、町全体に潤いや躍動感を取り戻し、同時に国体や東京オリンピックを終えたのちに市民全体、官・民が一体となり取り組み時を待つ、寛容な心を市民と共有することが大事だと私は思います。

それらを踏まえ、質問に入りたいと思います。1、市長の政治姿勢について。(1)働き方改革について。①兼業、副業、就業時間について。兼業と副業の違いについてお答えください。また、就業時間、労働時間の上限も簡単にお答えください。そして、パラレルキャリア、ボランティア活動、NPO活動、団体における位置付けをどう考えているのか、見解を、そしてスキルアップに対する市の取組などよろしく願いいたします。

次の質問からは発言席にて質問をさせていただきます。

議長（師玉敏代君） 答弁を求めます。

商工観光部長（武下義広君） それでは、お答えいたします。兼業と副業は法律的な定義はございませんが、兼業とは二つの仕事を同程度の労力で行っていることであり、副業とは本業を主体とし、本業よりも低い労力で行う仕事のことであり、本業以外にかかる労力の比重で分けているようでございます。また、就業時間の上限について、現在の労働基準法では法定労働時間を1日8時間、週40時間となっております。なお、36協定を締結した場合は時間外労働時間が原則月45時間かつ年360時間を限度として可能となります。更に、労使協定で定めた特別な事情がある場合に限り、時間外労働の上限は年間720時間となります。副業や兼業のほかに「本業を持ちつつ、もう一つのキャリアを築くこと」を目的としたパラレルキャリアといった働き方も注目されつつあります。パラレルキャリアが副業や兼業と違うのは、報酬を得ることを目的としていないことで、ボランティア活動やNPO活動なども含まれ、本業にない新たな体験や違うキャリアを通し、通じて、スキルアップが可能となり、人材育成や新たな起業に繋がることも期待できると考えております。最後に、スキルアップに対する本市の取組としては、株式会社スクーと連携し働くのに必要な技術を身に付けるために、最新のIT系教育プログラムを無料で受講できる機会を提供してるほか、「フリーランス寺子屋」での人材育成に取り組んでいるところでございます。また、奄美産業活性化協議会においても観光・情報分野における人材育成セミナー等も開催し、スキルアップに取り組んでいるところでございます。以上です。

2番（林山克巳君） ありがとうございます。私もこの副業、兼業、今回フリーランス質問いたしました。が、実は私が昨年の第4回でも質問しておりますが、28年度に2回、29年に2回、質問をいたしております。というのも、私が島に帰ってきて、まず本当に思ったことが、奄美市、本当に働くところが、今はもう大分上がってきてますが、本当に就職口、それから賃金が低く、本当にその中でこの兼業、副業、これを進めることがなかなか難しいんですが、進めることが本当の新しい労働、新しい労働のやり方ではないかなってということで、私が1回、まず初めて議員になって質問したのがこれでした。そのあとに、フリーランス事業の話聞きまして、おや、もうこれに本当の新しい意味での奄美市の新しい事業形態が起こってくるんじゃないかなということで、私はこれをずっと追いかけていきましたが、ちょっとそれで質問しますが、フリーランスのこの事業なんですが、平成27年7月にスタートしたってちょっと認識しているんですか、ちょっとその、それは間違いないか、ちょっとお願いいたしま

す。

商工観光部長（武下義広君） 「フリーランスが最も働きやすい島化計画」を平成27年策定しておりますので、それから、平成27年度から31年度にかけて計画を進めていくという形で進めておるところです。

2番（林山克巳君） はい、ありがとうございます。そのほかに、そのあとにいよいよ2016年、平成28年ですが、安倍首相が働き方改革実現推進室っていうのを設けて、本格的にそれに取り組んでいくという流れになったのを覚えております。ですから、このフリーランス事業っていうのは、本当に力を入れていく事業だと思って質問しておりますが、その中で簡単に、昨年質問しておりますけど、フリーランス支援事業の毎年500万円の予算がありますが、内訳、それから展望、簡単に説明をお願いいたします。それともう一つは、その私の聞き間違いで兼業でも副業でも皆さんに幅広くこのフリーランスを進めているのか、そこまで答弁をお願いいたします。

商工観光部長（武下義広君） それでは、議員の質問、二つまとめて答えさせていただきたいと思えます。

昨年の第1回定例会においても林山議員の質問にお答えしていますとおり、フリーランス支援事業につきましては兼業、副業も含めて支援していくという方針で取り組んでいるところでございます。

続きまして、平成30年度のフリーランスの支援事業の500万円の内訳につきましては、委託料48万7千300円、旅費12万7,000円でございます。委託料としましては、先ほど御説明しましたフリーランス寺子屋、フリーランスの対するセミナー等がですね、講座をやっていますが、フリーランス寺子屋の運営や技術的な相談窓口業務を市内事業所に委託するものであります。支援は平成27年度から行っておりますが、成果としましては人材育成講座を3年間で25回開催し、126名を育成しているところでございます。更に、平成28年度からはハンドメイド作品を制作・販売している方たちによる「あまみハンドメイドマーケット」というイベントを開催し、65名の作家による出店、約1,200名の来場をいただくとともに、ハンドメイド作家の交流によりインターネットを使った新たな販売と創作気運の醸成を図ったところでございます。この人材育成講座受講者の中から仕事を受注し、収入を得る方も出てきており、また地元IT企業の活動により島内外から技術作成の受注も始まっております。講座生に実施したアンケートや聞き取りによりますと、副業として記事作成で月5万円前後の収入が合った方や、ハンドメイド・小物のネット販売で月20万円を超える売り上げとなった方も出てきている状況となっております。以上です。

2番（林山克巳君） 今、話されましたが、本当行政、フリーランス支援事業をいよいよ3年目を迎えて、ある意味基礎ができつつあると思うんですが、今話されましたその兼業、副業を進めておられるって話をされましたが、本当にこう行政の事業では進めているんですが、まだまだ民間サイドではその兼業、副業を本当に推奨しながらできるかって、できる、それを働きながら本当にオープンにしてやれるかどうかっていう、そういう現実問題もあるんですが、その辺、そういうことなどはどう考えておられますか。

商工観光部長（武下義広君） フリーランスっていうのはですね、当然働き方の、働き方としての、一つの働き方だと考えております。それを産業とかいうことではなくてですね、その中で例えば副業として、兼業としてやる部分、そこでフリーランスという形で自分の趣味を生かしたり、また能力を生かして、その部分をフリーランスという形でやっていきますので、その方々が入って、働きやすい環境をつくっていくということで市は応援しているということで御理解いただければと思います。

2番（林山克巳君） このフリーランス事業に関しては今の質問とか答弁は何回か行いました。本当にこれを進めていくうえでは、民間と行政が一体にならなければ、この本格的な事業の成果っていうのは表れてこないんじゃないかなと思うんですが、もう既に大手でソフトバンクさんなんかはもう推奨してます。地元の会社でも、既に兼業、副業をしながら労働人口減少の各職場があったら、そこを手伝いなさいとか、もうトップが、トップダウンでどんどん進めていって、社員も喜んでる会社っていうのが出てきております。今はもう本当に、できないと言うかもしれませんが、いよいよ国が法律を、法律までもういよいよ、法案まであげてやったときってのは、何年もしないうちに私はこの流れが来るって思いますので、どうか民間企業と連携しながら、この労働人口減少も見据えてこのフリーランス事業を一生懸命やっていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

フリーランス、質問のほうは、1番の質問のほうは、それ、2番ですね、3番、すいません。これが一つ、ちょっと、もう一つ聞きたいんですが、その働き方改革においてフリーランス支援事業と企業誘致対策事業、フリーランスは500万円、それから企業誘致対策事業は574万7,000円。この産業創出プロデューサーを配置して施設内企業誘致や地元企業との連携による企業誘致・仕事誘致の推進の関連性。この関連性っていうのはあるんですかね。ちょっと、私もこの辺がはっきり分かりませんので、お願いします。

商工観光部長（武下義広君） それでは、産業創出プロデューサーとフリーランスの関係ということでございますので、フリーランス支援事業と産業創出プロデューサー業務との関連性につきましては、「フリーランスが最も働きやすい島化計画」の策定や本市と連携協定を結んだ都市部IT企業との橋渡し、人材育成講座の企画立案に参画しており、人材育成・仕事誘致の推進に取り組んでいるところでございます。

2番（林山克巳君） 先ほど言いました、フリーランス支援事業に予算として執行は別として500万円、それからこの企業誘致創出プロデューサーは574万円、約1,000万円ちょっとの事業の関連性があるんでしたら、やはり民間で言えば1,000万円の事業っていうのはそれなりのやっぱり事業になります。ですから、これがいよいよ3年間経って、本当にどういう結果を出して行って、市民にそれをもっともっと幅広く広げていくっていう、そういう結果を出しながら進めていってほしいと思いますので、どうかこのフリーランスで結果をこう交付、結果を出された方とか、企業とか、そういう方々をちょっと広報していただけたら、もっともっと市民が取り組む力が出てくると思いますので、どうかよろしくお願いいたします。

では、働き方改革、1番のほうに、3番、今の（1）はこれで終わりたいと思います。それから、次、2番に入ります。来年4月に迫る自衛隊配備開設、部隊開設についてなんですが、いよいよ来年4月に開設になりますが、共存、共栄のまちづくり。国防はもちろん、経済的、災害、人口減少、様々な観点からの見解。できれば、自衛隊配備による市全体の青写真を示してほしいんですが、よろしくお願いいたします。

市長（朝山 毅君） それでは、林山議員にお答えさせていただきます。自衛隊の配備に伴う奄美市の各種の影響と言いますか、についてのことでございますが、議員が今お話になりましたように、まず国防という観点を第一義に考え、自衛隊部隊の開設に伴う地域への貢献度ということでございますが、本市にとってみますと御案内のとおり、平成22年の奄美豪雨災害におきましては、自衛隊の皆様方には災害発生の翌日からおよそ10日間、緊急患者や救援物資の輸送、給水支援をはじめN T T、九州電力等の公共機関の職員と協力した資器材の輸送など延べ1,450名、車両470台をもって災害復旧に対応していただきました。今回、地元へ部隊が駐屯することになりますので、災害発生直後からも即時対

応が可能となり、このことは市民の安全・安心に大きく貢献するものと考えているところであります。次に、経済面につきましては、駐屯地整備に伴う投資的経費や配備される隊員や御家族の消費活動による経済効果、更には人口増による税収の効果、駐屯地における資器材需要や新たな雇用の確保なども経済効果として期待されるところであります。また、350名の配備にあたっては隊員個人の希望を優先し、多くの奄美出身者の方々が奄美駐屯地を希望されると伺っております。現段階で配備される隊員及び家族構成は確定はいたしておりませんが、一定数の人口増が見込まれることに加え、地元出身者の将来的な就職先の選択肢が広がることで、地元での安定的な仕事の確保や地域の活性化等についても期待できるものと考えております。いずれにいたしましても、駐屯地の先例地等を参考に、市民の安心・安全はもとより本市の地域振興に繋がるような取組についても連携を今後図ってまいりたいと考えておりますので、議員の御理解を賜りたいと思います。

2番（林山克巳君） ありがとうございます。今日はちょっと覚悟を持って質問にあがってるんですが、いよいよ来年4月です。この自衛隊配備に対してその反対派も奄美市民、賛成派も奄美市民、たくさんおります。賛成派もたくさんおります。ただ、あまり声を、自衛隊がもう配備が決まっておりますので、声を余り上げないだけなのです。しかし、市長の考えてる自衛隊との共存・共栄のまちづくりや基本的な考えを聞いてみたいという声は確かによく聞きます。そして、その声を本当に期待をして待っているのが、今現状であると思っております。奄美市のかじ取り役として、市民にはっきりとその方向性を示すときではないでしょうか。市議会で幾ら説明しても権限はなく、また責任の所在ありません。是非、いよいよ来年4月、そして部隊が入ってくる。市長の本当の市の未来像を話す機会を持っていたきたいと思うんですが、その件についてどうかよろしく願いいたします。

市長（朝山 毅君） 自衛隊の配備について、私は私なりの見解をこの議場において、またあらゆる機会を通し話をしているつもりで私自身おります。また、議会の要請も受け、一般の皆様方の御意見も賜り、以前大熊公民館において説明をいたしました。その際に申し上げますことは、外交、防衛、治安ということは国家根幹をなす国の責任においてなされる行政であると。その行政の中において、この南西地域において防衛力が乏しい、しかも近隣諸国において、また近海においてあらゆる事案が想定され、また事案が発生している状況の中において、領土、領海、領空を守る国の責任において、この防衛体制が乏しい地域において自衛隊配備をするということに対する国の防衛計画について、私は賛成をいたします。従って、国の方針に基づいてこの奄美市において、自衛隊350名を配備することについては私は賛成をいたします。なぜならば、防衛ということは地方といえ、外海離島の中における人口少ない我々であっても国の責任において当然国として守るべき、国本来の行政である。従って奄美群島においてこの近海を守り、そして自然を守り、地域住民の安全・安心を確保して防衛上の観点から安心できるような地域を構築していくのは国の責任であると、私はどこでも申し上げてつもり。それ以上の自衛隊の内部について、自衛隊の計画について、私は現在において知る由はございません。ただ、配備される状況において、自衛隊についてなぜ国がやるかという説明については国がやるべきである。国と一緒にやるべきだということで、先般、2年前になりますが、そのときに一緒になって合同で私の配備に対する理解、また賛成の意思を表明しました。それ以上の自衛隊の動向、自衛隊の現況について、私が述べる立場にはないと。また、それだけの専門知識も持ち得ていない。ただ、国については地域の皆さん方になぜだということだけは披歴していただきたいということはその際も申し上げましたし、その場において自衛隊もそういうことでやっているということですので、私は何も隠すこともございません。自衛隊配備については堂々と申し上げているつもりでありますし、そういうことを踏まえて着々と今その施設整備が進んでいる状況であります。このことについて、私が今申し上げることはありません。従って、各地域において市長が賛成したことの表明を今やりなさいということは、私は当初のときで申し上げたつもりです。それ以後、何ら変わりませんので、今私がその説明をすることによってどう

動くんでしょうか。私はむしろお尋ねしたい。国が進んでる、一方では差し止めの訴訟などもあります。私に対してではありません。国に対してです。事業施行者は国です。私は国の進める行政に対して賛成の意を通してただでありまして、それを私が責めとして受けることについては、事業執行者ではないだけに今戸惑いも覚えておりますが、私はどこでも思いを述べているつもりでありますので、今自衛隊の配備について市長の見解をと言われても、当初から変わらない意見で未だ持っているということだけは議会の中で御理解をいただきたいと思ってます。以上です。

2番（林山克巳君） ありがとうございます。本当に、今私は正直に自分の心の中で質問いたしました。本当にその自衛隊が配備されることに賛成の方なんかたくさんいらっしゃいます。是非、本当にその市長のその言葉が聞きたいっていう方もいらっしゃいます。ただ、今私は今の市長の答弁で市長の考えははっきり、当初から言っていることを、私がちょっと聞き方が少し、ちょっと集中してなかったかもしれませんが、市長の思いは今日、私は自分で再度確認をいたしましたので、いよいよ来年4月に向けて一生懸命議員としても取り組んでいきたいと思っておりますので、どうかよろしくお願いいたします。

そしたら、それと、それではその質問は終わりますが、ここで②、自衛隊の新規採用の現状について、過去3年間の推移と今年度の新規採用の推移をお教えてください。お願いします。

総務部長（菊田和仁君） 過去3年間の自衛隊員の採用者及び奄美群島出身者数について、自衛隊奄美大島駐在員事務所へ伺いました。平成27年度の新規採用者が陸上自衛隊22名、海上自衛隊3名、航空自衛隊2名の計27名。平成28年度が陸上自衛隊28名、海上自衛隊1名、航空自衛隊6名の計35名。平成29年度が陸上自衛隊30名、海上自衛隊1名、航空自衛隊8名の計39名。今年度が陸上自衛隊22名、海上自衛隊10名、航空自衛隊7名の計39名となっております。他の地域に比べ増加傾向にあると伺っております。以上です。

2番（林山克巳君） すいません、この質問は確認のために質問いたしましたが、実は宇都参議院先生がですね、講演に来たときにですね、今回奄美群島出身の新規採用、これが30名あったと話を講演の中でしていました。その中で、100名応募があったとも話をしていたんですよね。100名応募して、筆記試験やいろいろな試験がありますので、大変とは思いますが、それでも奄美群島の子どもたちが100名応募したっていうのは、やはりそれだけ関心もあるし、先ほど話されましたけど雇用の面も含めて今回期待するところがあるんじゃないかなと私自身思いましたので、再度確認をいたしましたが、やはり本当に39名という雇用が生まれてきております。いよいよ来ることによって、もっといろいろな意味での雇用が生まれてくると思っておりますので、その辺は期待をしております。

その中で、いよいよ市民への、③、市民への広報、広報について行政当局の広報、行政当局としてこの自衛隊に関するこの広報活動っていうのは考えていらっしゃるんですか。よろしくお願いします。

総務部長（菊田和仁君） 駐屯地の開設が近づいているということで、それに関する広報も含めてという御質問だと思いますが、駐屯地開設にかかる市民への周知につきまして、防衛省へ伺いましたところ、開設記念行事などについて防衛省のホームページや地元広報紙への掲載を予定しているということでございました。また、本市といたしましてもこれまで隊員募集などの広報について、協力、連携を図っており、今後の駐屯地開設にかかる広報につきましても関係機関と連携を図りながら必要な対応を検討してまいりたいと考えております。以上です。

2番（林山克巳君） いよいよ本当に何回も話しましたが、来年4月にいよいよ控えております。今、議員連盟もいろいろな活動しながら、それに向けて頑張っておりますので、どうかよろしくお願いいたします。

質問を、次の奄美、3番の奄振延長について行いたいと思います。まず、①延長に向けての取組と決意を、航路航空運賃低減や農林水産物輸送コスト支援など各島々の諸事情、群島化、郡地など観光客推移などを踏まえたうえで答弁をお願いいたします。

総務部長（菊田和仁君） 平成31年3月末に期限を迎える奄振法延長に向けての取組につきましては、法延長を着実に成し遂げるため、奄美群島広域事務組合を中心に各島の民間団体や12市町村と連携して、昨年度奄美群島成長戦略ビジョンの改定を行ってきたところであります。また、鹿児島県が昨年度実施した奄美群島振興開発総合調査において、今後の振興開発の方向及び方策が示されており、今後は法延長を見据え、奄美群島振興開発計画の策定に向けて取り組んでいくものと認識いたしております。更に、国においては奄美群島振興開発審議会において、法期限後を見据えた議論がなされており、今後国に対して法延長に向けた意見具申がなされる予定と伺っております。前回、法延長時に創設された奄美群島振興交付金制度において、特に農林水産物の輸送コスト支援により、流通条件の不利性の軽減が図られたことに加え、航路・航空路運賃の低減により、奄美群島の平成29年度の入込客数が記録の残る中で過去最高の82万5,000人余りとなったところでございます。しかしながら、地理的・自然的不利性はもとより、本土との間に所得水準や物価をはじめとする経済面の格差が未だに存在している現状もございます。条件不利性の改善はもとより、奄美群島の自立的発展、定住の促進などを図り、群島全体の振興開発を更に進めるためには、法延長は必要不可欠であると認識いたしております。国・県をはじめ12市町村一丸となって確実に法延長がなされるよう、決意を持って臨んでまいりたいと考えております。以上です。

2番（林山克巳君） 本当にこの奄振延長、この航路・航空路運賃低減の、農林水産物輸送コストに関しましては水産業など、いろいろ沖縄関連を通して出てきておりますが、この航路・航空路運賃低減は非常に効果を出していると思っております。私も各群島、回ったりしますが、本当に奄美市は本当に交通が多くて、もう各島々は本当に昼でもそんなに、農業してる人が多いっていうのもありますが、混むこともなく、この奄美市、この本当にもう集中している感じがいたします。ですから、この航路・航空運賃低減、これを何としてでも、この奄振延長を何とか勝ち取り、もっとより一層利便性を図れるようにしていけたら、もっともっと活気が出てくると思います。実際、こう回ってみて、奄美市はすごい活気があるっていうのをもう肌で感じましたので、是非延長に向けてよろしく願います。

②関連質問なんですが、奄美群島広域事務組合の活動状況なんですが、これはもう各議員さんたちも質問をしておられます。全体で27億7,000万円、12市町ごとに配分、内訳などありますが、それと今回が各島分科会を開催していると思っております。今後5年間を見据えた奄美群島の発展に向けた課題などを話し合われると思いますが、どんな課題があったのか。また、それからリーディングプロジェクト推進枠、リーディングプロジェクト推進枠、できれば本当はチャレンジ枠っていうのが分かりやすくいいんですが、リーディングプロジェクト推進枠のことなど、あと世界自然遺産登録延期は本当にこれによって影響があるのか、そこを含めたうえで簡潔に答弁をお願いいたします。

総務部長（菊田和仁君） 4点ほど御質問がございましたので、まず最初にお尋ねの奄美群島振興交付金の12市町村の、ちょっと配分の件で、内訳の件でございしますが、例えば航路・航空路運賃低減事業などもそうでございしますが、それぞれの事業費の中に市町村の配分相当額が含まれている、そのような事業もあるため、全体の中でですね、市町村ごとの配分内訳は示すということが難しいということで御理解をいただきたいと思います。

それから、奄美群島成長戦略ビジョンの改定に際しまして、奄美群島広域事務組合が平成29年度に実施した各島分科会において、奄美群島の「魅力・強み」あるいは「課題・弱み」が整理されたところでございます。その中で、奄美群島全体の課題としては人口減少と高齢化の進行などというのが課題で

出されております。また、奄美大島の課題としては公共交通機関の不足や観光業における人材不足などが挙げられたというふうに伺っております。

それから、平成30年度から奄振交付金において新たに創設された「リーディングプロジェクト推進枠」についてでございますが、本制度の目的につきましては先ほど安田議員のところでもお答えいたしました。奄美群島の産業振興を図るうえで、地域特性を踏まえた政策ニーズを市町村が自らの創意工夫と他の自治体や民間との連携により、具体的に事業化することが必要であり、このため新たな事業メニューの創設や戦略的な事業展開を図る、そういったことが目的となっております。

それから、最後に世界自然遺産登録延期による奄振事業や奄振予算への影響ということでございますが、現在のところそういったことでは聞き及んでおりませんが、今後国・県の動向を注視してまいりたいと考えております。なお、市として現在奄振事業等で進めている自然保護や、あるいは市民の機運醸成などの取組については、自然遺産登録を見据え、今後ともしっかりと継続してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようよろしくお願いいたします。以上です。

2番（林山克巳君） 世界自然遺産登録の延期によっての影響っていうのは最小限度で抑えられることを確認できました。いよいよ、これから先、それに向けて関連事業の執行を是非一生懸命お願いしたいと思います。

次の質問に入りたいと思います。観光振興について、まず、①世界自然遺産の影響についてなんですけど、この延期になりました。延期以降のこれから、延期以降のあとの奄美市民の意識改革と周知への啓発活動などはどのように考えておられますか。お願いいたします。

プロジェクト推進監（満永亮一君） 今回の勧告の中では奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島は世界自然遺産の価値を有していることや、保護管理の状況については一定の評価を得られたものと考えております。その中で課題が出され、この課題を解決し、推薦書を再提出することが確実、早期の登録が実現することだと理解しております。この課題解決は市民の皆様の協力なくしては達成できないものだと考えておりますので、市民への出前講座、シンポジウム、イベントや広報紙などを通して、今回の勧告内容や今後の課題、解決策などを丁寧に説明し、市民一体となる登録への取組ができるよう、気運の醸成に努めてまいりたいと考えております。以上です。

2番（林山克巳君） はい、分かりました。これまでも議員が市民との意識の乖離があるんじゃないか、世界自然遺産に対して乖離があるんじゃないかなという、そういう質問がありましたが、是非これを機にもう一度奄美市民との共通の認識、啓発活動をしながらかともに進めていく、その作業も丁寧にやっていただきたいと思いますので、どうかよろしくお願いいたします。

そして、その中で、これもちょっと先輩方々がいらっしゃる中でちょっと言いにくいんですが、飲食店、いろいろ視察とかずっと回りますけど、飲食店とか公共施設におけるこの喫煙、禁煙スペースの有無など、その件に関していろんなところに行きますけど、本当に観光客のひと、何回かですけど、そんなに多くはないんですが、話す機会があったときにですね、どうしても煙草の喫煙の問題、禁煙の、喫煙のスペース問題、その話をする方がいらっしゃいました。私自身もできればいよいよこう観光客、いっぱい観光客も入り、海外の方々も入り、その中でこの煙草のことに関しては公共の施設、それから飲食店、ここを苦しいんですが考えていかなければいけない選択の一つではあると思うんですが、そのことに関して答弁をお願いいたします。

商工観光部長（武下義広君） お答えいたします。国においては今年の3月に受動喫煙対策を盛り込んだ「健康増進法の一部を改正する法律案」を閣議決定したところでございます。望まない受動喫煙をなくすことや受動喫煙の影響を受けやすい子どもや患者などに特に配慮すべきことを基本方針に据え、施設

類型に応じた対策や施設の管理者が講ずべき措置を定めたところでございます。この中で、学校、病院、児童福祉施設、行政機関などは「原則敷地内禁煙」とし、屋外で受動喫煙を防止するために必要な措置が取られた場所へ喫煙場所を設置することは認められるとしております。公共施設などにおきましても、今後はこの法律に基づいた対応を取る必要がございます。飲食店におきましても、原則屋内禁煙ですが、既存の小規模飲食店については喫煙、分煙の標識を掲示していれば一定期間の猶予措置を講ずるとしております。該当する施設は資本金5,000万円以下の企業が運営する店舗で、客席面積が100平方メートル以下のものとなります。今後は施設等の類型・場所に応じて2020年東京オリンピック・パラリンピックまでに段階的に施行するようでございます。なお、現在、県におきましては受動喫煙を防止するため、全面禁煙に取り組む飲食店又は喫茶店を「たばこの煙のないお店」として登録し、ホームページなどを通じて情報提供する制度を実施しております。飲食店に対し助言等を行い、「たばこの煙のないお店」としての登録を促しており、奄美市におきましても市民はもとより観光で訪れた方も気持ちよく安心してお店を利用してもらうよう、力を入れていく計画で登録店が増えつつあります。本市におきましても、保健事業などを通して個人へ向けた受動喫煙の防止について啓発を図っているところでございます。公共施設・飲食店等における受動喫煙の防止につきましては、今後も政府における法案の動向を注視しつつ、望まない受動喫煙が生じないための措置を民間事業者とも連携しながら総合的かつ効果的に推進するよう努めてまいりたいと考えております。以上です。

2番（林山克巳君） もう既に県、いろいろな市町村、進んでいけるところはどんどん進んでいっていると思います。是非、このことは業界と一緒にあってですね、いろいろ諸問題があると思うんで、そこをクリアしながらよりよい方向に進めていけるよう、行政と一体になって、民間と一体となって進めていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。本当に、自然遺産が延期になりましたが、本当いろいろないい材料は先ほど壇上で述べましたが、いっぱいございます。本当にこの、今回コンパクトシティモデル地域都市に選ばれて、鹿児島県で奄美市だけ。本当成長できる市でも鹿児島市が2番、2番目に入っております。その中で、この奄美市が鹿児島県でモデル地域の入ってるってことは、本当にこれはアピールできるチャンスだと思います。そして、この町に、マリンタウン、新庁舎、末広・港、それから公民館、本当ここ、今からここ2・3年で町全体がきれいな街並みになっていく。この町っていうのは多分いろいろなこう地域回ってもないんじゃないかなと思うぐらい、いよいよその新しい未来都市に向かっていっていると思いますので、どうかそれと伴うようにそういうエチケットのことで、同僚議員言いますけど、ごみの問題にしてもそうですが、この煙草の問題にしてもそうですが、その流れに合うようにですね、是非考えていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、その質問は終わります。2番に行きます。奄美群島島々における観光振興との連携について。島々を結ぶ観光地の連携などは考えていないのか。いよいよ7月1日から沖縄、与論、沖永良部、徳之島、奄美、屋久島ですかね、喜界島ですかね、ホッピングツアー、そういうあの、ありますけど、その説明とですね、あと観光客の誘客方面との方々との連携をどのように考えておられるのか。今、東京がLCCで東京間がまず飛びましたけど、今回関西が飛んできました。鹿児島経由の名古屋からの流れもあります。しかし、奄美群島出身は関西が多いのですが、その辺とのいろいろな連携は考えていないのか、答弁ください。お願いします。

商工観光部長（武下義広君） それではお答えいたします。奄美群島の各島々や沖縄、屋久島など周辺の島々とも連携し観光誘客を行うことは、魅力的な旅行商品の造成が促進され、更なる入込客数の増加に繋がるものと考えております。このことはLCC就航を含め、奄振交付金を活用した航空運賃軽減事業の効果や奄美群島の国立公園指定、各離島及び奄美群島が一体となって行っている観光プロモーションによる効果など、様々な要因の相乗効果によるものと認識いたしております。今年の7月1日には日本エアコミューターが奄美大島、徳之島、沖永良部島、沖縄本島路線を新たに開設する予定でございま

す。これにより、奄美から沖縄までの各島々を結ぶ「奄美群島アイランドホッピングルート」が開設され、「奄美群島周遊」や「奄美群島から沖縄までの交流創出」など更なる需要喚起を図れることに期待しております。

それと、各方面との連携についてですが、各方面・各路線間の誘客を安定的な需要に繋げるためには、官民一体となった相互交流が不可欠であることと考えております。このようなことから、関東、関西、九州、沖縄など地区ごとに宣伝活動、観光キャンペーンや交流事業などを実施しております。議員御質問の関西地区につきましては、奄美出身者も多くいらっしゃいます。特に、友好都市である西宮市とは、西宮市民祭りや奄美祭りなどイベントを中心とした交流を実施しているほか、小学生を中心とした交流受入事業なども実施しております。また、大阪国際空港の行政区域の一つである大阪府豊中市とは、平成24年に「空港で繋がる友好都市連携に関する協定」を締結しております。昨年度は「関西奄美会100周年記念大会」が尼崎市にて開催され、奄美から多くの関係者や芸能大会の出演者などが参加し、相互交流を深めたところでございます。また、このほか関西空港で開催される「関空旅博」にパニラ・エア社とともに共同ブースを出展し、奄美のプロモーションや関西・奄美路線のPRを行っております。その他の地区につきましても、関東地区におきましては成田市や芝山町をはじめ、周辺地区との交流を図っております。また、今年度はスカイマークが中部・鹿児島・奄美線に就航しておりますが、中部国際空港株式会社と連携し中部地区でのプロモーション活動の実施を検討しております。今後も、各方面の自治体や郷友会、民間事業所などを連携を図り、交流人口の拡大や特産品をはじめとした販路の拡大を図ってまいりたいと考えております。以上です。

2番（林山克巳君） いろいろな誘客方面との連携もいろいろ努力なさっていることが分かりました。是非、どんどんどんどん進めていっていただきたいと思います。

③もうあと一つですが、奄美市重点振興、重点観光振興、これも一つだけ、もう簡単に、一つだけ、端的にお願いいたします。

（発言する者あり）

商工観光部長（武下義広君） 実は重点施策として二つございますが、一つだけということですので、まず受入態勢の充実強化ということで答えさせていただきます。「受入態勢の充実強化」については年々増加する観光客の受入態勢を整え、満足度向上、ひいてはリピーターに繋げる必要がございます。現在、奄美大島5市町村が連携し、持続可能な観光振興を目指し、観光関連事業者のみならず集落や地域団体等との連携による地域に根差した受入体制を構築するためのDMO事業を推進しております。この中で、観光人材の育成、着地型観光のメニューの開発、交流人口動態調査の検証を行い、マーケティングデータの収集・解析、「あまみつけ」、「のんびり奄美」などWeb機能の強化を図っております。このほか、増加する観光客に対応するため、現在、県、奄美空港ターミナル株式会社、町村と連携し奄美空港ターミナルビルの増改築事業を実施しているところでございます。今年の7月には空港内に観光案内所もオープンする予定としております。今後は世界自然遺産登録も視野に入れながら、エコツーリズムや外国人観光客対応の取組強化を図ってまいりたいと考えております。以上です。

2番（林山克巳君） もうもう、最後にすいません。建設部長、本当にいろんな議員が最後に質問をしておりますが、ちょっと市民のお礼と言うか、医師会の向こう側の道路が本当にきれいになりました。30メートル間隔ですね、電気も点いて明るくなりました。本当にいろいろな議員の人たちの質問、私もしましたけど、ものすごく喜んです。もう、本当に感謝です。最後にそのお礼を言って終わりたいと思います。ありがとうございました。

議長（師玉敏代君） 以上で、自民新風会 林山克巳君の一般質問を終結いたします。

暫時、休憩いたします。（午後２時３０分）



議長（師玉敏代君） 再開いたします。（午後２時４５分）

引き続き、一般質問を行います。

日本共産党 崎田信正君の発言を許可いたします。

１７番（崎田信正君） こんにちは。日本共産党の崎田信正です。本日、歴史的な米朝首脳会談がシンガポールで開催される日を迎えております。予定通りであれば、今終わってる時間かなとも思います。昨年、米朝間の軍事的緊張が増した時期がありました。安倍政権が対話のための対話は意味がないと、対話否定の立場に固執し圧力一辺倒の立場を取る中、日本共産党は節目節目で対話による平和的解決の方向を提起し、交渉を呼び掛けてきました。今年、４月６日には対話による平和的解決のチャンスは是非実らせてほしいとの立場で、米国、韓国、中国、北朝鮮、ロシア、そして日本と関係６か国の政府に要請を行ってきた党として、会談の結果がどうだったかまだ分かりませんが、全世界が期待する内容で成功してることを願うものであります。一方、国内では国会を見ても、あるいは教育界に関しても政策論議以前のお粗末な実態が次から次へと生まれております。議論の論議の前提となるべき資料が政権与党に不利と見れば、改竄、隠蔽、捏造が繰り返され、虚偽答弁がまかり通る状況となっております。今朝のニュースで日大教職員組合が要求書提出の署名を募ったところ、報復人事を恐れて控えた人がいるという内容でした。今、防衛省の日報隠蔽問題、森友、加計問題、財務省、文部科学省、国土交通省など安倍政権のもとで同じ空気が支配してるように思えてなりません。それだけに、監督に逆らえず悪質反則プレーをしてしまった日大アメフト選手の真実を語ったあの勇気ある単独の記者会見は衝撃的であり、これを機会に変わることを願いたいと思います。

それでは、通告に従い順次質問していきますので、よろしくお願いをいたします。

まず、最初に生活保護制度についてお伺いします。この件については第１回定例会でも４点の質問通告をしていたものですが、最初の生活保護率の推移について御答弁をいただいたところで時間切れとなったものです。安倍自公政権が来年１０月からの消費税増税に先立って、今年の１０月から生活保護費を削減する計画を行っていることから、今定例会でも取り上げていきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。私は３月議会でも述べましたが、奄美市の生活保護行政はよく頑張っていると評価しておりますけれども、法律、制度そのものが変われば幾ら担当職員が努力しても保護費受給者の生活が苦しくなるのは避けられません。国が憲法２５条を守る立場に立つことが強く求められますけれども、現状がそうになっていないことは非常に残念であります。さて、３月の答弁では奄美市の生活保護率の推移は平成１９年、６２．８８パーミル、平成２５年、７０．９５パーミル、ここがいわば最高で、その後平成２８年６７．５７、平成２９年６６．６３と若干下がっておりますけれども、それでも１０年前の６２．８８パーミル、これでも非常に高い数値なんです。それと比べても以前高く高率であることには変わりありません。全国平均は平成２９年２月の速報値では１６．９ですから、約４倍です。そこで質問ですが、日本の生活保護の捕捉率は諸外国と比べて大変低いとのデータもありますが、厚生労働省は５月に所得が生活保護の基準を下回る世帯のうち、保護を利用してる世帯は２２．９パーセントという推計結果を発表しております。奄美市は保護率が高い分捕捉率も高いのではないかと思いますけれども、実態がどうなってるのか、お伺いをいたします。

議長（師玉敏代君） 答弁を求めます。

市長（朝山 毅君） 崎田議員にお答えいたします。崎田議員から奄美市の福祉行政、とりわけ憲法２５条に基づいてよくやってるんじゃないかというお話も先ほど賜りましたが、そのことも含めて少しお答えさせていただきます。御承知のとおり、生活保護の捕捉率につきましては、生活保護基準を下回る経

済状態の世帯のうち、実際に生活保護を受給している世帯数の割合のことを示します。厚生労働省の推計によりますと、日本の生活保護の捕捉率は2割前後と言われております。国内では、残り8割の数100万世帯が生活保護の基準を下回るも関わらず、生活保護を受給していないという実態があるようでございます。奄美市の生活保護の捕捉率につきましては、具体的な算定は困難でございますけれども、平成29年度の全国の平均保護率、先ほど議員は16.9とおっしゃいましたが、私は16.7と、どちらが正しいかあとで調べますけど、平均保護率16.7パーミルと奄美市の平均保護率66.6パーミルから推測してみましても、かなり高い水準の捕捉率であると考えられます。また、本市では生活保護制度に該当しない世帯に対しましても、生活困窮者自立支援法に基づく各種事業を積極的に活用し、きめ細やかな支援に努めているところでございます。今後とも福祉行政が充実したものになりますよう、努めてまいりますので、御理解をいただきたいと存じます。

17番（崎田信正君） 生活保護の捕捉率ですね、計算がいろいろややこしいようで、どんなふうにするのか、厚生労働省のほうも私もはっきりこの出し方というのかね、それは分かりませんけれども、例えば生活保護費の計算例で紹介をしたいと思います。例えば、30歳代の夫婦で子どもは小学生2人、これをモデルとして保護費を計算してみました。収入は夫の月20万円。給与収入で4人家族だという設定です。児童手当が2万円付きますね、2人ですから。それと、それで月22万円の収入ですが、このケースでの保護費を計算すればどうなるか。住宅扶助の3万9,000円が認められておりますから、これを含めると21万9,180円、21万9,180円。さっき言った月額20万円と児童扶養手当の2万円を足して22万円、ほとんど一緒なんですよね。ところが、給与収入で20万という設定ですから、基礎控除がありますね。基礎控除が3万3,600円認められておりますから、この場合の収入認定は18万6,400円です。保護基準から3万2,780円不足ということになり、生活保護の資格ありということになるとは思いますが、捕捉率を計算する場合にはこの場合も生活保護から捕捉されていないという計算になると思うんですが、その認識はいかがでしょうか。

福祉事務所長（中村博光君） 先ほども市長の答弁がございましたように、捕捉率というのはですね、生活保護を受けるとき、人がどれだけ生活保護を受けてるかということでございますので、個々のですね、計算につきましては内容をですね、各世帯によって違いますので、生活保護に該当する方であればですね、当然保護課に来て生活保護の申請をした場合にはこちらのほうで計算をして、生活保護該当者であれば生活保護ということで認定をしてるところでございます。

17番（崎田信正君） ただいまのモデルの場合ですね、当然生活保護該当者だということになりますね。22万円で基礎控除が外れて18万6,400円ですから、3万余り足りないということになります。

次に、29年度の施政方針に示された一時生活支援事業、そして家計相談支援事業、健康管理支援事業というのが示されております。これ、29年度の施政方針ですね。1年経ってますから、その評価をお伺いしたいと思います。続けて、今年の施政方針には就労準備支援事業ということが謳われておりますので、この獲得目標についてもお示しいただきたいと思います。

福祉事務所長（中村博光君） それでは、一時生活支援事業、それから家計相談支援事業、健康管理もですかね、事業、それから就労準備支援事業についてお答えいたします。

まず、生活困窮者自立支援制度に基づく一時生活支援事業、家計相談支援事業についてお答えいたします。一時生活支援事業は住居喪失者への居・食・住等の日常生活に必要な支援を実施する事業で、年間3名程度の利用を想定しておりました。事業開始の平成29年7月から今年度5月までの利用者は、現在利用中の方を含めて5名の方でございます。支援の要因は様々でございます。施設入所中に生活訓

練等の日常生活に必要な支援を実施しております。現在のところ、就労自立するまでには至っておりませんが、施設退所後の在宅生活は安定しており、本事業の実施が一定の役割を果たしているものと捉えております。また、家計相談支援事業は利用者の家計管理の意欲を引き出す相談業務で、年間35名程度の利用を想定しておりました。事業開始の平成29年7月から5月までに家庭相談支援が必要と思われる相談者の方は49名いらっしゃいました。実際にプランを立てて家計状況の改善が見られたケースは5件でございます。件数が少ないんですが、その理由といたしましては家計にまで入り込まれることへの抵抗感から同意を得られないケースがほとんどでございます。理解を得ることの難しさを感じてるところでございます。利用に至らなかった相談者につきましても、自立相談支援事業による継続的な支援を実施してまいりますので御理解を賜りたいと思います。

それから、就労準備支援事業の獲得目標についてでございますが、就労、今年7月から実施予定の就労準備支援事業は直ちに就労が難しい相談者に、一般就労に向けて日常生活の自立、社会自立、就労自立のための訓練を行う事業で、年間15名程度の利用者を想定しております。このうち、60パーセントにあたる9名程度、9名につきまして、就労形態、期間等を問わず、何らかの形で就労へと繋げ、またそれ以外の相談者についてもコミュニケーション能力の習得、生活習慣の改善等、何らかの形でステップアップを図ることを目標としてるところでございます。一人ひとりにきめ細やかな支援が必要となることから、その分支援に時間を要する事業となりますので、御理解を賜りたいと思います。

17番（崎田信正君） せっかくの事業ですから、立派な成果をあげられるように担当者の職員には御奮闘いただきたいというふうに思います。

次に、安倍自公政権は大金持ちとか利益を上げている大企業がいっぱいあるのに、そこにまともに自分の負担を求めるのではなく、最低生活費を切り下げる方針を打ち出しております。10月から生活保護基準を3年間で5パーセント引き下げるという案を示しておりますけれども、このことについての御見解を伺いたい。また、母子加算の見直しも計画に入ってるようなんですね。これがどうなるのか、お示しをいただきたいと思います。

福祉事務所長（中村博光君） 国の生活保護費の引き下げの方針に関する見解でございます。生活保護の支給基準につきましては、5年ごとに見直されることになっておりまして、今回は一般低所得世帯の消費実態との均衡を図るため、食費や光熱水費等にあたる生活扶助基準の見直しを行うこととなっておりますが、その減額幅は現行の基準のマイナス5パーセント以内に留める内容になっているところでございます。また、この見直しは平成30年10月から段階的に実施されることになっております。この見直しによりまして、奄美市の生活保護受給者への影響についてでございますが、厚生労働省が示しております級地区分、奄美市は3級地になっております。大都会が1級地ですが、1級地、2級地、3級地、奄美市は3級地になってますが、級地区分と世帯類型別のシミュレーションを見る限りでは奄美市では大きな影響はないものと認識はしております。しかしながら、児童養育加算の減額、それからひとり親世帯に支給される母子加算が平均で2割減額されるなど、いわゆる子育て世帯の一部で実際の生活費が減額されることが予想されております。一方、高校生の学習支援費につきましては、引き上げが予定されておりまして、また大学進学等への一時金の支給する制度も新たに設けられております。このようなことから、今回の対象となる世帯に対しまして見直された制度の内容につきまして、より丁寧な説明を行うとともに、きめ細やかな支援をしていきたいと考えてるところでございます。以上でございます。

17番（崎田信正君） 制度の説明というよりは、この生活保護費の切り下げはね、奄美市のほうは3級地の位置ということで、そんなに今回は影響ないということですけど、生活保護に対するものの考え方ですよ。私、先ほど捕捉率をさっきお伺いをしましたね。この捕捉率で市長も認められてますけれど

も、国が22.9パーセントだと、8割近い人が生活保護基準以下でやってるというわけでしょ。それは、何ですが、そこで5年に1度の見直しで前回の見直しでも6.5パーセント削減されてるわけです。それで、その一般低所得者との消費実態との比較でという答弁でしたよね。その一般低所得者というのは何かというと、生活保護の基準以下でやってる人たちでしょ。一般低所得者というのは。そこと比較して高いから下げるといことがおかしいじゃないですが、この見解については何もお持ちじゃないですか。

福祉事務所長（中村博光君） お答えいたします。生活保護の制度につきましては、国が定める基準でございますので、奄美市としてのこの基準に対して、国が引き下げる制度に関しましては答弁を、コメントすることは今はございません。以上でございます。

17番（崎田信正君） 奄美市はさっき言ったように、国の生活保護の受給率は4倍、多いんですよ。生活保護費をもらえば、それはほとんど地元で消費されるお金ですよ。それを貰ったから海外旅行行こうなんて人は誰もおりません。全部、地元で消費される。そういう生活保護を受けてる方が多い。地域の経済にも大きな影響を与えるものです。国の基準でいけばね、低所得者の消費実態であれば、これはどんどんどん下っていくという、この考えでいくとですよ。今回はたまたまそんなに影響はないからということだけれども、この考えでいくといずれ低所得者の生活水準は下がる一方になっちゃうじゃないですか。捕捉率のない低所得者の人の生活を基準にして高いか低いかに下げていくということですからね。だから、もっと危機感を持って、国の制度だからということじゃなくて、地方から意見をあげるべき内容だと思いますよ。特に、奄美市はそれだけ保護率が高いところですから、そういった人たちを市民の暮らしを守る立場に立つのが皆さん方の仕事でしょ。制度を運用するっていうだけじゃないと思うんですよ。制度だから、これ実際の運用はそうしかできないけれども、それでは市民の暮らしが守れないから国に言うべきことは言うという姿勢が本当に欠けてるんじゃないかなと。国保の場合もそう、介護保険の場合も同じことが言えるのかなという思いをしているので、この質問をいたしました。そういった立場でしっかり考えていただきたいというふうに思います。これもう、市長、よろしく願いますね。国に対して言わないと市民の暮らし、本当に守れないですよ。この中で消費税増税も来年上がるわけでしょ。

市長（朝山 毅君） 議員がよく議会で保護政策についてお話になっておられますが、奄美市は全国の市町村の中において最も扶助率が高いと言われております。年間、約320～30億円の一般会計予算を編成しますが、約30パーセントを超える90億円、そこら辺が扶助費になっております。非常に高い扶助率、その扶助率の内容を見ますと、やはり生活保護率、これが皆さん方のおかげさまで、自立支援法等のおかげで、やはり自立しようという機運が生まれ、生活保護所帯、また生活保護の金額も少し減っております。議員が御承知だろうと思いますが、ここ2・3年間。これは、市民の自覚であり、自立して仕事をしようとする意欲であり、また徴収率も上がったということも職員に課せられた義務としてありますが、そのようなことから確かに奄美市の財政に占める扶助率、その中における生活保護、そして諸々のこの福祉行政に対する支援は、私は他の自治体に比べると少しいんではないかというふうな自負心も持っておりますものの、それが満足とは言えないという現状も認識いたしてつもりであります。ただ、そういう中において、財源が有り余る中で我々はやってるわけではない。財源を負担していただく人からいただいて、それを公平に、税の公平な負担に基づく公平なサービスに向けてやっていかなければいけないところに行政の運営の大変厳しさがあるという意味で、含めて、福祉というのに対しては非常に私自身、念頭に置きながら予算の編成などやっているつもりであります。これはいかにせんやはり法律でありますので、法律は国が決めます。そういうことは地方の意見が出てくる、国保会計がそうでしょ。82億円あったのが、今度は52億円ですよ。一般会計予算、130億円余りのうち

の介護保険と国保とだけで100億円なりますよ、ほぼ。そういうことを考えますと、やはり福祉行政がいかに大切か、財政に対してどういう影響を及ぼすかということを考えながらやっているつもりであります。声は地方から上がってきます。国保事業が市町村から都道府県へ移りましたですね。それも長年の制度の中において、地方からの声が出てきて、立法府を動かし行政を動かしてきたという現実。今後ともそういうことが大きく出るように考えながら、行政を運営していき、また福祉行政、みんなの税収の公平な負担と公平なサービスができるような環境づくりのために努めていきたいと考えておりますので、御理解ください。

17番（崎田信正君） 地方から声をあげてね、その声が大きくなって国を動かしてきたわけですよ。介護保険の多段階の額もそうだし、子ども医療費の無料化、だんだん地方で広がって、国のほうも就学前のところについてはね、いろいろ手立てを始めてると。地方から声が、こういう声があがって、やっぱり国が変えていかなきゃいかんわけね。本来は国が先やらないといかんけれども、今の国はそれには期待できないから地方がしっかり声をあげていかないと、住民の暮らしを守ることではできませんよと。だから、我々がよく言うのは、国の悪政から防波堤の役割をしっかりと果たしてほしいということを言ってるわけですから、大いに声をあげていただきたいということを言ってるわけですから、よろしく願いしたいと思います。

次に、生活保護費の削減、これは直接の負担が減るだけじゃ、生活扶助費が減るだけじゃなくて、いろんなところに波及すると言われておりますけれども、奄美市では具体的にどのような施策の影響が出るのか、お示しをいただきたいと思います。

福祉事務所長（中村博光君） 今回のですね、生活保護費の切り下げによって影響があるものはどういったものかという御質問でございますが、国はですね、今回の基準の見直しによって、ほかの制度への影響が及ばない対応をすることを基本的に考えているということを言っております。奄美市におきましてもですね、就学援助費や保育料の免除、個人、住民税の非課税限度額等への影響はないものと考えております。一つ、考えられるのは中国残留邦人への給付につきましては、生活保護の基準により給付を行うということですので考えられますが、私どもの今国から説明を受けてる中では特に影響はないように、国のほうは考慮するというところでございます。以上です。

17番（崎田信正君） 厚労省はこの件についてはね、生活保護費の削減に伴い低所得者向けの医療、福祉、年金など47の施策で影響が出ると、これは厚労省が言ってることなんですよ。奄美の場合はそういう福祉の制度がやってないということもあって、影響が出ないというか、もともと影響が出るような施策を持っていないということにもなるわけですよ。今後、いろんなところに波及してくるかと思いますが、次に生活保護利用者の方の薬ですよ、ジェネリック。これを現在は可能な限り後発医薬品の使用を促すことにより、その給付を行うよう努めるという努力目標ですけども、これを義務化しようとしてるわけですよ。このことについての見解をお示しをいただきたいと思います。

福祉事務所長（中村博光君） それでは、今回の生活保護制度における後発医薬品の使用につきましては、平成25年の生活保護法の改正によりまして、医師等が使用を可能とする場合に後発医薬品の使用を促すということを規定して以降、全国的に使用割合が増加していると認識しております。本市におきましても、その使用率は85.3パーセントと県下でも高い水準となっており、利用者の御理解をいただいているものだと考えてるところでございます。議員から御案内のとおり、今回の法改正には医師または歯科医師が医学的見地から後発医薬品の使用を認めている場合に、後発医薬品の使用を原則とするというように後発医薬品の原則化が盛り込まれており、基本的に本人の意向による先発医薬品の調剤が認められなくなります。このことが生活保護利用者への配慮を欠く内容であるとの批判も想定されるこ

とから、本年10月の施行までの間に利用者への周知をより丁寧に行う一方で、服薬歴などの兼ね合いでどうしても先発医薬品を処方してほしい、という利用者から要望を受けた場合には、厚生労働省の通知や県の技術的助言等も踏まえまして対応を検討してまいりたいと思っております。以上です。

17番（崎田信正君） これは、財政効果とかそういう問題と違うんですね。ジェネリックを特定の人を対象にそれを押し付けるということですから、明らかに差別なんです。差別。ほかの人にはこれじゃなくてね、国から財政的支援を貰って保護を受けてる方は、もうこれしか使うなというふうなことを言われているのは、人と人の間に差別を持ち込むものだというので、これはそういった意味で問題があるということで、経済効果はもちろんありますよ。だけど、そんなに言うほどの効果はないという意見もありますから、差別を持ち込むようなことはやらない、しないほうがいいと。これは法で決まってしまう皆さん方はどうしようもないんだろうと思いますけれども、そういう問題があるということだけは指摘をしておきたいと思います。

次、児童扶養手当の毎月支給への見解ということですが、これは先月、文教厚生委員会の所管事務調査で明石市に行ったときに、向こうからいただいた資料の中にあったものです。明石市ではひとり親家庭等のアンケート調査を実施をして、4割以上の人が毎月支給を希望しているということですが、来年からかな、1人親になって、来年から2か月に1回の支給に、今は3か月に1回ですけどね、4か月に1回か。4・8・12月ですからね。それを、2か月に1回にするということになりますけれども、生活保護を受給している方は児童扶養手当は当然収入認定をされていて、生活保護費は毎月その分減らされてくるわけですから、そういったことでさっき家計相談支援事業というのがありますけれども、家計のやりくりをそれで失敗する御家庭もあるんじゃないかないうことで、毎月のほうがライフスタイルに合うということだと思うんですけども、その辺りの見解をお伺いいたします。

福祉事務所長（中村博光君） 児童扶養手当につきましては、国の制度に則り事務を行っているところでございます。4月・8月・12月に現在支給を行っているところでございます。議員御提案の支給回数を毎月にはできないかということにつきましては、平成28年の「児童扶養手当法の一部を改正する法律」の国会審議の際にも毎月支給に改正する議論もなされたようでございますが、法改正には至っていないところでございます。当時、支給回数を毎月にするということに対する質疑の中で、厚生労働大臣は「支給認定の請求時やその定期支払時に、事実婚でないことや子どもの養育関係等のプライバシーに配慮しながら、慎重に受給資格を確認する必要があるということや、現地調査の実施等もあり、毎月支給することは自治体の事務負担を考えると難しい」という見解を述べているようでございます。児童扶養手当の毎月支給につきましては、現況では困難だと考えておりますが、先ほど議員もおっしゃったとおり、今国会で児童扶養手当法の改正がなされまして、2019年の11月支給の分から2か月に1回の年6回の支給に改正されましたので、それに向けて準備を進めていきたいと考えているところでございます。以上です。

17番（崎田信正君） 次に、国民健康保険制度についてお伺いをしますが、都道府県化となった国民健康保険制度でありますけど、これは前回も質問しました。全国的にも激変緩和措置によって、奄美市もそうですが、全国の市町村の半分程度で国保税が同水準か若干等の引き下がっている状況でした。これは、県は6年を1期とする国保運営方針を定めており、その方針に沿って市町村の国保財政についていろいろ指導してくるんだろうと思いますけれども、今回若干なり引き下がりましたけれども、来年以降も負担軽減を維持し更に改善できる見通しがあるのか、お伺いをいたします。

市民部長（前田和男君） 答弁させていただきます。議員御案内のとおり、本市の平成30年度の国保税率につきましては、約5億7,000万円の累積赤字を抱える中、被保険者の負担軽減を目的として均

等割が医療分と介護分合わせて600円、平等割が医療分と介護分合わせて1,600円の引き下げとなる税率改正を行ったところでございます。今年度から新たな国保制度におきまして、鹿児島県では平成30年から32年度までの3年間を期間とした「国民健康保険運営方針」を定めており、全体的な赤字解消などの方向性についても示しているところでございます。今後、赤字解消の取組といたしましては、赤字を生じている市町村それぞれにおいて原則6年以内での「市町村赤字削減・解消計画」を作成することとされております。本市においては、主に累積赤字の解消を目的として、毎年度2億5,000万円の法定外繰入を行っておりますが、今後削減すべき赤字にはこの法定外繰入も含まれることになっております。従いまして、来年度以降の税率改正等につきましては、本市国保事業の累積赤字解消の状況や療養給付基金の確保、新たな国保財政運営の仕組みの中での決算収支の状況、また県から示される事業費納付金、標準保険料率の推移など、総合的に判断してまいりたいと考えております。

17番（崎田信正君） 国保税がですよ、現水準を保ったとしても現在の国保への加入者というのは高齢者が多い。75歳以上の方は後期医療になりますが。それと低所得者が多く加入する社会的弱者の医療保険制度、これはもう全国的にそうなるわけですね。国保への国庫負担が減らされてるわけですから、それが大問題ですけれども、保険税ということになればね、協会健保と比べてやっぱり国保は2倍ほどの負担は高いんですよ。協会健保の同じ収入で比べると、やっぱり国保税っていうのは2倍ぐらいあると。協会健保は事業所負担があるからだと思いますけれども、また、生活保護程度の所得で多額の国保税が子育て世代にのしかかって来るという現状、これが改善されなければならないと思います。この立場で、今住民には負担増はさせられないと、激変緩和措置を維持してるわけですが、今できない負担増は6年後もできないと思いますけれども、地方自治体から国に強く働きかけることが必要だと思いますけれども、これ先ほど市長とのやり取りもありましたけれども、まさに強く働きかけることが必要だと思いますけれども、その見解はどうでしょうか。

市民部長（前田和男君） 国保事業への国庫負担につきましては、従来の定率国庫負担に加え安定的で持続可能な医療保険制度構築のため、平成27年度から約1,700億円、平成30年度から更に1,700億円、合計3,400億円の国による公費拡充措置が行われております。国保事業への財政支援の拡充につきましては、毎年度九州管内の各都市で組織する協議会において国への陳情活動等を行っておりますので、他市町村とも連携を図りつつ、引き続き国庫負担の拡充による財政基盤の強化策について要望してまいりたいと思っております。以上です。

17番（崎田信正君） 全国知事会も一生懸命要望出してますよね。それが、我々が要望するのとよく似てるので、これは全国知事会ですから首長さん、市長さんですね、保守系の人も多いわけですから、そこでやっぱり思いは共通してるわけですから、是非国を動かしてですね、国保の制度が国民本位になるように頑張っていただきたいと思います。

負担軽減を維持し改善するためにはですね、自治体独自の負担軽減策を実施することは必要だと思うんですよ。3月議会でも取り上げましたけれども、子どもの均等割の減免ですけれども、多子世帯の国保税の減免に踏み出す自治体が今増えてきてるわけです。子どもさんが多いところには減免制度をきちんと設けましょうということですね。法定外繰入というのは国は解消すべきだというふうに言っておりますけれども、国保法の規定にある保険料の減免に充てるための繰入については認めようという流れだと思います。その根拠は国保法の第77条の減免制度にあると思いますが、もちろん奄美市の病気でやったり、職を失ったりとか災害とか、そういったときについては減免がありますけれども、ほかにわざわざ特別な事情という項目がありますよね。特別な事情はそこに市長さんが認めれば適応できるわけですよ。それを判断して国保税を減免するわけですが、そこで今言った多子世帯ですよ。多子世帯、これを特別な事情と認めて負担の軽減を行うという考え方なんです。ほかの自治体が始めてるのは。今の

国保制度では構造的欠陥から高い保険税が設定をされております。少しでも住民負担を軽減しようとする積極的な自治体の姿勢がこの政策から伺えるものでありますけれども、奄美市もこのようなぬくもりのある姿勢を示し、実現に踏み切るべきだと思いますけれども、御見解をお示してください。

市民部長（前田和男君） 国民健康保険運営方針の中で保険税の負担緩和を図るため、保険者の政策による一般会計からの繰入金は解消すべき法定外繰入金として取り扱われるということで取られております。今、議員のほうから提案のあった件につきましては、一般会計からの法定外繰入による子どもの均等割多子世帯への減免等につきましては、国保加入世帯のみの子育て支援となることから、市民の中に不公平感が生じる可能性があるものと思っております。従いまして、これらの負担軽減を行うことにつきましては、税負担の公平性の観点からも考える必要があります、まずは累積赤字の解消を第一の課題とし、国保財政の健全化が図られた後に、一般会計からの法定外繰入に頼らない中で検討させていただきたいと考えております。以上です。

17番（崎田信正君） 国保の負担、本当に高いんですね。冒頭申し上げましたように、協会けんぽ、皆さんは多分、共済ですか、それと比べても本当に高いなと思うでしょう。自分で取り扱ってる中であってね。そこで、もう一つ最初冒頭に生活保護のときに言った、月20万円の収入で40歳未満と設定しました。これは40歳超えると介護保険料の計算が入ってややこしくなりますから、これを外してですね、同じ条件でさっきの夫婦2人で子ども2人ね。4人家族、母子、父子手当2万入れて20万円。22万円の収入のときに生活保護基準に足りないというふうに言いましたよね。ところが、この人の国保税を計算したら20万円を超えるんですよ。生活保護基準に足りない所得に20万円を超える国保税を課してるわけです。矛盾だと思いません。おかしいと思いません、これ。その認識をまず。

市民部長（前田和男君） 細かい計算になってくるとそういうケースはあるものとは思いますが、制度として決められた中で動くことが我々でございますので、現状の問題点につきましては、また別に制度としての要望していく中で検討させていただければと思っております。

17番（崎田信正君） 運用は制度があるから、制度どおり計算してやらないといかんです。計算どおりやると20万8,300円という数字が出ました。これ、2割軽減の対象ですから、こうなってるんですね。そこで、払ってるのは市民ですから、それだけの負担を出してるわけですね。だから、生活保護基準よりも少ないところでも高い国保税を払ってるから、何らかの形で軽減策を設けようというのが皆さん方の仕事だと思うんですよ。その一つに、あれこれできません、財源の問題もあるから、初めてるのがさっき言った多子減免、子どもさんが3人の以降は均等割をなくすとか、また半額にするとか、そういう制度をもって少しでも援助しようというのがぬくもりのある市政の姿じゃないかなというふうに思います。だから、そういう立場で是非取り組んでいただきたいということを申し上げておきたいというふうに思います。本当に高い。

次に、介護保険制度、そろそろ時間なくなっちゃう。介護保険制度もずっと言っていきましたが、今度6,600円になったということで県で2番目に高いといったのが、今度4番目になりましたけど、1・2・3番目見たら全部奄美群島内ですよ。そういった中で、滞納者が増える心配をしてるわけですが、滞納者が増えないのか、出さないための手立ては何かお考えがあるのか、お伺いをいたします。

保健福祉部長（奥田敏文君） 先ほど議員からもありましたとおり、第7期の介護保険事業計画の中で基準額が6,600円と、200円増額というふうになりました。滞納額を増やさないというのはなかなか難しいんですけれども、介護保険制度の理解をまず深めていきたいというふうに思っております。住民の方に不公平感がないようにですね、介護給付の適正化なども行いながらこの保険料の設定に努めて

おりますけれども、まず住民への理解を周知をしていきたいというふうに思っております。

17番（崎田信正君） 住民の理解、理解は得られるはずないんですが、制度だから仕方ないということになると思うんですが、滞納した場合ですけど、ペナルティがありますよね。現在、奄美市におけるペナルティの状況はどうなっているのか、お伺いをいたします。

保健福祉部長（奥田敏文君） 介護保険の滞納者の対応につきましては、介護保険法により介護サービスを利用する際に給付制限を実施するということが定められております。給付制限につきましても、滞納した年数に応じてそれぞれ対応が異なっておりますが、介護保険料、1年以上滞納しますと介護費用一旦全額をお支払いをしていただくと。介護サービス利用時に介護費用の全額をサービス事業所にお支払いをしていただいて、そのあとに市役所へ申請して9割分を払い戻すということになります。また、1年6か月以上滞納しますと、先ほどの介護費用の払い戻しが一時差し止めということになります。つまり、サービス利用時に全額をお支払いしていただきますけれども、介護費用の払い戻し分、これを一時差し止めて、この差し止め額が滞納している介護保険料に充当されるというようなことになってるところでございます。また、2年を超えますとサービス利用時の自己負担額が1割から3割に引き上げられるということも定められてるところでございます。現在、本市では先ほどから申してますが、滞納している方には文書、電話、それから臨戸訪問等で納付のお願いをしているところでございます。一括納付が困難な方につきましては分割納付をお願いしてるところでございます。現在のところ、給付制限を受けてる方はいらっしゃいません。

17番（崎田信正君） 今後ともそういう立場で頑張っていただきたいと思います。次に障害者の方が介護保険利用年齢、65歳になったときに障害者のサービスを介護保険優先原則ということにすることに問題はないのか、御見解をお伺いをいたします。

保健福祉部長（奥田敏文君） 介護保険制度と障害者福祉施策につきましては、社会保険制度である介護保険が優先とされておりますので、これまで障害者施策によりサービスを利用されていた方につきましては、65歳到達以降は介護保険制度から必要な介護サービス等を御利用いただくということが前提となっております。しかしながら、障害者特有のニーズにより障害特性に応じたサービスが必要な方につきましては、引き続き障害福祉施策によりサービス利用が行えることとなっており、利用者の方に不利益が生じないように関係する担当課が連携して対応にあたっているところでございます。以上です。

17番（崎田信正君） 問題は起こらないように対応していただけるというふうに理解をいたしました。

次、教育問題ですが、国会で教育現場に関する問題が頻繁に取り上げられる異常な事態です。教育者としての見解を求めたいんですが大阪の学校法人、森友学園の国有地格安払い下げが発覚して、随分長い時間が経過しております。未だに真相は明らかになっておりませんが、更に加計学園獣医学部の新設を巡っての問題、それと同じ時期に日本の平和を左右する大問題にも関わらず防衛省のイラク派兵、日報の隠蔽、そして裁量労働制に関して厚生労働省は捏造した労働時間データを使って国会審議を行っていたということも明らかになってまいりました。冒頭でも述べましたが、ここまでくるともはや安倍内閣の体質だと言わざるを得ません。私は、今回これらの問題での審議を問うてるわけではありません。どの問題も当事者たちが本当のことを正直に話せばすぐに解決する問題だという単純なことだと思うんですね。ところが、嘘言わない、ごまかさないということだと思うんですが、しかしそんな問題がなぜこれだけ時間がかかっているのか。それは次から次へと新たな真実が明らかになっているからにはかなりません。それが、日本国憲法上国権の最高機関とされる国会の場で繰り返されてることが問題です。そこで、質問なんです、隠蔽、誤魔化し、改竄、嘘という言葉が当たり前のように飛

び交っております。記憶にないなどという言葉、流行語にもなる状況ですが、今の安倍内閣の国会答弁、佐川宜寿前国税庁長官の証人喚問での答弁、更に柳瀬唯夫当時の首相秘書官の参考人質疑の答弁、国会ではありませんけど、加計学園事務局長の嘘を嘘で誤魔化しているといわれるような問題について、これは日大アメフト部の問題を調査した関東学連の言葉を借りればどちらが正しいかは火を見るより明らかということになります。更に、文部科学事務次官の前川喜平氏の講演にあたって、政治家の教育介入として起因される問題で、名前は言いませんけれども、肩書は教育課程課長ということですが、政治家からの問い合わせはなかったと言っていたのが、自民党議員からの指摘で対応したということが明らかになり、嘘を記者会見で追及され、すいません、いうふうにまともに言い訳もできず立ち往生する状況もテレビで報道されておりました。こういった問題が子どもたちの教育、特に人間形成を図る一番大事な時期となる子どもたちに影響がないとは思われませんが、教育の専門家として子どもたちへの影響をどう捉えているのか、お伺いをいたします。

教育長（要田憲雄君） お答え申し上げます。議員御指摘の森友、加計問題につきましては、国会で議論されている事案でございますが、私が答弁できる立場にはございませんので、そのことについては御理解を賜りたいと思います。ただですね、日本大学のアメフトに関する問題につきましては、あらゆる競技はルールとスポーツマンシップに則り、正々堂々で行われるものであると考えています。もし、報道にありますように指導者が勝利至上主義のもとで暴力行為を示唆するような指示ですとか、あるいは指導を行っていたとすれば言語道断であり、到底認められるものでないと考えてるところです。この状況を鑑み、先日関東学連が大学側と指導者に厳しく処分を下しました。今後、組織改革と意識改革が行われていくことになると思いますが、これまでの経緯を踏まえ、正義と真実に基づいて新たな体制を構築していくものと考え、信じております。また、これらを視聴している子どもたちへの影響がいかほどあるか、図りかねますが、虚偽の発言についてはあってはならないことでありますし、一教育者としては正しいこと、真実の大切さについては学校のみならず家庭や地域と連携を図りながら、様々な場面で話をしたり指導を行ったりして、人格を形成していくべきであるというふうに考えております。本市においてもあらゆる機会を通じて、推進してまいりたいと考えてる、以上でございます。

17番（崎田信正君） 加計、森友の問題について聞いてるわけじゃないですね。国会で隠蔽だ、改竄だ、嘘だどうだということが飛び交っているのが、子どもへの教育に悪いんじゃないですかということを聞いてるんですけど、質問通告を提出したあとね、またびっくりするようなニュースが飛び込んできました。私の質問は子どもたちの影響を心配しての質問でしたが、それどころではないと。子どもたちを教育する立場にある神戸市教育委員会の首席主事がいじめ問題による資料隠蔽を校長に指示していたという内容なんですね。地元の神戸新聞の報道によると、市教委の幹部は何度も訂正する機会がありながら、嘘に嘘を重ねた対応に縦割りなど組織的風土の問題とうなだれたと記事は紹介しています。組織的風土の問題ということになれば、そこだけじゃなくて、教育界全体のこともそうなのかなというふうに感じるわけですが、奄美市の教育委員会はこんなひどい内容なくとも、多かれ少なかれ組織的風土ということになれば、そういう傾向はやっぱり出てくるんですか。

教育長（要田憲雄君） 私どものところでは、トップダウンのときももちろんありますが、引いては教育委員会の課長級、あるいは係長級の皆さんからいろんな提案をしていただきながら、行政を進めているということが主だと思っておりますので、御理解をいただきたいと存じます。

17番（崎田信正君） 奄美市はそういうことは、ことはないということで理解したいと思います。

次、世界自然遺産についてはもういろんな人が訪ねておりますけれども、私はIUCNとそれからこちら側も、今年にも認定されるんじゃないか、登録されるんじゃないかというところに認識の違いがど

こにあったのかというところがちょっと疑問なんですけど、時間の範囲で答弁できれば。

プロジェクト推進監（満永亮一君） ちょっと時間がないようなんですが。認識の違いっていうのは、今環境省が分析してる最中でですね、詳細な結果が出てから新たにまた検証されるものというふうに思っております。以上です。

17番（崎田信正君） 皆さん方はもう登録されると思っていたのに、IUCNのほうは勧告してきたわけでしょ。どっかで認識が違ってらるわけですね。そこに何がそうだったのかということを検証しないと、また同じことになるということを言って終わります。

議長（師玉敏代君） 以上で、日本共産党 崎田信正君の一般質問を終結いたします。

これにて、本日の日程は終了いたしました。

明日午前9時30分本会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。（午後3時45分）

6月13日(4日目)

○ 出席議員は、次のとおりである。

1 番	橋 口 耕 太 郎 君	2 番	林 山 克 巳 君
3 番	松 山 さ お り 君	4 番	津 畑 誠 君
5 番	栄 ヤ ス エ 君	6 番	大 迫 勝 史 君
7 番	与 勝 広 君	8 番	渡 雅 之 君
9 番	戸 内 恭 次 君	10 番	元 野 景 一 君
11 番	川 口 幸 義 君	12 番	竹 山 耕 平 君
13 番	安 田 壮 平 君	14 番	西 公 郎 君
15 番	関 誠 之 君	16 番	三 島 照 君
17 番	崎 田 信 正 君	18 番	師 玉 敏 代 君
19 番	多 田 義 一 君	20 番	橋 口 和 仁 君
21 番	奥 輝 人 君	22 番	平 川 久 嘉 君
23 番	里 秀 和 君	24 番	伊 東 隆 吉 君

○ 欠席議員は、次のとおりである。

な し

○ 地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

市 長	朝 山 毅 君	副 市 長	東 美 佐 夫 君
教 育 長	要 田 憲 雄 君	住用総合支所事務 所 長	手 蓑 利 文 君
笠利総合支所事務 所 長	高 一 也 君	総 務 部 長	菊 田 和 仁 君
総 務 課 長	三 原 裕 樹 君	企 画 調 整 課 長	山 下 能 久 君
財 政 課 長	國 分 正 大 君	プロジェクト推 進 監	満 永 亮 一 君
市 民 部 長	前 田 和 男 君	税 務 課 長	藤 原 俊 輔 君
市民協働推進課長	佐 野 早 苗 君	市 民 課 長	寿 山 一 昭 君
保 健 福 祉 部 長	奥 田 敏 文 君	福 祉 事 務 所 長	中 村 博 光 君
健 康 増 進 課 長	吉 郁 也 君	商 工 観 光 部 長	武 下 義 広 君
商 水 情 報 課 長	麻 井 庄 二 君	紬 観 光 課 長	島 袋 修 君
農 政 部 長	山 下 仁 司 君	農 林 振 興 課 長	栄 広 久 君

6月13日(4日目)

土地対策課長	前島 有為生 君	地域農政課長	山野 明人 君
建設部長	本山 末男 君	都市整備課長	竹元 康晴 君
土木課長	保浦 正博 君	建築住宅課長	岡江 康裕 君
建設課長	日高 英樹 君	上下水道部長	橋口 義仁 君
下水道課長	里 嘉郎 君	下水道課技術調整	里 則人 君
水道課長	藤山 浩俊 君	教育委員会事務局	山田 春輝 君
教育委員会総務課	徳永 恵三 君	学校教育課長	元野 弘 君
文化財課長	久 伸博 君	スポーツ推進課長	大山 茂雄 君
地域教育課長 (笠利)	南 三知子 君	学校給食センター所長	龍 和隆 君

○ 職務のため会議に出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長	前田 賢一郎 君	議会事務局次長兼 調査係長事務取扱	向 井 渉 君
議事係長	伊集院 正 君	議事係主査	堀 健太郎 君

議長（師玉敏代君） おはようございます。ただいまの出席議員は24人であります。会議は成立いたしました。

これから本日の会議を開きます。（午前9時30分）

○

議長（師玉敏代君） 本日の議事日程は一般質問であります。

日程に入ります。 日程第1，一般質問を行います。

この際申し上げます。一般質問は個人質問とし、各時持ち時間は答弁を含めて60分以内といたします。なお、重複する質問事項につきましては、極力避けられますように、質問者において御配慮をお願い致します。また、通告事項の積み残しのないよう時間配分をよろしくお願いいたします。

更に、当局におかれましても、答弁については時間の制約もありますので、できるだけ簡潔明瞭に行われますように、あらかじめお願いをしておきます。

通告に従い、順次質問を許可いたします。

最初に、無所属 渡 雅之君の発言を許可いたします。

8番（渡 雅之君） おはようございます。三日目最初の一般質問であります。無所属の渡 雅之です。はじめに昨日行われました世界が注目する米朝の首脳会談が行われました。固唾を飲んで世界中が見守っていたこの米朝会談であります。朝鮮半島の非核化に合意したと、ただそれだけであります。何のために世界が注目したのか全く肩透かしを食わされたような感じがしたのは私だけではなかったというふうに思っています。今後、第2回、第3回と首脳会談あるいは高官級のレベルで詰めた協議がなされることを期待しております。

次に、私ごとであります。昨年からの今年の2月にかけて約3か月間、長期入院を行いました。皆様には御心配と御迷惑をおかけいたしました。今は回復し、しっかりと議会活動ができるようになりました。誠にありがとうございます。

市が行う集団検診を浦上公民館で受診しました。その後、要精密検査という通知がありまして再三別に精密検査を受けました。肺腺がんということでありました。小さな2センチ足らずの小さながんだったんですけど、早期発見、早期治療とよく言われますが、正にそのとおりだというふうに実感したところであります。集団検診あるいは特定検診が、いかに大事かということを再認識した出来事でもありましたし、所管課の日頃からの活動に感謝申し上げます。誠にありがとうございました。市民の皆様にも一言、言いたいことがございます。市が行う各種の検診は、面倒くさいということではなくて率先して受診していただきたいと思っております。

それでは項目に沿って質問を行っていきますが、その前に世界遺産の今日までの流れをざっと復習していきたいと私も含めてですね、いきたいと思っております。1993年の12月、これは平成5年なんです。屋久島と白神山地が、日本で初めて世界遺産に登録されました。その2年後になるわけですが、特別、2003年ですね、平成15年の2003年、政府は、知床、小笠原そして奄美・沖縄の世界遺産を目指すということを発表いたしました。そして平成17年、ちょうど屋久島、白神山地から12年後ですけど、知床が、世界遺産に登録されました。そして2011年平成21年には、小笠原諸島が世界遺産に自然遺産に登録されたということになります。そして、あとは奄美大島ということで、私たちも大いに期待し、そして行政、議会が一体となってその実現に向けて取り組んでまいったところであります。

2013年には、奄美市議会で世界自然遺産登録推進特別委員会というのを立ち上げて2年間で10回ほど勉強会あるいは学識経験者を招いての講演などを開催してまいりました。そして、その2年後の2015年9月には、自然遺産登録推進特別委員会で最終報告書を当局のほうに提出したところであります。しかし、17年の10月、IUCN登録推進による現地調査の結果、今年の5月4日に評価結果が発表され待ったがかかったというような登録延期ということになりました。その4日後には、中川環

境大臣が、いったん取り下げて再提出するののも一つの手法だという発表をしました。それまで世界遺産の7月のユネスコでの決定にまだ望みを持っていたんですけど、もう流れがいつ頃に変わっていったというような結果であります。そしてこの6月1日には、閣議決定で取り下げというのが決まりました。当初は、大変ショックを受けたものでありますが、あと2年間の猶予が生まれたと、どこに問題があったのかですね、そこらあたりもしっかりと論議をしないといけないし、候補地に飛び地が多い。奄美大島もそうですけど、そして沖縄の返還、米軍軍用地の返還、その部分がまだ国立公園にも入っていない。そこも同じような希少種が多いにも関わらず外されていたということも大きな原因であるし、また外来種対策、そして地域住民への啓発、そのあたりをしっかりと議論をしていかなければなりません。それで勧告後の対応の今後の対応の仕方。あるいは行動計画に変更がなかったのか。分断されているという現状。それはどういったところなのか。含めて御答弁をいただきたいという、これについては発言席のほうから続けてまいります。

議長（師玉敏代君） 答弁を求めます。

プロジェクト推進監（満永亮一君） おはようございます。それではお答えいたします。まず行動計画ということでお答えしたいと思います。まず議員御案内のとおり5月にIUCNより登録延期の勧告がなされ6月1日に今年の推薦取り下げが国により決定されたところでございます。今後の対応につきましては、橋口議員へも答弁で申し上げましたとおり国は、まず来年2月1日までの推薦書の再提出を目指すとのことでございます。議員御案内の行動計画の修正に関しましても推薦書再提出に向けた作業の中で今後議論されていくものというふうに考えております。

また次に、推薦地の分断ということでございます。IUCNからの勧告事項の中で推薦地の分断に言及されているということでございますが、環境省に確認しましたところ昨年2月に国が提出した推薦書では、推薦地が4島全体で24か所に分かれておりまして、その中で奄美大島は9か所に分かれているということでございました。これまでの答弁でも申し上げましたとおり国が、来年2月の推薦書再提出に向けて取組を行っていくとのことでございますので専門的見地から推薦地についても再度検討されるものと考えておりますので御理解をお願いしたいと思います。以上です。

8番（渡 雅之君） 昨日もですね、市長が、同僚議員の答弁の中で来年推薦書をあげると。その際、1国で一つしかできないということを答弁されました。正にそのとおりで文化遺産に登録されている推薦する部分、世界遺産の奄美・沖縄の関係、その内の今後一つしかできない。その中で、じゃ奄美が、沖縄が、確実に来年あげられるかということになると相当なエネルギーが必要だと思うんですね。当然、当局、議会、そして関係する自治体、共同でどのくらいまで環境省をプッシュできるのか。これにかかっていると思います。今後とも当局におかれましてもしっかりとした国に対してものが言える体制をつくっていただきたいということをお願い申し上げます。

それと昨日の安田議員の質問に対する答弁で私たちも思っていたのは、再度、実証実験を行うということをおっしゃっていただんですけど、昨日の答弁では、本格ルールの試行について再度行うということですが、それでよろしいんですかね。

プロジェクト推進監（満永亮一君） 昨日、安田議員にもお答えしましたが、再度の実証実験ではなく本格実施に向けた試行ということで、その試行をしながら本格実施までどのような問題があるか、その辺りを検証して進めたいというもので試行という形になっています。以上です。

8番（渡 雅之君） 試し行うということを確認したわけですが、確かにじゃ今後、そういうふうになるということであれば本格ルールとは何なのか。それについて御答弁をお願いします。

プロジェクト推進監（満永亮一君） 勧告にもございますように、自然環境をですね、観光で侵してはならないという勧告がございます。本格実施というのは、例えば金作原に行くルートがあるんですけど、そこに行くためにルールを作って誰もかれもがそこに行って自然を壊すんじゃなくて、今回で言うとガイド付き、ガイドが付いていたら通行オーケーだというような形で、そういったルールをですね、作ることを本格実施というふうに考えております。また、今回のその金作原が、昨日、安田議員からも御指摘がありましたが、他の地域の先がけと言いますか、手本になるような本格ルールを作成したいということで、今やっているところでありますので御理解をお願いしたいと思います。

8番（渡 雅之君） 確かに先にルールを作って実証実験を行うということになりますと、確かに他の地域に先がけけるということでは重要なルールを作らなければならないというふうには理解します。しかし、ガイド付きでなければならないというそこら辺りがですね、あまりにもガイドに限定しているようなニュアンスでよく発言されているんですが、じゃ仮に私が、本土から友だちとか親戚が来た。じゃ金作原を案内しようかというときにもガイドを付けなければいけないのか。私なりに山を知っているつもりだし動植物も理解しているつもりなんですね。あえてガイド料を払ってガイドを付けるのか。そこら辺りの答弁をお願いします。更には、その車の乗り入れを規制するという部分については賛成なんです。あるいは知名瀬港に車を停めて、そこからシャトルバス、1時間おきくらいに運行するというような方法もあります。知名瀬林道と金作原の入り口になります市道ですね、あの三差路、そこら辺りに駐車場をつくって、そこにサテライトセンター、自然遺産センターをメインになるところをどこにつくるかというのは、もう環境省のほうでもマングローブパークの敷地だというふうな言い方しているんですが、中核になる大きな施設をここにつくって散歩に行けるというような方法もあるでしょうし、いろいろあると思います。ただし、例えばマングローブにも瀬戸内にも湯湾岳の手前のほう、あるいは金作原の手前のほう、そういったところにサテライトセンター的なをつくって、そこに案内板、説明書きですね、そういったのとか、あるいはそういうガイドを常駐させて、ガイドの必要な方はそこで手配するというような方法もあるかと思います。これは私の持論ですけどそこら辺りも含めて答弁をお願いします。

プロジェクト推進監（満永亮一君） まずは、ガイド付きではなければならないという私もちょっと言葉足らずでありましたが、あくまでも今試行の段階でですね、ガイド付きがいいのかどうか。それも含めて今検討しておりますので最終決定ではないというのを御理解いただきたいと思います。あとサテライトセンターというお話でございましたが、確かに金作原の利用につきましては、知名瀬港を拠点としたシャトルバスの活用案や知名瀬林道の終点の三差路から金作原への徒歩で移動する案など、金作原の利用ルールを検討する際に奄美大島利用適正化連絡会議の中で関係者からの意見として出されて議論してきたところでございます。拠点施設についてはですね、まだ、いろんなそういった意見ありましたが、拠点施設については、まだ具体的な案がまだ示されておりませんので今後ですね、国・県・関係機関で構成しているその連絡会議の中で今後、議論を検討していきたいというふうに思います。

それと最後におっしゃっていましたがそのいろんな看板の件とか、そういったのは非常に貴重な御意見として承って、今後の会議に活かしていきたいと思います。よろしくお願いいたします。

8番（渡 雅之君） 本格ルールに近い形で試行するということでありますので、あくまでも身近にあるコアゾーンあるいはバッファゾーンということもありますので市民が、やはり行き易いとそこも一定のルールが必要であるわけですね。今後ともそこら辺りも踏まえながら有識者との意見を聞きながら、有効なルールづくりを目指していただきたいというふうに思っています。

次に、店舗リフォームについてであります。店舗リフォーム制度については、平成25年の9月議

会で私は一度、提案しています。そのときは回答は、制度が違うのでできませんという一方的に私の発言が否定されたというふうに思っていて、だいぶショックを受けたんですが、翌年の3月議会の終了後にまた当局から全員協議会の中で、新年度この店舗リフォームについても核心部分、末広・港町の中心商店街の活性化対策の中で拡大的に実施していきたいというような発言があつて、その4月以降、その制度が活用されるようになったというふうに理解しています。それから4年経過しました。昨年からはちょっとまた地域を拡大したということなんですが、その実績と去年の4月から拡大したその区域について御答弁をいただきたいというふうに思っています。

市長（朝山 毅君） 渡議員に私のほうで答弁させていただきます。

この件については、再三、渡議員からも何度か一般質問等を通して御質問のあったところでございます。中心商店街に店舗を出店することにより、その賑わいのある商店街を構築してやはり地域の活性化また商店街の活性化、ひいては奄美の中心となる商店街の形成を目的としているために、今その促進を図ろうということをやってきた事業でございます。御案内のとおり平成26年から始まりました。議員が今お話になりましたとおり、また平成29年度から新しいエリアを広げてやるようになりました。その平成26年～28年のまず実績を申し述べさせていただきます。平成26年度の補助件数が24件、金額にして968万7,000円、27年度の補助件数が16件、金額が699万8,000円、28年度が件数が8件で392万円となっております。議員がお話にありましたとおり、エリアが拡大された平成29年度の件数が19件。921万8,000円となっております。対象地域が中心商店街から中心市街地に広がったことによって、やはり新たに対象となった地域からの出店が増加しているという現状であります。ちなみに本年度においても相談件数が着実に増えてきているようでありますので、今後も本制度の利用される方は増えていくのではないかとこのように考えているところであります。御理解いただきたいと思います。

8番（渡 雅之君） 着実に利用者が増えていると、平成26年が24件。16件。8件。そして29年度の中心市街地に拡大したというところで19件増えている。まだまだPRなど行えばまだ増える可能性があるというふうに理解しているわけですが、ここで一つ提案ですけど、その中心市街地というエリアがどこなのか。それをちょっとお聞かせいただきたいんですが。

商工観光部長（武下義広君） それでは中心市街地のエリアということでございますので、まず中活法の既定の中ですね、中心市街地とは、相当の小売業者が集積し都市機能が相当程度集積しており、その存在する市町村を中心として役割を果たしている市街地というふうに定義づけております。本市の中心市街地につきましては、43ヘクタールということで奄美市の各種機能が集積した地区ということで具体的に申し上げますと、末広町、伊津部町、幸町、港町の全区域、それと金久町、入舟町、柳町、井根町、永田町の一部区域を含めて中心市街地という形で定義しております。

8番（渡 雅之君） 長浜町も入ってますか。

商工観光部長（武下義広君） 長浜町につきましては、中心市街地のエリアには入ってございません。

8番（渡 雅之君） そうすると、永田町の一部から港町、入舟、伊津部、その辺りのエリアというところですね。小浜町も入っていない。そうしますと、市街地という概念ですけど、商工業の集積地という捉え方でしますと長浜、あるいは塩浜、小浜、ここら辺りを概念としては入っていないという、中心商店街に入っていないという、そこら辺りをちょっと分からないんですけど、じゃ今後、そういったところも含めてこの店舗リフォームを拡大するというような計画はないのか。お伺いします。

商工観光部長（武下義広君） それではお答えいたします。店舗リフォーム補助制度につきましては、中心商店街において多種多様な店舗の出店を促進することにより、魅力ある商店街の形成を推進し、申し訳ございません。申し訳ございません。再度、本市の中心市街地で実施しております店舗リフォーム制度につきましては、中心市街地活性化基本計画に定義された要件を満たす区域を指定し、先ほどの区域ですけれども、その中で奄美市中心市街地活性化基本計画に位置付けた事業を実施しているところでございます。また中心市街地の活性化施策は、国の掲げるコンパクトシティの実現に向けた方針を踏まえ中心市街地に特化した事業として実施しているところでございます。本事業は、中心市街地において商業集積の立地促進を図るためインセンティブを設けることにより、区域内でのリフォーム向上を促進することを目的としており、当該施策を市内全域で実施することは本事業の目的にそぐわないものと考えております。しかしながら対象地区外からの本制度の活用に対する要望が出ていることも認識いたしておりますので、奄美市中心市街地活性化基本計画が終了する平成33年度以降のですね、検討課題として考えておりますので御理解賜りたいと思います。

8番（渡 雅之君） 私が質問する前に答えが出てしまったところもあるんですが、平成33年度に事業が終了すると言いつつ、今されていましたが、そうしますと、その以降について考えますという言い方されましたね。じゃ奄美市全域をカバーするのか。33年以降。事業名も変わるとは思いますけど、あるいはまた旧名瀬市だけに限定するのか。住用も笠利も含めた部分でやるのか。お答えいただきたいと思いますが、一つはですね、どうしても人口が減ってくると、農村部にいくとですね、そうしますと、もう店を新しくしたいと思っても後継者が来ない。もしそういった制度が活用できるなら、もう少し頑張つて後継者が育つまできばろうかというような方だって、店主もいるんですね。そこらあたりの方々、そしてその地域でそこでしか買えない買い物弱者といわれる方々も生活しているわけですから、その方々の生活の安定を図るためにもですね、やっぱり拡大していくというような施策が、どうしても必要じゃないかと思うんですね。そこらあたりも含めて一つお願いします。

商工観光部長（武下義広君） 先ほど来、店舗リフォームについては34年度というお話でしたが、当然、議員御指摘のように笠利・住用地区での買い物のできない買い物困難な方もいらっしゃると思います。そのような高齢者とかですね、につきましては、買い物に行けるよう公共交通手段の確保にまた努めるとともにですね、移動販売あるいは宅配サービスの充実等の施策について現在、検討を重ねているところでございます。それとまた既存店舗の維持というお話もありましたので、につきましては、店舗の継続方法や融資制度につきましては、商工会議所、商工会等が効果的だと考えております。市としましても相談業務等に力を入れてもらうために商工会議所、商工会等に対してですね、支援としまして今年度から小規模事業者に対して行う巡回や窓口での指導、実績に対する補助金も新設して力を入れているところでございますので、そういう形で対応してまいりたいというふうに考えております。

8番（渡 雅之君） 各種融資制度等々については、理解できているところなんですが、市が手厚くその地域の方々あるいはそこに存在する店舗、そこは確かにコミュニティーの場でもあるということもありますので、そのリフォームを手助けするということも含めて更に当局のほうもステップアップしていただいてですね、その充実に努めていただきたいというふうに思っています。

それでは次の質問に移らせていただきますが、先般、浦上地区の屋万田で道路整備があるということなので浦上町内会の役員会で市の方々が説明会にいらっしやってもらいました。その中で里道と浦上町内の中通りですね、あれ浦上1号線というんですかね。そこと国道をちょこっと奥のほうでつないでいるんですけど、それを完全に道路拡張をして結ぶと、国道58号線と結ぶということが、我々もずっと要望していたんですけど、それがこの前の説明会でなされました。再度、それについて御説明をいただきたい

いというふうに思っています。

建設部長（本山末男君） おはようございます。それでは御質問の市道浦上・屋万田線について答弁させていただきます。市道浦上・屋万田線は、浦上町の土地区画整理区域内から白百合の寮の前を通り本茶トンネル手前の国道58号へつながる道路で、平成14年度から平成22年度にかけて道路改築事業を行っており、全体延長約570メートルのうち約485メートルが完成しております。用地の関係で事業が休止しておりましたが、昨年度平成29年度末までの用地交渉の結果、用地取得の目途が立ちましたので、残事業区間約85メートルを今年度から事業を再開することとなっております。

年次的な計画としましては、今年度は、道路の詳細設計や用地買収を行い、平成31年度から32年度にかけての2年間で道路改築工事を行い、国道までの取付区間を完了したいと考えております。

8番（渡 雅之君） ありがとうございます。今年は、用地取得もあって測量設計に入ることだと今答弁がありましたので、浦上の地域住民の方々も大変喜んでいらっしゃると思います。しかしながら、それに伴ってですね、車の通行量が増えたんですね。私がですね、平成28年の10月20日に朝の7時から8時の間、浦上教会の一つ奥の橋の上で交通量調査をしたんです。これは警察にも届けてありますが、浦上からそのまま有屋に向けて信用金庫の前の交差点に出るとすごく早いんですね。時速60キロぐらいであの辺車がとばしているんですよ。そうしますと、朝、大型車両、普通車、軽自動車、二輪車に分けて名瀬に入る車、名瀬から出る車、分けて調査をしたところ238台の車両を確認しました。大型車両が8台。普通車が53台。軽が164台。二輪車が3台ということなんですが、もう半端なスピードではないんです。もう向こうは、スピード規制がない区域なものですから最高時速60キロで通れるんですね。朝は、スクールゾーンにもなっていますので子どもたちが、歩道がある部分、ない部分あるわけですが、ほとんどスピードを出して走っているというのが現状なんです。なぜそこに車が集中するかというと、どうしても国道の印刷屋があるあの三差路、その信号が長いんですね。皆さんに一つ当局のほうにお願いしたいことはですね、警察といろいろ協議されていると思うんですが、あの信号機の据え変えと言いますかね、機能を充実してもらいたいというのが、私たちも警察の皆さんにはお話ししたところなんです。市内に入ってくる際、矢印を一つ信号のところに付けると赤であっても矢印で市街地、和光トンネルのほうに抜けられると。そして郊外に出る車は、三差路ですから、その矢印とは全然交わらないと。いわゆる長浜のビッグマリン。あの信号みたいなね、ああいったことはできないのかということを警察にも要望したんです。そしたら地元の警察の判断じゃできませんと。これは県の公安委員会の所管事務ですと。いうことを言われました。皆さんに要望したいのは、是非ここの警察をブッシュしていただいて県の公安委員会を動かすようなことができないのか。あるいは県議会の先生方にお願いできないのかということでございます。是非その方向で論議をいただければなというふうに思いますが、コメントがあればお願いします。

建設部長（本山末男君） それでは通勤時間帯のですね、浦上町内会の車両交通につきましてはですね、今年度行います道路詳細設計の中で国道との取付箇所の交差点協議を公安委員会と協議を行いますので、その協議の中で通学・通勤時間帯の浦上集落内の通行量の時間帯制限や速度の制限等を要望していきたいと考えております。今年度4月にありました先ほどお話がありました浦上町内会役員会の中でも年次的な計画や通勤時の車両交通について説明させていただきましたが、浦上町内会からも車両通行について公安委員会へ同様の要望を行っていると同っております。それと国道58のT字型交差点信号の調整の御質問でございますが、これにつきましては、鹿児島県公安委員会へ。それと併せてですね、左折レーンを延長というあれもありましたので、その延長そして路面表示はですね、鹿児島県の管理でございますので両方の機関へ要望していきたいと考えております。今後ともですね、浦上町内会と協議を行い事業を行ってまいりたいと思いますので御理解をいただきたいと思います。

それと先ほど答弁いたしました浦上町内会の車両の時間帯制限についてですね、先日、奄美警察署の担当のほうからですね、連絡がありまして、朝１時間まだ確定はしていませんが、１時間の時間制限を行う方向で動いているとの連絡がありましたので補足させていただきます。

８番（渡 雅之君） ありがとうございます。確かに通勤・通学時に危険を伴うという車両の増大に対して当局は、警察とも連携を取っているということを今お聞きしましたので、是非とも今後も警察と連携を取りながらいい方向に進むようお願いしたいというふうに思っています。

最後になりましたが、学校給食センターの問題であります。今の名瀬・住用の学校給食センターについて現在の進捗はどのようになっているのか。お聞きいたします。

教育委員会事務局長（山田春輝君） おはようございます。それでは給食センター進捗状況についてお答えいたします。厨房機器を含めた建設工事本体の進捗状況につきましては、５月末現在の進捗率が９９パーセントとなっており、現在作業を進めている厨房機器の設定、調整が完了しますと本体の完成となります。備品につきましては、食器類が先日６月１２日に納品され配送車両は６月末に納品を予定しております。また外構工事の進捗状況につきましては、５月末現在で外構、駐車場整備の工事が約３０パーセント、屋外の給排水衛生ガス設備工事が約２０パーセントの進捗率で、工事期限の７月１０日までには奄美市立学校給食センター全体の完成を予定しており、９月の供用開始に向け順調に推移していると考えております。

８番（渡 雅之君） 建物本体は９９パーセント完成。あとは厨房設備あるいは機材搬入というお答えでありました。今後、運営するにあたってですけど、今、単独自校方式でやっているわけですが、現在の人員をですね、確かに給食調理員が中心としての陣容だと理解しているんですが、今、正職員、臨時職員を含めて何名いらっしゃるのか。お聞きいたします。

教育委員会事務局長（山田春輝君） 新たな給食センターでの職員の予定ですか。現在の各学校のですか。名瀬・住用地区で４７名でございます。

８番（渡 雅之君） その４７名のうち正職員が何名ですかね。

教育委員会事務局長（山田春輝君） 現在、学校給食調理員の正職員は１３名でございます。

８番（渡 雅之君） 大きな学校については複数名の調理員がいいらっしゃると思うんですが、小さな学校になるとどうしても１人の給食調理員それも臨時雇用が中心だというふうに思いますが、今後、給食センターがスタートするときの給食センターの調理員の定数。これは何名ですかね。

教育委員会事務局長（山田春輝君） それでは給食調理員定数について説明します。まず文部科学省による４，０００食の施設では、基準は１２名となっています。今回雇用する人数は、各学校の給食調理室から名瀬・住用学校給食センターへ移行する３７名と新たに一般非常勤職員として雇用する３名を含めた４０名を予定しております。内訳につきましては、先ほど言いました給食技師１３名、再任用職員２名、一般非常勤職員２５名となっております。また、ほかには調理員以外に配送員１３名。それから臨時職員１名の雇用を予定しております。以上です。

８番（渡 雅之君） 調理員を４０名採用するということで希望する方々は３５名ほどいらっしゃるということなんですが、現在再任用も含めて希望を取っているということではありますが、じゃ今後ですね、

給食センターが9月から運営されるその際、今、米飯センターがあるんですね。米飯センター。それも給食センターの中に入るというふうに理解しているんですけどそれでいいのか。じゃ仮にそうなったときに米飯センターにいた職員、給食調理員。その方々は、もう事業所の閉鎖ですからどうなるのか。給食センターのほうに移行できるのか。そこらあたりをお願いします。

教育委員会事務局長（山田春輝君） 米飯センターとしては、いったん米飯の新しい給食センターを造りますので作業は行いませんが、職員については、ハローワークを通して雇用する方向で進めております。

8番（渡 雅之君） ハローワークを通じてまた給食センターのほうに雇い入れるということによろしいですね。はい。それで分かりました。それで今度は、別の職種になりますけど、運転手、今まで給食センター、自校方式では、運転手職というのはなかったわけで新たに運転職が生じるわけですね。そうしますと、市小・中学校から芦花部小・中学校そして知根の小学校までと、相当範囲が広いわけで6名運転手、6コース設けるということですが、6名で足りるのか。補助員はどうなっているのか。そこらあたりは一つをお願いします。

教育委員会事務局長（山田春輝君） 先ほども答弁しましたとおり、配送員は13名雇用の予定です。今、6ルートということで説明がありましたが、スタート段階では、7ルートで一応やる予定で準備しています。

8番（渡 雅之君） スタートは7ルート、平常時は、じゃある程度クリアされたら6ルートでいいという形になるわけですね。その問題点は、災害が起きたときに、どう対応するのか。ルートが遮断される。そのときに目的地まで行けない。これは以前にも質問したことあるんですが、再度、分かっていたらお知らせいただきたいと思います。

教育委員会事務局長（山田春輝君） 9月スタート段階では、初めてですので一応関係員が言った6ルートで当初予定していたんですが、時間とかの余裕を持って7ルートでスタートさせてもらいたいと考えております。災害時等の対応につきましては、竹山議員にもお答えしましたが、仮にトンネルとかで事故があった場合には、迂回路などを回りまして現状を確認して、今の現状であれば迂回路、トンネルによって違うんですけど5分から12分くらいの時間差で通れることを確認していますので、それに合わせた対応を検討しているところです。

大雨等の、本当にこの前の豪雨災害のような場合は、給食自体ができるかどうか分かりませんが、それに対応したマニュアルを作成したいと思います。

8番（渡 雅之君） しっかりとしたマニュアルの中で対応していただきたいというふうに思っています。それでですね、今度は、食材の搬入について新聞でも前、入札制度とかいう話があったし、その食材を個々の登録業者、学校給食用物資登録業者の指定基準というのが手元にあるんですけど、市内に事業所を有する者というふうにあります。今、自校方式では、小さな業者も年にいっぺんそれぞれの学校で入札をする手順について学校それぞれでやっているんですが、今回は、4,000食という大きな工場ですね。になるわけで、それに対して市内に事業所を有するということは、小さな事業所が入札に参加できないというようなことも起こるんじゃないかと。営業所があればいいんだと、そしたら大きな食品会社が、がさっと入札してしまったら取り残されてしまうんじゃないかなという危惧を持っています。小さなところはですね。それについての対応は、どうしているのか。お聞きします。

教育委員会事務局長（山田春輝君） 納入業者の件ですが、5月末までに一応、納入業者の指定願いと必要書類を出すようにお願いしまして、現在、26業者が来ています。種類は13項目に分かれてですね、その品目によって1年間に使う量とかも違いますので、それぞれ対応していきたいと思います。これまで奄美市の学校給食食材を納入していただいている業者の方々の理解も得ながら安心・安全な学校給食をできるだけ安価で提供できるような、今、仕組みづくりも検討中、最終的に入札ということではなくて、どういう納入業者の決め方がいいのか。最終段階に入っていますのでもうしばらくお待ちください。

8番（渡 雅之君） 今、鋭意詰めているということですが、やっぱり今、自校方式で納めている事業所の皆さんが、新しく4,000食になるということで、はじき飛ばされるということのないようにですね、対応をしていただきたいというふうに思っています。質問事項は、まだまだあったんですけど私の持ち時間、これ以上するとオーバーしてしまうということもありますので、本日は、これをもって一般質問を終了いたします。ありがとうございました。

議長（師玉敏代君） 以上で無所属 渡 雅之君の一般質問を終結いたします。
暫時休憩いたします。（午前10時29分）

○

議長（師玉敏代君） 再開いたします。（午前10時45分）
引き続き一般質問を行います。
自由民主党 奥 輝人君の発言を許可いたします。

21番（奥 輝人君） 議場の皆さん、市民の皆さん、きゅうやおがみんしょーら。こんにちはです。自由民主党会派の奥 輝人です。あらかじめ通告しています一般質問を行います。その前に少々所見を述べたいと思います。新年度から新部課長に就任されました職員の皆さん、誠におめでとうございます。これまで培ってきた経験や実績をいかんなく発揮されて市政発展のために頑張ってください。応援していきたいと思います。さて市民の皆さん、NHKの大河ドラマ、西郷どんを見ていますか。私は、西郷どんが半年になり毎週見えています。それでは今回の西郷どんのスペシャル第2段という見出しで市長曰く、節田の方言交じりの鹿児島弁で魅力を紹介したいと思います。はげー、鈴木亮平演じる西郷どん、そして二階堂ふみ演じる愛加那、ほんまごてこの番組はよ、歴史を感じる感動溢れる、よか、面白か番組じゃっどな一。思っちゃった以上に西郷どんと愛加那、この二人の効果はよ、うなぎ上りじゃっど。ほんまこて特に奄美はよ、西郷どんのゆかりの地として、また愛加那との出会いの地として全国版になっているがとよ。そのおかげでよ、奄美ファンが増えて来島者も増加しているち、だりょんど。先日放送されました第18話と第19話、そして第21話ではよ、奄美編が放送されていただりょんど。みんな見たんかい。見ましたか。奄美編においてシマの方言が、ふんだんに使われていたどな。内地人はよ、ぬーいいしゅいんか分からんどと言われんように、なんと字幕入りでの放送をばしていたどな。ほんまこてありがたまりょんこと、その当時の奄美の状況はよ、うぎば作り、牛でサタグルマを回しうぎば絞り、ウギ汁を茹でて黒砂糖にしてよ、薩摩に年貢として納める厳しい過酷な農作業の様子や、うぎや黒砂糖やつくりやしゅんば、当時は、ちゅうくちも、かみゃんくつうも口に入りゅんこともできなかった。島人の怒りなどばいっぱい出ていたかとよ。ほんまごてむかしんちゅは、難儀ばありしていたんじゃや。はげーばどと思ったがとよ。そのほかに島での出来事や暮らしぶり、島の風景、また島の文化、島唄や八月踊り、六調等々、鮮明に描かれていたどな。また西郷どんと愛加那との馴れ初めやそして恋に落ちていく、そして子ができ、よか生活から、そして一転して薩摩から呼び出され愛加那と西郷どんが別れていく場面など、これまであまりテレビに出てこんかった場面が出てきてよ、ほんまこて勉強にもなったし感動したがとよ。奄美編の放送は、3話と少なかったんばよ一。奄美大島と愛加那

をPRできたことと西郷どんの奄美へ対する熱い思いなどが発信できて、ほんまこてよかじゃったどな。また笠利町須野出身の歌姫、里アンナおごじょ、愛加那の義理の姉役で里千代金役で出演し島人の娘としてメインの主題歌と挿入歌ではよ、島唄のよいすら節、朝花節、いきゅんにゃ加那節を歌い、あの伸びやかな歌声と裏声はよ、奄美らしさを十分に醸し出し奄美の魅力を更に発信することができ、ほんまこて涙が出るくらいによかじゃったどな。これからの西郷どんはよ、倒幕に向けて動いていくんば、じゃっとんが、薩摩の国父、島津久光の陰謀により二度目の島流しで今度は沖永良部編が出てくると思うちばよ、これからも西郷どん、楽しみじゃったどな。楽しみじゃっど。それでは西郷どんのスペシャル第2段は今回は、ここらへんまでにして鈴木亮平の西郷どん、すつとごれ、きばれ。それではこれから一般質問じゃっど。新農政部長、よかけ。

それでは一般質問に入ります。1 さとうきびの振興(1)国からの交付金単価の設定について。①交付金単価の引き上げについて。さとうきびの単価については、鹿児島県、沖縄県ともども連携を図り以前から毎年のように引き上げの要望や陳情を国や県へ提出、提案しているのであります。さとうきびは、鹿児島県と沖縄県の基幹作物としてなくてはならない作物であり、平成の19年から新制度となったさとうきびの品目別経営安定化対策の導入により、国からの交付金単価と製糖工場から支払われる原料代で手取り価格は農家へ支払われるのであります。その前段の国からの交付金単価の設定については、トン当たり1万6,320円を基準に、年度ごとに国外のさとうきびの生産量の変化で100円もしくは200円のプラスマイナスの変動があるが、これまであまり変わらないのが現状であります。この交付金設定は、輸入される砂糖の関税を調整基金として取り扱い、そして国の補助金と併せて交付金として農家へ支払う仕組みである。その単価が、トン当たり基本1万6,320円であります。これまでに交付金の引き上げについては、県や国へ要望活動をしていますが、ほとんど変わらないのが現状であり先月の5月に徳之島において奄美群島議会議員大会があり、この中でもさとうきびの販売価格と国の政策支援価格の引き上げについては、議長会から提出がありました。この中で国の政策支援価格の引き上げについては、県議会議員の禧久伸一郎議員の答弁で、鹿児島・沖縄両県のさとうきび産地の現状を確認するさとうきびキャラバン奄美大島の現状を報告しております。18年産に向けた財政支援については、5つの項目を支援していくとのことであった。まずは反収向上対策として土づくり、堆肥の投入、新植・捕植の植え付けの補助、肥料代、農薬費、ハーベスターなど物財費への補助、かん水対策などである。これまで年間に約15億円支援しているとのことであった。さて、交付金単価の引き上げについて例年のごとく国への陳情等を行っていますが、国の見解とこの現状をどのように見ているのかを伺いたいと思います。次の質問からは発言席で行います。

議長(師玉敏代君) 答弁を求めます。

市長(朝山 毅君) おはようございます。奥議員にお答えいたします。さとうきびが今、お話にありました西郷どんの時代から今日に至るまで奄美群島の基幹作物であることは間違いありません。そこで詳しく議員がお話になりましたが、平成29年度における本市のさとうきびの収穫状況を内容を申し上げます。収穫面積は、夏植が89ヘクタール、春植が88ヘクタール。株出が356ヘクタールで合計533ヘクタールの実績となっております。また生産量が2万6,915トンで10アール当たりの収量は、5.05トンとなっております。この価格については、議員がお話になりましたが、平成19年度から新制度が始まっております。農家手取り額については、製糖会社が支払う原料代と今、議員がおっしゃった国が支払う甘味資源作物交付金があります。平成29年度について申し上げますと、1トン当たり原料代が6,245円。交付金が基準糖度が、議員がおっしゃった13.1度から14.3度の範囲内で1トン当たり1万6,420円となっております。それと糖度が0.1度上がったりと下がったりすることによってトン当たり100円の上下がるということはもう議員がお話になったとおりであります。そこで今年の平均価格は、1トン当たり1万5,484円で農家手取り額は、原料代

と交付金の合計額で2万1,729円となっております。このような中で制度が始まって以来の交付金の内容であります。平成19年度から平成22年度までは、1万6,320円で、その後、国際砂糖価格や台風などの被害などにより価格が決定しております。23年度・24年度は、1万6,000円。25年度は1万6,320円。平成26年度以降は1万6,420円となっております。そういう中において交付金の引き上げ要望等についてであります。議員がお話になりましたとおり、肥料代、農作物栽培のコストプッシュもある時代であります。そういう中で交付金の値上げについては、関係機関とも話をしているとおりでありますが、大変厳しいような環境にあることもまた議員御案内のとおりでございます。しかしながら、やはり農家、生産者の生産意欲を高めるためにも大変重要なことでありますので、今後とも関係機関と連携を図ってまいりたいと考えております。そういう中でありますが、平成29年度の台風等による災害による被害について、生産量の減少及び低糖度対策についてセーフティネットで国が発動いたしまして、来年度の生産対策の支援を行っていることも現状でございますので、どうか生産者、農家の皆さん方の生産意欲が減退することのないように、今後とも行政関係機関ともに一生懸命努力をしながら基幹作物のさとうきび産業の振興に努めていきたいと考えておりますので御理解をよろしくお願いいたします。

21番（奥 輝人君） 市長。ありがとうございました。この交付金単価については、もう市長、私も理解していると思いますけど、やはり交付金単価がずっと変わらない。原料代を含めて2万1,000円から2万円の間ということで、それはずっと平成19年以前の最低生産高価格もですね、昭和の60年からあまり変わらないのが現状であります。そのことについてはやっぱり奄美群島の議員大会の中でも必ずこうやってさとうきびの交付金単価の賃上げなどが必ず出てくるわけでありまして。その禧久県議の答弁の中にもあったようにですね、これは毎年やっぱり言い続けていかなければ、国としてもこういう現状が途絶えてしまって分からなくなったりするということで、やっぱり言い続けることが大事だということを言っていました。また、この甘味資源作物法でも守られているということで大変市長の答弁でもありましたように厳しいということでありましたけど、本当にこのさとうきびの生産が、更にやっぱり増大させるためにも農家のやる気を失ってはいけないと思っております。今の交付金単価のその現状から見てですね、なぜこういうことになっているのかというのは、次の質問の経費の増加につながっているからであります。経費の増加というのは、やっぱり今まで作物を作るには、肥料や農薬あと燃料代とかいろいろな経費が必要であります。肥料については、平成18年、平成19年と比較しますけれど、肥料がですね、国産の尿素だけでも1,200円だったのが、今、1,700円くらいになっているんですよ。約10年間で600円くらいの単価引き上げになり、ほかの硫化燐安1号肥料についてもですね、1,500円相当だったのが、今、2,200円くらいになって、やっぱり700円くらいのやっぱりこういった肥料等が単価が上がっている。また農薬費ともまたこうやって18年度と比べたら、やはり経費が上がっているとそういう中において、やっぱりこの経費が増加している。そういう経費の増加している中にも、やっぱり農業機械も買わなければいけないとか、そういった設備投資もしなければいけない。生産農家は、補助金やら組合をつくって団体に機械を導入したり、組合をつくってですね、導入したり、そういった負担軽減は図られているものの、そういう大規模農家ではない、こういった中規模農家、小規模農家については、本当に経営が苦しいのかなという思いがしています。その例がやはり、このさとうきびの作付面積ですね、今まで600ヘクタール以上あったものが、さっき市長の答弁でもあったように533ヘクタールという収穫面積がですよ。収穫面積が600ヘクタール以上あったものが、530ヘクタールまで減っているということは、約66ヘクタール、まあ70ヘクタールくらい収穫のときは減少しているということになっていきますので、その減少の要因もやっぱり単価経費のやっぱり増加なんですよ。それをやっぱり農家の皆さんも重々分かっておって、それをどうにか支援していただきたいという要望がもう出ております。かなり出てきております。そういった意味でですね、今後のこの経費の増加についてでありますけど、今のこの現状についてですけど、新農政部長、ど

のように考えているのかをお聞かせいただきたいと思います。

農政部長（山下仁司君） おはようございます。経費の増加についてお答えします。議員御承知のとおり、本市においては、奄美市さとうきび振興対策協議会を通じて害虫の一斉防除対策事業としてスミチオン、またネズミ駆除のヤソジオンなどの配布を行っております。またトラップ設置によるハリガネムシ対策、また除草剤や殺虫剤購入に対する補助、土作りのための堆肥や肥料に対する助成などを実施し、生産向上のための支援を行っているところです。お尋ねの農業経営における資材の経費につきましては、各種支援対策により農家の実質的な負担は変わらないと考えておりますが、肥料、農薬、資材など単価においては、他の作物も同様ですが、10年前と比較すると上昇していることは認識しております。このような状況の中で市としましては農協、製糖会社など関係機関と連携し、先ほど説明しました支援を継続して実施しながら、国・県の事業を活用し農家経営の安定を図って参りたいと思います。

21番（奥 輝人君） 部長。ありがとうございます。今、部長が言われたことが、本当農家さんは、本当助かっております。奄美市のさとうきび振興協議会を通じたり、また奄美市の単独の事業でですね、農薬の補助とか、あと肥料の補助とか、10アール当たりの数が制限はされていますけど、そういったものが本当、経費の削減につながっているのは農家も重々で喜んでいる次第であります。それを加えてですね、やはり交付金単価をどうにか2万5,000円くらいまで上げていただきたいと。手取り価格をですね、上げていただきたいというのが、やはり農家の本音であります。今、生産牛については、やっぱりこうやって相場が高いもんだから、相場が高くて経費も相当に使っていますけど、相場が高くなってまた経費も高くなる。そういった比例制のものがあれば、やっぱりこうやってだんだん農家もやる気があると思うんですけど、交付金単価はそのまま、やっぱり経費が高くなっていけば、そのバランスですね、やっぱりそのバランスなども新部長が、言われたように支援をしているということでありましたけれど、更にその交付金単価のほうの見直しですね、そこらあたりもどうにか国のほうに要望でもしていただきたいなと思っています。これは本当、さとうきび農家の一途な思いでありますので、いつ上がるのか。いつ頃にこの交付金単価と原料代がセットで上がっていくものか。そこらあたりも期待をしているのが農家でありますので、そこらあたりも重々に検討していただきたいなと思います。あとですね、このさとうきびの損益分岐点というのがありまして、今、先ほど市長が言われた反収5.1トンですね、約5トンですけど、笠利地区においては。損益分岐点が2.1トンぐらいですかね。約2トンぐらいで損益分岐点のプラスマイナスゼロというのが、今、自分の相場の中ではじいたらそういうことになっています。5トンということでありますけど、やはり夏植であれば8トンから9トン、10トンというのが見込めます。ただし春植とか株出に関しては、やはり反収が低いということで、やっぱり4トン、せめて5トンというそういう数字が出ているのが実情でありますので、やっぱり損益分岐点をやっぱり上げるためにも農家の努力も必要でありますけど反収を上げるのも必要であります。そこらあたりも勘案して、やはり経費の削減が図られるように、そして農家の収入が増えるような施策をまた練って支援していただきたいなと思います。

それではですね、次に（2）番の品質取引についてであります。①の基準糖度帯の引き下げについてであります。今年産のさとうきびの手取り価格についてはですね、ついでには先ほど市長からの答弁もあったように富国製糖管内においては、約2万1,000円でありました。その中で今年においては、糖度が、各島々、糖度が低かったと。糖度帯が低かったからということで基準糖度帯の引き下げを要望しております。この基準糖度帯の引き下げについてもですね、この全議員大会の中でも取り上げられてきました。そういった意味で基準糖度帯の引き下げについてをちょっと質問しますが、基準糖度帯というのは、13.1度から14.3度の間が1万6,420円という決定されております。その基準糖度帯の引き下げというのは、13.1度からまたずっと下に下げていただきたいという要望を議長会でも出しているんです。その数字が、13なのか12.8なのか。そういった細々なそういった数字は出て

いませんけど、引き下げていただきたいということを議長会でも提案されております。今後、今年の場合、今年産においては、富国製糖管内では12.7でした。ですかね、12.7だったと思いますけど、そのぐらい低かったと全体の平均が。それで一応この基準糖度帯の引き下げについて、やはり12度くらいまで下げて交付金単価を農家に反映させるということを農家は要望していると思いますので、この基準糖度帯引き下げについて、どのような見解なのかをちょっと伺いたいと思います。

農政部長（山下仁司君） 基準糖度帯の引き下げについてお答えいたします。先ほども説明いたしました、議員が御承知のとおり、さとうきびの農家手取り額は、原料代と甘味資源作物交付金の合計となっております。甘味資源作物交付金は、基準糖度帯を設定し、先ほども説明しましたが、それを上回ったり下回ったりすることで100円の格差を設けております。現行の基準糖度は、先ほども説明しました13.1度から14.3度で交付金単価は1トン当たり1万6,420円となっております。笠利富国製糖管内における29年産の糖度ですけど、平均糖度で13.68で基準糖度帯内となっております。平成29年産は、種子島、喜界島、徳之島では、台風や干ばつなどの影響によりまして低糖度となりセーフティーネットも発動されたところですが、奄美大島では、先ほど言いました基準糖度内ということとセーフティーネットの対象外となっております。議員御指摘のとおり、台風や病害虫発生による被害に伴い低糖度も予想されますので基準糖度帯を引き下げることにつきましては、生産農家の手取り額も増加することから今後、関係機関とも連携し協議してまいりたいと思います。

21番（奥 輝人君） 分かりました。関係機関と連携して取り組んでいただきたいと思います。この糖度帯についてですけど、部長が言われたように富国製糖管内においては、今年の全体の平均が、13.27度ということでありました。富国製糖管内において、この基準糖度帯の13.1から14.3度がですね、約40パーセント。そして14.4度以上が30パーセントで13.1度以下は30パーセントであったということ、富国製糖から一応情報を得ております。それにおいて、その全体の中で更にですね、この13.1から以下がですね、約5.3パーセントあるということでありました。この5.3パーセントというのは、全体の2万8,000トンの中において1,516トンが、この基準糖度帯以下ということになっております。一応この5.3パーセントもやっぱり2万円というそういった価格は、取れないということで農家もちっと厳しいのかなという思いがしております。この糖度帯についてですけど、一応11.5度であればですね、この1万9,291円という単価となっています。農家が望むこの2万5,000円台となればですね、やはり17.1度以上作らなければ、この2万5,000円というのは、お金が出てこないんですよ。さとうきびの17度以上というのが、もうあり得ないというか、もう最高でも16.5から16.7ぐらいですかね。私のきびでも15.8とか出ますけど、やっぱりこの17度以上作るとなればは、本当至難の業というか、そういった糖度ののる品種をやっぱり持ってこないといけないのかなという思いがしております。ただですね、この11.5度以下というのは、これはやはり土壌の管理とか、あと多いところはやっぱり西海岸のほうですね。屋仁、佐仁のほうのやっぱり光合成ができない、太陽があまり出ない曇り空が多い。また山に囲まれているところなどが糖度が上がり難いという話であります。東海岸の節田校区、宇宿校区、笠利校区についてはですね、基準糖度帯に収まっていると思いますけど、やっぱり可哀そうなのは、やっぱり西海岸笠利地区においては、手花部から屋仁、佐仁、赤木名ですね、そこら辺りがやっぱり糖度が低いということでありましたので、そこらあたりも今後は、品種の選別などにまた向けてですね、いかなければいけないのかなという思いがしております。この件についてはもう終わりたいと思います。

それではですね、②番のセーフティーネット基金の発動要件についてであります。国はですね、本年産のさとうきびの糖度が、落ち込んでいる事態を受けて緊急対策として本年産に向けた財政支援で低糖度に対応したセーフティーネット基金が発動できる対策を講じております。このセーフティーネット基金の発動要件は、従来の干ばつ被害や台風被害など自然災害が主であります、本年産からセーフティ

ーネット基金の発動要件について、原料搬入後1か月間の平均糖度は11.5度以下となっております。本年産においては、富国製糖管内においては、この平均1か月間のこの糖度が11.5というのはありませんでした。ほかの島を見ますとですね、徳之島、喜界島また種子島においてはですね、この11.5度以下が発生しております。そういった他の島では糖度が低かったのかなという思いがしています。このセーフティーネット基金の低糖度帯の要件についてでありますけれど、やはり11.5度というのが、ネックになっているみたいで、どうにか11.5をやっぱり上げていただきたいというそういった農家の意見もありますので、今後、県や国へ対してですけれども、この低糖度帯の11.5から上げてのセーフティーネット基金が発令できる要件ですね。見直しとか必要と感じていますので、そこらあたりどのように考えていくのか。ちょっと聞きたいと思います。

農政部長（山下仁司君） セーフティーネット基金の発動について低糖度の要件の見直しが必要ではないかとの御質問ですけど、これまでの要件ですけど、まず病虫害発生につきましては、病虫害防除所から発生予察注意報あと警報等があったときに対象になります。また干ばつ被害の発生につきましては、1か月間の降水量が平均に比べ1割未満になったときですね。あと台風被害発生につきましては、行政機関が推定する被害率が10パーセントを超える被害。それと自然災害による生産減収。これは反収が5年間で平均を取りまして比較して10パーセント減少したときに対象になるようでございます。今回、低糖度を受けまして、今、説明した四つの要件にプラスしまして自然災害等による糖度減少発生の基準を新規に設けております。先ほど説明しました今年産は、低糖度に対するセーフティーネットの発動は、先ほども言いました種子島、喜界、徳之島、3島が該当となっております。奄美大島は、先ほども言いましたが、対象外となっております。奄美大島の生産状況を見ますと、他離島と同様に台風の被害を受け基準糖度内であったものの低糖度の生産農家割合も例年以上に多く生産農家手取り額も減少している状況でございます。このようなことから見直しの必要性につきましては、今後、関係機関と連携し協議してまいりたいと思いますのでよろしくお願いします。

21番（奥 輝人君） 是非、関係機関と協議をして低糖度帯の見直しなどを協議していただきたいと思います。先般県議会一般質問の中でもですね、この17年度産のきび反収、糖度とも低下という県議会の報告がありました。この中でもですね、本田部長さんの答弁ではですね、国が決定している生産者交付金などに基づきですね、県開発促進協議会を通じそういった支援策については、要望していくということが記載されておりました。県議会としてもやはりさとうきびのことについては、やはり17年産は、低下しているということで生産農家のためのことを考えながらですね、やっぱりやっていくという方針を示していますので、これは奄美市もそれに乗じてですね、県と連携しながら取り組んでいただけたらいいなと思っておりますのでよろしくお願いします。

それではですね、次に移りたいと思います。農業共済についてであります。①の農家の加入率についてであります。やはり、さとうきびの自然の災害とか、いろいろ気象状況とかで、この加入率をやっぱり向上させなければいけないというのが思いがあってこの質問になりますので、よろしくお願いします。さとうきび農家の補償を兼ねたこの共済については、農家の加入率が本当、富国製糖管内においては、もう低いということであります。私も農業共済事務組合の議員としても参加しておりますけれど、この件についていろいろと要望とか出していますけど、島内、県内においてですね、この共済の加入率が本当に低いのが、喜界島と笠利地区であります。ほかの島をちょっと見てみますとですね、種子島では、90パーセント台でいちばん高くですね、沖永良部島の80パーセント、次に与論の60パーセント、徳之島の47パーセント等々ですね、やはり、さとうきび生産農家は、共済保険にかけるのも、やっぱり必要ということで、この島々については、高いのが現状であります。しかしながら、この笠利地区と喜界島においてはですね、本当に低いということで何らかの支援対策など講じていると思いますけれども、この加入率がですね、低い原因などをちょっと聞きたいと思います。

農政部長（山下仁司君） さとうきび共済の加入率が低い要因についてお答えします。5月の奄美農業協同組合主催の平成30年産のさとうきび事前調査の際に大島農業共済事務組合が中心になりまして、さとうきび生産農家を対象にさとうきび共済に関する調査を実施しております。調査結果によりますと、約9割の生産者の聞き取りを行いまして、「加入しない」と答えた方が約7割ありました。加入しない理由としまして、約5割の方が、100アール、1町歩ですね、1町歩未満の生産農家が「面積が少ない」ということから加入していないとのことでした。次に多かったのが、「掛金が高い」、また「収入が少ない」などの理由で加入していないとのことでございます。中には、「共済金がもらえないと損に感じる」という生産農家の回答もありました。以上のことが加入率が低い要因と考えております。

21番（奥 輝人君） 分かりました。一応、加入しないその農家の方々は、面積が少ない、また掛金が高い、収入が低いというそういった答弁がありましたけど、やっぱりそのさとうきびについては、この笠利と喜界島ですかね、やはり、過去において掛金をかけても台風がきても、さとうきびは台風には強いということで、要するに掛金が高いんだけど収入が低いんだけど、やっぱり掛金をかけなくてもその分の手取りがゼロということで過去はあったと思うんですよ。平成23年と平成24年にメイチュウ被害が出たときからですね、そこからやっぱり共済をかけてくださいよという、そういった運動が高くなっていったんですけど、その以前までは、私もですね、平成の21年まではかけていなかったのが本当実態でありました。しかしながら、メイチュウが関わって本当1万6,000トン台になったときに、いやこれじゃやっぱりいけないなと思って掛け金というか、その共済に入りました。その後ですけども自分の事例からしてもですね、やはり、さとうきびは、自分も掛金掛けるんですけど、その補償される単価まで生産量まで落ちないもんだから、もらえないと。ただ掛金代も本当掛金払いも年払いのあれも掛け捨てになるという、そういった農家も結構おるんですよ。そういった掛け捨てでいくら掛けても返ってこないと。メイチュウがあった後に2年間は掛けた方々は、結構保険が下りていたんです。その後何もないもんだからその2年間に掛けた人はよかったと思ったんですけど、あとが大型台風が来てもですね、やっぱり掛けようというそういった意思が表れないのが現状だと思っております。しかしながら、そこでメリットとしては、共済保険を掛けたら今度は、共済のほうから助成金といって支援が今度、一昨年からですね、支援が出るようになったんですよ。助成金もその掛け金に応じてですけど農薬とか除草剤とかに跳ね返って今度は支援しましょうということでありましたので、そこあたりの支援対策も考えながらですね、やっぱり掛け金を掛けても掛け捨てではないですよと、もしもの場合のことを考えて、やっぱり掛けていただきたいというそういったことを念を押してですね、やっぱり説明をしながら、いろいろなそういったさとうきびの会合とか大会などで言いながらですね、やっぱり推進をしていただきたいなと思います。何があるか分かりませんので、そこらあたりをお願いしたいと思います。それでですね、②番の加入促進についてでありますけど、ほかの島々の取組ですね、種子島でも高いし、あと沖永良部もやっぱり高いという数字が出ておりますので、念のためそこらあたりの取組は、どのようにしているのかを聞きたいと思います。

農政部長（山下仁司君） 種子島、沖永良部の取組についてお答えします。先ほども奥議員からありましたが、種子島が86.4パーセントの加入率です。沖永良部のほうが85.0パーセントの加入率となっております。種子島と沖永良部の農業共済組合のほうに確認しましたところ、種子島、沖永良部ともに昭和54年度からさとうきびの共済開始に全戸加入するよう推進しておりまして、その影響で現在まで高い加入率が維持されているとのことでした。現在の種子島での取組ですが、共済連絡員が、中心となって加入推進を行い推進ができていない生産農家については、共済職員が直接加入推進を行っているとのことでした。特にさとうきび共済の加入を推進するための事業等は行っていないとのことでした。近年、災害等により生産量が減少しており生産農家自らが、危機感を感じていることから加入率が高くな

っているものと思われます。沖永良部での取組ですが、農協主催のさとうきび申告時に加入推進を行っているとのこと。沖永良部も同様、さとうきびの加入を推進するための事業等は実施していないとのことでした。近年、大規模農家が、大規模な生産農家が、掛金が高いということで加入率が若干減少しておりますが、それでも高い加入率が維持されていると思われます。以上が種子島、沖永良部の取組状況です。

21番（奥 輝人君） よく分かりました。一部、笠利、富国製糖管内においてはですね、やっぱり小規模農家じゃなくて大規模農家ですね、大規模農家とかそれに付随する中規模農家ですね、その方々にやっぱり加入してもらえようような対策ですよ。あんまり大規模農家でも掛け捨てということで、やっぱりやめた方もいたという話も聞いておりますので、平成28年まで掛けたけど、その後、そういった災害がなくて、もう掛け金も高いからやめました、ということもありましたので大規模農家とか中規模農家のさとうきび専作農家ですね、専作農家にやっぱりこうやって掛け金を掛けさせる仕組みですね、ほかの島は、そういったメリットがないということで、メリットというか、助成事業がないということでありましたけど、富国製糖管内の共済組合の中ではですね、農薬の購入助成等がありますので、そこあたりをPRしながらですね、今後、加入率アップに向けて取り組んでいただきたいと思います。

それですね、次にいきたいと思います。（4）のドローンを活用した経営方法についてであります。①ドローンの活用についてであります。最近のですね、農業経営においては、ドローンを農業用機械として操り、自由自在に農薬散布などを行い農家の手として目覚ましく発展しています。先月のですね、5月に徳之島町で奄美群島の議員大会があり、私たち自由民主党会派の4名はですね、この徳之島のさとうきびに活用されている空中から除草剤を撒くドローンのデモ・フライトを見学することができました。このドローンで除草剤散布を見てですね、今後のさとうきび栽培の救世主と私は感じたところでありました。約10キロの水和剤を積んで20アールあたりに散布する。そして時間は、約5分少々でありました。一日に天気の良い日を見計らって風がない日を見計らってやればですね、7ヘクタール散布できるとの説明でもありました。使用料金は、10アール当たりですけど、農薬は別持ちで2,000円である。このドローンさえあればですね、今後の除草剤の散布にまたチンチバックとかスミチオンの農薬散布にですね、負担軽減されていくと考えられております。今後は、高齢化が進み、やっぱり規模拡大が進んでいる大規模農家などが、このドローンを活用するのが、やっぱり必要ではないかなと思っております。今後もさとうきび農家の負担軽減やら農家の減少に歯止めがかかると期待できているのがドローンであると思います。ドローンを操縦するにはですね、オペレーターの免許や技能認定証の取得が必要で徳之島では、毎月、学科と実技の試験を行っていて申し込み費用がですね、約16万円である。そして、このドローンについては、農薬散布のドローンで約160万円であるとのことでありました。これからは、この農業機械としてドローンを活用した経営体が確立していくと思いますので、今後、このドローンを活用するには、航空法や薬剤散布法などいろいろなそういったものをクリアしなければならない条件があります。今後も農業機械のドローンの活用について、さとうきび関係、また奄美におけるそういった農作物ですね、農作物についてどのような見解を持っているのかを伺いたいと思います。

農政部長（山下仁司君） 農業用機械ドローンの活用についての御質問ですが、近年、本土においては、水稻や麦類、大豆などの畑作物の大規模化に伴い防除作業において小型無人飛行機ドローンを利用した薬剤空中散布が普及しております。平成30年4月末現在で薬剤散布用として認定されたドローンは、3社9機種で登録台数は788機。オペレーター認定者数3,277名にも及んでいる状況であります。また自動操縦が認められたことから国においては、空中散布における「無人航空機利用技術指導指針」を改正し安全運航、不測の事態への対応などを図っているとのこと。

本市においては、さとうきび農家の高齢化や後継者不足により生産が伸び悩んでいる状況ですが、このような状況の中でドローンを活用することにより栽培管理の機械化、労働力の省力化が図られ規模拡

大につながるものと考えております。農業機械ドローンの活用につきましては、今後、「奄美市さとうきび振興対策協議会」や「大島本島さとうきび生産対策本部」など関係機関と協議し検討して参りたいと考えておりますので御理解をお願いします。

21番（奥 輝人君） 分かりました。一応ドローンは、今後はですね、本当実用化されたら本当農家の救世主だと私は思っておりますので是非活用については、今後検討されてもらいたいと思います。

次にですね、②番目の現場での実演会、デモ・フライトの実施についてであります。自分たちは、ドローンのそのデモ・フライトを見学してきましたけれど、やはりこのドローンを農家の皆さんに間近で見ってもらってですね、どのような方法で散布しているのか。そして、どのような形態でさとうきび畑を回っているのかなどを見てもらいたいとは私は、思っております。そういった意味でですね、このドローンを見せるためには、メーカーさんと呼んでやっぱりこういったさとうきびの振興大会とか、そういった部会の大会等でデモ・フライトを見せることが、やっぱり第一の条件かなと思っておりますので、今後、さとうきびの振興大会など、また、そういった農機具の販売の大会等等でデモ・フライトの実施を呼びかけることができないのか。そこらあたりを聞きたいと思います。

農政部長（山下仁司君） 現場での実演会の実施要望ということですが、奥議員からもありましたとおり、百聞は一見に如かずということで経費の面もありますが、実施に向けて対策協議会や関係機関とも協議して検討してまいりたいと考えております。

21番（奥 輝人君） 分かりました。一応、過去においてもですね、初めての機械というのは、ほとんど農家の皆さんには、やっぱり実演をさせております。過去にハーベスターの導入だったりとか、あとハイクリブームの導入などもやっぱり農家に実演をさせて、この機械はいいんだなというそういった関心を持たせるというのが、やっぱり大事でありますので、このドローンについては、航空法やいろいろな農薬法とか今からクリアしなければならない問題や課題もあると思います。笠利地区のほうでは、空港がありますので、もう空港から300メートル以内は、ドローンは飛ぶことができないという、そういった縛りもありましたので、そこらあたりもちょっと確認しましたが、それ以外は飛ばされるという話も聞いております。ただですね、ドローンもさとうきびに対してこうやって空中散布などもまだ実用化に向けては認可は下りてないというの聞いております。県本土では、米とか麦とか、あとお茶とかですね、ドローンを使っております。それは航空法のもと、ヘリコプターなどで航空防除しておりますので、そのあたりは緩和されているんですけど、奄美の場合は、まだそういうのが手続きは必要ということ聞いておりますので、そこらあたりを早めに確認しながらですね、ドローンの活用ができるようにお願いしたいと思います。

次にですね、③番目のドローンの実用化についてであります。ドローンの効果、成果についてはですね、もう本当、実演を見ればですね、もうはっきりと分かると思います。課題は、導入方法であります。個人の農家や民間の事業者等がですね、単独で導入となればオペレーターの免許の取得と機体の購入に多額の費用がかかり負担が大きいと思います。そこでですね、ドローンは、農業用機械として登録されていることから補助事業の対象機械となっていると思います。ドローンを操縦するにはですね、オペレーターの育成、免許の取得が必要であります。またオペレーターの免許を持てばは、散布にかかる各種の申請や航空法にかかる申請、農薬法の申請など運用ルールの徹底をしなければならないのが、このドローンであります。まずはですね、そういったオペレーターを育成するためにもですね、奄美市には、奄美市さとうきび振興対策協議会と大島地区さとうきび生産対策本部という組織が設立しているとされております。また笠利のほうでは、受託組合もありますので、そこらあたりと連携をしてですね、まずは、そのそういった組織の中でオペレーターがなければは、そのドローンも飛ばすこともできませんので、そういった農業関係のオペレーターを育成するためにドローンの活性化協議会、仮称になりま

すけれど、そういった協議を立ち上げてですね、協議会を開催してほしいと要望したいんですけど、いかがでしょうかね。

農政部長（山下仁司君） ドローンの実用化に向けての協議会の立ち上げについての御質問ですが、先ほどお答えしましたとおり、関係機関と協議をして、まずは実演会の開催のための協議検討を優先をしたいと考えております。その結果を基に関係機関、生産者の意見等を確認し、議員提案の実用化に向けた協議会の立ち上げについて今後検討を進めてまいりたいと考えております。

21番（奥 輝人君） 分かりました。それではドローンということで、今後の救世主ということですね、何年後になるか分かりませんが、そういった航空法とか薬剤法とのそういった縛りが完全に抜けてですね、ドローンが実用化されることを本当期待しておりますので、農政部長、よろしくお願ひしたいと思います。

それではですね、2番目の農道整備について伺いたいと思います。（1）番の平集落の里道の整備についてであります。①現在の状況と今後について。この件についてはですね、平成26年の6月議会で質問しています。その当時の農政部長の答弁は、里道の整備は、関係部署との協議後、検討する。また私道の整備についても登記が奄美市に完了後、事業の検討、精査し、検討していくと答弁されています。その後、どのような検討がなされたのかを伺いたいと思います。

笠利総合支所事務所長（高 一也君） それでは奥議員にお答えいたします。平成26年6月議会後にですね、この本路線につきましては、地籍調査終了後の地権者の確認や当時の関係部署等と協議を行っております。その結果として平集落の里道整備については、私道ですね、延長370メートルほどあり、その路線を公衆用道路として奄美市に登記が完了しないと事業採択の要件には該当しないという結論でございました。市としましても今後、本路線のですね、整備につきましては、受益者等からの御意見や私道の奄美市への移転登記の課題などにつきまして協議を図りながら、どのような整備事業が可能かも含めまして検討させていただきたいと思います。御理解をよろしくお願いいたします。

21番（奥 輝人君） 分かりました。この里道については、その近辺にですね、シギントオ原という畑があって、あの辺に約400ヘクタールがあるんですよ。今回も向こうで約400ヘクタールのさとうきびを作ってまして、その道路が、もう本当、雨が降る度にぬかるんで、その運搬業者なんかが、さとうきびの運搬業者とか、ハーベスターの業者などが、この道路をどうにかしていただきたいというのが、前々からの要望でありました。今年もその雨が降ってその道路が破れて、その3業者が、運搬業者が3業者いまして、その3業者の方々もその道路に鉄板を引きながら、きびを運搬しているということでありました。そして道路が破れたために、きび運搬のそのさとうきびが1回5袋積みますけど、その5袋を一回降ろして、運搬車だけまた前に出して5袋はまたトラクターに載せて、トラクターのけん引に載せて運び出したという事例もありますので、この道路をどうにかして舗装整備、整備していただきたいというのは、これはもう平成26年からの話でもあったし、また平集落からの本当の要望でもありました。今、所長が言われたようにですね、今後の検討となりますけれども、やはりこれは、これは里道は、地権者は、この道路はもう自分たちはもう市に提供していいから是非この現道のままで、その幅員のままでやっていただきたいという、そういう願ひがありますので、何かそういった法律、あまり法律分かりませんが、その法律の中で、いい事業が見つくてですね、見つくて事業を見つくてどうにか、やっていただきたいなと思っております。それでもですね、やはり、その現場を見て、いいさとうきびを作っているシギントオ原というその地区において道路が悪ければは、農家は、そこにやっぱり足を運びたくないという、そういったものあります。自分も道路がガタガタ道で向こうにいい畑あるんだけど向こうまで行って、あのガタガタ道を通ってさとうきびを作りたくないなというそういった農家

さんもいますので、これは次の2番目の和野集落も関わりますけど、どうにかですね、この農道、里道が本当農家のためになるような、整備されるようにですね、いい事業を持ってきてやっていただきたいなと思います。是非取り組んでいただきたいなと思います。それとですね、最後になりましたけど、(2)の和野集落の市道3号線についてであります。この現在の状況と今後についてであります。この件についてもですね、平成26年の9月議会で質問していますので今後の日程とどのようなスケジュールになっているのかをちょっと聞きたいと思います。

笠利総合支所事務所長（高 一也君） 御質問の件でございますが、関係部署とですね、協議を行いまして本路線の周辺には、農地が4ヘクタールほどあり、耕作道路としての利用がほとんどであるということでございますので、農政部のほうで事業を検討すると、調整を図ったところでございます。現在、和野地区の地籍調査を実施しておりまして、この地籍調査がですね、平成34年度に終了予定ということでございますので、その終了後にですね、市道から農道へ編入を行い事業実施を検討させていただきたいというところでございます。

21番（奥 輝人君） ありがとうございます。

議長（師玉敏代君） 以上で自由民主党 奥 輝人君の一般質問を終結いたします。
暫時休憩いたします。（午前11時45分）
午後1時30分再開いたします。

○

議長（師玉敏代君） 再開いたします。（午後1時30分）
午前に引き続き一般質問を行います。
無所属 津畑 誠君の発言を許可いたします。

4番（津畑 誠君） 市民の皆様、議場の皆様、こんにちは。無所属の津畑 誠でございます。平成30年第2回奄美市議会定例会にあたり一般質問をいたします。私自身今回で8回目の一般質問ですが、緊張のあまり質問の時間配分が上手くいかず、積み残しが多く大変迷惑をおかけしておりますが、今回は、時間内に収めるよう努力したいと思います。併せまして今年度新体制の幹部職員の皆様、分かり易く簡潔・明瞭な答弁をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。それでは質問に入る前に少々所見を述べさせていただきます。多くの同僚議員が、世界自然遺産登録について述べられておりますが、私は、今回の奄美大島、徳之島、沖縄島を含む及び西表島の世界自然遺産の登録延期の勧告は、決して悲観すべきことではないと思っております。報告書では、4島が絶滅の恐れのある貴重な動植物の宝庫であり、生物多様性に富んでいることは高く評価されております。課題への対策をきちんと講ずれば世界自然遺産に登録される可能性は、十分にあります。また、世界自然遺産になったらそれで終わりではありません。登録後は、観光客増加による環境破壊などを防ぐ取組は、更に強化しなくてはなりません。仮に、登録後に環境が悪化すると危機遺産と呼ばれる一種のブラックリストに載せられることもあります。世界自然遺産になることは最終的なゴールではなく、かけがえのない自然を次世代に受け継いでいくことを世界に向け約束するスタートだと考えられます。今後、推薦書の再提出やIUCNの再度の現地調査などを経て早ければ2020年に登録申請になるとのことです。これからどのようにこの自然を守っていくのか。自治体、地域住民と観光業界などの関係者が更にコミュニケーションを深めて課題解決に取り組む準備期間ができたと感じております。それでは一般質問に入る前に文言の訂正をお願いいたします。質問の主題2の農業振興について(2)安心・安全・安定供給の野菜工場についての野菜工場の文言を植物工場に訂正をお願いいたします。それでは質問に入らせていただきます。

1, 世界自然遺産と観光振興について, (1) 交流人口増加による受け入れ態勢 ①海の玄関口, 名

瀬新港の観光案内所設置についての質問ですが、奄美に来られた観光客や訪日外国人を誘引し、まちへの回遊性を高め地域全体を活性化する観光振興のため海の玄関口、名瀬新港に観光案内所の設置を大島支庁の建設課港湾係と奄美大島観光物産連盟及び関係者と協議して早期の設置を検討できないか。伺います。次の質問からは発言席にて行います。

議長（師玉敏代君） 答弁を求めます。

市長（朝山 毅君） それでは早速、津畑議員にお答えさせていただきます。本件については、先般の議会でも少し述べておりますが、角度を変えた形で答弁させていただきたいと思います。近年の交流人口の増加について申し上げますと、平成29年における奄美大島の入り込み客数は、過去最多の47万3,704名となっております。そのうち海路による入り込み客は、前年より約4,000人増加の9万6,331名となっております。名瀬新港旅客待合所は、海の玄関口として重要な役割を担っているところであります。御質問の観光案内所につきましては、現在、同待合所には、設置されておられません。また、徳之島の亀徳港におきましては、観光案内所が設置されているところであります。その違いを少し時間的に申し上げますと、亀徳港への定期航路上りの発着時間は、16時半入港、17時出港。下りの発着時間が9時10分入港、9時40分出港と通常の勤務時間帯でありますことから一般社団法人徳之島観光連盟において、その運営がなされております。現在の名瀬港における出入港時間は、早朝または夜の時間帯であることから、その時間帯の人員配置が一つの課題になっているものと思われます。観光客は、名瀬港に着いた後の次の行動を考慮し、どのような形態の観光案内が、ふさわしいのか。観光客からのニーズやそれに対応する人員、人の配置、必要経費など現状や課題を踏まえまして待合所を所管する鹿児島県、関係機関と連携をして検討してまいりたいと存じますので御理解をお願いしたいと思います。以上です。

4番（津畑 誠君） 市長、ありがとうございます。今、おっしゃられたように確かに亀徳新港の場合は、時間的にも9時10分から9時40分、午前中は。夕方が4時半から5時ということで大変時間的にもすごい利便性のいい時間かなと思っておりますが、常に名瀬新港の場合は、下りの場合が5時から5時30分。上りが8時半から通常ですと9時ということですが、先ほどおっしゃいましたけど交流人口の増加がということで、まず28年度名瀬新港の乗降客数が、トータルで18万1,900人という統計が出ていますが、29年度のちょっと乗降客数は、ちょっと私まだ分かっておりませんが、たぶん伸びているんじゃないかと思っております。そうした中で先日、橋口耕太郎議員のほうから早朝に奄美に来られた方が、郵便局前で観光案内所どこですかと尋ねられたと。そういった現状等が増えてきておりますので、是非ともこの9時早朝5時の時間等も本当にあったら助かると、そういったやっぱり施設だと思っておりますので、是非とも考えていただきたいんですが、ちなみに先日、大島支庁のほうに行きまして、今、お土産店が5店舗ございまして、3店舗埋まってて端っこの2店舗が空いているんです。ちなみに平米数が13平米で家賃が17万7,280円ということでしたけど、高いのか安いのか、それは分かりませんが、ちょうどいいところが空いているんですね。ちょうどいいところが、出入り口、エレベーターの前の、17万でそこに1人人員配置して、朝の5時ですから1時間前後、約2時間、午前中2時間、夕方2時間、そこに常駐していただいて、船を利用する方々の出入りを見ながら何かあればですね、即対応していただけるような施設があれば大変喜ばれるんじゃないかと思っております。部長、どうでしょうか。今の話ですが、確かに経費面を考慮してもですね、あと人の問題、あと場所の問題といろいろありますけど、それなりの費用対効果があるのじゃないかと私は思っておりますが、どういう見解ですか。

商工観光部長（武下義広君） 確かに費用対効果とかですね、その付近、あるのじゃないかと思えますけ

ども、先ほど市長からの説明あったとおり、人員配置の問題、それ以外にやっぱり検討していかなければいけない課題がありますので、その付近はしっかりと検討しながら進めていきたいと思います。ちなみにですね、名瀬新港での観光案内を充実するための方策として、一般社団法人あまみ大島観光物産連盟におきまして新港待合所内に早朝でも訪れることができる観光スポットなどを掲示するための案内板を設置し、そしてまた店舗情報やバスの時刻表を掲示するほか、多様なパンフレットの配置などを行うと伺っております。時期につきましては、大島支庁と調整の上、夏までには設置する予定ということでございます。この案内板に対する観光客の反応や更なる活用方法など、今後も関係機関と連携して対応を考えてまいりたいと思いますので御理解いただきます。

4 番（津畑 誠君） 本当にそれはいいことだと思います。ちなみにどの辺にそのモニターを設置されるか。分かりますか。

商工観光部長（武下義広君） 申し訳ございません。場所についてまでは、ちょっと情報入っていないんですが、一応そういう形でモニターというよりも案内板を設置して、店舗情報やバスの時刻表を掲示するという形でパンフレットを置いていくという形で今、進めているということです。申し訳ございませんが、場所について、今どこだということはまだ情報が入っていないので、申し訳ありません。

4 番（津畑 誠君） 分かりました。是非よろしく願いいたします。ちなみに先月、奄美大島群島の市町村議員大会が徳之島町でございまして、そのとき亀徳新港を利用しましたが、そのときにはやはり、ちょうど人の出入りが多いところに観光案内所がありまして、今おっしゃった観光パンフレットあるいは観光スポットや観光コースを紹介してくれるその案内をするスタッフの方がいらっしやいまして、そういう活用ができるみたいです。また併せまして、そのふるさと納税のPR等もしておりまして、大変目につくところで、やはり初めて来られる方々がこれなんだと、よく目立ったのは、牛肉のポスターでしたけど、立ち止まって見ておりましたので、是非ともそういった活用等も有効的じゃないかと思っております。是非ともまずはその案内板からで結構ですので、まずそれをやりながらですね、最終的には行き着くところまで、ちゃんと店舗も二つ待ってますので、空けて、17万ちょっと高いですけど、そういったところも活用していただければと思っております。よろしく願いいたします。

次に2番目②ですね、無料公衆無線LANの整備促進についてお尋ねします。多くの乗降客のある海の玄関口に、防災拠点の情報収集のため対災害性の高い無線LANの整備をすることで、地域の安心・安全な環境を構築することができる無料公衆無線LANの整備ができないか。伺います。

商工観光部長（武下義広君） お答えいたします。外国人を含む観光客の増加が見込まれる中で情報通信環境の利便性向上により奄美群島の魅力は、SNS等を通して全世界に発信される機会が増えるものと期待されます。また防災上の観点からも、災害対応の強化が望まれる公的な拠点における公衆無線LAN環境の整備は、地域防災力の強化に資する有効な手段の一つと考えられます。そうした中、航路の利用者につきましても今後は、公衆無線LAN利用の要望が高まるものと予想され、中心商店街をはじめ地元への経済効果も期待されますが、御承知のとおり名瀬新港は、県管理の施設となっておりますので、然るべき機会に地元の要望ということで県のほうにですね、お伝えして協議してもらいたいと考えております。

4 番（津畑 誠君） 分かりました。おっしゃるとおり一応県の管理ですので、いろいろと手続き等があるでしょうが、ちなみに先ほどの亀徳新港ですね、同じく観光案内所といっしょに無線WiFiも設置されておりまして、これもやはり観光客、特に外国の方々に大変喜ばれております。また先日、5月にはですね、産業建設委員会のほうで所管事務調査で東京都品川区に行ってまいりましたが、そのときにで

すね、東京都品川区のほうでは、公有施設区内、駅の中もちろんそうですけど、駅前ですね、と、あと区内公園全域、大きな公園ですけど、全域、あとそこに無料公衆無線LANが整備されておると。本当に多くの方に喜ばれておりまして、更には区内の民間の店舗ですね、でも協力して、またこの無料公衆無線LANのエリアを拡大していった最終的には、全域にそういったエリアができないかということに取り組んでいるみたいです。東京都とまた比較するのは、あれかもしれませんけど、実際、東京から地方のほうに約観光客の4割が地方に流入しているということで、近い将来、2・3年後には、5割の方々が、地方のそういった観光地に訪れるであろうという統計が出ておりますので、18年度の観光白書の中に書いてましたけど、そうした中で観光、交流人口が益々増えていきますので、できればそこらへんもしっかり見ていただければと思っております。ちなみに今言った無料公衆無線LANの件は、先ほどの観光案内所と併せまして最後どのようにお考えか。よろしいでしょうか。

商工観光部長（武下義広君） まず亀徳新港につきましては、徳之島観光連盟の観光案内所がある関係上、その中で事務用の業務回線を利用して、公衆無線LANのサービスを提供されていると伺っております。仮に関係機関との協議が整って、名瀬新港に観光案内所が設置されることとなれば、やはり同様なサービス提供について一つの検討課題になるんじゃないかというふうに考えております。

4番（津畑 誠君） 先ほどWi-Fiの説明をですね、私、調べたところですね、建物内ですから大きなイニシャルコストやランニングコスト等がかからないと思いますが、観光案内所と同じように費用対効果で考えたときには、十分なサービス、広報ができるのかなと思っておりますので、是非とも早い時期の導入のほうをよろしく願いいたしたいと思っております。これは一応要望でございますので、はい。是非ともよろしくお願いいたします。

次に（2）安心・安全な観光地づくり。①防犯カメラ・防犯ドライブレコーダーの導入について質問いたします。交流人口の増加に伴う事件、事故の防止のため、公共の施設への防犯カメラ設置及び緊急性の高い公用車を優先に防犯ドライブレコーダーの導入ができないか。伺います。

市民部長（前田和男君） 奄美市の現状についてお答えさせていただきます。公共施設への防犯カメラの設置状況につきましては、現在、庁舎、浄水場、ICTプラザかさり、A i A iひろば、市営住宅のエレベーター内など設置はしておりますが、基本的に施設管理のためのものでございます。

次に、公道沿いに設置されている防犯カメラといたしましては、平成22年度に県警による「子ども見守りカメラ」が通学路を中心に市内17か所に17台設置されており、NPO法人ゆずり葉の郷が管理、運営をしています。また平成29年には、奄美市単独で安心・安全なまちづくりを推進。犯罪発生抑止のため浦上の国道交差点に1台設置しております。今後の公共施設の防犯カメラ設置につきましては、新規施設及び既存施設とも各施設の利用状況などを考慮しながら導入を検討してまいりたいと考えているところです。

ドライブレコーダーについてでございますが、公用車のドライブレコーダーの設置状況は、現在、公用車が283台ございますが、30台に設置しており、設置率は10パーセントとなっております。以上でございます。

4番（津畑 誠君） 分かりました。公共施設が約7・8か所ぐらいになるんですかね。だと、道路等と合わせると17・8台。20台弱ですね。カメラのほうは、そういった状況で、ドライブレコーダーのほうで、ドライブレコーダーが公用車283台に対して約1割30台設置されているということですが、このドライブレコーダーの30台設置の車両は、ちなみにどういった車両か御存じですか。

市民部長（前田和男君） ドライブレコーダーにつきましては、まず共用車として財政課が管理している

集中管理車のほうで合計24台です。あとは各課の所管の公用車で6台という内訳になっております。以上です。

4番（津畑 誠君） 今回の第2回定例会の議案の中にですね、和解及び損害賠償を定めることについてと2件と議案が入っていましたが、併せまして、ちなみに奄美警察署管内での人身事故、物損事故の総数ですが、平成27年度がですね、894件。人身事故、物損事故、合わせて894件、27年度。28年度が992件。29年度が1,059件とやはり年々増加傾向にあります。これは併せまして刑法犯認知件数、これ110番した件数ですよね。毎年度200件前後あるということでございます。やはり、この原因といたしまして交流人口が増えている中で人が動くということは、やはりいいことばかりじゃなくて、もちろん経済効果もございますが、やはり、そういった事故、事件の可能性も上がってくると、そういったことじゃないかと思っておりますが、やはり私らとしては、前向きにいい方向は見えてはいますが、裏には、そういった問題等も発生しているということで、そこらへんもよく見据えていただきたいなと思っております。ちなみにここ数年ですね、奄美市の職員による交通事故等が多発しておりますが、事故の要因またその対策はどのようにしているのか。伺います。

総務部長（菊田和仁君） 公用車の事故につきまして、平成25年度から29年度までの5年間の数字を申し上げます。物損事故が24件。人身事故が1件発生しております。事故の内容につきましては、駐車中の車両に接触した事故が10件。走行中または一時停止中の車両へ追突した事故が5件。走行している車両同士の接触事故が2件。施設等の損壊が4件。公用車が追突された事故が4件となっております。以上です。

4番（津畑 誠君） ちなみにその事故の要因、対策は、どういうふうにされているか。伺います。

総務部長（菊田和仁君） 交通事故防止の取組といたしましては、職員の公用車運転に際し、これまで部課長会や全職員へのメールなどにより注意喚起を図っております。また毎年4月には、新規採用職員、それから11月頃には、全職員を対象として外部講師を招いた安全運転講習会を実施し、職員の安全運転意識の向上に努めているところです。以上です。

4番（津畑 誠君） ちなみに先ほど30台の車両にドライブレコーダーの設置があるということ言われていましたが、この25年から29年の間には、その車両は使われてなかったわけですね。

総務部長（菊田和仁君） 事故の中身によってはですね、ドライブレコーダー取り付けた車の場合もあるようです。

4番（津畑 誠君） ということは、事故の原因究明にも役立ったということですね。ドライブレコーダーは、やはり必要だということですかね。すみません。勝手なことを言っておりますが、実は、今年の3月15日に徳之島町と天城町とですね、天城町の徳之島警察署と協定いたしまして全車両にドライブレコーダーを設置して職員が先頭に立って、交通安全意識を向上し交通事故防止でまちづくりをしているということです。また、事件、事故の早期解決にも協力して、町民や全島民を安全・安心にすると町長のほうは、おっしゃっております。また先月は、徳之島町でも防犯カメラの追加設置や高齢者へのドラレコ搭載に着手する方針を示しています。そこで再度お聞きしますが、交通安全意識の向上と交通事故の抑制に向けて、防犯ドライブレコーダーの導入を検討してほしいと思いますが、どのようにお考えか。伺います。

総務部長（菊田和仁君） ちょっと調べてみますと、ドライブレコーダーですね、1台につきおよそ2万4,000円程度かかるということですが、設置していない残りの車両を一気に取り付けるというのは、また財政の面でも難しいかもしれませんが、順次ですね、計画的に導入を推進していきたいと思っております。以上です。

4番（津畑 誠君） 是非とも走行車両の大きい車両。あるいは緊急性の車両を優先に取り付けていただけたらと思っております。よろしくお願いいたします。

それでは次に2番目の公共交通、路線バス停留所の整備について質問します。平成28年度の路線バス年間利用者数は、90万6,019人。奄美市ですね。観光客の路線バス利用率、観光客が11.8パーセント。市民のバス利用率14パーセント。バス待ち環境の整備箇所数20か所。バス利用者の満足度52パーセント。という統計ですが、観光客や高齢者、子どもたちに安心・安全・快適にバスを利用してもらうためバス停留所に上屋やベンチ等の設置はできないか。伺います。

商工観光部長（武下義広君） それではお答えいたします。バス停への上屋やベンチの設置についての御質問ですが、本市としましては、これまで平成25年度に社会資本整備交付金を活用し通学生の利用が多い市内3か所、これは市役所前、奄小前、旧スーパーさと、笠利ですね、さと前。にバス停への屋根を整備するとともに平成28年度に観光客の利用が多いマングローブパーク敷地内に整備を行ってきたところでございます。

本年度は、笠利地区において観光プロジェクト事業を活用し数箇所程度の整備を予定しているところであり、設置場所の検討を現在、行っているところでございます。今後とも市が事業主体として整備すべき箇所があるのか、検討を行う必要があらうかと思いますが、昨年度、住用町内会の自治会が、市の「紡ぎきよらの郷づくり事業」を活用し、地域での整備も行った事例等もございますのでバス事業者、地域の方々との協働も含め検討してまいりたいと考えております。なお、歩道上への屋根、椅子の設置については、設置後に歩行者通路として2メートル以上確保する必要があることから、歩道幅の狭い市街地を中心として、設置が困難である場所が多いことも御理解いただきたいと思います。以上です。

4番（津畑 誠君） ちなみに市内のバス停留所は319か所ございます。また整備されたバス停留所が12か所ということですね。これはしまバスが、会社が整備したものということでございます。ちなみに奄美市のほうは20か所。これ合わせて20か所かちょっと分かりませんが、バス路線何か計画書というのがありましたよね。そこには5年計画で5台ですか、あと34年度に5か所設置するということになっておりますけど、5年で5か所というのは、ちょっと少ないのかなと思っておりますね、見ておりましたが、ちなみに先日ですね、福祉課のほうで、お達者ご長寿応援事業というのがございまして、75歳以上もしくは70歳以上の運転免許証返納者を対象に、バスやタクシーを利用できるご長寿応援券を発行してありましたが、申請のあった方の83パーセントが実際に使用されており、約4人に1人がバスを利用されているという実態なんですね。そうした中でやはり、この暑い時期、やはり炎天下の中ですね、お年寄りが立っているところよく見えますけど、そこらへんをちょっともうちょっと調査されてですね、利用者数の多いところから順次設備のほうできないかと思っております。ちなみに私もう二度三度、三度ですね、市民の方に伺いされたんですが、真名津町のスーパータイヨーの前のバス停留所、一応川のほうにちょこっと出ますけど、もちろん県道、あと河川の上ということで奄美市の土木課と大島支庁のほうに問い合わせしたんですが、あそこは私もたまたま二度三度相談を受けたもんですから車を近くに止めて立ったんですね。奥行は1メートル、幅2メートルですよ。大型車両が通ると怖いんですね。そこに70、80の高齢者の方が立っているわけですよ。ああいう現状を見るとですね、やはり、そこら辺の実態をもうちょっと調査していただいて、やるべきところは早急にしていっていただきたいと思っておりますので、まず一つひとつ緊急性のあるところからしていただきたいと思っております。

ます。あとですね、今日のまた新聞にも出ておりました、県議会のほうの質問の中で空港バス車いす対応と空港アクセスバスの車いす利用者に対応したバスの導入について、今年3月に改定された国のガイドラインでは、バリアフリー車両導入が難しい場合でもソフト対策を講じることが盛り込まれていると。これは鹿児島市ですが、やはり交通難民ですか、こういった公共交通機関ですね、は、どこの地域でもこういった形で取り組んでおりますので、奄美市のほうもまたこういったバス停等の事情もしっかり見られてですね、もちろん予算が必要なことですからいっぺんにはできませんけど、随時緊急性の高いところから整備していただきたいと思っております。何かございますか。

商工観光部長（武下義広君） 先ほどのまず長浜のタイヨー前のところにあれが県の道路管理者と、ごめんなさい。真名津のタイヨー前ですね、平田町のバス停については、県の道路管理者とバス事業者の中でする形で設置されていると思います。この件については今、危険というお話もありましたので、この件についてはバス事業者のほうにお伝えをしていきたいというふうに考えています。それとあとバスの環境とかですね、今からの道路の中での運行形態とか、これにつきましては、市のほうでもですね、去年、地方公共交通網形成計画を策定しまして、その計画に基づいて今、実施計画の整備を進めているところです。その中でバス待ち環境の整備など先ほど議員が、お話になりました20件から25件ということも、その計画の中で目標として定めておりますので、その計画に基づいてですね、整備を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

4番（津畑 誠君） 分かりました。よろしくお願いいたします。あと30分で三つをやりますので、すみません。ちょっと急ぎますけどよろしいでしょうか。2番目の農業振興について、（1）地域資源を活用した新規作物の可能性と取組についてですが、奄美市重点三分野の柱の一つでもある農業ですが、総合計画に地域特性を活かした新規作物の導入を推進するとございますが、新たにどのような作物を検討されているのか。伺います。併せまして群島内の自治体、特に徳之島、沖永良部島等の取組を参考にして新規作物の取組ができないか伺います。

農政部長（山下仁司君） まず新たな作物についてお答えしたいと思います。まず本市の振興作物につきましては、笠利地区を中心に栽培されているさとうきび、住用地区・名瀬地区の傾斜地を利用したタンカンやスモモなどの露地果樹、平坦地におけるパッションフルーツ、マンゴーなどの施設果樹、露地野菜のかぼちゃなどがあり推進を行っているところでございます。また「津之輝」については、年末に出荷可能なポンカンに代わる品目として推進拡大を図っているところでございます。このような中、新たな振興作物の導入については、奄美大島の各市町村、JA、大島支庁で構成しております園芸振興協議会大島支部において実証試験栽培や市場の評価調査などを行い、栽培技術の確立や適正品目・適正品種の選定などを行っているところであります。現在、アボカドや在来柑橘、ズッキーニ、クロトンなどについて検討を重ねているところでございます。

また本市においては、本年度、公益財団法人奄美市農業研究センターにて、イチゴ、シマアザミの試験栽培を行い、栽培技術や出荷、流通体制を検討する予定にしております。今後とも新たな振興作物の導入については、関係機関・団体と連携し試験栽培を含め栽培技術や流通体制、農家の経営収支などを検討したうえで農家への普及を図ってまいりたいと考えております。

次に、群島内、特に徳之島等の他団体との取組を参考にできないかとの御質問ですが、徳之島町と本市では、産業構造や就業構造、あと農地面積、営農指導、流通販売体制が異なってはいますが、振興作物の推進や新たな新規作物の導入、それらに伴う新たな施設や機械の整備など先進地である徳之島など他自治体の取組状況を参考にし、奄美大島に適した農業振興を図ってまいりたいと考えております。以上です。

4 番（津畑 誠君） 分かりました。イチゴとかシマアザミですね。先日は、イチゴの研修の方々が来られて、いろいろ研修しました。また、シマアザミのほうは、徳之島のほうで一生懸命に取り組んでおられまして、大変、自生する作物で台風に強い、塩害に強い、鳥獣被害もないと、肥料も一切要らない。そうした中で対策としては、雑草対策だけですね。それだけすれば一応生育すると。また栄養価がかなり高いと。これはもう実証されておりまして、徳之島、沖永良部、龍郷町、奄美で取り組むというようなこと伺っております。ちなみに沖永良部のほうですが、沖永良部のほうは、付加価値の高い花きですね。花きの生産が非常に多くて、花ですね。36億円と。逆に農業算出額の耕種部門の中で沖永良部は、100億4,200万円。奄美は、本島合わせまして19億6,000万円と、これだけでも金額の差があるんですが、やはり、その地域、地域によって付加価値の高い農作物を育て作り上げて、産地づくりをまず取り組んでいただきたいと思います。また、そうした中で、あとからの質問にもありますので、また後ほど答えますけど、すみません。先に2の質問からよろしいでしょうか。（2）安心・安全・安定供給の植物工場について質問します。植物工場のメリットは、天候に左右されない短期間で計画的に品質の高い葉物野菜が生産できる。高齢者や障害者が、快適に仕事をすることができる。生産物は、地元で消費され島内で資金循環が見込める。また、給食センター、病院、高齢者施設等での需要も見込める。デメリットといたしましては、イニシャルあるいはランニングコストが高いためトータルの生産コストが高くなるということでございます。そして質問ですが、安心・安全・安定供給、高齢者雇用、地産地消の植物工場の運営は、将来的に考えられないか。伺います。

農政部長（山下仁司君） 安心・安全・安定供給の植物工場について将来的に考えられないかとの御質問ですが、植物工場のように光や温度、湿度、二酸化炭素濃度など植物の生育環境を制御し通常の土の代わりに培養液によって植物を栽培する生産システムにおいては、幾つかのメリットがございます。まず一つが、天候や場所に依存せずに計画的に一定の品質のものを安定供給できること。また、栽培期間の大幅な短縮や植栽密度を高めることが可能で、面積当たりの生産効率を上げられること。また、食味をよくしたり特定の栄養成分を多くするなど、付加価値の高い作物の生産が可能となるといったメリットがあります。

一方でデメリットといたしまして、初期コストとして建設費用や光源ランプ、空調など多くの設備費用が必要なこと。また、照明や温湿度などの環境条件をコントロールするための光熱費や施設の維持管理などの多くのランニングコストがかかること。また、植物工場のメリットが十分に活かせる栽培方法や品種開発が進んでいないこと。また、一般消費者の認知度がまだ低く通常栽培より高い生産コストをカバーするだけの販売体制が整備されていないことなどが問題点として挙げられます。以上のことから本市における植物工場の導入については、他自治体や企業の取組状況を注視しながら、施設等の能力規模や農業生産技術、販売流通体制の整備などを踏まえ継続的・安定的に農業経営が可能かを見極め検討したうえで普及していかなければならないと考えております。以上です。

4 番（津畑 誠君） 分かりました。それをどうにかと思っております。ちなみに2014年の2月には、徳之島町のほうで植物工場が開設されております。私、当初、見に行つてですね、昨年見て、今年先月もまた見てきました。そうした中で、いちばん最初はですね、やはり障害者の方を雇用されて、もう試行錯誤しながら、なかなか上手くいかないということを言われてましたけど、昨年行ったときには、順調にものも短期間で出来上がって、また雇用者も増えて、ただ採算がその時点では、トントンとたまたま採算のことを向こうから言ってきたもんですから、採算がトントンだったということでした。今回の場合は、担当者の方が言われるには、採算は度外視して、とりあえず障害者の雇用があるんだということ。それで大変喜んでおられました。ちなみに今回は、障害者の方、10名雇用されておりまして、一般の方は従業員が5名と、15名の雇用が長期雇用が生まれたということで大変喜んでおりました。この植物工場の運営、私は、今、部長がおっしゃったように、一番の問題は、イニシャルコスト、

ランニングコスト高くてトータルの生産コストが高いですね。スーパーで100円で売られているものが、植物工場だとやっぱ200円になってしまうんですよ。どう計算しても。私も8年前からずっと追いかけていて見ているんですよ。ただコストは、イニシャルは、どんどん下がってきておりますので、将来的には、そういった適正な価格の時期が来ると思いますので、是非そういったことも一つ考えていただければと思います。植物工場の運営は、本当に多くの課題がございますが、外海離島という地理的条件また地産地消による資金循環、更には障害者雇用の促進等の観点から考えると、奄美には適しているんじゃないかと思っております。よろしくお願いいたします。

次に3番目、大島支庁と連携した農業振興への取組について伺います。

農政部長（山下仁司君） 大島支庁と連携した農業振興への取組についてお答えします。現在、大島支庁と連携し定期的な巡回指導による栽培技術の普及活動や、各種補助事業の適正な執行などを通じて経営感覚に優れた担い手農家の育成や新規就農者の定着、さとうきびの生産性向上、野菜・果樹などの園芸産地の育成、肉用牛農家の育成、地産地消の推進など地域農家の振興を連携を取って図っているところでございます。特に、タンカン、パッションフルーツ、かぼちゃなどの振興作物については、生産性の高い農作物として安定生産に向けて各種試験栽培等を通して反収向上対策や病虫害対策、省力化技術などの栽培技術の確立、更に産地化に向けた部会活動や流通体制の強化を図っているところでございます。加えまして新たな振興作物や新品種の試験栽培・検討、ミカンコミバエやカンキツグリーニング病といった特殊病虫害対策など、大島支庁と連携して取り組んでいるところでございます。今後とも大島支庁やその他関係機関・団体と連携強化を図りながら農業振興に取り組んでまいりたいと考えております。よろしくお願いいたします。

4番（津畑 誠君） 大島支庁の普及、指導の方にいろいろ聞いたらですね、関係機関・団体と適切に役割分担しながら、試験研究機関等で新たな開発された技術や優良品種などの早期定着などに向けて、現地の実態に的確に対応した効率的かつ効果的な普及指導活動の展開を図るということでございました。そしてまた観光客が増加する中、食・農・観光との観点から農業の持続・発展を支える担い手づくり、付加価値の高い農業を実現する産地づくりに大島支庁、群島12市町村で連携して広域的な農業振興に取り組んでいただきたいと思います。以上です。

3番目のまちづくりについて（1）地方再生コンパクトシティ、モデル都市について。この質問は、先日、三島議員、大迫議員が質問されておりますので、割愛させていただきます。

（2）名瀬港本港地区マリンタウン整備事業について質問します。名瀬港マリンタウン整備事業は、プロポーザル方式での入札予定ですが、いつ頃までに利用目的、譲渡価格を公開するのか。伺います。

建設部長（本山末男君） それでは答弁させていただきます。名瀬港マリンタウン整備事業につきましては、平成29年度から河川切り替え工事を行い、平成30年度には、上下水道工事、道路築造工事を行い平成30年度中には工事を完了し、平成31年4月から公募の事務手続きを開始する予定としております。土地の分譲につきましては、今後、開催されます土地処分検討委員会において利用目的、公募方式や分譲価格などを審議していくことになっておりますので、詳細については現段階では御説明できませんので御理解をお願いいたします。

4番（津畑 誠君） 分かりました。部長、ちなみに次回の土地利用検討委員会の日程が、お分かりでしょうか。

建設部長（本山末男君） まだ開催日は確定しておりません。

4 番（津畑 誠君） 分かりました。それでは次の 1 区画一括売却の公募方式でとありますが、1 区画一括売却の根拠は何か。また、分譲は考えてないのか。また、土地取得後の事業開始時期に関する規定等があるのか。また、転売、転貸借の規定はあるのか。テナント事業は考えられないのか。伺います。

建設部長（本山末男君） 名瀬港本港地区マリンタウン整備事業につきましては、既存市街地での業務施設用地確保は厳しいことなどから新たな業務施設用地としての整備を進めることとしており、駐車場を含めた業務施設を考えますと、現段階では 1 区画一括売却として考えておりますが、先ほど説明しました土地処分検討委員会で今後、その中で諮っていきたいと考えております。

土地処分後の事業開始時期や建物の転貸借、テナント事業の規定につきましても同様に、土地処分検討委員会の中で審議されますので御理解をお願いいたします。

4 番（津畑 誠君） 今、私が質問したことは、土地処分検討委員会が終了後に皆様に教えていただけるということでしょうか。はい。分かりました。

それでは最後になりますが、地元企業、法人が対象とございますが、地元企業、法人の規定が具体的にあるのか。地元企業、法人の所在地とは奄美市に限定しているのか。また、法人の登記申請後何年存続の法人が対象か。また、現在までに地元企業、法人以外の応募があるのか。伺います。

建設部長（本山末男君） 名瀬港マリンタウンの公募対象につきましては、平成 30 年 2 月に開催されました名瀬港本港地区土地処分検討委員会の中で奄美市に本部、本店を有する地元企業としております。地元企業法人として登録後何年とかの規定に関しましては、土地処分検討委員会の中でまた審議していきますので御理解をお願いいたします。地元企業・法人の以外の応募はあるかとの御質問ですが、公募は今後、平成 31 年 4 月からの事務手続き後になりますので御理解をお願いいたします。

4 番（津畑 誠君） 分かりました。そのような答弁になるのかなと思って私も一応想定しておりましたが、できればですね、地元で法人住民税、法人事業税、消費税、固定資産税等が長年に亘り支払われておって、また現在も地域に地元へ貢献している事業所でおかつ事業計画及び財務内容の健全な事業所を優先するべきかなと私は思っていたところで質問いたしました。はい。以上でございます。

最後に 4 番目、ふるさと納税制度について伺います。（1）平成 30 年度のふるさと納税推進事業の新たな取組について。30 年度 4 月から 5 月の実績は、昨年度の 4 月 5 月の実績と比較して状況はどうか。伺います。

プロジェクト推進監（満永亮一君） ふるさと納税の寄付状況につきましては、平成 29 年 4 月から 5 月は、370 件。1,260 万円。平成 30 年 4 月から 5 月末現在、件数で 640 件。金額にしまして 4,671 万 5,000 円の御寄付をいただいているところでございます。昨年度と比較しますと件数が 1.7 倍。金額が 3.7 倍の増となっております。以上です。

4 番（津畑 誠君） 昨年と比較して件数が 1.7 倍。金額が 3.7 倍ということですね。ということは、今年度末は 10 億円ということでしょうか。すみません。次の質問にいきますけど、30 年度の新たな広報・企画・取り組みは、どういうふうに考えているか。お尋ねします。

プロジェクト推進監（満永亮一君） 30 年度のふるさと納税推進事業の取組としましては、昨年同様、東京、大阪、沖縄の出向職員を通しての情報発信や東京、大阪など大都市圏で行われる観光・物産展等のイベントでの広報宣伝、関東、関西、沖縄郷友会への情報提供を行う予定であります。また、昨年作成しましたふるさと納税 PR 動画を今年も奄美空港出発ロビーでの放映を予定しているほか、ふるぽ、

ふるさとチョイス、YouTubeなどSNSを通して全国へ発信しております。更には、ふるさと納税ポスターを作成し、奄美市100人応援団や各地区の奄美出身者の経営する店舗での広告をお願いしているところであります。御質問の今年度の新たな取組といたしましては、ふるさと納税制度の新たな顧客の掘り起こしのため、金作原原生林体験ツアーやダイビング体験などの参加型・体験型謝礼品の拡充や、30代から40代の女性をターゲットとしている通信販売会社のカタログへの広告などを予定しているところでございます。以上です。

4番（津畑 誠君） 分かりました。新たな取組は、金作原原生林ツアー、体験型の謝礼品ですね。29年同様多くの体験型の謝礼品が出てきておりますが、本当にこの時宜を得たすばらしい、私はもう、商品だと思っておりますので、たぶん残念ながら新聞のほうには、4億3,000万円昨年あったふるさと納税が、今年目標は2億円ということだったんですが、そこらへんはちょっと何故かなと思いながらですね、実は、ちなみに大崎町ですね、大崎町、大幅にふるさと納税、27年度が27億円だったんですが、28年度は、17億円とかなり減にはなっております。ただ金額以外の効果が地元に出ているということで、後ほど説明いたしますけど、徳之島町のほうは、29年度、3億5,000万円。件数で11万6,672件と。ここはちょっと伸び悩んでいたと。だいたい奄美市を意識しておりました。そうしたことでも今回から楽天ですか、楽天のポータルサイトを利用してもっと伸ばしたいということで取り組んでおりました。ちなみに2017年度寄付総額日本全体で3,000億円超。都城市がまた74億円ということですね。都城の場合は、商品の返礼品の中に含まれている利益分をですね、行政が負担して要するに商品価値を高めて更に返礼者、寄付者に対していい商品が提供できたということだったと思います。いろんな工夫をされて各自治体、頑張っておりますので、また奄美市も頑張って2億円と言わず5億円、10億円目指して頑張っていただきたいと思います。

（2）番のふるさと納税制度を活用した産業振興について。今年2月にJT Bスタッフ2名が来島して主たる事業所さんへアドバイス等の協議を行い、新商品開発や事業所との連携を図っていると言っておりますが、その後の進行状況はいかがでしょうか。

プロジェクト推進監（満永亮一君） JT Bのスタッフが来島されるのは、おおむね年1回でありまして、29年度に引き続き30年度も連携するため来島予定となっております。前回の来島では、他事業所とのコラボや返礼品の価格や数量についてのアドバイスをいただいております。具体的に申し上げますと、魅力的な商品が販売数量を伸ばせないことから、1万3,000ポイントの返礼品を数量を減らして1万ポイントの商品にしてはどうか。また定期購入の商品を開発してはどうか。などの御指摘をいただきまして今年度の掲載時に変更させていただいたところでございます。以上です。

4番（津畑 誠君） 分かりました。あと3番目、（3）GCF、ガバメントクラウドファンディングの取組について伺います。3月の第1回定例会での答弁で、奄美市でも現在この制度を活用した取組ができないか複数の団体と検討、協議を行っていると言っておりますが、進行状況はいかがでしょうか。

プロジェクト推進監（満永亮一君） ガバメントクラウドファンディングは、地方自治体がプロジェクトオーナーとなる制度であります。市町村が抱える問題、課題解決のため、ふるさと納税の寄付金の使い道により具体的にプロジェクト化し、そのプロジェクトに共感した方々から寄付を募るという仕組みであります。奄美市におきましても子どもたちを対象に奄美の自然、海、山、川を探検するプロジェクトや世界自然遺産に向けた動物愛護に関するプロジェクトの提案をいただいております。現在この制度を活用した取組ができないか。提案内容の整理など実施方法について協議しているところでございます。

4番（津畑 誠君） 分かりました。ちなみに6月1日今月の1日から徳之島町のほうがGCF奄美のク

ロウサギ共存事業ということで、ガバメントクラウドファンディングを行っております。ちなみに奄美では、世界自然遺産登録を目指している環境保護保全に関するプロジェクトが、多くの方々からの共感を得られるのではないかと。今後の取組を本当に期待したいと思います。ちなみに東京都文京区では、困窮する子育て世代を支援する子ども食堂の運営で、ふるさと納税の寄付金を財源に充てておりました。2,000万円として8,000万円が集まったと、最後に子どもたちの笑顔に勝る返礼品はないということでした。以上で終わります。

議長（師玉敏代君） 以上で、無所属 津畑 誠君の一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。（午後2時30分）

○

議長（師玉敏代君） 再開いたします。（午後2時45分）

引き続き一般質問を行います。

社会民主党 関 誠之君の発言を許可いたします。

15番（関 誠之君） 市民の皆さん、議場の皆さん、こんにちは。一般質問大トリでございまして、11年間で初めての最後を務めさせていただきます。それでは一般質問の前に若干の所見を述べさせていただきます。昨日6月12日に歴史に名を残す米朝首脳会談が行われ、トランプ大統領は、北朝鮮をすばらしい可能性を持った国と絶賛し、北朝鮮の体制補償を約束したようであります。北朝鮮の金正恩委員長からは、完全な非核化をゆるがない意思で実現する趣旨のことを確認したとのこととあります。報道各社は、非核について具体性に欠けるとの論評がほとんどのようであります。詳細が分かりませんので詳しいコメントはできませんが、米朝の首脳が、直接会って会談したことは、お互いの信頼関係をつくる大きな一歩だと大いに評価をいたしたいと思います。日本の拉致問題についてトランプ大統領から北朝鮮に提起があったようですが、他力本願では、事は成就いたしません。間髪を入れず安倍首相が自ら行動を起こし、対立でなく平和的外交を積極的に展開する中で解決の糸口を探ることではないかと考えます。私たちは、常々武力で平和はつくれない。対話による外交により、平和を実現していくべきだと主張してまいりました。このように首脳同士の直接会談によりお互いの信頼関係を継続、進化させながら米朝は、早い時期に朝鮮半島の非核化を実現することを期待いたしたいと思います。

さて、世界自然遺産登録に関するIUCN国際自然保護連合の登録延期が伝えられた日の各社の報道は、重く受け止める、残念、想定外。驚きと納得など登録延期を残念がる声が多く聞かれましたが、その声も時間が経つにつれ遺産登録への道示す、新たな出発点、確実かつ早期登録を目指す前向きな声へ変わりました。このような状況を踏まえ政府は、地元とも協議のうえユネスコ国連教育科学文化機関への推薦を取り下げ、最短での登録審査を2020年の夏に再挑戦する結論を出しました。朝山市長も残念な結果とはなったが、IUCNの評価を重く受け止め、今後も国や県をはじめ関係団体や地元自治体と協議しながら対応を検討していきたい、関係機関や地元住民とも協力し奄美共有の資産の保全と有効活用に努めていくと核心をついた見解を示しておられます。この見解の保全と有効活用に努めていく。これこそが自治体に求められていることだと思います。推薦書を提出する2019年2月1日までそう時間はありません。各自自治体が、気を引き締めて自分の持ち場で全力を挙げてIUCNからの課題を解決していかなければなりません。その課題は、何であり、どのように解決策を見出していくのか。の視点を持って質問いたしますので簡潔にお答えいただきたいと思います。

それでは、これまでの取組で不十分だったことと奄美市がやらなければならない最重要課題は何であるのかについてお答えください。次の質問からは発言席にて行います。

議長（師玉敏代君） 答弁を求めます。

プロジェクト推進監（満永亮一君） お答えします。何が課題で I U C N から延期の勧告が出たかという御質問なんですが、それにつきましては、これまでほかの議員の方にもいろいろ理由とまた見解などを述べさせていただいておりますが、その後の自治体としてどのような取組が不十分だったかと、何が足らなかったかという御質問についてお答えしたいと思います。現時点ではですね、勧告事項の概要のみが明らかになっておりまして、詳細につきましては、今、環境省が、専門的な分析を行っているところでございます。今後、示されます分析結果を踏まえまして何の取組が不十分だったか。何が課題だったかというのが改めて検証されるものと考えております。その検証結果を踏まえまして本市といたしましても引き続き国・県・地元市町村と連携を取りながら、自然保護に配慮しつつ必要な取組を行ってまいりたいと考えておりますので御理解を賜りますようお願いいたします。

15番（関 誠之君） 答弁としては、そのようなことにしかならないというふうに思いますが、先ほど申し上げましたとおり、延期になりましたけれども、そう時間はないわけですよ。2年後じゃなくて1年後の2月には、推薦書を出すわけですよ。出したら同じように I U C N が来て、現地調査がある。それで審査が次の年に行われるということでもありますから、その推薦書に出すには、今までの経過をしますと少なくとも半年前には、いろいろな状況を網羅して出しておかなければいけないわけですよ。だから是非、私もずっと調べまして、そちらのほうにも資料をあげてあると思いますが、やはり島ぐるみの保全、市長もコメントで言うておりましたけれども、やはり具体的に全ての生き物を保護するためにどういう行動を取るのか。これが大原則ですよ。その中でこの貴重な動植物の盗掘とか、また輪禍による防止とか、クロウサギの交通事故ですね。外来種の対策。観光客受け入れ整備体制。こういうのもやらなきゃいけないことは分かっているわけですから、是非そういう意味から具体的に今言ったものを含めて進めていかないと間に合わないのではないかなと。

徳之島と協働してですね、連携をして、あそこのほうは、あそこのほうで進んでいるものもありますので、是非やっていただきたいということを提言をしておきたいと思います。それともう一つは、市長は、課題の解決は、地元の体制づくりに有益な期間が与えられたと言っておりますので、そういう視点でその期間を見ていただきたいというふうに思います。それともう一つは、自然への理解が薄いと誤った保全対策が進められると。過去に言えば外来種の問題。きれいな花だから植えていこうじゃないかと言ったんだけど、ここに至って外来種だったと。そういうことも含めてですね、目的は観光・地域振興が目的ではありませんから、これは手段で、そういったことをしっかりと今何をすべきか。もう一度立ち止まって、市長が言いましたとおり、有益な期間だと、それが有益な期間だというふうに見ていただきたいというふうに思います。あまりやりますと時間がすぐなくなりますので、次、その中に具体的に I U C N の書いてきた適切な観光管理メカニズムや管理施設と観光開発の実施を追求することの勧告事項があるんですよ。このことについて、どう捉えているのか。この条文は、奄美市の状況とは、あまり関係ないよと捉えているのか。いや、そうではないと。こうこういうのがありますというのがあればお答えいただけますか。

プロジェクト推進監（満永亮一君） ただいま申し上げましたこの勧告事項の一つである「適切な観光管理メカニズムや観光管理施設など観光開発計画の実施の追求」について本市として、どのように捉えているかという御質問ですが、本市では、現在、関係機関と連携しまして金作原における利用ルールの運用に向けた取組を行うとともに、奄美群島ならではの自然や文化に触れあうことのできるよう県と連携した世界自然遺産奄美トレイルのルート選定等を行っているところでございます。勧告事項について概要は、既に伝えられておりますが、詳細につきましては、先ほど申し上げましたように現在、国で分析を進めているところでございます。観光に関する計画や施設整備等については、本市また奄美大島だけで検討すべきものではなく、奄美大島全体更には徳之島、沖縄島北部・西表島との連携や整合性を図る必要があると考えております。6月1日に推薦書取り下げの方針が閣議了解され、来年おっしゃるよう

に2月1日まで期間がありませんが、推薦書の再提出に向けて動き出しているところでありますが、勧告事項の詳細な分析を踏まえまして、さまざまな会議等を通して議論していくものと考えております。これからよろしくお願いいたします。

15番（関 誠之君） 本当に時間はそんなにないんですよ。ですから本当にそれぞれの地域がありますがけれども、今度で3度目のこれ延期ですからね。国立公園になるときに少し1年空けたとかね、そういう中でこれは5月4日からの新聞切り抜きですけれども地元の。こんなにありますから是非そういったものを参考に今言ったのをしっかりやっていただきたいと。この項の最後ですけれどもIUCNが、生物多様性評価、価値の評価をいたしましたけれども、環境保全の管理が不十分と指摘を先ほどから議論しております。陸自部隊の自然破壊は全く影響を与えなかったと考えるかどうか。見解をお聞かせください。

プロジェクト推進監（満永亮一君） 直接的にはですね、影響はなかったものと、自然遺産の登録に關しまして直接的には影響はなかったというふうに考えております。しかしながら自然遺産を目指しておりますので、そういった自然環境にはですね、配慮が必要だと思いますので今後とも関係機関と協議しながら進めていきたいというふうに思っております。

15番（関 誠之君） 直接的にはというのは、どういう意味か分かりませんが、狭い推薦地域が点在していることを疑問視をしてですね、環境保全管理が不十分と指摘されているわけですよ、IUCNから。それ以上は申し上げませんが、終わったことです。ただ基本的な考え方として、やはり子々孫々に生物対応性のこの奄美の重要性を残すという立場から、基本的な考え方として継続しているそういった地域をですね、40ヘクタール以上の開発をするということを行政が、やはりたやすく認めているよというような感覚であったら、IUCNのそれなりの勧告しか出てこないのではないかなと。いわゆる登録延期というのも少しは影響があったのかなと思いますので、そういった基本的な考え方も少し勉強させていただきたいなというふうに思います。

次に、二度目となるオスプレイ、奄美空港のオスプレイ着陸に対する市長の見解と関係機関への対応についてを質問いたしたいと思います。二度目と書きましたが御承知のとおり4日に三度目の緊急着陸がありまして、いまだ奄美空港におるようですが、12日以降調べておりませんので、日曜日、写真を撮ってまいりました。本当に大きな俗に言えば鉄くずみたいなものがあるなど、ああいうのが飛んでいるのかなと、こういうふうに思ったんですけれども。そういう中で奄美大島は、この上空がオスプレイの訓練コースとして常態化をしているというのは、これは間違いない事実であります。いつ事故が起こってもおかしくない状態ではないかなと。市民の安全・安心を守る立場で市長に対してですね、少しお答えいただければなというふうに思います。市民に対してオスプレイの飛行状況を提供する方策、飛んでいるときに市に知らすと。これはどのような方法で周知をしているのか。市民にオスプレイの安全性を市長は、オスプレイの安全性をどのように、いろんな今事故があったりしましたがけれども、それを踏まえて、三度目の緊急着陸についての見解を含めて求めたいと思います。よろしくお願いいたします。

市長（朝山 毅君） 関議員にお答えいたします。私も外から見ましたが、決して鉄くずじゃありません。立派に防衛機能を持った私はそれなりの機材であるというふうに認識をいたしております。そのような機材、いわばオスプレイが、普天間基地所属のオスプレイ2機が、今年の4月に緊急に着陸いたしました。また議員が、今お話になりましたとおり、去る6月4日に3度目となる緊急着陸が奄美空港へ着陸したわけでございます。大変遺憾にも思っております。遺憾と申しますと、やはり前回と同じく警告灯の点灯が原因であると。大阪航空局を通して奄美空港管理者へ事前連絡があったとこ

ろであります。いずれにいたしましても隊員及び飛行の安全を確保するための処置でありますので、これは私は、やむを得ないものと思っております。

本市といたしましては、その都度、九州防衛局に対し「米軍などの関係機関へ機体の確実な整備、点検の徹底や安全管理に関する更なる情報の提供、また事前連絡の徹底や市民の不安を招くような運用については控えるよう」に現在まで口頭で申し入れをしてきたところではありますが、先般の議会でも申し上げましたように今後、文書で申し入れを検討しているところでもありますので御理解をいただきたいと思います。

15番（関 誠之君） ありがとうございます。是非ですね、口頭というのは記録も記憶も残らないわけですね。何もしない、しなかったとみなされる可能性が強いので、是非文書で申し入れの検討をですね、していただきたいということ強く要望しておきたいと思います。それで非常に心配しているのは、米軍が奄美大島を訓練地として認識しておればですね、奄美空港を緊急着陸地として常に考えるというのは、これはもう当然のことではないかなと思うんですよ。緊急着陸地としてね。今、常態化している確率は高いというふうに思っていますが、その中で低空飛行というのは、軍事訓練でありますので、今までの過去の例から見ても事前の連絡などあるはずがないわけですね。そういう中で、いちばん心配しているのは、日常煩雑に救命救急のヘリが飛んでおりますよね。そのヘリコプターなどとの空中衝突のリスク。これ接触する危険性、事故が起こってからでは遅いわけですから、是非その辺のところも市長のほうで安全・安心という立場から申し入れの中に加えていただきたいと思います。本来ならばオスプレイのパープルルートを外れて飛んでいるわけですから、それは約束を破るということですから、そういった決まった飛行、約束した飛行以外に飛んだときには、やはりそういった市長の、昨日でしたか、一昨日でしたか、N15が沖縄の80キロ付近に落ちたわけですね。墜落。そのときは、すぐ北谷、沖縄市それぞれの市が、米軍にすぐ抗議するわけでしょう。そういった意味で、しっかりやっていくことがアメリカ軍に対しても抑止力といいますか、そうなりますので是非安全・安心の立場から一つお願いをしたいと。2017年度の低空飛行の状況を調べてみますと、82件、県内で。米軍機の可能性が48件、で奄美群島からの情報が42件。その内12件は米軍の飛行機であったというデータも出ておりますので、そういう意味からも常態化しているなということも考えられますので、是非安全・安心の立場から市長の文書での申し入れをよろしくお願いをしたいと思います。

あと2018年度末配備予定の陸自部隊の現況についてということで質問をさせていただきます。通告のほうで書いてございますので、是非一つ目は、奄美大島自衛隊基地建設差し止め処分申し立ての判決が出ましたけれども、市長の見解をお聞かせいただきたいと思いますというふうに思います。

総務部長（菊田和仁君） 議員御案内の建設工事差し止め仮処分申請の結果につきましては、地元紙を通して見解を述べさせていただいたとおり、公平、公正な立場で審議された結果と受けとめているところでございます。これまでも答弁いたしておりますが、国防という観点から空白地域を解消することは大変重要であると考えており、併せて大規模災害などによる非常時への対応など総合的な判断を踏まえて自衛隊配備の受け入れに至っておりますので、今後も国や関係機関と連携を図ってまいりたいと考えております。以上です。

15番（関 誠之君） 従来の見解から枠は出ないということで理解をいたしますけれども、二つ目に先の一般質問で同僚議員が、質問をいたしましたけれども、私はこの自衛隊の将来像が変わる陸自自衛隊の駐屯地の概要、また住宅が各地区に発注または計画をされたということで概要が見えてきておりますけれども、ここで市長に改めてですね、国防云々は、もうよく議論しましたので理解をしましたから、やっぱり奄美市の将来像において、この自衛隊の皆さんが、どういう位置付けになって奄美の将来像をどうつくっていくか。そういう中でしっかりと説明責任を果たすべきではないかなというふうに思いま

すが、このことについて見解を聞きたいと思います。

市長（朝山 毅君） 関議員から自衛隊の現況については今までの議論の結果、理解をしているというふうな御質問であったと私なりに理解したうえで今、議員の設問にお答えさせていただきます。自衛隊の整備が順調に進んでいると伺っております。今後は、形が整ってまいりますと、それなりの隊員が配備されてまいります。そこで最も肝要なことは、国防を担い治安を担っていくであろう自衛隊員の皆様方には、その地域をよく知っていただき、そして地域の皆さんと更なる信頼関係を構築していただいて、地域の安全・安心を確保するような国防を担う隊員であってほしいという願いを込めているつもりであります。また、そのことについては、折に触れて隊員、幹部の皆さんとお会いする度に申し上げているつもりであります。以上です。

15番（関 誠之君） よく理解をいたしましたので是非「市長のむんばなし」もございますから、そういう中で率直に今のようなことをですね、言っていくことが住民の安心・安全につながるのではないかと思いますので、あまり国防がどうだこうだと言ってもね、よく分かりませんから、同僚議員にお株を奪われちゃってやられましたけれども、やはり反対する議員でも心配をしているという証拠でございすから是非お願いしたいと思います。朝日地区に47世帯。佐大熊24世帯。浜里これまだ計画中ですけれども27世帯と。全地区にね、自衛隊員が来ると。中には迷彩服を着て来ると困りますよという自治会も行って申し入れもしたということも聞いておりますから、やはりそういった心の安全・安心までできるような自衛隊の在り方をしていただきたいなというふうに要望しておきます。最後になりますが、陸自の駐屯地専用水道を市が整備する法的根拠と専用水道の範囲をお示しをいただきたいというのと、総事業費の年度別執行状況と年度別歳入状況をお示しいただきたいと思います。以上です。

上下水道部長（橋口義仁君） それでは答弁いたします。陸上自衛隊駐屯地の専用水道を市が整備することにつきましては、法的根拠はございません。なお、市が整備することとなった経緯といたしましては、自衛隊から専用水道整備に関する要望を受け、本市としての対応を十分に検討した結果、水道整備に関する見識や技術等を持っていること。施設整備に伴う事務費を自衛隊が負担することや、将来の給水収益の向上につながることを勘案し、基本協定書を締結し専用水道整備に着手したところです。

続きまして専用水道の範囲についてであります。自衛隊奄美駐屯地専用水道の起点は、大熊町内に新設予定の送水ポンプ所直近の配水管との分水点とし、この起点から以降、駐屯地内の水道施設までのすべてが専用水道となります。このうち市が整備する範囲は、専用水道の起点から駐屯地内の貯水槽の手前までの管路布設と送水ポンプ所及び中継ポンプ所の整備となります。整備範囲に駐屯地内の水道施設の一部を含むことになりますが、基本協定書に基づいた計画でございます。

次に、総事業費の年度別執行状況でありますが、総事業費約9億3,000万円に対しまして28年度に約1,900万円。29年度に約1億2,300万円執行し、執行率は約15パーセントとなっております。歳入につきましては、29年度中に約8,000万円を収入済みであり、今年3月に完了した実施設計分の事務費を含めた約6,200万円の請求を行ってりましたが、昨日、6月12日自衛隊より全額受け入れが完了いたしました。

15番（関 誠之君） ありがとうございます。全額というと6,200万円なのか、この工事の2億円余りの金なのか。そこをもう一度お願いできますか。

上下水道部長（橋口義仁君） 金額につきましては、6,200万円のうち、工事費実施設計分が5,832万6,000円、及び事務費として3,499万円。合計6,182万5,000円ということで約6,200万円収入ということになります。

15番（関 誠之君） ありがとうございます。やっぱりね、ちゃんと仕事をしたら、ちゃんと早く検収をして早く金を納めていただくと、1億2,000万円の29年度に事業で発注しているわけですからね。そういう意味からこういったこの事務費だって議会で議論をしていなければ、そのままだったかもしれないわけですから、そういう意味から議会でしっかり議論をして、いろんな意味で取るものは取り、出すものは出すと。時間がありませんから、また詳しいことを次の機会にやりたいと思いますのでよろしくお願いしますと思います。

次に、教育行政についてやりたいんですが、その他の施策について1から3までを先にさせていただきますので、議長、よろしくお取り扱いください。よろしいですね。それでは、その他施策3について。国際大学の今後の方針といいますか、一つ目は、有識者の意見、これは少し議会のほうで議論させていただいておりましたが、共同キャンパスの設置。国際大学設立とあるが、具体的にはどういうことなのか。再度簡潔にお願いしたいというのと大学設立の第一の課題。皆さん考えている重要な課題。また今後、どのような日程で、どのように進んでいくのか。そこをお願いします。

総務部長（菊田和仁君） 奄美大島総合戦略推進本部に提出されました大学等設立可能性調査有識者会議からの意見具申についてお答えいたします。まず一つ目の短期的な取組としての「複数の大学と自治体が連携して設置する共同キャンパスを具現化すべき」との提案が、まずございました。このことにつきましては、奄美大島本島内の市町村と包括連携協定を締結している大学等を中核大学と位置付け、これらの中核大学と自治体が共同して設立・運営することが望ましいといたしております。また、研究や教育、社会貢献といった複数の機能を持たせることで、大学に類似した機能を発揮させることができることに加えて、施設面については奄美看護福祉専門学校の学科再編に伴い空き教室などが見込まれていることなどから、それらの活用についても提案がなされております。

次に、二つ目の中期的な取組として、「奄美群島に観光、環境などに特化した国際大学を国・県・市町村が協力して設立・推進されるべき」との提案につきましては、奄美群島における大学設置の重要性を指摘したうえで大学設立は、国及び県との統一した政策として進めるべき課題であると提言されているところです。

大学設立の第一の課題についてでございますが、まずは資金面が最たる課題であると考えております。平成28年度に実施した奄美大島総合戦略推進本部による調査では、学校の定員規模にもよりますが、設立経費は約20億円から124億円との試算が示されております。また大学設立後は、恒常的な運営経費が必要とされることから、経営的な視点に立った資金の確保が重要であると考えております。現在の少子化傾向の中では、全国の大学における学生確保の競争は激化いたしております。私立大学を例に見ますと、入学定員を満たさない大学は、年々増加しており、平成28年度では、半数近くの44.5パーセントの大学が、定員割れの状況にあるというデータもあり、一定数の学生の確保は大変厳しい状況にあります。大学設立の理念・必要性は十分理解しつつも、現実的な実態を鑑みますと、市町村のみによる実現は大変難しく、国・県とも連携した取組が必要であろうと考えております。そのような背景も踏まえたうえでの今回の意見具申であろうと考えているところです。以上です。

15番（関 誠之君） 正に言われたとおりで、秋田大学と名桜大学を調査してきましたけれども、二つともやはり既存の大学を使って、いわゆる立ち上げ費用が安くあがりますから、やはりそこがなければ、なかなかこれは上手くいかないのではないかなというふうには私は感じてきましたけれども、それともう一つは、その中で誰がリードをしていくのか。特に奄美振興開発事業の中で人材育成という一つのものがありますから、そういったものや国の人材育成も含めた総合的な補助体系をどういう形でとって、今言った国・県、特に県のほうからどれだけどう出させるか。そして、これは公立でなければ、なかなか難しいのではないかなというようなことを思っていましたので、是非その辺を含めてですね、

今後議論をしてまいりたいと思います。

次に、２番目の会計検査院の「不当」指摘を受けた笠利町の汚水処理槽建設工事の顛末。そのときは全協で説明していただきましたが、その後、交付金の返還、再発防止についてどのような措置が取られたのかが少し見えておりませんでしたので、確認のため質問させていただきます。

上下水道部長（橋口義仁君） それでは会計検査院から「不当」の指摘を受けた笠利町の汚水処理槽建設工事の顛末にということですが、まず指摘を受けたことにつきまして市民の皆様、そして議会の皆様に改めて深くお詫びを申し上げます。現在の状況についてでございますが、会計検査院と協議を重ねた結果、交付金の返還は行わず、耐震補強工事にて対策を行うものとなっております。なお、補強工事の詳細につきましては、県及び専門業者を含め協議を重ねており、工法についての最終的な詰めを現在、行っているところであります。会計検査院の了解が得られ工法が決まり次第、詳細設計を行い工事費等につきまして算出し、工事を実施する予定でございます。今後は、再発防止に向けチェック機能を発揮できるよう、設計委託を行った工事については、成果品納入時だけでなく工事発注前に再度基準と照らし合わせ確認を徹底してまいりますので御理解ください。

１５番（関 誠之君） 是非大事なことは、再発防止をどうするかということでもありますから、それと今、答弁がありました、いわゆる耐震工事、耐震補強工事をやるということですが、これから先ほど工事をということでしたが、これは補助事業とかそういったのはあるんですか。それとも全くの持ち出しになるんですか。そこまで確認をさせてください。

上下水道部長（橋口義仁君） この耐震補強工事につきましては、単独事業となりますので申し添えておきます。

１５番（関 誠之君） 市民の大事な金を全額使ってですね、耐震補強をやるわけですから、それでもやはり市民の福利厚生のために必要だというふうに判断された施設だというふうに思っておりますので、是非先ほど言った再発防止のマニュアル等ができれば、また議会にお示しいただきたいと思います。

次に移ります。大浜海浜公園の養浜対策について。これも川口議員等から出ておりましたが、一週間ぐらい前に大浜に行ってまいりました。川口議員が言うように声は海から聞こえてきませんでしたけれども、写真を撮っておりますので、少し砂が戻っているようにしております。その辺を含めて今後、もうシーズンに入りますので、この浜に限ってどのような措置が講じられるのか。再度、答弁をお願いしたいと思います。

商工観光部長（武下義広君） それでは大浜海浜公園の養浜対策についてお答えいたします。大浜海浜公園の砂浜において砂が減少している地点、逆に砂が増えている地点がございます。特に第一駐車場前の砂の減少が著しく、ビーチロックが露出しておりました。その場所は、駐車場から近く、多くの方が利用する浜となっているため応急措置ではございますが、今年５月に「タラソ奄美の竜宮」の奥の砂浜から同場所に３００立米分の砂を移設し、砂浜の敷きならしを行ったところでございます。今後につきましては、定点観測による砂の状況把握に努め、来年度以降の対策としまして、小宿海岸からの砂の移設について、県やウミガメの専門家と関係者と協議を進めていきたいと考えておりますので御理解を賜りたいと存じます。

１５番（関 誠之君） ありがとうございます。前の議会でも少し指摘をさせていただいて、５月に入れたから戻ったと感じたんですけども入れたわけですね。ありがとうございます。それと、タラソの前のところもだいぶビーチロックが出ておりましたが、そのへんはどうなっているか。確認されてお

ますか。

商工観光部長（武下義広君） 今回は応急対策でありましたので、すべてという形ではなくて、特に利用される場所をですね、中心に敷きならしをしたということになっていますので御理解賜りたいと思います。

15番（関 誠之君） 是非、観光客が一番最初に行くところですし、一番市民も利用しているところですから安心・安全に気を配りながら管理をお願いしたいと思います。

次に、教育行政について質問させていただきます。まず最初に笠利給食センターの業務委託の状況について。市の施設は、指定管理での運営が多いですけれども、笠利学校給食センターが、業務委託となっている根拠を示すとともに業務委託では、運営上法的な問題が現在あると私は思っておりますけれども、それについては、どのような見解なのか。お示しいただきたいと思います。

教育委員会事務局長（山田春輝君） それでは笠利学校給食センターの委託状況についてお答えいたします。現在の笠利学校給食センターは、平成22年9月から稼働し、平成23年8月までは、調理・配送関連も直営で運営を行っていました。業務委託については、平成22年度に開催された管理運営検討委員会の中で協議を行い、平成23年9月から一部業務委託を行っております。

業務委託の内容につきましては、管理部門を直営で行い、調理・配送部門を業務委託方式で行っております。給食センターは、他の市の指定管理を行っている体育館などのような一般住民が利用する公の施設とは設置目的が違いますので、指定管理ではなく現在のような一部業務委託として運営しております。以上でございます。

15番（関 誠之君） 業務委託という中でですね、この業務委託とは、このようなものでありますよと皆さんにも通告してありますが、厚生労働省の労働者派遣と請負により行われる事業との区別に関する基準と労働省告示第37号とありますが、これについて簡単に言いますと、業務委託というのは、例えばパンを焼いて届けますと、焼くときには、その従業員は機材を全部そこで賄っておりますよね。そして成果としてパンを納入すればいいわけです。この人たちは、すべて委託をした会社なり工場で雇ってちゃんとやると。ところが給食センターというのは、給食センターの中に今、北斗さんという方がやっておりますけれども、私の職員が入ってくるわけですね。そして、そこに県の栄養士が指導をして給食を作るわけです。事務は、その職員が行って、非常にそういった、それぞれの職制また会社組織が違ってくるわけですね。業務委託としてはできませんよというのが、この37号なんですよ。業務遂行方法に関する指示その他の管理受託後、自ら行うこと。業務遂行に関する評価等にかかる指示、その他の管理を受託者自ら行うこと。これができていないわけですから。それと「業務の処理に要する資金すべて受託自らの責任のもとに調達し、かつ支弁すること」と書いてあるわけですね。このへんについてもう一つあるんですけども、あと9番目もありますけれども、この厚生省の告示37号について皆さんは、どのように、請負ではないんじゃないですか。この今のやり方というのは。

教育委員会事務局長（山田春輝君） 今、関議員から37号に照らし合わせたらおかしいんじゃないかという御質問だと思いますが、給食センターの業務委託につきましては、調理・配送については、委託先において熟練した調理員などの確保を図り、安全・安心な学校給食の提供をしていただいております。また委託先との間で、学校給食センターにおける安全衛生確保するため、運営体制を契約書や仕様書に明記するとともに、衛生管理の徹底、確実な給食の提供のための危機管理マニュアルを定め安全で安心な給食の提供に努めております。

委託を行っている給食の調理・配送については、栄養教諭が献立を作って提示しますが、それを委託先の責任者の指示の下で調理を行い配送を行っております。また労働時間や服務規程についても委託先にて自ら指示・管理をしている状況で、運営上の問題はないものと考えております。

15番（関 誠之君） 運営上問題があるんですよ。今言った告示37号ね、業務委託とはこういうことですよ。これではなければ請負ですよ。と書いてあるわけですから、ここに書いてあるように、この業務の遂行に関する指示、栄養士が指示をして給食、作っていただいているんでしょう。栄養士は、北斗の職員ではありませんよね。それこそ、それが駄目ですよと書いてあるんですよ、ここに。だから業務契約をしているから、契約があるからいいというんじゃなく、その契約が法的に認められておれば、それはそれでいいです。ところが、その契約書というのは、今言いたいばん基になる請負の法的な根拠がどこですかと聞いても契約書という話でしょう。それでは僕は、ちょっと納得ができないので、この問題は深い問題ですから少し時間をかけて、資料を請求しましたが資料が届かないところもありましてね。皆さんのほうから。そういう中でもう少し勉強させていただいて、その件については、やりたいと思っております。ただ少しイントロと言いますか、基本的なところだけ話しておきますが、委託しますよね。年間というより5年間の長期契約ですから数億円の金で契約します。そうすると年間幾らというふうに皆さんは12月で割って毎月出しているんですよ、お金を。そういう出し方は何でかよく分かりませんが、それで、その皆さんが、契約をするときに、業務責任者のほうが1人とか、運転手兼調理員が3名とか調理員給与が8名、米飯時の調理員給与が1人とか代替の調理員が幾らとか、そういう中でこの中でこれでやってくださいよと言って計算をさせて入札をかけてやっているわけですよ。それが例えば配送運転手兼調理員給与、調べてまいりましたよ僕は。3名いたことないと言うんですよ。2人。ずっと2人。そういう中でこの少し理論的に計算をすればですね、人件費だけでこの4年間、26年度から29年度まで624万4,000円。浮いているわけです。浮いているという言い方はいかんですけれども、節約をしているわけですよ。そのものは全部、委託者に入るわけですよ。そういうことじゃなくて決められたものをしっかりと決められたようにやらないと、誰かに労働過重がいつているわけですよ。3名のところを2人でやれば。そういうことも含めて少しこの、こういうのを偽装契約と言われる場合もあるんです。偽装契約。そういうことを含めて次の9月議会で資料をちゃんと取って皆さんとも事務的に付き合わせてしっかりとやりたいと思います。そういうことで委託の在り方について今後このままやっていくのか。再来年が改定時期ですよ。3年してまた5年やったから、そのときに500何十万円の予算が、が一んと上がっているわけですよ、契約が。そういうことを指摘をしましたけれども、そういうことを踏まえて、どういうふうな見解をお持ちか、お聞きをしたいと思います。

教育委員会事務局長（山田春輝君） 最初の契約の件ですが、また次回ということでありましたが、栄養職員につきましては、確かに場合によっては、まず朝、献立についてミーティングとかやっている聞いています。主に責任者の方に指示をして責任者の方が、給食調理のその日の献立に合わせた配置につくということで市のほうからは、業者の責任者の方を通してその辺の調理をお願いしているということ聞いています。それから当初の3年2年の契約から5年に変わったときに500万円余り上がったということでしたが、それにつきましては、一部機器の整備とそれから消費税が5パーセントが8パーセントに上がった関係で金額が上がったということ聞いております。

15番（関 誠之君） 具体的なことは言いませんが、消費税が上がったかも分かりませんが、要するに調理員の代替、調理員が全部法的に休んだとして、その部分を臨時・代替で雇ったら幾らになるか。そういうものを全部入れているわけですよ。そういうものを含めて上がっているんですよ。その人件費が上がる要因ですから、それもちっと調べましたが、そういう中で果たして

ね、委託というのが、本当にいい契約の在り方なのか。これ業務委託ですから、あと、これのほかに言いたいことをもう一つ忘れておりましたが、例えば調理員に対して毎年、調理員服を支給するように設計段階ではなっているわけですよ。ただ現場で聞きますと、真っ黒い汚れて、県から来た人がびっくりするほどのものを着けていたと。たまたま栄養士が、そういうのをずっと言っていて、そう県から言われたからちょっと支給をしたと。これが現場の実態なんですよ。金はもらっているんですよ、毎年支給するということですね。そういうことを含めて、今後の業務委託の在り方、特に学校給食センターのね、を議論したいと思います。時間がありませんから次にまいりますが、あと名瀬・住用給食センターの開設準備状況についてお聞きをいたし、先ほど渡議員からのほうもありましたが、人員等については、すべて先ほど出ましたので、開設まであと3か月になりました。9月3日、ぶっつけ本番で4,000食作って配送しなければいけません。そういうシミュレーションを今やっているというふうに聞いておりますが、現在の課題は何であるのか。また勤務労働条件、その学校に通っていた人たちは全部あそこのセンターに通わなきゃいかん。そういったものを含めて勤務体系も3パターンかな。そういうふうになっていたように思いますけども、そういうことについて、この調理員は、現業評議会という労働組合があって、法的にも協約権があるし交渉権もあると法律的に定められておるわけですから、そのへんのところも踏まえて現在の状況をお示しください。

教育委員会事務局長（山田春輝君） それでは整備状況以外のほうの整備についてお答えします。給食調理員の研修等につきましては、職員は県内の先進地の給食センターで実際に研修に行っております。臨時職員の方につきましても笠利学校給食センターで実際に研修をしております。関係員からあったそのマニュアルとか、そういう流れとかについても今度は、今7月まで学校で実際に給食をやっていますので、7月終わってから夏休み中には、9月からの給食ができるように努力していきたいと考えております。

15番（関 誠之君） 本当に心配なんですよ。ですから完全に事が起こらないようにスムーズにいくためにですね、この間、給食調理員の聞き取りをちょっといたしまして、彼女たちが一番心配しているのは、正規職員の採用がないため不安は技術の伝承であると。ただ給食を作ればよいという昔の給食じゃありませんから、ちゃんと調理の免許を持ちながら知識もあって、そういった一番の不安は、技術の継承であると。それと臨時職員、現在より大変な業務になるのに今の賃金のままでは続けられる自信がないというのが本音。そしてまた業務量と賃金の整合性がどうなっているのかな、継続をするための処遇改善をしてほしいな、というのが、声でありました。いろいろありますけれども、とにかく減っていく正規職員。入れ替わる臨時非常勤職員の指導が、非常に難しいと。もう今13名ですよ。32年になったらもう2人ぐらいしか残らないはずですよ。33年からは。そういうようなこともあって先ほど言った問題が起こってくるのではないかと。それともう一つは、新しいセンター職場になることで更に代替職員の確保が難しくなりはせんだろうかと心配している。すぐすぐ来ていただけるかどうか。そういった声がありますから最後にいっぱい書いてありますけど、新規採用がなければ給食の質は確実に低下をしていくと。こういった切実な思いをですね、是非聞いていただいて今後の給食の運営に活かしていただきたいというふうに思います。あと2分しかありませんが、最後の学校・幼稚園でのフッ素洗口について今の現状をよろしく願いいたします。

教育長（要田憲雄君） 時間がございせんから急ぎ足で申し上げます。これまでのフッ化物洗口の状況につきましては、3月に奄美市フッ化物洗口に関する準備委員会の研修会を持ちまして、情報交換を行い3校程度のモデル校を決めて準備を進めているところであります。モデル校につきましては、名瀬地区は、知根小学校で児童数11名。住用地区は、東城小・中学校で児童・生徒数32名。笠利地区は、佐仁小学校で児童数10名を考えているところです。今後、モデル地区に対しましては、教職員及び保

護者説明会を開催いたします。保健所あるいは歯科医師、薬剤師等、フッ化物洗口の専門家並びにモデル校の学校関係者、教育委員会も含めて推進委員会も立ち上げまして、フッ化物洗口の実施に向けて協議を進めていくということになります。

15番（関 誠之君） ありがとうございました。一つだけ紹介をしておきます。フッ素が知的発達に影響ということで、ミシガン大学のこれは日本医師会が出している新聞にありましたので、そういうことも含めて是非選択の余地を残す。いわゆる父母が保護者が私はやりませんと言ったら、それはそれで受け付けるようお願いを申し上げて私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（師玉敏代君） 以上で社会民主党 関 誠之君の一般質問を終結いたします。

これにて本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。

議案等調査のため明日14日を休会としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、明日14日を休会といたします。

6月15日午前9時30分本会議を開きます。

本日は、これをもって散会いたします。（午後3時45分）

6月15日(5日目)

○ 出席議員は、次のとおりである。

1 番	橋 口 耕 太 郎 君	2 番	林 山 克 巳 君
3 番	松 山 さ お り 君	4 番	津 畑 誠 君
5 番	栄 ヤ ス エ 君	6 番	大 迫 勝 史 君
7 番	与 勝 広 君	8 番	渡 雅 之 君
9 番	戸 内 恭 次 君	10 番	元 野 景 一 君
11 番	川 口 幸 義 君	12 番	竹 山 耕 平 君
13 番	安 田 壮 平 君	14 番	西 公 郎 君
15 番	関 誠 之 君	16 番	三 島 照 君
17 番	崎 田 信 正 君	18 番	師 玉 敏 代 君
19 番	多 田 義 一 君	20 番	橋 口 和 仁 君
21 番	奥 輝 人 君	22 番	平 川 久 嘉 君
23 番	里 秀 和 君	24 番	伊 東 隆 吉 君

○ 欠席議員は、次のとおりである。

な し

○ 地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

市 長	朝 山 毅 君	副 市 長	東 美 佐 夫 君
教 育 長	要 田 憲 雄 君	住用総合支所事務 所 長	手 蓑 利 文 君
笠利総合支所事務 所 長	高 一 也 君	総 務 部 長	菊 田 和 仁 君
総 務 課 長	三 原 裕 樹 君	企 画 調 整 課 長	山 下 能 久 君
財 政 課 長	國 分 正 大 君	市 民 部 長	前 田 和 男 君
環 境 対 策 課 長	平 田 博 行 君	保 健 福 祉 部 長	奥 田 敏 文 君
福 祉 事 務 所 長	中 村 博 光 君	商 工 観 光 部 長	武 下 義 広 君
商 水 情 報 課 長	麻 井 庄 二 君	農 政 部 長	山 下 仁 司 君
農 林 振 興 課 長	栄 広 久 君	建 設 部 長	本 山 末 男 君
都 市 整 備 課 長	竹 元 康 晴 君	上 下 水 道 部 長	橋 口 義 仁 君
下 水 道 課 技 術 調 整 監	里 則 人 君	教 育 委 員 会 事 務 局 長	山 田 春 輝 君

6月15日(5日目)

学校教育課長 元 野 弘 君

学校給食センター
所 長 龍 和 隆 君

○ 職務のため会議に出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長 前田 賢一郎 君

議会事務局次長兼
調査係長事務取扱 向 井 渉 君

議事係長 伊集院 正 君

議事係主査 堀 健太郎 君

議長（師玉敏代君） おはようございます。ただいまの出席議員は24人であります。会議は成立いたしました。

これから、本日の会議を開きます。（午前9時30分）

○

議長（師玉敏代君） 日程に入ります。本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程第2号のとおりであります。

日程第1，議案第42号 平成30年度奄美市一般会計補正予算（第1号）についてから，議案第53号 工事請負契約の変更契約の締結についてまでの12件を一括して議題といたします。

ただいま議題といたしました議案12件に対する質疑に入ります。

通告がありましたので，発言を許可いたします。

社会民主党 関 誠之君の発言を許可いたします。

15番（関 誠之君） 市民の皆さん，議場の皆さん，おはようございます。私は社会民主党，社民党の関 誠之でございます。早速質疑に入らせていただきます。

議案第42号 平成30年度奄美市一般会計補正予算（第1号）について，質疑をいたします。

まず最初に，14ページ，4款1項6目環境衛生費3，767万2，000円についてであります。

一つ目は，食肉処理施設整備事業の概要，今後の日程についてお示しをいただきたいと思います。

二つ目，13節委託料基本設計，測量・設計，地質調査業務1，725万円の概況と今後の日程，建設場所はどこかお答えをください。

3番目，各構成団体の負担金額と総額，その算出根拠を示すとともに，今回構成団体とならない瀬戸内町との協議はどのようになされているのか，お答えください。

次に，16ページ，8款5項7目都市再生整備事業2億8，690万円について質疑をいたします。

まず最初に，今回の補正による事業の概要と委託料，工事費の詳細をお示しください。

二つ目，備品購入費に自動車購入960万円とありますけれども，何台の購入で，自動車購入における基準はどのようになっているかをお答えください。

三つ目，19節400万円はイベントや駐車場利用券の補助だというふうに聞いておりますけれども，どのような方法で評価，結果をですね，評価しているか，費用対効果等があればお答えをいただきたいと思います。

（3）16ページ，10款1項2目学校教育振興費，7節賃金，特別支援教育支援員130万3，000円，8節報償費106万7，000円，スクールソーシャルワーカーについて質疑をいたします。

当初予算に計上もされておりますけれども，6月補正で計上する理由と支援員，ワーカーの配置の現況を示すとともに，未配置があるのかお答えいただきたいと思います。

（4）18ページ，10款6項2目学校給食運営費，7節賃金2，380万2，000円について，まず最初に，各人員の詳細を説明するとともに，当初予算に計上できなかった理由は何であるのかお答えください。

二つ目，非常勤職員25名のうち現段階で何名が確保されているのか。配送運転手兼調理員7名，配送助手6名についてはどのようになっているのか，お答えをいただきたいと思います。

あと20ページ，地方債についての当該年度中の起債見込額が75億7，170万円のうち，特殊要因の，失礼しました，75億7，170万円のうち特殊要因の項目と特別会計の当該年度中起債見込についてもお示しをいただきたいと思います。

次に，議案第52号 工事請負費の変更契約締結についてお尋ねをいたします。

まず最初に，インフレスライド条項について，具体的な説明をお願いいたします。

二つ目，移動棚設置を本体工事と一体化して施工するための設計変更とありますけれども，当初，設

計の段階における協議はどのようになされていたのか。今回の変更になった理由を併せてお示しをいただきたいと思います。

三つ目、設計変更は入札率にも関係すると思うが、入札率は何パーセントであったのか。

次に、議案第53号 工事請負費の変更契約締結について、一つ目、当初契約には議場システム機器設置工事は契約されていなかったのか。今回採用される議場システム機器設置工事の概要を説明するとともに、特徴的なシステムがあればお示しをいただきたいと思います。

二つ目、設計変更は入札率にも関係すると思いますが、入札率は何パーセントであったのか。

三つ目、次に変更設計額の計算方式についても詳細にお示しをいただきたいと思います。

以上です。よろしくお願いをいたします。

議長（師玉敏代君） 答弁を求めます。

環境対策課長（平田博行君） おはようございます。ただいまの関議員からの質問についてお答えしたいと思います。

まず、食肉処理施設整備事業の概要、今後の日程についてという点でお答えします。

現在の奄美市食肉センターは、昭和47年に名瀬有屋地区に建設され、以来、46年にわたり使用されているものでございます。竣工以来、長い年月が経過し、建物及び機械設備等の老朽化は著しく、施設を使用するにあたり、維持管理等に支障をきたしております。また、今後、HACCPによる衛生管理が制度化される計画となっており、これも踏まえた新たに食肉処理施設の建設を計画するものであります。現施設は当時の名瀬市が単独で整備したものでありますが、今回新設する食肉処理施設は大島地区衛生組合が事業者となり、奄美大島4市町村が負担金を算出し、拠出し、整備するものであります。

今後の日程等につきまして、御説明いたします。今年度は基本設計及びそれに伴う用地測量等を計画しております。平成31年度は基本設計を基にして、詳細な実施計画を行う予定であります。その後、平成32年度及び平成33年度にかけて建物本体工事、機械設備の設置工事及び外構工事等を施工した後、新施設の稼働開始につきましては、平成34年度を予定しております。

続きまして、委託料、基本設計、測量設計、地質調査業務の概要、そして今後の日程、建設場所ということについてお答えいたします。

13節委託料の内訳といたしまして、基本設計委託料1,150万円、測量設計業務325万円、地質調査業務250万円となっております。

次に、各業務の概要と日程について御説明いたします。

今回の基本設計において、建物の配置や規模、室内の作業工程など、新築する食肉センターの全体像や概要が決まります。基本設計につきましては、10月下旬までに業者を選定し、翌年2月の予算要望に間に合わせたいと考えております。測量業務では敷地の面積が未確定でございますので、基本設計に入る事前準備として測量業務を実施いたします。これは、7月上旬より約2か月間を予定期間としております。地質調査業務でございますが、これは地盤を調査する業務でございます。測量業務実施後、速やかに実施したいと考えております。

また、建設場所でございますが、広域的に利用可能な場所として、まず古見方地区を選定し、その中で建築面積を確保できる奄美市の所有地ということから、伊津部勝集落の手前、約500メートルのところに位置しております奄美市の所有地に予定しております。伊津部勝集落への全体説明会は、平成30年3月22日、5月29日の2回実施しまして、住民の皆様からの意見を頂戴したところでございます。地元住民の皆様が安心して受け入れられる施設、安全かつ食文化の継承につながる施設にできるよう、基本設計にも反映できるように検討しているところでございますので、御理解のほどお願いいたします。

続きまして、各構成団体の負担金額と総額、その算出根拠及び今回構成団体とならない瀬戸内町との

協議はどのようにされているのかということについてお答えしたいと思います。

今年度の各構成団体の負担金額を申し上げます。奄美市が1,807万1,200円、龍郷町が123万4,800円、宇検村が15万6,800円、大和村が13万7,200円、合計1,960万円となっております。この負担割合の算出根拠でございますが、事業費全体のうち人口割を28パーセント、搬入割を72パーセントとして算出しております。

瀬戸内町につきましては、現在、同町にと畜場を所有しており、昭和39年に建設されて以来54年が経過している施設であります。今しばらく現施設を利用し、その後、今回新設する食肉処理施設に加入したいとの意向であります。ただし、瀬戸内町も構成市町村であります奄美市、龍郷町、宇検村及び大和村と同様に、これまでに奄美大島食肉センター建設推進協議会及びその前身の協議団体でありました「奄美大島と畜場あり方検討委員会」に御参加いただき、食肉処理施設の今後の在り方について御理解いただき、建設その他かかる費用については瀬戸内町が現在同町内にある施設を閉鎖し、新設する食肉処理施設を利用開始時に負担することで合意しております。このため、瀬戸内町につきましても負担をしていただく予定でありますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。以上です。

都市整備課長（竹元康晴君） おはようございます。都市再生整備事業に関します今回の補正に関します事業の概要と、委託料、工事費の詳細についてお答えをいたします。

都市再生整備事業計画に基づき、中心市街地地区43ヘクタールの道路修景や公園整備等のハード事業、中心市街地の出店支援など商店街賑わい再生事業などのソフト事業を行うものです。今回、地方再生のモデル都市として選定されたことにより、事業の一部を前倒しで実施するものであります。

13節委託料1,100万円のうち400万円につきましては、市道中央46号線、銀座通り、L=252メートルの測量・設計業務委託費であります。事業調査業務700万円につきましては、高齢者や子ども連れのお客様にベビーカーやシニアカーの貸出し事業の検証や、官民連携施策として公園や歩道を利用した賑わいのあるまちづくりを目指し、オープンカフェなどの検討など、各種調査業務を実施するものであります。

15節工事請負費2億5,900万円につきましては、市道中央46号線、銀座通りL=252メートル、市道中央50号線、奄美本通りL=244メートルの道路修景工事及びいね公園の休憩施設や遊具などの整備工事となっております。

続きまして、備品購入費の件についてお答えいたします。18節備品購入費960万円につきましては、公用車4台の購入を予定しております。自動車購入における基準についてですが、目安として軽自動車乗用車が12年、貨物車は13年で更新ということで考えております。以上で終わります。

商水情報課長（麻井庄二君） おはようございます。では、19節400万円について御説明をいたします。

19節都市再生整備事業補助金の400万円につきましては、本年度は主に中心市街地出店支援事業補助金としての活用を予定しているところです。出店支援補助制度につきましては、中心市街地内での新規出店者に対し家賃の2分の1を2年間補助する制度として実施をしているところです。昨年度から中心市街地全域を対象として実施しておりますが、昨年度の新規出店者数が13件、本年度に入って既に11件が新規出店を行っており、今後も大幅な増加が見込まれておりますので、その財源として補助事業を活用したいと考えております。

なお、本事業の効果といたしましては、中心市街地の活性化を目的として実施しておりますので、エリア内での新規創業者が増加し、経済活動が活発になるものと考えておりますので、事業目的に資するものではないかと考えているところです。

学校教育課長（元野 弘君） おはようございます。それでは、特別支援教育支援員及びスクールソーシ

ャルワーカーについてお答えいたします。

特別支援教育支援員及びスクールソーシャルワーカーの賃金等の補正予算への計上につきましては、今年4月から賃金等が改正されたことによるものでございます。

次に、配置状況でございますが、特別支援教育支援員につきましては、現在3幼稚園、9小学校、4中学校に計25名を配置しております。4月当初の応募に対し2名の人員不足、また配置予定の支援員が入院加療したため勤務できなくなりましたので、現在3名の枠が未配置の状態にあります。しかしながら、今月に入りまして応募がありましたので、今月中には全て配置が完了する予定でございます。

次に、スクールソーシャルワーカーにつきましては、名瀬地区の小・中学校に9名、住用地区と笠田地区に相談員として1名ずつを配置するとともに、これらの統括・連携を目的とするスクールソーシャルワーカーコーディネーターを1名配置し、市内の全小・中学校に対応できる体制を整備しております。現在のところ未配置はございません。以上でございます。

学校給食センター所長（龍 和隆君） おはようございます。今回の補正予算に計上した賃金各人員の詳細につきまして御説明をいたします。

2,380万2,000円のうち157万7,000円につきましては、4月から7月まで米飯給食センターへ勤務する一般事務補助員1名分、及び9月から供用開始となる名瀬・住用学校給食センターに勤務する一般事務補助員1名分となります。616万7,000円につきましては、給食調理員の配置人員確定に伴う差額の人数分を新たに計上したことと、今年度から賃金が時間給から月給へ変更となったことによる差額となります。921万4,000円につきましては、配送員賃金7名分、684万4,000円につきましては配送補助兼調理員6名分としてそれぞれ9ヶ月分の賃金を新たに計上しております。

当初予算計上時には学校給食センターの組織及び人員が未確定であったことから、確定した状況で直近の補正予算対応を検討していたところでございます。

次に、一般職非常勤である給食調理員の確保につきまして御説明いたします。

現時点で25名のうち22名の任用が決定しております。不足分の給食調理員につきましては、ハローワークを通して4名の応募があり、そのうち3名について採用を決定しております。配送員につきましては、7名の募集に対し12名の応募があり、順次面接を実施する予定でございます。配送補助につきましては、現時点で6名の募集に対し5名の応募がございました。今後も募集を継続し人員を確保してまいります。

財政課長（國分正大君） おはようございます。質問書ですね、大きな2番、地方債、大きな3番、議案第52号、大きな4番、議案第53号、3件ございますので、順を追って説明をさせていただきたいと思っております。

まずは、議案第42号の20ページ、地方債の今年度の見込額について、特別会計、企業会計も含めまして説明させていただきます。

一般会計予算書20ページの当該年度中起債見込額75億7,170万円についてでございますが、この起債額には、見込額には平成29年度から30年度への繰越事業に係る起債見込額13億2,830万円が含まれております。この額を差し引いた平成30年度の起債見込額は62億4,340万円となります。このうち特殊要因の項目につきましては、名瀬・住用給食センター建設に係る起債額7億5,920万円、今後建設が進められます市民交流センターに係る起債額6,910万円、本庁舎建設に係る起債額25億250万円、臨時財政対策債5億円となっております。合計で38億3,080万円でございます。この額を先ほど申し上げました今年度の起債見込額62億4,340万円から差し引きますと、一般会計の起債見込額は24億1,260万円となります。

続きまして、議案資料等はございませんが、特別会計、企業会計も合わせましてという説明ですの

で、説明いたします。特別会計の起債額を申し上げますと、特別会計全体で9億8,060万円となります。これから繰越事業に係る金額2億4,360万円が含まれておりますので、特別会計は7億3,700万円となります。次に企業会計、これは水道事業ですが、こちらの起債額が5億9,290万円でございます。こちらで2億4,500万円の繰越事業の起債額を含んでいますので、差し引きしましたら3億4,790万円となります。

以上のことから、奄美市全体の一般会計、特別会計、企業会計の起債見込額は34億9,750万円となりまして、財政規律で設けております36億円の枠内であるということになります。

続きまして、議案第52号のほうをお願いいたします。工事請負契約の変更契約インフレスライド条項についての説明をいたします。

インフレスライドとは、予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション、またはデフレーションを生じ、請負代金が著しく不適當になったときに請負代金金額の変更を請求できる措置のことでございます。奄美市建設工事請負契約書標準書式に記載されているものであり、現在締結しております本庁舎建設工事の契約がこれに該当いたします。今回のスライド条項適用につきましては、具体的な経緯につきましては、建築J Vよりスライド条項に係る請求、こちらが29年の10月31日にございまして、県の運用マニュアルに基づきまして市との協議により基準日を平成29年11月1日に定めております。この基準日から工期までの残工事分がスライド条項の適用となり、この残工事分を基準日時点の公共単価を用いて設計額を見直すことで差額を算出しております。その後、受注者負担の1%を控除し、落札率を乗じた額がスライド条項の適用額となっております。本議会で議決をいただきまして適用額が確定した後に、受注者に対して確定通知を出す予定でございます。

次に、移動棚の件について御説明いたします。移動棚につきましては、設計当初の段階では期間的に仕様をですね、オープンタイプにするか、鍵付きにするかというような考慮がですね、決定することが困難でございました。そのため、庁舎のですね、本体引き渡し後に備品として購入・設置する計画となっていたところでございます。今回、追加工事として変更契約を行い、本体工事と一体として行いたいと考えておりますが、その理由といたしましては、当初計画での移動棚は備品購入での設置予定であったため、レールと床の間に段差ができるという設計になっておりました。しかしながら、建設途中でこの建物が40年、50年にわたり使用するというのを考える、考慮したところ、段差をなくす計画に変更いたしましたところ、建物のコンクリートの床の高さを変更する必要が生じてまいりました。そのため、建物と一体で整備する必要性が出てきたため、今回、追加工事として発注を行うものでございます。

次に、(3)です。入札率の件ですが、これは平成28年度、ありましたが、奄美市本庁舎新築工事落札率、こちらは90%となっております。

続きまして大きな4番、議案第53号につきましてです。こちら、議場システムについての御質問でございますが、順を追って説明いたします。

まず1番目、議場システムの概要とですね、特徴的なことということですが、議場システムにつきましては、当初から本体電気設備工事に含めて発注する予定でございましたが、この建設は3か年の長期にわたる新庁舎の建設でございます。3か年にもわたりますと、最新のシステムということになりますと、できる限り直近のもの、新しいシステムの導入がいいということにしたほうがいいということで、仕様の決定に期間を要したものでございます。今回、システムの内容が確定しましたので、今回、変更契約となりますが、今の理由から当初計画には外していたものでございます。

今回のこの議会システムですが、概要といたしましては、この議場のですね、音響、映像、録音、録画システム、残時間、答弁の残時間ですね、残時間表示、投票機能システム等を新設し、専門的知識のない職員であってもですね、簡易に、簡単に操作ができるようなものでございます。特徴としましては、議員席から直接投票が行える投票機能システムを導入する予定でございます。皆さんが今お座りの

席で投票をしていただけるというシステムでございます。このシステムを導入することで、議員席から記名式、無記名式、どちらでも採決が可能ということになります。

次に、2番目ですね。このシステムに関する電気の入札率ということですが、こちらのほうは98.9パーセントの入札率となっております。

最後になりますが、(3)です。この変更設計額の計算方式ということでございますが、変更設計額の計算方法につきましては、鹿児島県の積算基準に基づき算定をしております。当初設計額の直接工事に、今回変更契約分の議場システム機器設置工事を追加した直接工事費に対し諸経費を加算し、変更設計額を算出しております。工事請負金額につきましては、この変更設計額に先ほどの落札率を乗じまして算出をしております。以上です。

議長（師玉敏代君） 関 誠之君、再質疑です。

15番（関 誠之君） はい、ありがとうございました。食肉センターについては、非常に明快な答弁をありがとうございました。良く理解をいたしましたので、再質はいたしません。

2番目のことについては、一般質問で同僚議員もやっておりましたけれども、やはり皆さんが出しております中心市街地活性化基本計画案というのを持っておりますけれども、その57ページに旧基本計画の反省点というのが書いてありますが、非常に的を得て書いてありますので、是非、この辺は今回のこの都市再整備事業の指針にさせていただきたいというふうに思っております。ちょっとだけ紹介いたしますと、やはり抜本的な対策がないまま現在に至ったというようなことも反省をしております。やはり行政、民間による取組が活性化に向けてのシナリオに基づいた戦略的な取組ではなくうぬぬんというように書いてありますので、是非この57ページの旧基本計画の反省点を踏まえてですね、今回のこの事業をしっかりとやっていただきたいということを希望しておきたいと思います。特に、最近自動車が非常によくなったということは理解できますけれども、やはり私たちが役所におった頃に比べて、かなり新車が入っておりますが、先ほどのものでは、その基準について少し、もうちょっと踏み込んで、例えば事業費で4台を購入するときに、この前の車はどういうふうな形で処分をするのか。そしてこの4台の購入をやはり査定するときの査定理由もあると思いますが、そういったものがあれば具体的にお答えをいただきたいというふうに思います。

3番目の特別支援員とソーシャルワーカーの話でありますけれども、前も少し議論させていただきましたが、特別支援教育支援員の賃金について、具体的にちょっと教えていただきたいと。それと、スクールソーシャルワーカーの報償費はどういう基準で支給されているのか、具体的に内容を示していただきたい。

二つ目は、不登校児童・生徒が小・中学校で今何名、各何名いるのか。校内で学習支援ということをするスクールソーシャルワーカーがやらざるを得ないようになっておりますが、この辺も少しこのスクールソーシャルワーカーの仕事を軽減するためにですね、何か対策が立てられないのかということ。

三つ目は、公務中の事故、こういったスクールソーシャルワーカーが子どもを迎えに行ったり送ったり、いろいろ各関係機関との連絡調整をやったりしていると思うんですけども、その辺の交通事故等、事故があった場合の取り扱いはどうな形になっているのか。また、保険等も含めてお答えをいただきたいと思います。

それと、学校給食の関係は、よく理解をいたしましたけれども、少し心配をされることがありますが、この後をもって採用される臨時職員の研修等、ぎりぎり等であれば、なかなかそこまで行きつかないのではないかと心配もありますが、その辺についてはどのような形で研修をされるのか、お答えをいただきたいと思います。

それと二つ目は、今でさえこういった職員を雇用するのに、大変難しい困難な状況が散見されますけれども、臨時職員の、代替要員といいますか、その確保については具体的にどのような構想をお持ちな

のか、今でさえ臨時職員の確保が困難であるわけですが、代替要員の確保についてはどのような方策があるかお答えをいただきたいと思います。

地方債のことは34億9,750万円と、具体的な形が出ましたので、それはそれとしてしっかり約束事を守りながら、財政を健全に運営をしていくというふうをお願いをしたいと思います。

あと、工事費については、もうこれはそのようなことで、しっかりとルールに載ってやっていくわけですから、そういう意味から是非今後、しっかりと変更契約をやって、変更契約の条項をですね、しっかりと施行していくというふうに努めていただきたいというふうに思います。

以上、少し再質をいたしましたけれども、よろしくお願いをいたします。

都市整備課長（竹元康晴君） それでは、都市再生整備事業に関わります備品購入費の車の現状について、お答えしたいと思います。

現在、都市整備課が所有している車が4台ありまして、1台が平成11年に購入しておりまして19年経っているマニュアル車があります。そのほかには、平成13年に購入した経年が17年を経過しているのが1台、ほかに14年と15年、それぞれ経年が16年と、新しいものでも経年が15年と、先ほど御説明しました買い替えの目安の基準をそれぞれクリアしておりまして、現状、修理がたまに多くあるものですから、修理を入れながら利用しているところです。また、車の安全についても異常があった場合にはなるべく早めに修理をして対応しているところです。それと、今使っている車の処分や査定についてなんです、現在、今使っているものをどこにどうしようというような処分の仕方については、まだ検討の段階ですので、お答えすることができません。査定についても同じような形で今後検討したいと思っております。以上で終わります。

学校教育課長（元野 弘君） まず、特別支援教育支援員の賃金につきましては、時給で850円となっております。スクールソーシャルワーカーにつきましては、時給で900円となっております。

現在、不登校の数ですが、昨年度末の段階で小学校が1名、中学校が21名となっております。

それから、公務中の事故については、今後検討していきたいと考えております。また、学習支援については、基本的にはですね、スクールソーシャルワーカーの先生につきましては、不登校の子ども、家庭訪問であったりとか、そういったことを主に家庭訪問をして保護者との相談であったりとか、学校に連れて行くとか、そういったところを主な仕事としていただいているところでございます。学習支援については、基本的には学校の先生がやるべきだということで考えております。以上でございます。

学校給食センター所長（龍 和隆君） 御質問の新しく入られる臨時職員の研修についてなんですけれども、こちらのほうは今月面接をいたしまして、それから庁内研修をしまして、6月末から、各学校におきまして実習をしていただくことになります。場合によっては、笠利のほうで研修をさせていただきたいと思っております。それから、代替要員の確保につきましては、これまで代替要員の方がいらっしゃいます。この方々にも御協力をいただきまして確保できたらと思っております。以上です。

15番（関 誠之君） はい、ありがとうございました。スクールソーシャルワーカーの職務内容ということで、ここにアからカまであるんですけれども、その中のイのほうに、校内での生活支援と、その次に学習支援というのが明記されているわけですね。ですから、現在、現場に行ってみれば、やはりそのスクールソーシャルワーカーが学校に連れて来て、部屋でですね、それなりにちゃんと教えているわけですね。ですから、そういうような時間も取らざるを得ないということで、非常に業務が煩雑になり、また、時間を取られていると。もともとこのソーシャルワーカーというのは、不登校児童の生徒の解消を図っていくということが本務ですから、そういうことからすれば、学習支援はほかの方々にお願いをしてですね、このスクールソーシャルワーカーはしっかりと、例えば児童相談所とか、警察とか、

市の福祉とか、そういったところとしっかり連携を取りながら、目的であるこの不登校児童・生徒の解消を図っていくということが一番の目的になるんじゃないかと思いますので、その辺についての見解があればお示しをいただきたいということと、先ほど言いました、この公務中の事故、交通事故も含めてですけれども、ついて、何らかの対策は立てられないものかと。今、何か保険を掛けていますかと聞きましたけど、その回答はありませんでしたけれども、そういったものを含めてですね、是非やっていただきたいんですけど、そのことについて、最後にお答えをいただきたいということでございます。

それと、学校給食センターについては、今、所長がおりますけれども、是非ですね、調理員との話し合い、連携、そういったものや作業部会が今後どのように、今年まだ開催されてないというようなことも聞いておりますけれども、この作業部会が今後開催をするのか。するとすれば、どういうことについて話し合いをしていくのか。そこを答えていただいて、私の質疑を終わらせていただきます。ありがとうございました。

学校教育課長（元野 弘君） 確かにスクールソーシャルワーカーが学校に不登校の子どもたちを連れて来て、その中で少し学習を教えたりするところはあるんですけれども、そこは一つはですね、子どもとスクールソーシャルワーカーの人間関係づくりであったりとか、そういった心の寄り添った指導ということで、非常に大事な部分でもあります。また、こちらで出ていた支援員、特別支援教育支援員もですね、授業の中でそばについて、少し分からないところをアドバイスしたりというところもあったりしておりますので、ここは御理解していただきたいと考えております。

それから、先ほどの事故については、また今後、検討してまいりたいと思います。また、よろしくお願いします。以上でございます。

学校給食センター所長（龍 和隆君） 作業部会のことについてお答えいたします。これまで今年度4月4日に給食調理員を交えてお話をさせていただいております。そして、来週になりますけれども、6月18日、こちらのほうで給食調理員の意見をお聞きしたいと思っております。内容についてはですね、これから学校共済から市町村職員共済に変わるということで、その点についても少しお話することと、あとセンターに移ったときにですね、センターに移ったときの栄養教諭との話し合い、作業部会を進めていきたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

議長（師玉敏代君） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終結いたします。

議案第43号、議案第44号、議案第50号から議案第53号及び議案第42号 平成30年度奄美市一般会計補正予算（第1号）中の関係事項についての7件は、これを総務企画委員会へ、議案第45号から議案第48号及び議案第42号 平成30年度奄美市一般会計補正予算（第1号）中の関係事項についての5件は、これを文教厚生委員会に、議案第49号及び議案第42号 平成30年度奄美市一般会計補正予算（第1号）中の関係事項についての2件は、これを産業建設委員会にそれぞれ付託いたします。

議長（師玉敏代君） 次に、本定例会において受理いたしました請願、陳情は、お手元に配付してあります文書表のとおり、所管の常任委員会に付託いたしましたので、御報告いたします。

お諮りいたします。

各常任委員会審査及び報告書整理のため、明日16日から24日まで休会としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、明日１６日から２４日まで休会とすることに決しました。

６月２５日午前９時３０分、本会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。（午前１０時１９分）

6月25日(6日目)

○ 出席議員は、次のとおりである。

1 番	橋 口 耕 太 郎 君	2 番	林 山 克 巳 君
3 番	松 山 さ お り 君	4 番	津 畑 誠 君
5 番	栄 ヤ ス エ 君	6 番	大 迫 勝 史 君
7 番	与 勝 広 君	8 番	渡 雅 之 君
9 番	戸 内 恭 次 君	10 番	元 野 景 一 君
11 番	川 口 幸 義 君	12 番	竹 山 耕 平 君
13 番	安 田 壮 平 君	14 番	西 公 郎 君
15 番	関 誠 之 君	16 番	三 島 照 君
17 番	崎 田 信 正 君	18 番	師 玉 敏 代 君
19 番	多 田 義 一 君	20 番	橋 口 和 仁 君
21 番	奥 輝 人 君	22 番	平 川 久 嘉 君
23 番	里 秀 和 君	24 番	伊 東 隆 吉 君

○ 欠席議員は、次のとおりである。

な し

○ 地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

市 長	朝 山 毅 君	副 市 長	東 美 佐 夫 君
教 育 長	要 田 憲 雄 君	住用総合支所事務 所 長	手 蓑 利 文 君
笠利総合支所事務 所 長	高 一 也 君	総 務 部 長	菊 田 和 仁 君
総 務 課 長	三 原 裕 樹 君	企 画 調 整 課 長	山 下 能 久 君
財 政 課 長	國 分 正 大 君	市 民 部 長	前 田 和 男 君
保 健 福 祉 部 長	奥 田 敏 文 君	商 工 観 光 部 長	武 下 義 広 君
産 業 振 興 課 長	長 井 和 揮 君	農 政 部 長	山 下 仁 司 君
農 林 振 興 課 長	栄 広 久 君	建 設 部 長	本 山 末 男 君
建 築 住 宅 課 長	岡 江 康 裕 君	上 下 水 道 部 長	橋 口 義 仁 君
水 道 課 長	藤 山 浩 俊 君	教 育 委 員 会 事 務 局 長	山 田 春 輝 君
学 校 教 育 課 参 事	本 田 み の り 君		

6月25日(6日目)

○ 職務のため会議に出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長	前田 賢一郎 君	議会事務局次長兼 調査係長事務取扱	向 井 渉 君
議事係長	伊集院 正 君	議事係主査	堀 健太郎 君

議長（師玉敏代君） おはようございます。ただいまの出席議員は24人であります。会議は成立いたしました。

この際、御報告申し上げます。

先日執行されました鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙の結果、枕崎市議会議長新屋敷幸隆氏、志布志市議会議長西江園明氏、南九州市議会議長伊瀬知正人氏が当選いたしました。

以上、報告いたします。

これから、本日の会議を開きます。（午前9時30分）

本日の会議はお手元に配付してあります議事日程第3号のとおりであります。

○

議長（師玉敏代君） 日程に入ります。日程第1、議案第42号 平成30年度奄美市一般会計補正予算（第1号）についてから、議案第53号 工事請負契約の変更契約の締結についてまでの12件を一括して議題といたします。

ただいまの議案に関する各委員長の報告を求めます。

最初に、文教厚生委員長の審査報告を求めます。

文教厚生委員長（安田壮平君） おはようございます。御報告申し上げます。

文教厚生委員会は、6月15日の1日間開会し、当委員会に付託されました議案第42号及び議案第45号から議案第48号までの5件について、慎重に審査いたしました。

5件の議案につきましては、お手元に配付してあります文教厚生委員会審査報告書のとおり、全て全会一致で可決すべきものと決しました。

以下、主な審査内容について御報告いたします。

はじめに、議案第42号 平成30年度奄美市一般会計補正予算（第1号）中、3款民生費及び4款衛生費について、当局より補足説明があり、4款1項6目環境衛生費中、食肉処理施設整備に関しては大島地区衛生組合への負担金1,807万2,000円を支出の上、同組合より受託収入として1,960万円を受入れ、基本設計業務、測量設計業務、地質調査業務の委託料や、基本設計において外部有識者公益財団法人日本食肉生産技術開発センターの専門家にアドバイスをいただくための5回分の旅費を計上しているとのこと。

委員より、食肉処理施設の用途について質疑があり、当局より、基本的に豚と山羊の処理で加工施設も検討中である。牛については想定していないとのこと。その他、質疑がありましたが、この際、省略いたします。

次に、10款教育費について、当局より補足説明があり、1項2目学校教育振興費中、8月よりジェットプログラムによりALTが3名増え、4名体制で勤務することに伴い、研修会等のための普通旅費、家屋借上料、住宅用備品購入費が計上されている。また、6項3目体育施設管理費、11節需用費162万6,000円の内訳は、名瀬三儀山運動公園テニスコート夜間照明補修費用81万円、住用町奄美体験交流館ホール天井補修費用50万円、笠利町太陽が丘運動公園陸上競技場タイム計測台補修費用31万6,000円とのこと。

委員より、奄美体験交流館の利用状況について質疑があり、当局より、昨年度の利用者数4月3,329名、5月3,372名に対し、今年度4月2,520名、5月2,798名と減少。これに伴い収入面でも減少しているとの答弁でした。

また、委員外議員より、歳入のB&G財団修繕助成金1,730万円について質疑があり、当局より、3,000万円の限度額があり、平成16年度に1,270万円の修繕助成をいただいた経緯があり、今回は残額分をいただくことになったとのこと。

その他、スクールソーシャルワーカーや特別支援教育支援員の研修などについて質疑がありましたが、この際、省略いたします。

次に、議案第４５号 奄美市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、当局より、経済的理由により受診を控えることによる症状の重篤化を防ぐため、子どもに係る医療費の助成について、住民税非課税世帯の未就学児を対象に、医療機関の窓口における自己負担金をなくす制度を導入することに伴い、所要の規定を整備するものとの補足説明の後、委員より、全国的に住民税課税世帯・非課税世帯の区別なく、子ども医療費の現物給付を行っている例があるかとの質疑があり、当局より、九州での他の県においてはそのような事例がある。今回、住民税非課税世帯の未就学児に限定している要因としては、これまでは国が国保の補助をカットする措置をしていたが、今年度からは住民税の課税・非課税を問わず、未就学児に限りこのような措置を取らないということで、鹿児島県もそれを踏まえて現物給付を行うことになったと考えている、との答弁でした。

次に、議案第４６号 奄美市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について、及び議案第４７号 奄美市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、当局より補足説明があり、議案第４６号については、本年度より市内に２７か所ある居宅介護支援事業所を指定する権限が県から市町村へ移譲されたことに伴い、所要の規定を整備するもので、ケアマネージャーがケアプラン作成などを行う居宅介護支援事業所の指定や指定の更新、実地指導などを住民により近い立場にある本市が行うことになり、ケアマネージャーへの助言や支援を積極的に行うことにより、地域包括ケアシステム構築の一助となること、また保険者機能の強化となることを目的に条例を定めるもの。また、議案第４７号については、昨年度の介護保険法改正により、同一事業所において高齢者と障害者のどちらもサービスを受けられる制度が新設されるなど、地域共生社会の実現のための考えが示されたことや、身体拘束の指針が厳格化されたことなどについて、市町村所管の地域密着型サービスに関する所要の規定を整備しようとするもの、とのこと。

委員より、ケアマネージャー更新の際の研修はどうなるかとの質疑があり、当局より、更新研修はこれまでどおり島内で受講できる。事業所の指定・実地指導・監査などの権限は市に移るが、ケアマネージャー自体の登録・更新・研修などは引き続き県の仕事として残る、とのこと。

また委員より、身体拘束について質疑があり、当局より、要介護者の身体を拘束することについて、もともと地域密着型サービスの中に取扱指針があり、運営基準の中で代替する手段がない場合や、命に関わる場合以外は身体拘束をしてはいけないとなっていたが、今回の法改正により厳格化された。具体的には施設ごとに独自に指針を定めることと、身体拘束の適否を検討する身体拘束委員会を３か月に１度開催することなどで、介護事業所にできる限り身体拘束をしないよう求める内容となっている、との答弁でした。

その他、県から権限移譲になることに伴う人員体制の質疑などがありましたが、この際、省略いたします。

最後に、議案第４８号 奄美市立学校給食センター条例の一部を改正する条例の制定について、当局より補足説明の後、委員より特段の質疑はございませんでした。

以上で、文教厚生委員会の審査報告を終わります。御質疑がございましたら他の委員の協力を得てお答えしたいと思います。

議長（師玉敏代君） 次に、産業建設委員長の審査報告を求めます。

産業建設委員長（橋口和仁君） おはようございます。産業建設委員会は、６月１８日の１日間開会し、議案第４２号 平成３０年度奄美市一般会計補正予算（第１号）についてから、議案第４９号 和解及び損害賠償の額を定めることについてまでの２件を、慎重に審査いたしました。

これらの議案２件につきましては、お手元に配付してあります産業建設委員会審査報告書のとおり、全て原案のとおり可決すべきものと決しました。

以下、その審査の結果について御報告いたします。

議案第42号 平成30年度奄美市一般会計補正予算（第1号）並びに議案第49号 和解及び損害賠償の額を定めることについての、産業建設委員会関係事項についてであります。

当局から、8款土木費、5項都市計画費、7目都市再生整備事業費について、都市再生整備計画に基づき中心市街地地区43ヘクタールの道路修景や公園整備等のハード事業、中心市街地への出店支援など、商店街賑わい再生事業等のソフト事業を行うもので、平成33年度までの事業で補助率は10分の4.5。今回地方再生のモデル都市に選定されたことにより、平成30年度から平成32年度までの3年間、事業計画の変更を行い、事業の一部を前倒しで実施するもので、15節工事請負費2億5,900万円につきましては、市道中央46号線銀座通り252メートル、市道中央50号線奄美本通り244メートルの道路修景及びいね公園の休憩施設や遊具などの整備工事で、通り会との協議や道路設計が終わり次第整備工事を行うとのこと。また、19節負担金、補助及び交付金400万円につきましては、出店支援事業として家賃2分の1補助負担とのこと。

委員より、都市再生整備事業費を補助金、中心市街地の出店に補助ということで、今後増える傾向なのか、何店舗採用されて家賃補助等が何件ぐらいか。また、今後どのような予想をしているのかとの質疑に対し、当局から、出店支援の状況については、中心市街地エリア内に新しくお店を始めた場合に、2年間、家賃の2分の1、月10万円を限度に補助をする制度で、昨年度はエリアを中心市街地全域に拡大したことによって、新規出店者は13件、本年度4月で既に11件の出店が出ているとのこと、問い合わせ等もあり、今後もまだ出店があるものと予想しており、今回のこの補助事業を活用して活性化につなげていきたいと思っているとのこと。

他の委員より、地籍調査の進捗率について質疑があり、当局から、笠利が約60平方キロメートル、住用が約100平方キロメートル、名瀬が122平方キロメートルで、実面積が少ない分だけ進捗率が進んでいるとの答弁でありました。

更に他の委員より、国会で所有者不明の特措法ができ、これによって区画整理事業、公共事業がしやすくなったと。特措法の内容が市町村や民間企業、NPOなどが所有者の分からない土地の使用を希望する場合、一定の公共性が認められれば最長10年の使用権を設定できると、城の区画整理がなかなか前に進まない状態ですが、この特措法の施行で解消できるのかとの質疑に対し、当局から、この特措法は地番が不明な土地ではなく、所有者が不明な土地ということで境界をしっかりとっており、所有者の所有権の範囲がしっかりといても、所有者が不明な土地、多数共有地であってあれば、10名のうち不明者が1人でもあり、これを申請する際には所在、地番、地目などを特定しなければならないとなっており、城地区は公図混乱地域で、地番が特定できない元々の公図の形では土地が存在してなく、法務局に登録されている地番を特定できないので、決定事項とは少し違うとのことでありました。

このほかにも質疑がございましたが、この際、省略をいたします。

以上で、産業建設委員会に付託されました議案の審査報告を終わりますが、御質問がございましたら他の委員の協力を得てお答えしたいと思います。

議長（師玉敏代君） 次に、総務企画委員長の審査報告を求めます。

総務企画委員長（三島 照君） おはようございます。総務企画委員会は、6月18日、1日をかけて審査をいたしました。

それでは、総務委員会に付託されました議案第42号 平成30年度奄美市一般会計補正予算（第1号）中、関係事項について、議案第43号 奄美市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について、議案第44号 奄美市税条例の一部を改正する条例の制定について、議案第50号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について、議案第51号 過疎地域自立促進計画の変更について、議案第52号 工事請負契約の変更契約の締結について、議案第53号 工事請負契約の変更契約の締結

についてです。これらの議案7件につきましては、お手元に配付してあります総務企画委員会審査報告書のとおり、全て原案のとおり可決すべきものと決しました。

以下、その審査の結果について御報告いたします。

まず、議案第42号 平成30年度奄美市一般会計補正予算（第1号）中、総務企画委員会関係事項について、各課より説明がありました。

主な点は、まず、2款1項8目12節について、機器等設置手数料53万3,000円は、市内3地区の消防職員や消防団員の異動や町内会等の役員改選に伴い、戸別受信器計25台を新設・移設するための手数料とのことです。また、2款1項14目19節の負担金、補助及び交付金の587万5,000円は、地域おこし協力隊、谷よう子氏が実施するAIフェスティバルプログラム事業に掛かる費用を計上したとのことでした。

委員より質疑があり、今回自然遺産が延期になったことでなのか、また、来年はどうなるのかとの質問があり、当局は、地域おこし協力隊が実施する「奄美インアートプロジェクト」は、地域おこし協力隊は平成28年度から3年間という時限的なもので、平成30年度が最終年度になるということで、地域おこし協力隊の谷さんの最終的なものを作り上げていくという形で実施しておりますので、世界遺産とは少し違うということです。

また委員より、19款の繰越金7,734万1,000円が出ているが、これは形式収支のほうはどうなっているのか。また、実質収支が分かればそこまで示すようにとのことで、当局から、決算状況は現在作業中ということで、概算で形式収支が9億7,741万7,000円で、実質収支は8億3,308万1,000円との答弁でした。

そのほかにも委員から質疑がありましたが、この際、省略いたします。

次に、議案第43号 奄美市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について、当局から、本庁舎建設を機に本市の電算システムに関するデータの保管場所について、安全面と経費面に優れた外部サーバークラウドへ移行を予定しておりますとのことから、庁内のネットワークと外部の電算機との接続に関する規定を見直すものという補足説明がありました。

委員から質問があり、その際、その前にどのくらい費用が減るのか、試算はできているのかということに対して、当局からは、今回予定しているのが年額で774万円ぐらいとなりますが、これを5年間で比較すると、庁内の電算室にサーバーを置いた場合に比べて約336万2,000円安くなると計算をしているとのことでした。

そのほかにも質疑がありましたが、この際、省略させていただきます。

次に、議案第44号 奄美市税条例の一部を改正する条例の制定について、当局から説明があり、今回の条例は、中小企業者が施行期日から平成33年3月31日までの間に、生産性向上特別措置法に規定する先端設備を取得した際に課する固定資産税3年分について、課税標準価格に乗じる特定割合をゼロとするもので、該当する償却資産の固定資産税はゼロとなるということです。

委員より、該当する職種について質疑があり、当局より、今度市が作ります導入基本計画では、国と協議をして市としては全ての業種について対象にしたいと考えているということです。

このほかにも委員から質疑がありましたが、省略させていただきます。

次に、議案第50号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について、及び議案第51号 過疎地域自立促進計画の変更について、当局の説明がありました。

委員より、学校給食施設費が13億6,465万2,000円が、変更後26億6,598万3,000円と、約倍の金額になっている。これらの要因となぜ2倍になったのか、内容も含めて説明を求めました。当局は、実施計画を作って、これを加味しながら、毎年ローリングしながら作っていく。その中で、期間が平成28年度から32年度まで5年間ですので、32年までで事業費がこのぐらいまで掛かるだろうという予想も含めて、必ずしもイコール予算ではない。あくまでも計画規模ですので、事業費は若干多めにとっているとのことでした。

ほかにも委員より質疑がありましたが、この際、省略させていただきます。

次に、議案第52号 工事請負契約の変更契約の締結について、及び議案第53号 工事請負契約の変更契約の締結について、2件の説明を受けました。

委員より、インフレスライド条項について、これは公共工事で毎回こういう条項が含まれているものなのか。含まれているとしたら、例えば国の労働単価が、県からの労働単価が著しく上がっているのかという質疑があり、当局から、インフレスライド条項については、県の公共単価を基準に、その増減の幅が増えた分で単価の再計算をするということで、まず、金額を出すことになります。現在では契約関係、全てに適用されていると認識しているということです。

また委員より、これまで適用された事例としての質問があり、当局から、適用された事例は、昭和49年の第一次石油危機当時、次は平成24年東日本大震災の当時、これに続き今回の平成29年2月に運用通知が国を通してきたということです。

委員より、当初の見積りの中、入札に参加した段階でこの移動棚については全く設計の中に入っていなかったということですかとの質疑があり、当局は、当初設計にはこの移動棚は本体工事に含まれていなかった。備品として購入する予定の当初計画でしたとのことです。

ほかにも委員から質疑がありましたが、この際、省略させていただきます。

以上で総務委員会に付託されました議案の審査結果報告を終わります。

なお、御質問がございましたら、他の委員の協力を得てお答えしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

議長（師玉敏代君） これから、各委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これから、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これから、採決を行います。

議案第42号から議案第53号までの12件を一括して採決いたします。

この議案12件に関する各委員長の報告は、いずれも原案可決すべきものであります。

お諮りいたします。

この議案12件は、各委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議案第42号 平成30年度奄美市一般会計補正予算（第1号）についてから、議案第53号 工事請負契約の変更契約の締結についてまでの12件は、いずれも原案のとおり可決されました。

○

議長（師玉敏代君） 日程第2、請願第2号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元、複式学級解消を図るための2019年度政府予算に係る意見書採択の要請について、請願第1号 受動喫煙防止の展開について、及び陳情第1号 奄美市名瀬・住用地区大規模給食センター化の市民説明会を求める陳情についてを議題といたします。

ただいまの請願第2号、請願第1号及び陳情第1号に対する文教厚生委員長の審査報告を求めます。

文教厚生委員長（安田壮平君） 御報告申し上げます。当委員会に付託されました請願第2号 「教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元、複式学級解消を図るための2019年度政府予算に係る意見書採択の要請について」、及び請願第1号 「受動喫煙防止の展開について」、及び陳情第1号 「奄美市名瀬・住用地区大規模給食センター化の市民説明会を求める陳情」につきまして、審査結果を報告いたします。

お手元に配付しました審査報告書のとおり、請願第2号及び請願第1号につきましては採択すべきもの、陳情第1号につきましては不採択とすべきものと決しました。

以下、主な審査内容について御報告いたします。

はじめに、請願第2号の請願者は、奄美市名瀬和光町にお住まいの鹿児島県教職員組合奄美地区支部奄美地区協議会議長の高 幸広さん、紹介議員は関 誠之議員であります。

請願事項は、一つ、子どもたちの教育環境改善、教職員の長時間労働改善のために計画的な教職員定数改善を推進すること。一つ、教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を2分の1に復元すること。一つ、離島・山間部の多い鹿児島県において、教育の機会均等を保障するため、国の学級編成基準を改めて、学校統廃合によらない複式学級の解消に向けて適切な措置を講ずることとあります。

委員より、毎年この請願を提出しているが、実現の可能性はあるのかとの質疑があり、紹介議員より、いわゆる世論が多くなれば国も動き出すのではないかという思いで提出しているとの答弁がありました。

請願第2号については、採決の結果、賛成多数で採択すべきものと決しました。

なお、ただいま報告しました請願第2号につきましては、採択と決した際には、後刻、文教厚生委員長名で意見書の提出を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、継続審査となっております請願第1号の請願者は、日置市伊集院町にお住まいの涉 秀憲さん、紹介議員は崎田信正議員、関 誠之議員であります。

請願事項は、一つ、受動喫煙の健康被害については、市民に対し市広報紙、関係者による講習会等、あらゆる手法を駆使して広く啓発し周知に努めること。一つ、飲食店業界にも趣旨を説明して協力を要請することとあります。

委員からの主な意見として、4月25日の委員会調査活動によれば、この請願の内容は担当課としてはほぼ取り組んでいると認識しており、引き続き取り組んでいただければ問題ない。担当課の業務負担が増えることを懸念している。また、健康増進のために必要なことなので、否定する理由はない。今国会でも健康増進法改正の中で審議を進めていて、その決定にそって本市においても取組を進めていただきたいなど、活発に議論が交わされました。

請願第1号については、採決の結果、全会一致で採択すべきものと決しました。

最後に、継続審査となっております陳情第1号の陳情者は、奄美市名瀬和光町にお住まいの奄美の子どもたちの命と健康を守る群民会議議長の城村典文さんであります。

陳情事項は、一つ、奄美市名瀬・住用地区給食センター化の市民説明会開催を求める、であります。

委員からの主な意見として、教育委員会はさまざまな機会に説明をしているので、特段の説明会を開催する必要はない。工事の進捗も完成に近づいてきており、危機管理対策のマニュアルもほぼ出来上がっている中、不安をあおるような文面の本陳情に答える説明会は開催すべきでない。何か問題が起こったり、保護者や子どもたちなど、直接関わる人たちから要望があったりした場合には、説明会などの対応をしてほしい。また、市民から聞きたいということがあれば、基本的に説明をするのが行政の役割ではないか。議会の一般質問でも複数名の議員が給食センターについて取り上げており、市民の中にも把握しきれていない様々な思いや声があるのではないかなど、活発に議論が交わされました。

陳情第1号については、採決の結果、賛成少数で不採択とすべきものと決しました。

以上で請願第2号及び請願第1号並びに陳情第1号の審査報告を終わります。
御質疑がございましたら他の委員の協力を得てお答えしたいと思います。

議長（師玉敏代君） これから、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これから、討論に入ります。

通告がありましたので、発言を許可いたします。

日本共産党 崎田信正君の発言を許可いたします。

17番（崎田信正君） おはようございます。日本共産党の崎田信正です。私は、陳情第1号 奄美市名瀬・住用地区大規模給食センター化の市民説明会を求める陳情について、採択すべきとの立場から討論を行います。

私は、住民が希望する説明会開催の要望には、基本的には応えるべきだという立場に立っております。今回陳情の大規模給食センター化に対する市民説明会については、先ほど報告がありました文教厚生委員会の審査でも、当局が給食センターの説明に努力している状況は理解をしております。しかし、努力していることで、それが十分ということとは、また別問題だとも思っているんです。今回の陳情が出されたのは2月の13日、3月議会では継続審査とし、閉会中にも先ほど報告があったとおり審査が行われてまいりました。何が何でも住民説明会となると、大変だという思いもあろうかと思えます。私も一部そういう不安もありますけれども、しかし、現状を見れば奄美市民においては、私は常識的な対応がされていると思っております。過去3年間を見ても、住民説明会を求める請願・陳情というのは、自衛隊基地建設に関するものだけであります。そして、今回の大規模給食センター化に関するものとなります。どれもこれも何でもかんでもという内容ではなく、これまでの状況を大きく変えるもので、今この問題に直面している私たち一人一人が、市民がしっかり議論して、問題があるのかないのか、メリットデメリット、そして住民の疑問や要望にしっかり応えることが後世に禍根を残さないためにも必要なことではないでしょうか。事実、この第2回定例会一般質問においても、複数の議員から給食センターに関する質問が出されているのは、先ほどの委員長報告のとおりです。施設建設にこれは賛成・反対という問題ではなく、住民説明会開催の求めには応じることが必要だと申し上げ、採択を求める討論いたします。

議長（師玉敏代君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これから、請願第2号、請願第1号及び陳情第1号について、採決いたします。

採決は、これを分割して行います。

はじめに、請願第2号 「教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1の復元、複式学級解消を図るための2019年度政府予算に係る意見書採択の要請について」を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本案に関する委員長報告は、採択すべきものであります。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、請願第2号「教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元、複式学級解消を図るための2019年度政府予算に係る意見書採択の要請について」は、採択することに決定いたしました。

次に、請願第1号「受動喫煙防止の展開について」を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本案に関する委員長報告は、採択すべきものであります。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、請願第1号「受動喫煙防止の展開について」は採択することに決定いたしました。

次に、陳情第1号「奄美市名瀬・住用地区大規模給食センター化の市民説明会を求める陳情について」を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本案に関する委員長報告は、不採択とすべきものであります。

この際、念のため申し上げます。

委員会が不採択のときは、本会議において改めて採否をお諮りすることになっておりますので、評決に当たっては御注意願います。

お諮りいたします。

本件は、これを採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立少数であります。

起立少数であります。

よって、陳情第1号「奄美市名瀬・住用地区大規模給食センター化の市民説明会を求める陳情について」は、不採択とすることに決定いたしました。

○

議長(師玉敏代君) 日程第3, 発議第3号「教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元、複式学級解消を図るための2019年度政府予算に係る意見書の提出について」を議題といたします。

お諮りいたします。

本案は、提案理由の説明を省略いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、提案理由の説明は省略いたします。

これから、本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これにて、質疑を終結いたします。

これから、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これから、本案について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、発議第3号「教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元、複式学級解消を図るための2019年度政府予算に係る意見書の提出について」は、原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました意見書の提出先につきましては、議長に一任願います。

○

議長（師玉敏代君） 日程第4、発議第4号「地方財政の充実強化を求める意見書について」を議題といたします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

15番（関 誠之君） おはようございます。社会民主党、社民党の関 誠之でございます。

それでは、提案理由の説明をいたします。地方自治体は子育て支援の充実と保育人材の確保、高齢化が進行する中での医療・介護などの社会保障への対応、地域交通の維持など、果たす役割が拡大する中で、人口減少対策を含む地方版総合戦略の実行やマイナンバー制度の対応、大規模災害を想定した防災・減災事業の実施など、新たな政策課題に直面しています。一方、地方公務員をはじめとした公的サービスを担う人材に限られる中で、新たなニーズへの対応と細やかな公的サービスの提供が困難となっております。人材確保を進めるとともに、これに見合う地方財政の確立を目指す必要があります。こうした状況にも関わらず、社会保障費の圧縮や「公的サービスの産業化」など、地方財政をターゲットとした歳出削減に向けた議論が加速しています。特に「トップランナー方式」の導入は民間委託を前提とした地方交付税算定を容認するものであり、地方財政全体の安易な縮小につながるものが危惧されるものとなっています。「インセンティブ改革」と併せ、地方交付税制度を利用した国の政策誘導であり、客観・中立であるべき地方交付税制度の根幹を揺るがしかねないものであります。本来、必要な公共サービスを提供するため、財源を担保するのが地方財政計画の役割であります。しかし、財政再建目標を達成するためだけに歳出削減が行われ、結果として不可欠なサービスが削減されれば本末転倒であり、国民生活と地域経済に疲弊をもたらすことは明らかであります。このため、2019年度の政府予算と地方財政の検討にあたって、国民生活を犠牲にする財政とすることではなく、歳入・歳出を的確に見積り、人的サービスとしての社会保障予算の充実と地方財政の確立を目指すことが必要であります。このため、政府にお手元の配付いたしました1からの実現を求め、各議員の賛同をお願いし、提案の理由の説明といたします。

議長（師玉敏代君） これから、本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は、委員会付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略いたします。

これから、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これから、採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、発議第４号 地方財政の充実強化を求める意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました意見書の提出先につきましては、議長に一任願います。

暫時休憩いたします。

１０時３５分再開いたします。（午前１０時２０分）



議長（師玉敏代君） 再開いたします。（午前１０時３５分）

日程第５，奄美市選挙管理委員及び補充員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙は、指名推薦により行いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、選挙は指名推薦により行います。

お諮りします。

指名は議長において行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議長において指名いたします。

まず、選挙管理委員には名島義文氏，肥後末雄氏，元多政重氏，益田順二氏を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました方を選挙管理委員の当選者と決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました名島義文氏，肥後末雄氏，元多政重氏，益田順二氏が選挙管理委員に当選されました。

次に、補充員を指名いたします。

補充員には，１位，大江和典氏，２位，今里信弘氏，３位，宮元克雄氏，４位，中山京子氏を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました方を補充員の当選人と決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました 1 位，大江和典氏， 2 位，今里信弘氏， 3 位，宮元克雄氏， 4 位，中山京子氏が補充員に当選されました。

○

議長（師玉敏代君） 日程第 6，議案第 57 号 監査委員の選任についてを議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長（朝山 毅君） おはようございます。ただいま上程されました議案第 57 号 監査委員の選任につきまして，提案理由を御説明申し上げます。

本市監査委員の森 米勝氏の任期が，平成 30 年 7 月 12 日をもって任期満了となりますことから，引き続き同氏を選任いたしたく，地方自治法第 196 条第 1 項の規定により，議会の同意を求めるものでございます。

何とぞ御同意くださいますようよろしくお願いいたします。

議長（師玉敏代君） これから，質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は，会議規則第 37 条第 3 項の規定により，委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって，本案は委員会付託を省略いたします。

これから，討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これから，議案第 57 号について，採決いたします。

この採決は無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

ただいまの議長を除く出席議員は 23 名であります。

投票用紙を配付いたします。

（投票用紙配付）

配付漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

（投票箱点検）

異常なしと認めます。

この際，念のために申し上げます。本案を可とする方は賛成と，否とする方は反対と記載の上，点呼

に応じて順次投票をお願いします。

なお、投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第73条第2項の規定により否とみなします。

点呼を命じます。

（点呼、投票）

投票漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

（議場開場）

着席願います。

開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に橋口耕太郎君、安田壮平君を指名いたします。

両名の立ち会いをお願いいたします。

（開票）

投票の結果を報告いたします。

投票総数23票。これは先ほどの議長を除く出席議員数に符合いたしております。

そのうち、賛成22票、反対1票であります。

以上のとおり、賛成多数であります。

よって、議案第57号 監査委員の選任については、これに同意することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。（午前10時46分）

○

議長（師玉敏代君） 再開いたします。（午前10時47分）

日程第7、議案第58号 奄美市固定資産評価審査委員会委員の選任についてから、議案第60号 奄美市固定資産評価審査委員会委員の選任についての3件を一括して議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長（朝山 毅君） ただいま上程されました議案第58号から議案第60号までの固定資産評価審査委員会委員の選任につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

本市の固定資産評価審査委員会委員の塩崎博成氏、師玉敏司氏、及び悦田隆二郎氏の任期が平成30年7月7日をもって満了となりますことから、引き続き塩崎博成氏を、また新たに浦口一弘氏、及び浜崎幸樹氏をそれぞれ選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

何とぞ御同意くださいますようお願い申し上げます。

議長（師玉敏代君） これから、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本案は、委員会付託及び討論を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託及び討論を省略したいと思います。

これから、採決をいたします。

採決は、これを1件ごとに行います。

まず、議案第58号 奄美市固定資産評価審査委員会委員の選任について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議案第58号は、これに同意することに決定しました。

次に、議案第59号 奄美市固定資産評価審査委員会委員の選任について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議案第59号は、これに同意することに決定しました。

次に、議案第60号 奄美市固定資産評価審査委員会委員の選任について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議案第60号は、これに同意することに決定しました。



議長（師玉敏代君） 日程第8，議員定数等調査特別委員会の中間報告についてを議題といたします。

委員長長の報告を求めます。

議員定数等調査特別委員長（与 勝広君） 皆さん、おはようございます。議員定数等調査特別委員会の中間報告をさせていただきます。

これまで、奄美市議会におきましては、議会基本条例の制定、この議会基本条例につきましては、平成22年7月2日から施行されております。そして、年2回の議会報告会の開催、これにつきましても平成20年から実施され、本年は10年という佳節を迎えます。また、奄美市議会だよりの発行、そして各常任委員会の所管事務調査に対しての報告会の開催、また、議会活性化検討委員会の設置や政策立案推進会議の設置など、これまで奄美市議会はこのように議会改革に継続的に取り組んでまいりました。この議会改革の一環といたしまして、平成29年の7月3日に議員定数等調査特別委員会を設置いたしました。この委員会におきましては、議員定数、議員報酬についての検討、協議を行う機関といたしまして、まずは議員定数について協議検討を行ってまいりました。議会基本条例第23条に基づいて、行財政改革の視点、また市政の現状と課題、そして将来の予想・展望等を十分考慮しながら、検討、推進を進めてまいりました。今、振り返りますと、平成18年に旧名瀬市、旧笠利町、旧住用村の1市1町1村が合併し、奄美市として誕生し、また奄美市議会として誕生いたしました。当時は在任特例制度で43名の議員が誕生し、マンモス議会と揶揄・批判もされました。翌年の平成19年には26名と削減をし、そして平成21年には議員定数検討委員会を設置をして24名に削減した経緯があります。あれから8年という歳月を経て、今、我が国の経済社会状況も大きく変わり、そして地方に行けば超少子化高齢化、そして人口減少という、この悩ましい問題もなかなか解決できない状況にあり、こういった状況の中で全国の地方議会においては、定数減少という傾向にある中での今回の議員定数等調査

特別委員会の設置でありました。当委員会は、平成29年の9月12日から平成30年6月15日まで10回にわたって開会をいたしました。その経緯と結果について述べたいと思います。

まず、第1回の平成29年の9月12日の委員会におきましては、この委員会の意義、また今後の方向性、そしていつまでやるのかということをいろいろ議論をさせていただきました。また、第4回の平成29年10月25日の第4回委員会において、その前に各会派議員から丁寧に意見を聴取し、その第4回では現状維持が10名、そして定数2減が9名、定数3減が1名、そして3名が保留という形でありました。この現状維持、定数減についての主だった意見につきましては、まず、現状維持につきましては、飛び地合併である、そして住民の声が反映されにくい、外海離島であるなどもありました。そして、今、世界自然遺産登録ということを実現に向かって、さまざまな事業も展開しており、また、奄美市では多くの公共事業を行っており、この2・3年の推移を見てからでもよいのではないかという意見が主でありました。また、2減、3減の意見につきましては、この5万人未満の議会においては、平均で17.4名の議員の数であるけれども、奄美市は多いと。もっと行政も、また議会もスリム化を目指していく必要があるのではないかと、こういう意見が占めておりました。そしてまた、若い世代の方々が将来、この活動をできるように、議員定数を減らし、議員報酬を上げるべきではないかと、こういった意見が主でありました。そして、私たちは会派議員から一つ一つ丁寧に意見を聞いて、その中で昨年11月の10日に行われた議会報告会で参加された方々にもアンケートを行うなどいたしました。アンケートの結果、40件の回答がありました。中身を述べますと、19件が現状維持、10件が反対、そして残りの11件は分からないというどちらでもいいという回答でありました。こういった議会報告会を活用しながらの市民の意見、そしてまた最終的にはパブリックコメントをきちっと行った上で、意見を聴取しようということで、昨年11月29日、平成29年の11月29日の第6回委員会におきましては、これを、このパブリックコメントの素案としてどうするかということで、挙手採決を行ったところ、これに対して現状維持が13名、そして定数2減が2名、定数1減が8名という形になり、結局議会のこの委員会の総意として、現状維持という素案を出すことになりました。このパブリックコメントにつきましては、平成29年の12月の18日から平成30年の1月17日の1か月間にわたって行いました。このパブリックコメントをするにあたりまして、地元新聞2社に対する2回にわたって新聞記事を掲載していただき、また地元のラジオ局にお願いし、そして放送を毎日のように行なっていただきました。このようにして議会のほうとしてもしっかりと市民に周知徹底を図りたいということで、このような活動も行いました。そのパブリックコメントの結果を申し上げますと、26件の、当初は27件ありましたけれども、1件は住所、氏名がないために、これは26件のものとなり、26件の内訳を見ますと、議会の総意といたしましては現状維持という素案でありましたけれども、26件のうち2件が現状維持に対して賛成、反対が24件でありました。その24件のうち、その100パーセント24件が削減をしていただきたいというのが主な意見でありました。

私たちはこのように議会報告会、そしてまたパブリックコメントなどを通じて、それでは最終的なこの議員定数等調査特別委員会の結論を出すべく、本年3月8日に第9回目の委員会を開催いたしました。これは2段階採決で挙手採決によって行いました。まず、現状維持なのか、削減なのか、これを挙手で求めたところ、まずは15名が定数削減、残りの8名が現状維持という結果となり、最終的な結果は定数2減が18名、定数1減が3人、そして棄権が2人という形になり、最終的にはこの9回の委員会の結論といたしましては、現行の24に対して定数2減の22名という形で決まりました。そして、直近の6月15日に行われた委員会では、最終本会議にて中間報告をするという皆様方の同意をいただいて今に至っております。

こういった経緯を経て、定数条例改正案も提出しますが、この議員定数等調査特別委員会は議員定数についての検討協議結果も報告も終わりましたので、これをもちまして中間報告とさせていただきます。以上です。

議長（師玉敏代君） 以上で議員定数等調査特別委員会の中間報告を終了いたします。

○

議長（師玉敏代君） 日程第 9，発議第 5 号 奄美市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本案は，提案理由の説明を省略したいと思いますが，これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって，提案理由の説明は省略いたします。

これから，本案に対する質疑に入ります。

質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これから，討論に入ります。

討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これから，本案について採決いたします。

この採決は，起立により行います。

本案は，原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって，発議第 5 号 奄美市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定については，原案のとおり可決されました。

○

議長（師玉敏代君） 日程第 10，閉会中の継続審査についてを議題といたします。

議会運営委員長及び常任委員長から，お手元に配付してあります文書表のとおり，閉会中の継続審査及び調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

各委員長の申し出のとおり，これを閉会中の継続審査及び調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって，申し出のとおり，これを閉会中の継続審査及び調査とすることに決しました。

以上で本定例会に付議された事件は全て議了いたしました。

これをもって平成 30 年第 2 回奄美市議会定例会を閉会いたします。（午前 11 時 05 分）

○

以上，本会議の次第を記載し，相違なかったことを認め，ここに署名する。

奄美市議会議長 師玉 敏代

奄美市議会議員 津畑 誠

奄美市議会議員 竹山 耕平

奄美市議会議員 奥 輝人

文教厚生委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第110条及び第141条の規定により報告いたします。

記

番号	議案等番号	件名	審査の結果
(1)	議案第42号	平成30年度奄美市一般会計補正予算(第1号)について	原案可決すべきもの
(2)	議案第45号	奄美市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの
(3)	議案第46号	奄美市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について	原案可決すべきもの
(4)	議案第47号	奄美市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの
(5)	議案第48号	奄美市立学校給食センター条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの
(6)	請願第2号	教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元、複式学級解消をはかるための、2019年度政府予算に係る意見書採択の要請について	採択すべきもの
(7)	請願第1号	受動喫煙防止の展開について	採択すべきもの
(8)	陳情第1号	奄美市・名瀬・住用地区大規模給食センター化の市民説明会を求める陳情	不採択とすべきもの

平成30年6月25日

文教厚生委員長 安田 壮平

奄美市議会議長 師玉 敏代 殿

産業建設委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告いたします。

記

番号	議案等番号	件名	審査の結果
(1)	議案第42号	平成30年度奄美市一般会計補正予算(第1号)について	原案可決すべきもの
(2)	議案第49号	和解及び損害賠償の額を定めることについて	原案可決すべきもの

平成30年6月25日

産業建設委員長 橋口 和仁

奄美市議会議長 師玉 敏代 殿

総務企画委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告いたします。

記

番号	議案等番号	件名	審査の結果
(1)	議案第42号	平成30年度奄美市一般会計補正予算(第1号)について	原案可決すべきもの
(2)	議案第43号	奄美市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの
(3)	議案第44号	奄美市税条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの
(4)	議案第50号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について	原案可決すべきもの
(5)	議案第51号	過疎地域自立促進計画の変更について	原案可決すべきもの
(6)	議案第52号	工事請負契約の変更契約の締結について	原案可決すべきもの
(7)	議案第53号	工事請負契約の変更契約の締結について	原案可決すべきもの

平成30年6月25日

総務企画委員長 三島 照

奄美市議会議長 師玉 敏代 殿

平成30年 6 月25日

奄美市議会議長 師玉 敏代 殿

議会運営委員長	伊東 隆吉
総務企画委員長	三島 照
文教厚生委員長	安田 壮平

閉会中の継続審査の申出について

各委員会は、下記案件について、なお検討を要するため、閉会中も継続審査を要するものと決定したので、会議規則第111条の規定によって申し出ます。

記

- 議会運営委員会
 - 1 議会運営に関する事項について
 - 2 議長の諮問する事項について
- 総務企画委員会
 - 1 陳情第5号 ミサイル配備部隊反対の市議会決議を求める陳情
 - 2 所管事務調査に関する事項
- 文教厚生委員会
 - 1 所管事務調査に関する事項

議員定数等調査特別委員会中間報告

平成30年6月25日

奄美市議会

議員定数等調査特別委員会

はじめに

地方公共団体は議会の議員定数については長らく地方自治法第91条（市町村議会）で人口に応じた上限が規定され、その上限の範囲内で条例により定めることとされてきました。しかし、平成23年の地方自治法の一部改正により、地方公共団体の自由度の拡大を図る措置として、議員定数の法定上限の撤廃が行われました。

従来、議員定数の在り方は法定上限数を一つの根拠として議論されてきており、定数を削減する理由は行財政改革の視点からでした。

現在、地方議会は地方公共団体の意思決定における責任や執行機関に対する監視機能といった点において、その責任の重さや機能がますます大きくなっています。とりわけ、地方議会の果たすべき機能とは、住民代表機能、情報開示・審議機能、意思決定機能、執行機関に対する監視機能などであります。

奄美市議会としては、議会基本条例の制定をはじめ、議会報告会の年2回開催、議会だよりの発行、各常任委員会による所管事務調査の報告会開催、市議会活性化検討委員会や政策立案推進会議の設置などの様々な改革に取り組み、議会機能の充実を継続的に図っているところです。

奄美市議会は平成18年合併時の在任特例制度による43名から19年には26名へ、また平成21年設置の議員定数検討委員会において24名へと削減してきた経緯があります。それから8年を経て、社会・経済情勢の変化、全国の地方議会における議員定数の減少傾向もあり、議員定数と議員報酬について検討を行うこととしました。

本特別委員会では、先に議員定数について検討を行うこととし、平成29年9月12日から平成30年6月15日まで10回にわたり検討・協議を行いました。

検討に当たっては、議会基本条例第23条の規定に基づき、行財政改革の視点だけでなく、市政の現状と課題、将来の予測と展望を十分に考慮するとともに、類似市との比較検討を行いました。

これらを踏まえて取りまとめた定数素案（現行維持24名）について、パブリックコメントにより市民の意見を聴いたうえ、総合的に判断し定数案（2名削減の22名）を決定いたしました。

本特別委員会では、これに基づき、議員定数条例改正案を提案しますが、議員定数に関する事項については終了することとなることから、検討の経過を含めて報告致します。

議員定数等調査特別委員会
委員長 与 勝広

1 特別委員会の設置

(1) 特別委員会の設置

平成29年7月3日

(2) 付託事件

議員の定数及び報酬に関する調査

(3) 調査期限

本特別委員会は、(2)に掲げる事件の調査が終了するまで閉会中もなお継続審査することができる。

(4) 委員会構成

本特別委員会の委員は、議長を除く23名とする。

委員長 与 勝広

副委員長 竹山 耕平

(5) 委員会開催状況

回	開催日	協議内容
1	平成29年9月12日	委員会の進め方、スケジュールの確認を行いました。先に定数案について検討することとしました。
2	平成29年9月27日	各会派（5会派及び無所属）から取りまとめた意見を聴取しました。 自民新風会・・・22名（2名減），21名（3名減），現状維持の3案 自由民主党・・・22名（2名削減） 公明党・・・現状維持 日本共産党・・・現状維持 社会民主党・・・現状維持 無所属・・・22名（2名減），現状維持の2案
3	平成29年10月11日	パブリックコメントについて、素案を決めてから行う事を決定しました。 11/10の議会報告会で定数案についてアンケートを行う事を決定しました。 各議員から個人の意見を聴取しました。
4	平成29年10月25日	各委員が「現状維持」「削減」の立場から自由討論を行いました。 「現状維持」：10人，「2名削減」：9人，「3名減」：1人，「保留」：3人 ◎主な意見 ・世界自然遺産登録や自衛隊基地建設など，これまで経験していない事業に取り組む。多角的に間違いのない選択を。 ・行政に厳しい改革を迫らないといけない中，自らも費用対効果を意識した努力をする必要がある

5	平成29年11月15日	「現状維持」：12人，「2名削減」：10人と意見が拮抗する中，「1名削減」の折衷案が提出されました。次回会合で折衷案を含め会派内で意見集約を再度図ることで一致しました。 ◎主な意見 ・多様な市民意見の吸い上げ，飛び地行政区を踏まえ，議員活動の低下を防ぐため現状維持であるべき ・類似自治体と比較データ（人口比，議員数）から本市は議員数が突出しているのは明らか，早急な調整が必要 ◎議会報告会（H29.11.10）での定数に関するアンケートの結果（全40件） ・現状維持とする意見：19件（47.5%） ・定数削減とする意見：10件（25.0%） ・どちらでもない，わからないとする意見：11件（27.5%）
6	平成29年11月29日	パブリックコメントのため，定数素案を採決の結果「議員定数は、現行の24人のままとする。」で決定しました。 「現行維持」：13人，「2名削減」：2人，「1名減」：8人
7	平成29年12月15日	パブリックコメント（意見公募）案について，修正を含めた協議を行い、平成29年12月18日から平成30年1月17日の1か月間実施する事を決定しました。
8	平成30年2月23日	パブリックコメントの集約結果（有効件数：26件）では，「現行維持」の素案に対し，「反対」の意見が多数を占めたため，会派ごとに再検討したうえで3月の委員会で最終案を決定することとしました。 ◎パブリックコメント結果 ・現行維持の素案に対し，賛成2件，反対：24件 ・反対のうち削減とする意見：24件 ・適正な議員数 ①20人（10件，38.5%） ②22人（4件，15.4%） ③18人（4件，15.4%） ④16人（2件，7.7%） ⑤8人（1件，3.8%）
9	平成30年3月8日	議員定数最終案を決定するため，各議員の挙手採決を2段階で実施しました。 ①削減：15人，現行維持：8人 ②2名減：18人，1名減：3人，棄権：2人 結果，2名減とする方針を決定し，次回以降の定例会で条例改正案を提出するため，次回会合で検討することとしました。
10	平成30年6月15日	議員定数等調査特別委員会中間報告（案）及び議員定数条例改正（案）について協議し，最終本会議で報告及び発議を行う事について決定しました。

協議事項

1 定数素案決定までの検討内容

委員会ではまず、鹿児島県内19市や九州・沖縄管内の類似団体の状況を比較し、本市のおかれた状況や現状の把握に努めた。二つ目として、議員定数を削減することにより生じるメリット・デメリットに関する協議では、定数を削減することにより経費の縮減が図られる一方、定数を削減することにより監視機能の低下はもとより、市民の意見を聴取し市政に反映させる機能の低下など、議会活性化に対するデメリットの要因もあるとの意見があった。

会派内でも意見が分かれることもあり、現行維持、2名減、3名減まで様々な意見が出され、それぞれの案に対する考えがあり、1名減という折衷案も出されたが、意見の一本化を図ることはできず、本委員会としては各議員から意見を聴取し、賛同する意見が多く出された「現行の24人のままとする」との意見をパブリックコメントの定数素案とし、市民の皆様からのご意見を基に最終的な定数案を決定することとした。

2 類似団体の状況

九州・沖縄の人口3万5千人～5万人未満の市（24団体）における議員定数等

	人口 H28.12月現在	議員定数	議員一人 当たり人口	28年度決算 (単位：百万円)	議員一人 当たり決算額	職員数 (普通会計)	議員一人 当たり職員数
九州平均	46,326	22	2,106	26,016	1,279	408	20
県平均	40,977	21	1,951	25,599	1,214	420	20
奄美市	44,251	24	1,844	33,164	1,382	506	21

上記データ（人口に対する議員の率）を将来推計人口に当てはめて試算した議員数

奄美市の将来推計人口 (国立社会保障・人口問題研究所による) H25.3.27発表	2020年 平成32年	2030年 平成42年
	40,798	35,693
現奄美市の率で試算 (1,844÷1,800)	22	19
鹿児島県内平均の率で試算 (1,951÷2,000)	20	17
九州平均の率で試算 (2,106÷2,100)	19	16

3 議員定数を維持する理由及び主な意見

○この先2年間を考慮すると、市内の大型事業を含め社会保障制度の改革や世界自然遺産登録、自衛隊基地問題など課題が集中する時期で、現在定数削減の選択肢はない。総合的には6年後に向けて検討するべきである。

○議員定数を削減することが市民サービスと結びつくのか疑問であり、むしろ市民には不利益である。

- 外海離島、飛び地合併という特殊要因・環境であり単純に本土の人口類似団体と比較は出来ない。
- 2名削減しても報酬が約1千万円減少するだけ、現行維持の方が市民のためになる。
- 奄美群島振興開発事業という特殊な事業を抱えており、財政規模も職員数も類似市に比べて大きい。
- 定数減により市民の多様な意見が議会に集積、市政に反映されるのかという危惧がある。

4 議員定数を削減する理由及び主な意見

- 本土・県内の人口類似団体と比較して明らかに定数が多すぎる。（九州・沖縄の平均定数は22名）
- 市の財政状況（地方交付税の一本算定化）や人口予測での減少傾向も考慮すべきである。
- 行政に改革を求めるなら市議会としても身を切る姿勢を示し、市民との信頼関係を保つ努力をすべきである。
- 現在の社会情勢・経済情勢の中で、全国的に議員削減の方向へ進んでいるが、現行維持は逆行するに等しい。
- 本土の類似都市（人口3万5千人～5万人）における議員定数の平均が22人であることからその数値を尊重すべきである。また各都市はその定数で機能していると考えられることから奄美市議会においても22名で十分機能すると考えられる。

5 定数案の検討

（1）パブリックコメント

平成29年12月18日から平成30年1月17日にかけて、パブリックコメント（意見公募）を実施した。実施に当たっては、より多くの意見が寄せられるよう地元紙2社に2回にわたって掲載を依頼し、地元ラジオではほぼ毎日の放送の中でPRしてもらうなど市民への周知に努め、26人（有効分）から意見が寄せられた。

※結果については、前記参照

（2）定数案の決定にあたって

反対の意見が多数を占めたパブリックコメントの意見を踏まえ、定数素案の「現行の24人のままとする」意見を修正するか協議し、会派ごとに再検討したうえで最終案を決定することとした。

委員会の協議の中で、各委員から意見を聴取したが意見の統一は図れず、定数最終案を決定するため、各議員による挙手採決を①現行維持か削減か ②1名削減か2名削減かの2段階で実施した。

採決の結果、賛成多数により22人を定数案とすることとした。

（3）定数案

定数案について、これまでの協議結果を踏まえて整理すると、次のとおりである。

ア 議員定数案

議員定数は、現行の 24 人から 2 人削減し、次期選挙から 22 人とする。

イ 議員定数を見直す理由

本市における行財政改革の動向、市政の現状・課題及び将来の予測・展望、議会機能の在り方並びに議員活動の評価に関する市民意見等を総合的に勘案すると、議員定数を見直す必要がある。

ウ 主な決定理由

A) 行財政改革についての視点

行政改革、財政健全化を行政側に求める立場として、議会自ら議員定数を減らすことでその姿勢を見せるべきである。

B) 市政の現状・課題及び将来の予測

議会は多くの市民の意見を反映する必要があるが、人口を目安として議員定数を定めていくことは市民からの理解が得やすく、現在の奄美市の人口規模からして 22 議席が妥当と思われる。また、他市に比べ大型事業や扶助費の増大等の懸案事項を抱えているが、自己能力を高める不断の研鑽によって、少数の議員でも対応を可能としたい。

C) 議会機能の維持についての視点

議会報告会など民意吸収機能の充実及び議会運営上の工夫に努めることにより、議会機能を充実させていくことは可能と考えられる。

教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元，複式学級解消をはかるための，2019 年度政府予算に係る意見書

学校現場における課題が複雑化・困難化する中で子どもたちのゆたかな学びを実現するためには，教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが不可欠です。特に小学校においては，2018 年度から新学習指導要領の移行期間に入り，外国語教育実施のため授業時数の調整など対応に苦慮する状況となっています。ゆたかな学びの実現のためには教職員定数改善などの施策が最重要課題です。また、明日の日本を担う子どもたちを育む学校現場において，教職員が人間らしい働き方ができるための長時間労働是正が必要であり，そのためにも教職員定数改善が欠かせません。

また，離島・山間部の多い鹿児島県においては 2 学年の子どもが一つの教室で学ぶ複式学級が多く，単式学級で学ぶ子どもたちと比較したとき，憲法が保障する教育の機会均等が保障されているとは言えません。子どもの教育の機会均等と学びの保障の観点から，複式学級の解消は極めて重要な課題です。

義務教育費国庫負担制度については，小泉政権下の「三位一体改革」の中で国庫負担率が 2 分の 1 から 3 分の 1 に引き下げられました。厳しい財政状況の中，独自財源により人的措置を行っている自治体もありますが，地方自治体の財政を圧迫していることや自治体間の教育格差が生じることは大きな問題です。国の施策として定数改善にむけた財源保障をし，子どもたちが全国のどこに住んでいても，一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。ゆたかな子どもの学びを保障するための条件整備は不可欠です。

よって，国会及び政府におかれては，地方教育行政の実情を十分に認識され，地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように，下記の措置を講じられるよう強く要請します。

記

- 1 子どもたちの教育環境改善，教職員の長時間労働改善のために計画的な教職員定数改善を推進すること。
- 2 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため，義務教育費国庫負担制度の負担割合を 2 分の 1 に復元すること。

- 3 離島・山間部の多い鹿児島県において教育の機会均等を保障するため、国の学級編成基準を改めて、学校統廃合によらない複式学級の解消に向けて適切な措置を講ずること。

以上，地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

平成 30 年 6 月 25 日

奄 美 市 議 会

【提出先】

内閣総理大臣，内閣官房長官，文部科学大臣，財務大臣，総務大臣

地方財政の充実・強化を求める意見書

地方自治体は、子育て支援策の充実と保育人材の確保、高齢化が進行する中での医療・介護などの社会保障への対応、地域交通の維持など、果たす役割が拡大する中で、人口減少対策を含む地方版総合戦略の実行やマイナンバー制度への対応、大規模災害を想定した防災・減災事業の実施など、新たな政策課題に直面しています。

一方、地方公務員をはじめとした公的サービスを担う人材に限られる中で、新たなニーズへの対応と細やかな公的サービスの提供が困難となっており、人材確保を進めるとともに、これに見合う地方財政の確立をめざす必要があります。

こうした状況にもかかわらず、社会保障費の圧縮や「公的サービスの産業化」など地方財政をターゲットとした歳出削減にむけた議論が加速しています。とくに、「トップランナー方式」の導入は、民間委託を前提とした地方交付税算定を容認するものであり、地方財政全体の安易な縮小につながるものが危惧されるものとなっています。「インセンティブ改革」とあわせ、地方交付税制度を利用した国の政策誘導であり、客観・中立であるべき地方交付税制度の根幹を揺るがしかねないものです。

本来、必要な公共サービスを提供するため、財源面を担保するのが地方財政計画の役割です。しかし、財政再建目標を達成するためだけに歳出削減が行われ、結果として不可欠なサービスが削減されれば、本末転倒であり、国民生活と地域経済に疲弊をもたらすことは明らかなです。

このため、2019年度の政府予算と地方財政の検討にあたっては、国民生活を犠牲にする財政とするのではなく、歳入・歳出を的確に見積もり、人的サービスとしての社会保障予算の充実と地方財政の確立をめざすことが必要です。このため、政府に以下の事項の実現を求めます。

記

1. 社会保障、災害対策、環境対策、地域交通対策、人口減少対策など、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これに見合う地方一般財源総額の確保をはかること。
2. 子ども・子育て支援新制度、地域医療の確保、地域包括ケアシステムの構

策，生活困窮者自立支援，介護保険制度や国民健康保険制度の見直しなど，急増する社会保障ニーズへの対応と人材を確保するための社会保障予算の確保および地方財政措置を的確に行うこと。

3. 地方交付税における「トップランナー方式」の導入は，地域によって人口規模・事業規模の差異，各自治体における検討経過や民間産業の展開度合いの違いを無視して経費を算定するものであり，廃止・縮小を含めた検討を行うこと。
4. 災害時においても住民の命と財産を守る防災・減災事業は，これまで以上に重要であり，自治体庁舎をはじめとした公共施設の耐震化や緊急防災・減災事業の対象事業の拡充と十分な期間の確保を行うこと。また，2015年度の国勢調査を踏まえた人口急減・急増自治体の行財政運営に支障が生じることがないように，地方交付税算定のあり方を引き続き検討すること。
5. 地域間の財源偏在性の是正のため，偏在性の小さい所得税・消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど，抜本的な解決策の協議を進めること。

同時に，各種税制の廃止，減税を検討する際には，自治体財政に与える影響を十分検証した上で，代替財源の確保をはじめ，財政運営に支障が生じることがないように対応をはかること。

6. 地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化をはかり，市町村合併の算定特例の終了を踏まえた新たな財政需要の把握，小規模自治体に配慮した段階補正の強化などの対策を講じること。

同時に，地方交付税原資の確保については，臨時財政対策債に過度に依存しないものとし，対象国税4税（所得税・法人税・酒税・消費税）に対する法定率の引き上げを行うこと。

7. 自治体の基金残高を地方財政計画や地方交付税に反映させないこと。

以上，地方自治法第99条の規定に基づき，意見書を提出する。

平成30年6月25日

奄美市議会

【提出先】

内閣総理大臣，内閣官房長官，総務大臣，財務大臣，内閣府特命担当大臣（地方創生規制改革担当），内閣府特命担当大臣（経済財政政策担当）